



\* 0005325000 \*

0005325-000

312.22-T0347s

新支那現勢要覽

東亞同文会業務部

1938

ABC



東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室  
芳澤中國記念事業財團  
電話(28)四一〇八番

芳澤中國記念事業財團  
東京千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室  
電話(28)四一〇八番



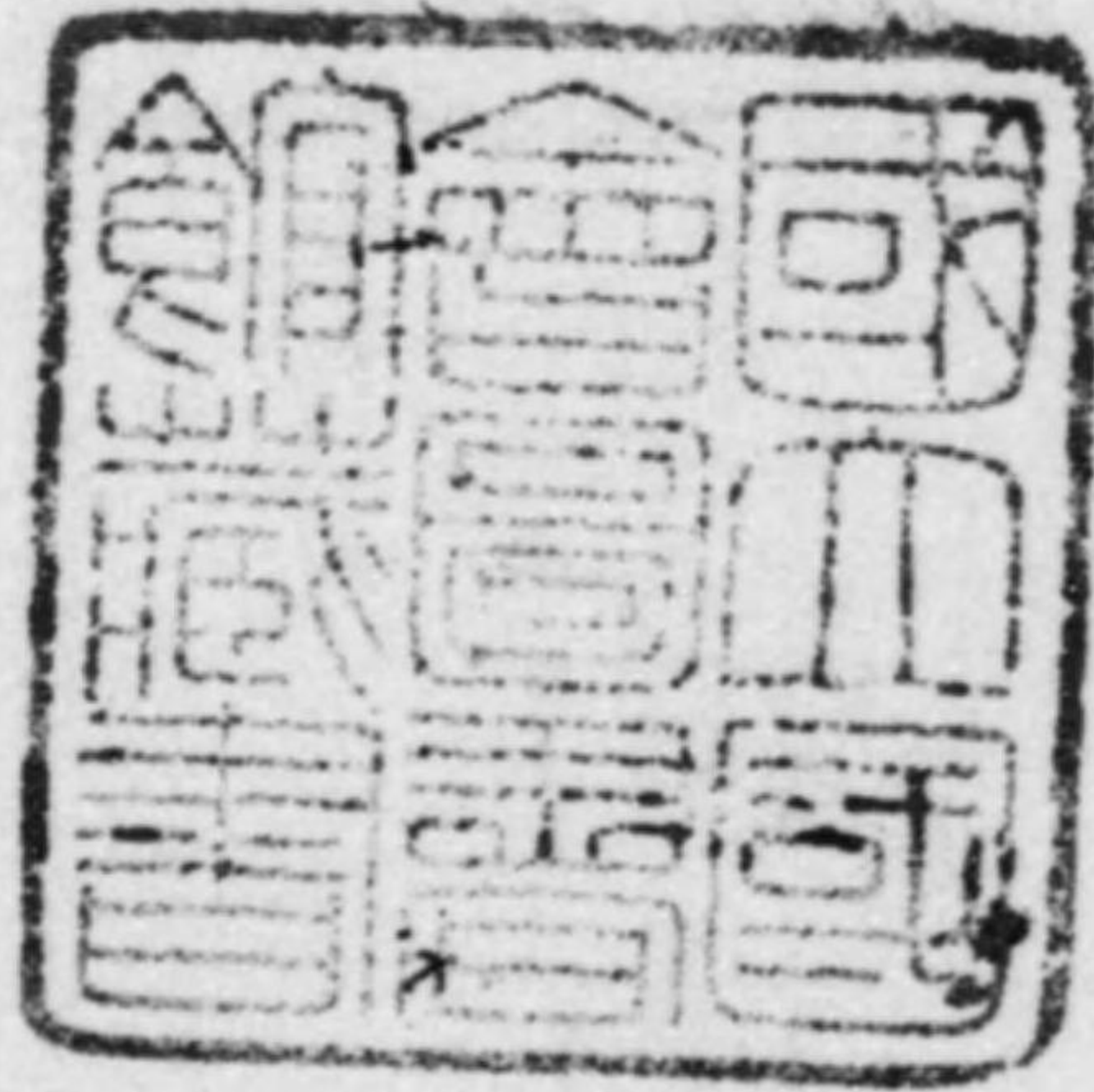
昭和十三年九月

新支那現勢要覽

東亞同文會發行



3/2.22  
To 347A  
III



509183

### 事變一周年に際して全國民に訴ふ

昨年七月七日は、蘆溝橋事件の突發した當日でありまして、支那事變はこゝに早くも一周年を迎へることになりました。事件發生の當初、帝國は不擴大方針を以て進み、出來るだけ局地において事を解決する考へでをりましたにもかゝはらず、暴戾なる國民政府は、事々にわが誠意を裏切り、みだりに事件を擴大し、長期抗日を叫んで、つひに今日の如き戦亂をまき起しましたことは、まことに遺憾に堪へない次第であります。しかしながら、事變の進展と共に、皇軍の向ふところ敵なく、僅かに一ヶ年の短日月を以てして、すでに廣大な地域に亘つて、わが日章旗の、高らかに翻へつてをる實情を見る時、われわれは、到底言葉では表現し盡せない感激に胸を打たれます。これは申すまでもなく、陛下の御稜威のもと、わが忠勇なる將兵の奮闘努力のたまものであります。私はこゝに全國民を代表して、陸海兩軍の將士に深く感謝の意を表します。それと同時に、忘れることの出來ないのは、この事變において、異境に斃れた幾多の勇士のことであります。私はいこれ等の尊い英靈に對しまして、心から痛惜、哀悼の念に堪へません。

さて、皇軍の巧妙なる作戦と將士の奮闘とによつて、連戦連勝を續け、今や漢口の陥落も目の前に迫つて



をります。御承知の如く、蔣政権なるものは、大黄河の堤を切つて、罪なき自國の民衆を、幾萬人も濁流の中に没し去つて顧みない政府であります。かゝる暴擧を敢へてするものは、天人ともにゆるすべからざるところであります。斯る政府が永續すべき道理はないのであります。本來からすれば、蔣政権はとくに没落してゐるはずなのであります。なほ餘命を保つてゐる所以のものは、彼等が支那全民衆の福利を度外視して、自己政權の保全につとめ、凡ゆる手段を盡して、外國の支援にたよつてゐるからであります。列國の中にはドイツ、イタリーの如く、帝國の國是に共鳴し、相携へて、防共につとめつゝある友邦もありますが、また他方にはいまだ十分にわが眞意を解せず、在支權益の擁護と、新たなる利權に熱中してゐる國もあるのがあります。そればかりか、蔣政權の微力なることを知りながら、なほこれを援助することによつて、抗日戦を長びかせ、よつて以て、帝國の國力を疲弊せしめ、その間隙に乗じて、わが國をうかゞはんとする底意を有するものもないとは限らないのであります。

この國家存亡の重大なる事實に直面する時、國民は目前の勝利に酔ひ、意を安じてゐることは出来ないのがあります。この度の事變は名は支那事變であります。相手は必ずしも蔣政權のみではありません。そのうしろには、實に複雑多様な國際間の利害關係がからみ合つてをるのでありますから、事情は決して簡單ではないのであります。國民諸君はよくこの間の情勢を見きはめて、現下の事變に對處してもらはなくては

なりません。

そも／＼近代の戦争は、砲煙のみなきる戰場だけが戰場ではありません。銃を取り、劍を振ふ人々のみが戦士ではありません。一旦戦争を始めたからは、よし、砲弾の飛びかふ地域は海の彼方であらうとも、わが国土全體もまた戰場なりとの、緊迫した觀念を持たなくてはなりません。身に銃劍を帯びずとも、田を耕す者も、糸をつむぐ者も、ハンマーを握る者も、事務机による者も、老いたるも、若きも、男も、女も、國を擧げて、われもまた戦士なりとの自覺の上に立たないならば、この未曾有の時局を打開することは出来ないであります。今日の戦争は、單に戰場における武力戦だけで決するものではありません。それと併行して、經濟戦、思想戦も、また實に有力なる素因をつくるものであります。皇軍の將兵が敵前において、いかに目ざましい働きをしても、内國民の心にゆるみがあつては、容易に最後の勝利に到達することは出来ないであります。

申すまでもなく、戦争は勝つか、負けるかであります。われわれはいかなる困苦を忍んでも、勝たなくてはなりません。帝國は皇統連綿、萬邦無比の國體でありまして、わが國の歴史においては、外國と戦つて敗戦したといふ記録は、いまだ一回もないのであります。この度の事變においても、かゞやかしい勝利を得るにあらざれば、この誇るべき歴史を築きあげた祖先に對し、また次の時代を受けつぐべき子孫に對して、わ



れわれは何の面目がありませう。われわれは戦場における將兵と一心同體となつて、物心一如の國家總動員の體制を整備し、よつて以て、最後の榮冠を獲得しなくてはなりません。この榮冠を獲得するまでは、諸君は様々の困苦、窮乏に襲はれるであります。戦争に缺くべからざる軍需資材を充實させるためには、國民はその生活に幾多の不便を來すかもしれません。しかしながら諸君は常に戦地にある將兵の身を偲んで、あらゆる艱苦に堪へてはなりません。戦場にある人々は、生命を的にして、國家のために奮闘してゐるのであります。國內のわれわれもまた、いかなる困難を忍んでも、出征將兵のため、後顧の憂ひなからしめるやうに勤めることは、實に、國民の責務ではないでせうか。これは決して諸君にたゞ忍苦を強ひることではありません。これに堪へることによつて、かくの如き戦亂を、ふたゞび東亞の天地において繰返したくないと思ふからであります。勝ち抜くことによつて、將來における第三國の野望をおさへ、東亞永遠の平和を確立させたいと願ふからであります。

支那四億の民衆の中には、さすがに帝國の眞意を了解せる穩健實質なる人々が多數存在してをります。彼等は暴逆なる蔣政權に代つて、北支においては臨時政府、中支においては維新政府を組織し、目下着々その實績を擧げてをります。帝國は全力を盡して、この親日政府を援助し、以て東亞平和の基礎を確實に築きあげなければなりません。これは實に日本帝國の歴史的使命であります。

しかしながら前述の通り、現下の情勢は複雑を極め、長期戦の態勢に直面してゐるのでありますから、わが國として今日の如く、重大なる時期はないのであります。こゝにおいてか、舉國一致の叫びは起り、國家總動員が要望される所以なのであります。けれども、舉國一致といひ、國家總動員といふも、單にかけ聲だけ、形式だけであつては、何の意味もありません。必ずしも人々を動員し、人々を集合せしめることのみが國家總動員ではありません。農家は農家、實業家は實業家、婦人は婦人、學生は學生、おのゝその本務とするところのものに、一層精勵されることにこそ、そのほんとうの意味があるべきであります。各人が各人の立場において、その職責を果すことこそ、すなはち舉國一致の實を示すものでありまして、これより大なる御奉公、これより強い團結はないのであります。各人は各人の有する手腕・技能・知識・天分を、この際いやが上にも有効に發揮することが望ましいのであります。當局は大乗的見地より種々統制を行ひますが、同時に、國民個々の向上進展を待望してやまないものであります。

諸君、戦ひはむしろこれからです。國家は切に、諸君の固き決意と、たゆまぬ努力と、うるはしき協力に待たなければなりません。諸君は深くこれを心に刻みつけて、どうか心をひきしめて下さい。困難に打勝つて下さい。そして各自の職責を完うして下さい。勝利の榮冠も、東亞和平の大理想も、これをよそにしては斷じて得られるものではありません。支那事變一周年に際し、私は敢へて、全國民にこれを訴ふる次第であ



ります。

昭和十三年七月六日

内閣總理大臣 公爵 近衛文麿

六

## 序

昭和十二年七月七日の深更、蘆溝橋々畔を揺り動した銃砲聲は、五千年の支那史に劃然たる不滅の一線をひいたのである。即ち、今回の事變を契機として支那及び東亞の天地は一大轉換の期に達したのである。従つて、過去に於ける支那の映像にのみ囚はれるものは、最早今日の支那、明日の世界を語る事ができなくなつたのである。

いふまでもなく、支那の動向が日本の運命と重大なる聯關性をもち、亞細亞の和平に甚大なる影響をもつといふことにして誤りなくば、今日の支那を知り、明日の東亞に正確なる推斷を下し得ることこそ、當に日本國民當然の義務でなくてはならない。さればこそ、支那の現状に對する認識を欲求するの熱意は、現に焰のごとく全國に燃え立ちつゝあるのみならず、既に其の把握する認識に對しても、これを整理し、これを統合し、更に之を深めようと努めてゐる。我等は絃上の現状を直視し、この澎湃たる國民的翹望と欲求を充たさんがために、爰に本書の編纂を思ひ立つたのである。

然しながら、今日日支は尙ほ戦時下にあり、皇軍の占領地域に於てこそ政治・經濟・文化其の他の諸體制

七



を整備しつゝあるものゝ、爾餘の地方に至つては未だ戦塵に充ち満ちて、應に未曾有なる混亂の渦中にある。従つて、これ等の地方に於ける資料蒐集の困難さに就いては、何人も容易にこれを理解せられることと思ふ。又たとへ入手した資料と雖も、餘程の精確な傍證により、汎有ゆる角度からの検討を経なければ、これを採用することができない實情にある。皇軍占領地域のそれにしても、現にさまざまの根本的改革を行つてゐる際であり、そうした意味で一の激動時代であり、搖籃時代であるだけに、今後の全貌を悉く一瞬の下に展望するのは不可能である。本書編纂に當り、本會同人に於かれては素より能ふ限りの方法を講じ、極力資料の蒐集に努めたが、然し、それは敍上のごとき事情の下に行はれたものであることを、讀者は特に諒とせられたい。

勿論、我等は決してこれを以て満足するものではない。今後、支那事變の進行落着の程度に即應して、更に各方面、各機構の協力により一層其の完璧を期し、絶えず支那の生ける鏡たらしめんとの念願を抱くのみならず、この念願を達成することは我々支那問題研究者の當然爲すべき使命であると確信するものである。本書を世に送る所以も亦要するに今日までの史實を總攬し、一先づこれに體系を與へることが、畢竟現實に即應する最大限の方途に外ならぬと信ずるからである。斯かる意味に於て本書が眞面目なる支那研究家、支那評論家並に各方面實務家諸君にとりて些かなりとも参考となれば此上もない仕合せである。冀くは、本書

編纂の動機並に意圖に對し十分なる理解を寄せられ、本書の上梓が國策線に沿ふ最も意義あるものゝ一たらんことを衷心より切望して已まない次第である。

昭和十三年七月七日支那事變一周年に際して

東亞同文會理事長 子爵 岡部長景 識



## 凡 例

- 一、本會發行の「支那年鑑」は最も權威ある出版物として斯界關係者は勿論、世上既に定評のある所である。而して昭和十三年は當に其の更新版を刊行すべき年次に該當せる所、適々支那事變勃發に依り支那の形勢は一大革新期に際會し、今や庶政百般抜本的に更新の途上にあるを以て、「支那年鑑」の改訂に代ふるに本書を刊行し、支那事變後に出現せる新支那の現勢を闡明ならしむることゝした次第である。
- 二、従つて本書に收むる所は支那事變勃發以來滿一ヶ年間に亘る内外一切の關係事項を網羅することを主眼とし、先づ日支事變の全貌に筆を起し、次いで本事件を中心とする國際情勢並に涉外事項を解説したる後、事變後新たに建設せられたる蒙疆諸政府、中華民國臨時政府、中華民國維新政府の内容を解剖し、最後に蔣政權没落の過程を記述し、以て遺憾なきを期した積りである。
- 三、而して本書の内容は何れも彼我の公文書は勿論、權威あり且つ正確なる資料を基礎とし、意見又は議論に亘るものは努めて之を避けたるも、事變は今尙ほ繫續中にあり、新支那の現勢は刻々變轉して已まざるものあるのみならず、蔣政權の内情に至つては未だ正確なる資料入手し難き實情にある爲め、努め



て簡明正確を期したれども其の後の變化、進展並に遺漏の點に就ては他日増補改訂の際、漸次是正完璧を期するに吝ならざるものである。

四、本書は外務政務次官松本忠雄氏監修の下に、本會主事宇治田直義氏専ら執筆編纂の任に當り、多數同人より直接間接多大の援助を受くると共に、業務部員苗村順三、三浦一兩氏の多大なる勞苦を煩はしたことは、特に本會の深く謝意を表する所である。

昭和十三年九月五日

財團東亞同文會  
法人

新支那現勢要覽 目次

事變一周年に際して  
全國民に訴ふ……………公爵 近衛文麿……………一  
序……………子爵 岡部長景……………七  
凡例……………東亞同文會……………一

第一編 支那事變概史……………一

第一章 北支事變の全貌……………一

第一節 北支事變の背景……………一

北支の特殊性……………一  
冀察政權の本質變化……………三  
國民政府の排日政策……………四  
北支の侮日不法事件……………五

第二節 北支事變の勃發と其の經過……………九

蘆溝橋事件の發生……………九

目次……………九

現地協定の成立……………一三

帝國政府の派兵聲明……………一九

蔣介石の重大聲明と國民政府の態度……………三

南京に於ける日支交渉……………六

帝國政府の自衛權發動……………三

平津地方の支那軍掃蕩經過……………七

通州保安隊叛亂事件……………五

第三節 北支事變對策……………五

帝國政府の態度決定……………五

第七十一議會の召集……………五

在支邦人引揚……………六

第二章 上海事變より支那事變への展開……………六

第一節 上海事變の全貌……………六

大山大尉虐殺事件……………六

第二次上海事變展開……………七

第二節 帝國政府の事變對策……………七



帝國政府の對時局方針決定……………三  
支那事變と改稱……………六  
第七十二議會の召集……………七  
南京陥落と日本の態度……………九  
大本營令の制定實施……………九  
「蔣政權を對手とせず」……………九  
時局新段階下の第七十三議會……………九  
帝國政府の對支施策……………一〇  
近衛内閣の強化改造……………一〇  
聖戰一周年を迎ふ……………一〇

**第三章 日支軍事行動**……………一三

第一節 北支戰線……………一三  
京綏・山西戰線……………一三  
京漢戰線……………一三  
津浦・山東戰線……………一三

第二節 中支戰線……………一三

上海戰線……………一三  
江浙戰線……………一四〇

第三節 徐州・漢口戰線……………一四〇  
徐州戰線……………一四〇  
漢口戰線……………一五〇  
黃河決潰……………一五〇

第四節 帝國海軍の活躍……………一五〇  
作戰概要……………一五〇  
中華民國公私船航行遮斷……………一五〇  
海軍陸戰隊……………一六〇  
航空部隊……………一六〇  
廣東空爆問題……………一六〇

第五節 帝國陸海軍の戰績……………一六〇

**第二編 支那事變國際關係**……………一七〇

第一章 歐米列強の動向……………一七〇

第一節 國際聯盟と日支事變……………一七〇

國際聯盟と國民政府……………一七〇  
聯盟理事會の討議經過……………一七八  
二十三國諮問委員會……………一七九  
小委員會の設置……………一八〇  
二十三國委員會の決議……………一八〇  
聯盟總會の日支事件決議案採擇……………一八〇  
帝國政府中外に宣明……………一八〇  
聯盟理事會の對日決議……………一八〇

第二節 ブラッセル九國條約國會議……………一八〇  
九國條約國會議招請……………一八〇  
帝國政府の拒絕回答……………一八〇  
九國會議開催さる……………一八〇  
特別委員會設置……………一八〇  
小委員會設置と日本再招請……………一八〇  
支那側の策動と休會まで……………一八〇  
對日宣言案可決さる……………一八〇  
無爲にして閉幕……………一八〇

**第二章 事變と各國關係**……………一八〇

第一節 日支外交關係……………一八〇  
日支和平交渉の真相……………一八〇  
駐日支那大使引揚……………一八〇

第二節 英國關係……………一八〇  
對支同情の由來……………一八〇  
對支援助の動向……………一八〇  
上海中立化を提議……………一八〇  
ヒュリゲツセン大使奇禍事件……………一八〇  
駐支英國大使の更迭……………一八〇  
上海租界治安維持問題……………一八〇  
レディバード號事件……………一八〇  
帝國の工部局改革要求……………一八〇  
日英海關暫定協定成立……………一八〇

第三節 米國關係……………一八〇  
日支兩國へ戰爭回避要求……………一八〇



果然態度を豹變し日本糾弾……………三一九

米國の對日支武器輸出禁止……………三〇三

パネー號事件と其の解決……………三〇四

米國の在支權益尊重要求……………三〇六

米人財産返還要求……………三一九

**第四節 蘇聯邦及び佛國關係**……………三三〇

蘇支不可侵條約の成立……………三三〇

蘇聯對支政策の分裂……………三三五

蘇聯の軍事援助……………三三六

佛國の親支的態度……………三三一

**第五節 獨逸及び伊國關係**……………三三三

伊太利の態度……………三三三

獨逸の態度……………三三三

**第三編 蒙疆諸政府**……………三七七

**第一章 「北支」及び「蒙疆」**……………三七七

北支の概念……………三七七

位置……………三七〇

面積人口……………三七〇

氣溫雨量……………三七六

產業……………三七六

資源……………三〇〇

蒙疆の概念……………三〇三

地區の範圍……………三〇三

民族……………三〇三

政治的地位……………三〇三

北支・蒙疆の明朗化……………三〇三

**第二章 察南自治政府**……………三四四

察哈爾治安維持會の組織……………三四四

察南自治政府の成立……………三四四

組織……………三四七

施政……………三四九

民政一般概況……………三四九

民心安定狀況……………三四九

縣治安維持會……………三五五

治安一般概況……………三五五

警務行政の整備……………三五五

法院及び監獄……………三五五

財政……………三五五

稅制方針……………三五五

財務機關……………三五五

豫算……………三五五

鹽稅……………三五五

金融……………三五九

新土地法……………三六一

**第三章 晉北自治政府**……………三六二

組織……………三六二

施政……………三六三

地方行政……………三六四

治安警務……………三六四

財政……………三六五

通貨……………三五五

產業……………三五五

民心の動向……………三五五

**第四章 蒙古聯盟自治政府**……………三七七

組織……………三七七

施政……………三七七

新地域接收狀況……………三七七

治安狀況……………三七七

財政狀況……………三七七

教育狀況……………三七七

**第五章 蒙疆聯合委員會**……………三七六

蒙疆聯合委員會成立……………三七六

政治軍事的立場……………三六〇

建設方針……………三六三

標準時採用……………三六三

蒙疆新聞發行……………三六三

蒙疆銀行の新設……………三六三



産業……………三九三

龍煙鐵礦の開發……………三九五

大同及び下花園炭礦開發……………三九四

羊毛其の他畜産資源……………三九四

電力資源……………三九四

阿片……………三九四

製鹽……………三九四

耕地開發……………三九四

石油統制……………三九四

交通……………三九四

鐵道……………三九四

郵便……………三九四

電政……………三九四

自動車路……………三九四

**第四編 中華民國臨時政府**……………三九

**第一章 臨時政府の成立**……………三九

**第一節 新政權樹立運動**……………三九

冀察政務委員會の解消……………三九九

京津治安維持會の組織……………三九九

新政權運動の擡頭……………四〇〇

京津治維聯合會の解散……………四〇三

**第二節 臨時政府の機構**……………四〇三

新政權樹立の意義……………四〇三

臨時政府成立式典……………四〇四

中央政府組織……………四〇四

議政委員會組織大綱……………四〇六

議政委員會會議規則……………四〇七

司法委員會組織大綱……………四〇八

行政委員會組織大綱……………四〇八

行政部組織大綱……………四〇九

治安部組織大綱……………四一三

教育部組織大綱……………四一四

法部組織大綱……………四一五

振濟部組織大綱……………四一六

建設總署組織條例……………四一八

實業部組織大綱……………四一九

地方制度改正……………四二三

省公署組織大綱……………四二三

道公署組織大綱……………四二四

縣政府組織大綱……………四二六

特別市公署組織大綱……………四二七

市公署組織大綱……………四三〇

**第二章 臨時政府の政治建設**……………四三

**第一節 中央施政の概要**……………四三

施政方針……………四三三

法令の改廢……………四三三

行政……………四三四

正式統一政府樹立問題……………四三三

南北兩政府第一次會談……………四三三

兩政府第二次會談……………四三四

兩政府連絡機關設置……………四三五

目次……………

蔣政權に和平勸告……………四二五

軍事・治安……………四二七

外交……………四六三

對外交言……………四六三

對日友好宣言……………四六三

日支政治助成協定……………四六五

王委員長の赴日……………四六五

駐日外交辦事處開設……………四六九

對滿友好意志表明……………四七〇

**第二節 地方施政の概要**……………四七〇

行政方針……………四七〇

冀東政權の合流……………四七一

河北省公署……………四七四

山東省公署……………四八二

河南省公署……………四八三

山西省公署……………四八四



第三章 臨時政府の思想建設…………… 四八五

第一節 新教育施政の概要…………… 四八五

新教育方針…………… 四八五

新教育の實施…………… 四八七

第二節 思想工作の概要…………… 四九三

新民會の成立…………… 四九三

新民主義の意義…………… 五〇三

新民主義の解説(繆斌)…………… 五〇三

新民運動の指導…………… 五〇八

新民學院の開校…………… 五〇三

第三節 日支文化建設概要…………… 五〇三

東亞文化工作…………… 五〇三

中國回教聯合會の創立…………… 五〇四

支那新聞同業協會成立…………… 五〇四

我方の北支文化工作…………… 五〇六

支那難民救済に關する外務省文化事業部の發表…………… 五〇六

東亞文教協會(東亞文化協議會)代表決定…………… 五〇六

第四章 臨時政府の經濟建設…………… 五〇九

第一節 財政の刷新…………… 五〇九

財政方針…………… 五〇九

北支海關接收…………… 五〇九

第一次關稅改正…………… 五〇九

第二次關稅改正…………… 五〇九

中華民國輸入稅率表…………… 五一〇

中華民國輸出稅率表…………… 五一〇

財政制度の改廢…………… 五一〇

財政收支…………… 五一〇

第二節 幣制金融の改革…………… 五一〇

幣制金融の改革…………… 五一〇

中國聯合準備銀行の創立…………… 五一〇

中國準備銀行の機構と其意義…………… 五一〇

中國準備銀行の開業…………… 五一〇

第二次幣制工作…………… 五一〇

冀東銀行の發展…………… 六三三

第三節 經濟機構の完整…………… 六四〇

産業の概況と其の開發方針…………… 六四〇

交通…………… 六四五

通信…………… 六四八

電氣…………… 六四九

鐵…………… 六四九

石炭…………… 六五〇

鹽業…………… 六五二

日支經濟協議會の成立…………… 六五三

北支那開發會社…………… 六五七

(附錄) 臨時政府重要職員表…………… 六五五

第五編 中華民國維新政府…………… 六五九

第一章 「中支」の概念…………… 六五九

面積人口…………… 六五九

氣溫雨量…………… 六五九

經濟的地位…………… 六五〇

重要資源…………… 六五〇

交通…………… 六五〇

通信…………… 六五〇

公共事業…………… 六五〇

第二章 維新政府の成立…………… 六五〇

第一節 新政權の樹立まで…………… 六五〇

各地治安維持會の成立…………… 六五〇

南京自治委員會…………… 六五〇

杭州治安維持會…………… 六五〇

上海市大道政府の組織…………… 六五〇

新政權樹立要望…………… 六五〇

第二節 維新政府の機構…………… 六五〇

維新政府成立式典…………… 六五〇

中央政府の機構…………… 六五〇

政府組織大綱…………… 六五〇

各部官制通則…………… 六五〇



各部部務會議通則	六六
地方制度の組織	六六
省政府組織大綱	六六
道組織條例	六六
縣組織條例	六六
特別市政府組織大綱	六六
<b>第三章 維新政府の施政概要</b>	六九
<b>第一節 中央機關の治政</b>	六九
政廳開設	六九
內政	六九
行政院	六九
外交部	六九
內政部	六九
財政部	六九
綏靖部	六九
教育部	六九
實業部	六九

交通部	七一
立法院	七一
外交	七一
經濟復興建設計畫	七六
<b>第二節 地方機關の治政</b>	七三
地方行政方針	七三
地方制度	七三
警察制度	七三
江蘇省政府の成立	七三
浙江省政府の成立	七三
安徽省政府の成立	七三
督辦南京市政公署の成立	七三
督辦上海市政公署の成立	七三
上海市政公署の現狀	七三
警察局概要	七三
財政局概要	七三
社會局概要	七三

交通局概要	七九
特區辦事處	七九
上海地方政署の概要	七九
<b>(附錄) 維新政府重要職員表</b>	七一
<b>第六編 蔣政權の現勢</b>	七五
<b>第一章 政治的崩壞過程</b>	七五
<b>第一節 抗日支那の動向</b>	七五
對日抗戰方針の決定	七五
國都「南京」の放棄	七五
抗日第二陣營の再建	七五
國共遂に合作す	七五
漢口も亦放棄に決定	七五
敗殘支那軍の現勢	七五
銃後の民間活動	七五
<b>第二節 國民黨の戰時體制</b>	七五
國民黨の新組織	七五

國民黨臨時全國代表大會	七七
國民黨總裁制の新設	七七
三民主義青年團の組織	七七
國民參政會の設置	七七
中央政治委員會の改組	七三
中央執行委員會機構擴充	七四
國民參政會議の開催	七五
共產黨の國民黨籍恢復	七五
<b>第三節 政府各機構の整備</b>	七六
國防最高會議	七六
軍事機關	七六
奧地分散遷都と行政院改組	七六
抗戰關係諸法令	七六
兵役法	七六
兵員徵募及補充統一法	七六
廣西省兵役施行條例	七六
廣東壯丁出境制限辦法	七六



目次

童子軍服務大綱	八五
軍事徵用法	八五
戰地守土獎勵條例	八六
優待出征抗敵軍人家屬辦法	八七
漢奸懲治條例	八八
修正漢奸懲治條例	八九
漢奸自首條例	九〇
廣東懲治漢奸根絕辦法	九三
修正軍管區組織規程	九三
<b>第二章 財政經濟の破綻過程</b>	九四
<b>第一節 對日抗戰準備工作</b>	九四
對日抗戰能力の推定	九四
準戰下の財政經濟對策	九三
<b>第二節 戰時下の財政經濟</b>	九三
蔣政權の戰時財政	九三
抗戰一年間の財政狀態	九六
國民政府の在外正貨	九四

一二

戰費調達施策	九四
國民政府の戰費	九四
内外債の發行	九五
救國公債發行條例	九五
金貨公債條例要項	九七
難民救濟公債條例要項	九七
廣東國防公債條例	九七
增 稅	九七
兌換券の増發	九八
經濟的戰費捻出工作	九八
戰時體制下の金融幣制	九八
戰時金融對策	九八
妨害國幣懲治條例	九八
金融安定辦法	九八
補充金融辦法	九七
四行內地貼放委員會貸付條例	九七
金銀類法幣兌換辦法	九七
地方金融機構改善辦法	九七

爲替統制の破綻と法幣の崩壊	九八
戰時下の經濟界	九八
抗日經濟關係諸法規	九八
戰時農工管理條例要旨	九八
經濟部資源委員會組織條例	九八
經濟部鑛冶研究所組織條例	九八
非常時期營利法人現狀維持暫行辦法	九八
難民墾殖實施辦法	九八
非常時期難民服役法	九八
奧地經濟建設狀況	九八
對外貿易關係	九八
民國二十六年度	九八
民國二十七年上半年	九八
國民政府の貿易管理	九八
<b>(附錄) 蔣政權重要職員表</b>	九八

目次



## 第一編 支那事變概史

### 第一章 北支事變の全貌

#### 第一節 北支事變の背景

滿洲事變以來日支の關係は急調を呈するに至り、延いて北支の特殊性は全く蹂躪せられ、國民政府の抗日政策は、汎有る角度より北支に於ける日本の地位を粉碎せざれば已まざる態勢を示しつつあつたが、果然蘆溝橋事件の勃發を契機として、東洋の歴史に一大變革を加ふ、重大局面を展開するに至つたのである。今本事變の經過を記述するに先ち、其の背景となるべき北支の特殊性と國民政府の抗日政策の概要を略述する。

**北支の特殊性** 日支關係に於て北支の地位は從來特殊なる立場に置かれて來た。殊に滿洲事變後北支は尖銳的に對立した日支關係の緩衝地帯として、また一方日滿支平和の紐帶として歴史的地位に立つに至つたのである。即ち日滿兩國は北支を新生滿洲國のバファ1・ゾーンとして反滿抗日の防衛帶と見、一方國民政府は反滿抗日

事件續發に依る自己政權の危機を防止する一種の緩衝地帯たらしめんとしたのである。蓋しこれ昭和八年五月二十日日支軍事當局間に締結された塘沽停戰協定の歴史的意義であると共に、其の主要任務であつたのである。其の結果河北の東北部、即ち冀東の非武装地帯なるものが成立したのである。従つて此の協定の成立に依り日滿兩國と國民政府との危機は一應解消し、之を新しきスタートとして、今後の日滿支の親善友好へ、更に日支平和親善關係の確立への基點とする重大意義を與へやうとしたのであつた。

然るに事態は何等緩和せらるゝ所なく、依然として一路破局的進行を續けたので、昭和十年夏梅津・何應欽協定及び土肥原・秦德純協定締結せられ、更に翌昭和十一年初頭冀察政權の成立に依り北支安定を確立せんと期したのである。従つて冀察政權の存在は、北支の特殊性の上に立ち、日滿支平和の紐帶として親日滿性を持つと共に、他面これが滿洲事變後の極東新情勢に順應する歸結點でもあつたのである。斯くて冀察政權の存在と是までの諸協定、諸條約が、北支殊に河北、察哈爾の特殊性を構成するに至つたのである。而して之は歴史的法的に深き根據を持つものであるが、此の歴史的法的根據は略ぼ次の諸條約、諸協定から來てゐるのである。



北清事變に關する最終議定書 義和團事件の最後處置に關する一九〇一年(明治三十四年)の「北清事變に關する最終議定書」によつて我國及び各國は主として次のことが約束されてゐる。

- 一、北京に公使館區域を設け、同區域内の警察權をも有す。
- 二、同公使館區域内に支那人の居住を認めず。
- 三、北京、山海關の北寧鐵道沿線及び大沽に於ける支那砲臺を撤去する。

四、北京、山海關間北寧鐵道沿線に於ける駐兵權、演習權、北寧鐵道沿線二哩以内の地に於ける軍司令官の彈壓治罪權を有す。

天津還附に關する日清交換公文 北清事變に關する交換公文が手交された翌一九〇二年、即ち明治三十五年に交換されたもので本交換公文中に北支の特殊性を形成する數多の規定が包藏されて居り、一九三五年の梅津・何應欽協定に於ても、實質的に之が再確認された。

- 一、支那軍隊排除條項 支那軍は天津に駐屯する外國軍隊の駐屯地より二十支里(日本里約三里半)外に駐留すること。
- 二、駐屯軍の彈壓治罪權 北支事變に關する最終議定書にある

北寧鐵道沿線の外國軍隊の駐兵權を認め、外國軍隊の駐屯地域内に於ける彈壓治罪權を認め、鐵道線路、電信線、外國人及びその所有物に對し、支那人の加へた犯罪に對する一切の處分權は當該外國軍側にある旨規定してゐるが、之を具體的に擴充したもので、外國軍隊に使用される支那人の犯罪處分は當該外國軍側であり、北寧鐵道沿線二哩の距離に關する裁判權は管轄外國軍側にあるとしてゐる。

三、日本軍演習自由の權 日本公使より清國全權宛公文中に於て「……外國軍は操練をなし射撃及び野外演習を行ふこと自由たるべく唯戰闘射撃の際には單に其の通告を與可申候」とあり、北清事變最終議定書に規定する地域一帯に於ける日本軍の演習は當然の權利である。

塘沽停戰協定 昭和八年(一九三三年)五月三十一日締結された。本協定の内容は次の如くである。

一、延慶、昌平、高麗營、順義、通州、香河、寶坻、林亭鎮、寧河、蘆臺を結ぶ線及び長城線の間地區を非武裝地帯とすること。

二、支那軍は同線を越えて前進せず、又一切の攪亂行爲をせざ

ること。

以上は滿洲事變を契機とする極東新局面の展開に基本をなしたものであり、此の協定による非武裝地帯に昭和十二年十一月二十五日殷汝耕による「冀東防共自治委員會」、即ち冀東政權成立し、國民政府の羈絆より脱して獨立、日滿兩國と特殊密切なる關係を持つに至つたのである。此の存在は北支特殊性の發揮であり、同時に爆彈箱としての北支の中心問題でもあつたのである。

梅津・何應欽協定 昭和十年(一九三五年)十月十日成立したもので其の内容は次の通りである。

- 一、河北省政府于學忠、憲兵第三團長蔣孝先の罷免
- 二、憲兵第三團、北平軍事分會、政治訓練所の北支撤退
- 三、河北省黨部の撤退
- 四、于學忠軍、中央軍の河北省撤退
- 五、排日秘密機關の絶滅
- 六、排日取締命令

右協定及び其の保障條項によつて河北省内には中央軍は勿論、黨部、藍衣社、C・C團其の他一切の排日機關は存在し得ざることになつたのである。

土肥原・秦德純協定 昭和十年(一九三五年)六月十八日當時の土肥原關東軍特務機關長と察哈爾省主席代理秦德純との間に結ばれたものである。

- 一、滿洲國境附近より宋哲元軍の撤退
- 二、排日機關の解散

本協定の結果察哈爾省内赤城、獨石口を結ぶ線と熱河境間に新しい非武裝地帯が出来、之が河北省内非武裝地帯に連繫した譯である。これ所謂察北六縣である。

通車・通郵協定 北京・天津・奉天間の通車協定は一九三四年(昭和九年)六月成立、同年七月一日より實施された。又通郵協定は同年十二月成立、翌年一月より實施された。

日支電信・電話協定、日支航空協定、天津・東京・天津・北京・滿洲・大連間の航空連絡。

冀察政權の本質變化 冀察政權は以上の如き北支特殊性の上に建設されたものであるから、宋哲元も同政權の成立に當り「北支では日本とよく協調して行かねばならぬ」と聲明し、國民政府も亦冀察政權に對日外交、軍事の大權を一應與へたのである。其の結果、冀察政權の支柱たる第二十九軍は中央軍以外の雜軍中最も惠まれた



地位を確保したのである。従つて二十九軍としては當然親日的要素を持たねばならず、又之を持つことによつて河北、察哈爾の特殊軍隊たる地位を獲得し得たのである。

冀察政權の成立に先立ち梅津・何應欽協定によつて中央軍並に舊東北軍は南方に退場し、僅かに萬福麟軍二萬五千、馮占海軍一萬を除いては、河北省の八分通りと察哈爾省の全部を二十九軍の手に收めた。而して兩省の省長、京・津兩市長の樞要なる椅子は概ね二十九軍の各師長等によつて占められ、これ等は總べて其の最高峯に立つ宋哲元の手によつて統べられ、一方文官方面には多少他勢力も入つてはゐるが、然し實質的に冀察政權は宋哲元と其の軍隊の把握する政權であつたのである。

然るに國民政府の冀察政權に對する態度は、漸次斜視的となり、何應欽、黃郛、王克敏の北支政權と同一視し、國民政府の北支の outlet 店と見做すに至つたのみならず、汎有ゆる機構に國民政府色を移植し、北支の中央化を試むると共に、旺んに北支の抗日運動を激成するに努めたのである。即ち其の魔手は先づ北支の實力たる二十九軍に伸ばされた。元來二十九軍は抗日將軍馮玉祥の部下にして、馮を偶像視する抗日軍であり、長城戰（一九三三年）に於ける彼等の對

日戰線活動は其の記憶に新たなるところ、従つて彼等は北支の新情勢に應じ一時抗日の劍を收めたとは云へ、其の抗日性は軍隊の中級以下に澎湃として流れつゝあつた。而して國民政府は常に之を利用することを忘れなかつた。斯くて抗日熱は次第に北支に浸透すると共に、民國二十六年の三中全會議に於ける對日侮蔑感、對日自信、綏遠戰爭の勝利感等々は二十九軍をして抗日第一線軍たるの自負心を一層熾烈ならしめた。一方國民政府の密使は頻りに京津の地に飛び、冀察政權内部の南京化工作は日々進展した。爰に於て冀察政權は何時の間にか抗日國民政府の最も尖鋭的勢力となり、遂に其の存在意義を失ひ、日支關係のテンダー・ボックスと變質して行つたのである。

**國民政府の排日政策** 竊つて考察するに我が日本に對する國民政府、即ち蔣介石、汪兆銘等の政策なり決意といふものは兩三年來明確に表示されてゐる。即ち彼等の對日國策なり主張方針なるものは、機會ある毎に堂々と「日本と戦ふのだ」、「長期抵抗あるのみだ」と云ひ、また「今日の支那は未だ實力を以て日本と争ふ程完全なる準備は出來てゐない。従つて我々は出來るだけ我慢はする。然し我慢にも限度があり、犠牲にも限界がある。若し日本にして、其の最

極度の一線に觸るゝが如き事態が起るか、乃至はさういふ要求がある場合には、我々は斷乎として國を焦土とするとも所謂「生死關頭」に立つて、日本と一戦をする決意と覺悟を有するものだ」と宣揚し、未だ嘗て「平和の裡に日支提携を期待する」などは斷じて言明してゐないのである。之に依つて見ても、支那側は當初から對日戰爭を目標として我國に臨んで來てゐるのであつて、如何に我方が公正妥當なる平和的態度を以てした所で、支那側は、お、それと之に應ずる筈のないことは火を賭るよりも明かであつた。

既に國民政府の當局者が斯かる對日方針を以て國是としてゐるが故に、彼等が其の國民に對して常に宣揚する所は何れも此の精神を體して鼓舞激勵し、纏て來るべき日支衝突に對する萬全の準備を整へしむるに汲々たるものがあつたのである。従つて全國の抗日熱は日と共に愈々火と燃え立つた。昭和十年の梅津・何應欽協定により國民政府の勢力は一應河北から退場したが、然し其の後は直ぐ抗日を目標とする諸文化團體が発生し、之が物凄い抗日活動を演じ、北支の一切を激烈な抗日色に染めて行つた。即ち其の重なる團體は略ぼ次の如きものである。

△華北各界救國聯合會△河北農民救國聯合會△平津學生救國聯合

第一編・第一章・第一節 北支事變の背景

會△民族解放先鋒隊△平津學生戰地服務團△北平大學非常時期教育實施委員會△中國新文學研究會△北京婦女同學會△平津文化界救國會△中蘇文化協會平津分會等々六十餘團體

**北支の侮日不法事件** 而してこゝ等の諸團體は各細胞的に組織され、汎有ゆる社會層、汎有ゆる階級に其の手を伸ばし、夫々の團體によつて「火線」「長城」「一週間」「群聲」「學生と國家」「新論壇」等の定期刊行物に依つて、北支をして抗日一色に塗り潰して行つたが、冀察政權の成立後は専ら地下潜行的に轉化した。冀察政權も最初の裡は猛烈に抗日學生狩りを斷行して之が取締をなすつゝあつたが、政權首腦者と中堅階級の考へ方は漸次相反馳するに至り、中級以下の青年將校並に軍兵は抗日學生の行動を以て英雄視し、之を援助するのみならず、遂に自らも抗日不法事件を繰返すに至つたのである。今其の重なるものを列舉せば次の通りである。

北支侮日事件一覽

一、第一次張北事件 昭和九年十月、支那駐屯軍の幕僚と我が領事館員等數名が内蒙地方の旅を企圖し、護照の準備を整へて支那官憲との手續き等萬般を終つて張家口を出發、多倫に向つた。一行が張家口北方張北に到達するや、同地に駐屯中の宋軍



第三百三十二師の兵は青龍刀、自動小銃等を以て一行の通過を阻み、敵の衛兵司令は領事館の一書記生を毆打、暴虐の限りを盡した。護照を所持する邦人の旅行を拒否し、帝國外交官を毆打した事實に付き、我軍部及び外務當局は宋哲元に嚴重抗議し彼を謝罪せしめた上、多倫、張家口間の交通を自由ならしめることを要求し之を承認させた。

二、第一次熱河西域侵犯事件 熱河省西域に於ける日滿兩軍の警備手薄に乗じ、張家口に本據を置く宋哲元軍の歩騎兵若干は、滿洲國側の熱河省豐寧縣内に侵入し、兵力を以て大灘附近を占領した爲め、滿洲國側の主權は事實上行使不可能となつた。茲に於て關東軍は其の撤退方を數次に亘つて交渉したが宋軍は應ぜず、却つて昭和十年一月、滿洲國自衛隊を襲撃して約四十名を拉致するに至つたので、關東軍は遂に決意を固め武力を以て之を撃退した。此の結果宋哲元軍は事件發生の非違と責任を認め、將來絶對に兵を滿洲國に入れざることを固く誓約した。

三、第二次張北事件 昭和十年五月、關東軍職員數名が貨物自動車で多倫を出發、張家口に向つた所、一行は張北に於て支那軍隊のため一日間の不法監禁を受けた。即ち宋軍第三百三十二師の

衛兵は張北にて一行を阻止し、荷物全部を検査した上、青龍刀銃劍にて脅迫した事實がある。

四、宋軍第二次熱河侵犯事件 昭和十年六月、先の誓約にも拘らず宋軍は再び熱河省西邊に侵入し、二回に亘つて縣參事官一行及び滿洲國警備隊に不法射撃を加へた。

五、朝陽門事件 昭和十一年一月五日、北京朝陽門内で我鈴木大尉以下七名の乗用せる自動車に對し實彈を發砲した。

六、北支駐屯軍輸送列車爆破事件 同年五月二十九日、天津東停車場に於て我駐屯軍輸送中の貨車の下で爆彈様のものが炸裂、我兵には幸に死傷はなかつたが、我軍馬三頭負傷した。

七、第一次豐台事件 同年七月二十六日、豐台に在つた我兵營を二十九軍の支那兵二名、乘馬で横斷せんとしたので邦人職員は我兵と協力して之を阻止したところ、支那兵は乘馬六頭を遺棄して一旦逃走した後、次いで約二十名は乘馬奪還の爲め來襲し右職員を毆打し暴行を加へ、事件調査の爲め赴ける我河野大尉一行にも銃劍を突つけて威嚇的態度に出ると共に、大尉以下を監禁するの不法を敢へてした。

八、第二次豐台事件 同年九月十八日、我豐台駐屯部隊が夜間演

習の爲め豐台市街を通行中、二十九軍の一部隊と行違つた。其の際我一小隊長の乗馬と支那部隊一兵士が行當つたに端を發し、我軍は支那部隊の連長に同行を求めたところ、同部隊は俄然戰鬥隊形となつたので我軍も已むなく對峙した。

九、豐台に於ける朝鮮人毆打事件 同年八月二十一日、豐台に於て朝鮮人森川太郎は二十九軍兵の爲め何の理由もなく毆打暴行を受け重傷を負ふた。

右の如く支那側の不法暴行事件は枚擧に遑ないが、更に之は民國二十六年（昭和十二年）の綏東事件勃發後、三中全會を経て一層露骨化し、之が國民政府の北支中央化、日本勢力退場要求政策に結びつき總動員の形に於て愈々深刻且つ擴大して來たのである。

民國廿年秋末、綏遠省主席傅作義の蒙古壓迫に反抗して德王・李守信等は蒙古軍を率ゐて反撃し、兩者の戰鬥が蒙古沙漠に於て激しく戦はれた。國民政府は之を以て支那の抗日戰の第一回戰となし蒙古軍の背後に日本軍ありと怒號、蒙古軍が西安事件の發生に同情し暫時戰鬥中止を宣言するや、國民政府は之を逆用して支那軍の大勝なりと誇稱し、更にこれ支那軍が日本より失地恢復を爲せる第一歩なりと宣傳し、國民をして斯く信せしめた。之は當さへ不遜傲慢と

なれる支那人の抗日感情を煽が上にも激發し、剩さへ日本の北支問題に對する自重的態度を日本の無力となし、彼等の統一に對する過信も手傳ひ、積極的に、統一的に北支の日本勢力に突き當つて來たのである。而して此の傾向は三中全會後の舉國一致的空氣によつて一層拍車付けられた。斯くて三中全會後の「對日戰爭積極準備」政策は猛烈な勢ひを以て日本輕侮に妄進し、且つ其の全力を北支に集中したのである。

日本の極東平和に對する大乗的な態度を輕侮し、往年の王正廷外交以上の思ひあがつた態度を執るに至り、當時の佐藤外相の日支互恵平等論や、日本の日支經濟提携運動に對して、豪然として「先づ支那の要求をきいてから出直せ」、「然る後兩者は平等の立場に於て種々折衝すべし」等と云ふ態度に出て、日支平和の爲めの交渉再開の前提として日本勢力の北支退場を求めたのである。即ち國民政府は冀東・冀察兩政權の解消、察北六縣の取消しを求めると共に、更に政府の意を受けた支那の言論機關は、塘沽停戰協定、土肥原・秦德純協定、梅津・何應欽協定の廢棄、北支駐屯軍の撤退、滿洲國の取消しをすら公然と主張し、政府要人も亦之を公然として主張したのである。茲に於てこれ等の聲は北支事變以來の北支の特殊性を根



抵的に否定し、日本の北支よりの全面的退場を求めると至つたのである。之が支那の言ふところの平等の立場に立つて交渉するといふ意味であり、彼等は斯かる暴論を振り翳して北支に殺倒したのである。曠て冀察政府の外廓山東省に楊杰の率ゆる税警團が入り、次いで馮玉祥等の反日巨頭連が山東に入り、冀察首腦、山東首腦の反日化を企てると一方、抗日運動の尖端として北支學生、青年層の抗日運動を激烈に煽つた。斯くて北支は抗日の坩堝と化し、民國二十六年六月二日の聖農園事件等を中心に山東、河北、察哈爾の各地に於て邦人は掠奪暴行放火を受けること實に五十件以上に達した。今其の主なるものを示せば左の如くである。

- 一、平綏線邦人不法壓迫事件 二十九軍清查所員は平綏線に於て民國二十六年二月下旬より三月にかけて我中根副領事、張家口原巡查部長、北平新聞香川記者その他邦人多數の不法取調べを行つた。
- 一、軍用電線切斷事件 同年二月七、十四日張莊附近、二月十八日、三月十日北倉附近、三月四日落岱附近、四月七日北倉附近の我が軍用電話線を切斷、挑戦行爲を敢へてした。
- 一、邦人不法權禁事件 同四月十二日山西省德州驛警察官平井平

- 一氏等六名を不法權禁した。
- 一、邦人警察襲撃事件 四月二十日豐寧縣千家店警察分駐所、同二十四日滦平縣黑汗嶺警察所ともに武裝の一團に襲撃され、五月一日滦平縣大庄戸警察所に支那軍來襲、滿人警察六名虐殺、日系官吏一名を拉致した。
- 一、暴行事件 五月七日張家口在住日本人を支那兵が拉致暴行し同八日我が軍用自動車に投石、車窓硝子を破壊、五月十二日より十五日まで北平日本人小學生に暴行事件頻發、五月十二日山西太原滿鐵社員を巡警暴行拉致事件、五月十七日張家口兵營歩哨日本人乗用自動車運轉手に暴行した。
- 一、邦人船舶不法臨檢事件 五月二十三日第一長州丸、第七島丸丸支那税關監視船より不法射撃を受け第一長州丸船長負傷、續いて六月二十日芝罘税關邦船を拿捕抑留、明榮丸も荷物を沒收さる。
- 一、日支飛行停止命令 六月一日國民政府は惠通公司に對し日支連絡飛行停止命令を傳達し來た。
- 一、天津軍軍用無線不當抗議 六月四日我が駐兵權當然のものに對し不當抗議を提出した。

## 第二節 北支事變の勃發と其の經過

一、治安擾亂事件 五月初め湯山に南京政府より命を受けた秘密工作團體入り込み、冀東治安を擾亂、C・C團、藍衣社員等三中全會後どしどし北支に侵入、抗日分子と握手、抗日滿運動を展開。此のほか蔣作賓、馮玉祥等は北支各地を歴遊し抗日反滿を煽動した結果、陶墩廟襲撃事件、聖農園事件等を頻發せしめ不法暴行々爲は殆んど連日繰返されるといふ實情であつた。

- 一、白河軍用ケーブルに關する不法抗議 三月二十三日敷設作業中國民政府外交部より不法抗議を受く。
  - 一、工人募集妨害事件 五月七日青島の鐘紡其の他我紡績業の支那工人募集に對し支那官憲並に税關員等より妨害さる。
  - 一、抗日捏造記事事件 六月二十四日支那紙は日本將校其の他に關し重大なる侮辱的捏造記事を掲ぐ。
- 斯くの如く支那側の不法暴行行爲續出するに及び冀察政府は完全に抗日最前線勢力となり、其の背柱たる二十九軍は最も激烈な日本攻撃軍と化したのである。従つて彼等が七月七日夜蘆溝橋に於て我軍に發砲したことは偶發の事件ではなく、根深深い支那の對日攻勢の口火を切つたものと見てよい。正に蘆溝橋事件は極東に於ける「セラヴォの一彈」であつたのである。

蘆溝橋事件の發生 國民政府が前述の如く北支中央化工作に乗り出して以來、北支に於ける支那軍の毎日氣勢、支那民衆の抗日色彩は愈々濃厚となり、日支間に怪しい妖雲を漂はしつゝあつたが、果然昭和十二年七月七日深更、蘆溝橋に於ける支那側の不法射撃を契機として、茲に北支事變の勃發を見、勢の趨く所遂に日支全局面の破局を迫出するに至つたのである。

抑々這回の北支事變の發端たる蘆溝橋事件は、七月七日午後十時頃、夜間演習の爲め豐台駐屯の我部隊が、蘆溝橋の北方一公里の龍王廟附近に於て支那軍より理不盡にも猛烈なる射撃を受け、北支駐屯軍七月八日午前七時發表）たるに始まるが、我軍は右事件發生するや直に演習を中止し、部隊を集結して之を監視する一方、北平より急行し來れる我方代表と支那側との間に折衝を開始、進行中の支那軍は八日午前五時半に至り又も我軍に對し不法射撃を加へ挑戦し來れるを以て我方は已むなく自衛の爲め之に應戰し、直ちに龍王廟を占據し、支那の一部武裝を解除し、北支駐屯軍七月九日午前八時



發表)支那軍の不當なる背信行爲に對し斷乎其の反省を促すこととなつた。斯くて八日午後より九日正午に亘り支那側に對し嚴重抗議せる結果、遂に「支那軍は九日午後零時十分永定河右岸地區に撤退したるを以て我軍は蘆溝橋北側及び東側に兵力を集結し、戰鬥行爲を中止して事件の善後處理に關する交渉を開始すること」(北支駐屯軍九日午後一時半發表)となり、日本側代表北平特務機關長松井大佐と支那側代表秦德純との間に協議を開始し、現地の兩軍對峙に關する限り事件は一段落を見んとする形勢となつた。然るに支那側は表面撤兵するが如く見せかけつゝ、裏面に於ては永定河西岸に續々兵力を増加し、彈藥其の他の軍需品を補充する等、着々戰備を整へるに至つたので、同日午後四時橋本參謀長は幕僚と共に交渉の爲め天津を出發北平に向つた。一方同日拂曉以來永定河對岸の支那兵は、時々蘆溝橋附近の我監視部隊に射撃を加ふる等の不法行爲をなしたが、同日午後五時過ぎ衙門口方面より南進せる支那軍は前記協定を無視して不法にも龍王廟を占據し、引續き蘆溝橋附近の我軍を攻撃して來たので、牟田口部隊長は敢然逆襲に轉じ之に徹底的打撃を與へ、午後九時頃龍王廟を占領した爲め事態は又も逆轉するに至つた。之に關し北支駐屯軍は同日午後十時其の態度を左の如く

發表した。

北支駐屯軍司令部發表

蘆溝橋附近の日支全軍は九日正午以來永定河を隔て、矛を收め、一切の戰鬥行爲を固く禁止するとの協定のもとに、目下北平に於て會議進捗中なるにも拘らず、支那軍百餘名は十日午後五時十分より蘆溝橋北方凡そ四キロメートルの衙門口附近より迫撃砲の狙撃を交へつゝ、蘆溝橋驛附近の我部隊に攻撃し來るも直ちに之を撃退したり。午後七時に至るや更に新たな部隊再び蘆溝橋驛に向つて攻撃し來り、目下對峙中。又永定河右岸より迫撃砲を以て我部隊に射撃を開始せる永定河右岸の支那部隊は斯くて益々増加して五個團五個聯隊に達し、其の後方には盛んに彈藥を集積しつゝあり、斯くの如き挑戰的行爲は益々露骨化し來れるを以て形勢逆賭を許さず、軍は飽く迄も事件不擴大に務めつゝあるも、この努力は遂に水泡に歸する事なきやを恐るゝものにして其の責は全く支那側にありと言はざるべからず。

斯くて我軍は十一日拂曉龍王廟を撤去し、主力は蘆溝橋東北方約二軒五里店附近に集結したが、當時砲を有する七、八百の支那軍は八寶山及び其の南方地區にあり、且つ長辛店及び蘆溝橋に兵力を増

加し、永定河西岸及び長辛店高地端に陣地を構築すると共に、其の兵力は詳かならざりしも逐次増加の様態であつた。一方我天津駐屯軍橋本參謀長は北平に於て冀察主腦部と折衝これ努めたが、支那側の態度強硬であつて打開の途なく交渉決裂の外無い形勢に陥つたので、橋本參謀長は十一日午後已むなく離平した。

然るに冀察側は我朝野一致強硬なる決意あるを看取するや、急遽態度を驕し、我交渉委員たる松井特務機關長に對し、午後八時公文を以て(一)支那側は責任者を處分し、將來再び斯くの如き事件の惹起を防止すること、(二)蘆溝橋及び龍王廟から兵力を撤去して保安隊を以て治安維持に充つること、及び(三)抗日各種團體取締を爲すこと等に關する我方の提議を容れ、二十九軍代表たる張自忠、張允榮の名を署名して之を我方に手交し以て事件の解決を策するに至つたのである。

而して「北支事件の經過の概要」並に「北支事變の原因」に關し杉山陸相は昭和十二年七月十五日開催せられた地方長官會議の席上公式に左の如く發表してゐる。

一、北支事變經過の概要 北平の西南郊外に在る豊台に駐屯せる我が部隊の一中隊は條約上の權利に基き、且つ豫め支那側に通

告して日常演習を實施しありし蘆溝橋北方附近に於て、七月七日夜間演習を實施中、午後十一時四十分頃突如支那軍より射撃を受け、同中隊は直に之に應ずるの準備を爲すと共に、軍は不擴大の方針の下に一部の兵力を蘆溝橋附近に集結し、支那軍に對し事實の承認と謝罪其の他に付き交渉せしめた。支那軍は我要求に應ぜざるのみならず、却つて蘆溝橋北方龍王廟附近より我に射撃を加へたる爲め、我部隊は自衛上やむなくこの敵を撃退し、その後も軍は依然事件不擴大の方針を堅持して支那側と數次の交渉を重ねたのである。其の結果、彼は九日午前二時に至り、兩軍の衝突を避け事態を圓滿に解決する爲め、同日午前五時を期し蘆溝橋にある部隊の撤退を約するに至つた。然るに定刻を過ぐるも撤退の様態なきのみならず、寧ろ兵力を増加し監視中の我軍に對し屢々射撃を加ふる等の不信行爲を敢へてしたが、軍の嚴重たる抗議に依り遂に九日午後零時十分に至り永定河右岸に撤退した。然しながら翌十日には、永定河右岸を占據せる支那兵は依然、我監視部隊に射撃を加ふるのみならず、西苑附近に在りし第三十七師の主力は漸次移動して八寶山附近に集結し、其の一部は砲兵掩護の下に再度我を攻撃し來りたる



爲め、我第一線部隊は直に逆襲して多大の損害を加へて之を撃退した。爾後第一線は大なる衝突なく、概ね其の儘の姿勢を以て對峙して居たが、支那軍は永定河西岸高地附近に陣地を設備し、逐次其の兵力を増加し、軍需品を集積するが如く、又八寶山附近部隊も其の警戒部隊を前進せしむる等状況は容易に緩和せず、一面國民政府は全國飛行部隊に出動準備を命じ、又河南附近に在る部隊に出動を命ずる等武力的準備を進むる状態で、遂には我要求たる(一)責任者の謝罪、(二)蘆溝橋附近永定河東岸に支那軍隊を駐屯せしめず保安隊を以て治安を維持す、(三)抗日團體の取締の徹底等極めて消極的緩和のものに對してすら全面的に之を拒否した。

抑々梅津・何應欽協定に於て、各種排日團體及び中央軍は河北省に存在を許さず、又排日策動を禁絶しあるに拘らず該協定を蹂躪し、他面事變突發以來在留邦人は幾多の暴行、侮辱を受け其の生命財産も危殆に瀕する事態に立ち至つた。事茲に至つては今次事變は全く支那側の計畫的武力抗日行爲なること毫も疑を容れない所で、此の際支那側が不法不信行爲は勿論、排日侮日行爲に對する謝罪をなし、今後再び斯くの如き行爲をなさざ

るやう適當の保障をなし、神速に北支の治安を恢復するの緊急なるを認め、十一日北支派兵に關し廟議の決定を見た次第である。然るに支那軍は帝國の斷乎たる決心を知るや、十一日夜遽かに前記我要求條件を承認したが、我方と致しては支那側の不信行爲に就いては從來屢々苦杯を嘗めたると彼の國民性にと鑑み、嚴に要求條件の實施を監視して居るのである。現に之をその後の事實に徴するも、條件承認以後に於てもその約に悖り、蘆溝橋部落に再び侵入し、或は移動中の我部隊を射撃する等の不信行爲を敢へてし、又在留邦人に迫害を加へ、或は逐次兵力殊に飛行部隊を北上せしめつゝある等、時局は益々緊迫を告げつゝある現況である。

二、北支事變の原因 最近支那は抗日標榜の下に中央集權、軍備の充實強化等に努め、延いては國力を過信するに至り、其の結果抗日は轉じて侮日と爲り、其の勢の趨く所遂に北支にも波及するに至り、而も帝國の隱忍自重は彼をして益々増長の結果を招來し、平津其の他の地方に於て屢々在留邦人若くは帝國官憲に對する暴行又は侮辱等の不法事件を惹起するに至つた。現に今次事變に關係ある豐台も昨秋支那軍の帝國軍隊侮辱事件發生

の地である。今次事變の誘因は一部支那軍の不法射撃に端を發したるに過ぎぬが、其の根柢に至つては彼の久しきに亘り、深刻に徹底せる抗日教育が其の最大原因であると直覺する。而して支那軍をして斯かる不法射撃を敢てし、殊更に事を構へんとするに至らしめたる動機は多々あるが、最近に於ける帝國國內の情勢を目して日本與し易しと妄斷し、且つ歐米諸國を誘引することに依りて巧に日本を屈伏せしめ得べしとの妄想を抱懷するに至つたことは、今次事變發生の有力なる動機として見逃すべからざる點である。

現地協定の成立 蘆溝橋事件發生より七月十一日の現地協定成立までの經過を概述すれば大體左の通りである。

一、永定河左岸支那軍の同河右岸に撤退要求 七月八日、日本側は支那側に對し蘆溝橋、龍王廟附近永定河左岸に在る支那軍を同河右岸に撤退する如く要求したる所、彼は外交委員會より北平機關長(大佐松井久太郎)を通じて、兩軍原狀復歸を主張して應ぜざるのみならず、却つて永定河西岸高地並に長辛店附近に支那軍を逐次増加するに至つた。

二、支那軍永定河西岸に撤退を約す 之に對し種々折衝の結果七

第一編・第一章・第二節 北支事變の勃發と其の經過

月九日午前二時支那側は我要求を容れ、「同日午前五時を期して蘆溝橋附近の部隊を全部永定河西岸に撤退すべきこと」を誓約したので、一時軍は戦闘を中止して嚴に之を監視すると共に、本件の善後處理に關する交渉を開始するに決した。

三、支那軍の違約不法並に一時撤退 然るに七月九日午前六時に至るも蘆溝橋附近支那軍は撤退せざるのみならず、其の兵力を増加して蘆溝橋北側に展開し、監視中の我軍に對し時々射撃を加ふるに至つた。我軍は支那側に對し誓約の不履行を難詰すると共に日支雙方より交渉委員を編成して七月九日午前七時頃現地に急行せしめた。該委員現地に到着し連絡するや、支那軍は我要求を容れ、正午過ぎ永定河西岸に撤退を完了した。但し一小隊を蘆溝橋に残置し、保安隊の到着を待ち右の一小隊を撤退すと言明した。我軍は蘆溝橋北側及び東側に部隊を集結し、嚴に支那側の行動を監視しつゝ、更に善後處理に關する交渉を開始することとなつた。

四、軍參謀長交渉の爲め北平に赴く 北支駐屯軍橋本參謀長は事件交渉の爲め一幕僚を従へ、七月九日午後四時天津發北平に向つた。



五、支那軍歴次の背信行爲 (イ)七月十日午後七時、支那軍は衙門口方面より南進し、九日午前二時の協定を無視して龍王廟を占領し、續いて蘆溝橋附近の我軍を攻撃し來れるを以て、部隊長(大佐牟田口廉也)は自ら手兵を掲げ敢然逆襲に轉じて之を撃破し、午後九時龍王廟を占領した。同地には支那軍の死屍三〇以上遺棄せられ、我軍亦十數名の死傷を生じた。(ロ)七月十一日午前九時、支那軍約二大隊永定河東岸衙門口、八寶山及び其の南方地區に於て配備に就き、且つ長辛店(蘆溝橋南方一里)及び蘆溝橋に兵力を増加し、永定河西岸に於ては西苑より南下せる部隊を以て陣地を占領し、對戰意識を明瞭ならしめた。六、事變善後處理に關する我要求並に支那側の承認、前記支那軍の歴次の背信行爲に對し我軍は極力不擴大の方針を持し、種々交渉に努めたが遂に支那側は之を應ぜざるに依り、七月十一日午後一時頃橋本參謀長は北平より南苑に出で天津歸還の爲め飛行機に搭乗せんとする際、支那側は我要求を承認する旨口頭を以て回答して來たが、橋本參謀長は公文を以てするに非ざれば受諾し難しとして天津に歸還した。因に我方より要求の内容は左の通りである。

イ、謝罪  
ロ、責任者の處罰  
ハ、蘆溝橋及び龍王廟に支那軍を駐めざること  
ニ、事件の主因と認むべき共產黨、藍衣社の徹底的彈壓  
支那側は我橋本參謀長の嚴乎たる態度と決意の強固なるに驚き、直ちに首腦部會議を開き慎重協議した結果、我方の要求を正式に受託する旨の公文回答を發表すると共に、現地一帶より支那軍各部隊を撤退する旨を約諾し、同夜八時正式に通達して來り、爰に現地交渉成立するに至つた次第である。然し乍ら我方に於ては支那側再三の不信行爲に鑑み、支那の該協定が完全に履行せらるゝまで嚴重監視することとなつた。

陸軍省發表

七月十一日午後八時支那側第二十九軍代表張自忠、張允榮は蘆溝橋事件現地解決辦法として、左記條件に署名の上、之を我北平特務機關長松井大佐に手交した。我方は依然事件不擴大の方針を持し、十分なる準備を整へつゝ支那側の實行を監視中である。併し乍ら其の後に於ても支那軍の我警戒部隊に對する射撃並に蘆溝橋部落に對する侵入其の他の挑戰的行爲の頻發を見つゝあることは

頗る遺憾とする所である。此の如くして事態が更に擴大するに至ることあるも、其の責任は一に支那側の負ふべきこと明である。

蘆溝橋事件解決全文

(一) 第二十九軍代表は日本軍に對し遺憾の意を表し、且つ責任者を處分して將來責任を以て再び斯くの如き事件の惹起を防止することを聲明す

(二) 支那軍は豐台駐屯日本軍と接近し過ぎ事件を惹起し易きを以て蘆溝橋城廓及び龍王廟に軍を駐めず保安隊を以て之が治安を維持す

(三) 本事件は所謂藍衣社、共產黨其他抗日系各種團體の指導に胚胎すること多きに鑑み之が對策を爲し且つ取締をなす  
以上各項は悉く之を承諾す  
昭和十二年七月十一日

第二十九軍代表 張 自 忠  
同 張 允 榮

而して冀察政務委員長宋哲元は本事件發生當時、鄉里山東省樂陵に引籠中であつたが、事態推移の重大なるに狼狽し、七月十一日夜急遽天津に歸來、直ちに本事件の真相を聴取し圓滿解決せんと企て

たところ、前記解決條件を繞り二十九軍首腦部の對日意見二派に分れ、抗日意識の最も熾烈なる第三十七師馮治安一派並に趙登禹、劉汝明、陸元武等各將領は現地解決交渉案に極力反對し、之を履行するを肯ぜざるのみならず、其の部下各軍は十三日以来、所在に於て我軍に對し左の如き不法行爲を繰返すに至つたのである。

◇七月十三日 △午前十一時頃馬村(北平の南方一軒)を我軍の小部隊が自動車にて通過中、突如支那側部隊より小銃、機關銃の射撃を受け、我軍は直に之に應戰擊退す、我軍戰死者三名、支那側には相當の死傷者を出す△この日朝來萬福麟軍三ヶ團約五千は長辛店一帶に進出し、また北平廣安門及び同西方四軒の競馬場内に第三十七師の支那兵各一ヶ旅進出し來り、豐台の我軍に對し漸次包圍態勢を取り來つた△午後二時頃第二十九軍は永定門近くの北寧線レールを破壊した爲め天津よりの列車は又も不通となつた。

◇同十四日 △平漢線により北上中の支那軍は午前四時より五時過ぎまで約四十個列車に分乘、石家莊通過北進す、永定河右岸を中心に各地に續々陣地構築△中央軍第十師保定着△午後四時ごろ通州から豐台へ向ふ我軍連絡兵六名が團河村附近(馬村南



方八軒)に差しかゝるや、突如支那軍の不法射撃を受け、近藤二等兵は戦死、他に負傷者一名を出す。

◇同十六日 △午前八時過ぎ我〇〇部隊通州街道安平(通州東南方三十軒)附近に於て突如支那監視兵より射撃を受け、更に約百名の支那軍出現、我部隊に向け射撃したるを以て、我方これに應戦約百名の支那軍を武装解除す。

右の如く現地に於ける日支協定の實施は未だ原則としても完全に履行せられざるに、内は第二十九軍の分裂無統一を暴露し、外は對日關係の重大化を見るに至つたので、宋委員長は七月十四日張自忠を、翌十五日張允榮、石敬亭、門致中、曹汝霖、胡毓坤等冀察要人を天津に招致して之が善後策を講究した結果、對日折衝は宋哲元の手に移ることとなつた。一方我方に於ては十五日橋本駐屯軍參謀長より張自忠に、又今井武官より秦德純に對し、夫れ〴〵十一日調印せる交渉條件の履行に對する細目事項の實現方を嚴重督促したが、支那側は依然として何等誠意ある態度を示さざるを以て、我政府は遂に十七日の五相會議に於て、支那側約諾の實行に對して重大決意をなし、即日午後香月司令官に宛て重要訓電を發した。之と同時に南京に於ても中央政府に對し現地折衝を促進し、時局の收拾を圖る

やう嚴重申入るべき旨、在南京日高代理大使宛訓令を發したのである。仍つて香月司令官は直ちに右訓令を宋哲元に對し通告し、斷乎たる決意を表示する所あつた。右に關し我陸軍省では七月十八日當局談の形式を以て左の如く發表した。

陸軍當局談

支那駐屯軍は事變發生以來不擴大、局地的解決に忍び難きを忍び異常の努力を續けてゐるのであるが、支那側は七月十一日夜既に解決條件に調印しながら、今日迄これを迅速的確に實行するの誠意を示さざるのみならず、一方南京政府に於ては南方にありし兵團を逐次北上せしむる等、對日開戦準備を進むるの微歴然たるものがあるので、無期限に支那側の誠意實行の日を待つは事態の不安定を永續し、且つ駐屯軍の自衛及び居留民の保護上危險を増加する事となり、延いて徒に時局を擴大するの結果となるの虞があるので、我方は此の際支那側に對し解決條件を速かに履行せんことを督促して、爾後に於ける我方の態度を端的明確ならしむるの資となさんとした次第である。

然るに翌十八日午後一時十分、宋哲元は日本側に陳謝の爲め、香月支那駐屯軍司令官を天津日本租界偕行社に訪問、這回の事件に就

き其の非は全く支那側にありとなし、衷心陳謝の意を表し責任者の處罰、將來の保證、防共・排日取締の徹底等に關する件も最短期間内に之を實施すべき旨を誓ひ、香月司令官は之を諒承したので宋哲元は同三十五分辭去し、翌十九日朝二十九軍説得の爲め北平に赴き、直ちに善後措置を講ずるに至つた。斯くて北支の情勢はやゝ緩和されたかに感ぜられたが、同日別項記述の通り南京政府は我方の現地解決、不擴大方針に對し之を拒否するが如き回答あり、一方北支に於ては同日午後五時蘆溝橋に於て又も二十九軍の不法射撃事件發生する等、支那側は我方の平和的事變不擴大、現地解決主義を無視し、挑戰的態度を示すに至つたので、支那駐屯軍司令部では七月十九日午後左の如き重大聲明を發表した。

北支駐屯軍聲明

本十九日までの情況を見るに、支那軍は蘆溝橋及び其の附近より屢々斥候等を以て我が部隊直前に進出射撃をなし、十九日午後五時頃に負傷者を生ずるに至つた。又蘆溝橋附近に於て該地の保安隊は我に對し陣地を設備し、且つ永定河西岸にある支那軍隊と聯絡し、今なほ盛んに陣地の構築中である。この間に處し日本軍は隱忍自重一發も應戦せず、忠實に協定を履行してゐる。然るに支

那側の行動は右の如く明かに協定に違反するのみならず日本軍としては自衛上黙し難き所である。従つて支那軍が依然斯の如き不信行為を繰返すに於ては、軍は二十日以後獨自の行動を執るの止むなきに至るであらう。

一方冀察當局に於ては前記重大聲明の報に接するや、同夜十一時第二十九軍代表は急遽橋本參謀長を訪問し「現地協定中の第三項實施の爲め共產黨及び排日運動の取締に關する細目協定成立」北支駐屯軍二十日發表したが、尙ほ支那部隊の撤退及び責任者の處罰の項目が残されて居り、宋哲元は北平に於て懸命に解決に付き努力中の處、二十日午後一時八寶山及び長辛店附近支那軍の不法射撃に依り、事態は又復急轉直下爆發點に達するに至つた。之に關し我陸軍省は同日及び二十一日左の如く發表した。

陸軍當局談

北支事變發生以來我駐屯軍は政府の方針を體し隱忍自重、事件の和平的處理に最善の努力を續けて來たが、第二十九軍側に於ては去る十八日陳謝の意を表したるに拘らず、十九日夜には蘆溝橋附近に於て再び我軍に不法射撃を加へ、或は北平、天津間に於て我軍用電線を切斷し、更に二十日午後一時八寶山及び長辛店附近の



支那兵は我に向ひ盛んに砲撃を行ひしを以て、豊台の我が軍は座視する能はず、これと砲撃を交へるの已むなきに至り、軍の堅持せる事件不擴大の希望が全く蹂躪せられるに至つたことは遺憾である。

陸軍省發表

北支に於ける支那側の不法行為は從來屢々繰返されてゐたが、去る九日以来の現地協定實行に關する支那側の背信不法事件左の如し。

◇七月九日 午前五時を期し蘆溝橋附近の部隊を撤退する如く我要求を容れしに拘らず、午前六時を過ぐるも撤退せざるのみならず却つて兵力増加をなす。(日支双方より委員を派し實行を督促し正午過ぎ漸く保安隊と交代撤退す)

◇七月十日 午後七時支那軍龍王廟占領、次で蘆溝橋附近の部隊に對し攻撃し來る。(牟田口部隊長自ら手兵を掲げ逆襲して午後九時龍王廟を占領す)

◇七月十一日 午後八時我要求受諾の文書を提出せるに拘らず、午後十一時五里店附近の我部隊に攻撃し來る。(我は應戦せず)

◇七月十三日 我歩兵一小隊馬村通過の際第三十七師警戒部隊よ

り射撃を受く。(我方戦死三名)

◇七月十四日 我騎兵隊團河村通過の際、支那軍在るを知り南方に避け前進せるが、後方警戒斥候に對し突如射撃を爲す。(我方戦死一名)

◇七月十九日 蘆溝橋より西五里店西側に在る我警戒部隊に對し射撃を爲す、又引續き蘆溝橋附近より迫撃砲を以て我に對し射撃す。山崎大尉重傷、我は應戦せず、駐屯軍は遂に奮起し、支那軍が斯かる不信行為を繰返す時は、二十日以後軍は自衛上獨自の行動を採ることを冀察當局に通告す。(午後十一時約諾實行に關する細目協定調印)

◇七月二十日 午前二時、同四時又も蘆溝橋より迫撃砲を以て我を射撃す、午後二時三十分蘆溝橋、八寶山附近より我部隊に對し旺んに射撃をなす、我砲兵應戦するや支那軍は沈黙するも我砲兵射撃を止むるや又彼より挑戰的射撃を爲す、斯かる状態を以て夜に入る。夜間時々我に對し射撃を爲す。(我は砲兵を以て蘆溝橋に對し應射す、我方死傷數名)

(備考) (一)以上の外數次に亘り北平、天津間の我軍用電線を切斷せらる、(二)七月十九日陸軍運輸部塘沽出張所臨時構築

棧橋は支那軍これを破壊し、其の材料を掠奪す(二十一日)

斯くて北支情勢は愈々破局に陥らんとしたが、其の後宋哲元必死の努力に依り支那側は協定中に明記せられたる事項にして不履行の各項も漸次實現せられ、茲に支那軍の撤退開始を見るに至り、事態は漸く平靜に向つたので、我陸軍省では二十三日午後八時二十分現地協定の内容を左の如く公表し、一方現地に於ては支那軍の撤退状態其の他の事項の實施如何を嚴重監視し、北支現地に於ける限りに於ては一先づ圓滿解決に向はんとする情勢を示した。

現地協定細目内容

支那駐屯軍よりの報告によれば「今回の北支事變に關し冀察側に於ては責任者の謝罪、處罰の外、今次事變の原因は所謂藍衣社、共產黨其の他の抗日系各種團體の指導に胚胎する所多きに鑑み、將來之が對策取締りを徹底すること」を協定せり。則ち冀察側は之が實行の爲め七月十九日文書に依り左記具體的事項を自發的に申出たり。

- 一、日支國交を阻害する人物を排す
- 二、共產黨は徹底的に彈壓す
- 三、排目的各種機關、諸團體及び各種運動並に之が原因と目さ

第一編・第一章・第二節 北支事變の勃發と其の經過

るべき排日教育の取締りをなす

又別に冀察側は今回日本軍と衝突したるは主として第三十七師に屬するものなれば、將來双方の間に意外の事實發生を避くる爲め同師を北平より他へ移駐する旨通告し來り、昨二十二日午後五時以降列車により逐次南方に移動中なりと、駐屯軍は目下之が實行を嚴重に監視中なり。

**帝國政府の派兵聲明** 北支事變勃發するや、國民政府首腦者たる蔣介石、汪兆銘等は表面如何にも平和解決を希望するかの如く見せかけ、廬山會議の如きも豫定通り七月十六日より開會することを言明する等、頗る平靜慎重なる態度を裝ひつゝも、其の裏面に於ては密かに現地協定の實現阻止に狂奔し、特に蘇支接近の風潮並に抗日作戰準備の進展に伴ひ、益々官民の抗日機運を熾烈ならしめ、或は帝國國內の諸問題中、多少の議論あるものは一々之を取り上げて針小棒大に曲解し、或は日本の國論不統一である爲め、到底斷乎たる態度に出得ずと見くびり、延いては支那國民一般が日本與し易しとの錯覺を起しつゝある有様なるを以て、昭和十一年八月以來支那各地に邦人殺害事件相次いで頻發するの情勢であつた。一方中央側は更に北支に於て治安の任に當れる冀察軍隊の中堅幹部及び都下



各大學生等に働きかけ、執拗に抗日反滿意識を煽りたる結果、反日は抗日となり更に毎日挑戰的と化するに至つた。加之北支事變發生後國民政府は全支の政界、學界、實業界、操觚界の代表を總動員して各關係機關の連絡委員會を組織する外、言論界の統制を行ひ以て舉國一致の體制を整ふると共に、中央黨部をして各省市黨部に命じ支那各地の排日氣勢昂揚に努め、極力抗日國論の統一を期する一方之と並行して萬一の場合に處する爲め、中央各軍に動員令を下して其の出動準備を命じ、又全支空軍に對し北上を訓令する外、開戦に備ふる爲め各軍の戰時編制を左の如く決定したのである。斯くて支那朝野の對日挑戰的態度は漸次明瞭となり、對日開戦の叫びは遂に全支を掩ふに至つたのである。

一、華北區總司令馮玉祥

- △前敵總指揮宋哲元(所屬第廿九軍を以て平津地方の防衛に當る)
- △左翼總指揮閻錫山、同副指揮傅作義(山西軍の主力を以て平綏線沿線に集結、必要に應じて張家口及び北平方面に進出せしむ)
- △中路總指揮商震、同副指揮陳誠(平漢線正面を擔當せしむ、商震軍三萬、萬福麟軍二萬、龐炳勳軍一萬、中央軍十二萬を以て保定方面に集結せしむ)

△右翼總指揮韓復榘、同副指揮胡宗南(山東軍五萬を以て津浦線膠濟線兩線の防衛に當らしめ必要に應じて中央軍十萬を以て防衛せしむ)

△豫備隊總指揮劉峙(平漢線、隴海線、津浦線沿線の中央軍を統括し、必要に應じて左右兩翼に應援する態勢を執ること)

二、華東區(滬寧、滬杭甬兩線を中心とし江蘇、浙江兩省を統括)總指令何應欽

△江蘇沿海總指揮張發奎△浙江沿海總指揮張學良△長江警備指令楊虎

帝國政府に於ては事變發生當初より極力事態不擴大の方針を以て局地的解決に努力しつゝあつたに拘らず、支那側の態度は上述の如く何等誠意の認むべきもなく梅津・何應欽協定の違反は勿論、尙かに對日開戦を企圖し在支邦人の生命財産の安全を極度に脅かすに至つたので、我方に於てはこれ以上隱忍する能はず、遂に(一)は自衛の爲め、(二)には支那側の不法行爲及び排日、毎日行爲に對する將來の確實なる保障を取附けることの絶對的必要を認め、(三)には之が東洋の平和を永遠に維持する所以なりと確信し、七月十一日の緊急閣議に於て北支派兵に關する廟議を一決し、近衛首相は直ち

に葉山に伺候上奏御裁可を仰ぎ、即日午後六時半左の如く中外に聲明するの已むなきに至つた次第である。

北支派兵に關する帝國政府聲明

相繼ぐ支那側の毎日行爲に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中の處、從來我と提携して北支の治安に任じありし第二十九軍の七月七日夜半蘆溝橋附近に於ける不法射撃に端を發し、該軍と衝突の已むなきに至れり。爲めに平津方面の情勢逼迫し我が在留民は正に危殆に瀕するに至りしも、我方は和平解決の望を棄てず、事件不擴大の方針に基き局地解決に努力し、一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに拘はらず、突如七月十日夜に至り彼は不法にも更に我を攻撃し、再び我軍に相當の死傷を生ずるに至らしめ、而も頻りに第一線の兵力を増加し、更に西苑の部隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に、平和的交渉に應ずるの誠意なく、遂に北平に於ける交渉を全面的に拒否するに至れり。以上の事實に鑑み、今次事件は全く支那側の計畫的武力抗日なること最早や疑ひの餘地なし。

惟ふに北支治安の維持が帝國及び滿洲國にとり緊急の事たるは茲に發言を要せざる處にして、支那側が不法行爲は勿論排日毎日行

爲に對する謝罪を爲し、及び今後斯かる行爲なからしむる爲めの適當なる保障等をなすことは東亞の平和維持上極めて緊要なり。仍つて政府は本日の閣議に於て重大決意を爲し、北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。然れども東亞平和の維持は帝國の常に顧念する所なるを以て、政府は今後とも局面的擴大の爲め、平和的折衝の望を捨てず、支那側の速かなる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す。又列國權益の保全に就いては固より十分之を考慮せんとするものなり。(備考) 風見書記官長は七月十一日午後五時半今次の事變はその性質に鑑み「北支事變」と稱すと發表した。因に帝國政府に於ては前記派兵決意を聲明すると共に、舉國一致此の重大難局に善處する爲め、政界、學界、實業界、言論界、文化團體其の他對支關係の有力者に對し諒解を求めたる所、各界とも異議なく政府の措置を諒承し之を支援することを申合すと共に、此の際斷乎として支那の反省を求むるやう激勵する所があつたが、偶々七月十五日開催せられたる地方長官會議の席上、近衛首相は次の如き訓辭をなした。



今回特に諸君の會同を煩はしましたのは、時局に關する政府の所信を明かにして、諸君の格別なる盡力を求めむとするにあるのであります。今回の北支方面に對する派兵の趣旨は、先般の政府の聲明により既に諸君の御承知の通りであります。事變發生以來の平和的解決に關する我方の努力は全く水泡に歸せむとし、平津地方に留邦人の生命財産も危殆に瀕するに至りました。此の儘に推移せんか、北支の治安は甚だしく攪亂され、延いては東亞全般の平和に暗影の投ぜらるゝ虞があるのであります。帝國の眞意は斯かる重大事態の發生を防止するに外ならぬのであります。一日も早く支那の反省を求め、將來再び過般來の如き不法行爲なきやう誠意ある保障を得て平和裡に問題を解決致し度いと存するのであります。

諸君は今大派兵の大義名分を廣く各方面に徹底せしめ、中央地方を通じ官民の協力を一層促進して、眞に舉國一致の實を擧げやう努力せらるゝと共に、一方國民に對しては飽くまで大國民たるの態度を持し、靜平慎重以て時局に對處せしむるやう配慮せられんことを希望致す次第であります。

蔣介石の重大聲明と國民政府の態度 一方國民政府は北支

事變勃發するや、政府當局の措置として前項記述の如く對策を決定すると共に、偶々廬山に召集中の全支各界要人會議を七月十六日より蔣介石、汪兆銘兩者司會の下に開催し、種々これが對策を討究した結果、十九日の會議に於て蔣介石は斷乎として重大決意を述べ、「隱忍自重の限界」を説き、「中國の犠牲の最後の關頭は刻一刻として近づきつゝあり、我等は中國主權を侵すものに對し斷じて一步も讓歩せず」と、「一つには滿洲奪還の爲め、二には北支主權國土擁護の爲め日支間破局に至るも已むを得ず」とて、彼の對日根本方策を忌憚なく吐露し、大いに民心を鼓舞する所があつた。同聲明は即日公文となつて全支に左の如く發表せられた。

#### 蔣介石の聲明

中國が對外平和並に國內統一維持の根本政策を遂行しつゝある時突如蘆溝橋事件發生し、全國民をして深刻な憤激の状態に投げ込み、全世界に一大危懼の念を與へつゝある。此の事件の齎すべき諸結果は、中國の存在自體と東亞の平和とを脅威するに至つた。此の重大時期に際し幾多の質問照會に答へ、予は次の如く述べた。

中國民族は終始平和を愛好す、國民政府は國內政策では常に國內

統一の維持を目標とし、且つ對外關係では他の諸國との相互尊重並に共存を目標としてゐる。本年二月三中全会の宣言書が以上の諸點を明瞭に強調してゐる。過去二ヶ年間の明白な事實が證明する通り、國民政府はその日本に對する政策で一切の懸案を整調し且つ一般に承認された外交交渉の方法に訴へ、以て公正なる解決の達成を常に期待した。

我國民は我國家の地位立場を諒解しなければならぬ。吾々は吾々自身の立場を認識しなければならぬ。弱體國家の人民として吾々は吾々自身の力量の程度を正當に評價せねばならぬ。過去數ヶ年間重大な諸々の國難に當面、耐へ難き苦痛を忍びながらも、吾々は隱忍自重、全力を傾注して和平の確保に努力し、依つて以て民族の復興を實現せんことを期した。此の故に一昨年五全大會に於ける外交報告に當つて、予は「和平の維持が完全に絶望ならざる限り吾々は決して平和を棄てない、吾々が自制隱忍吾々の爲すべきこと唯一即ち我全國民精力の最後の一滴迄も傾倒し、國家存立のため抗爭すべきのみだ。」而して一度右抗爭が開始されるれば、時間の上からも、情勢の上からも中道にして止み、和平を求めんことは許されない。一旦紛争の始つた後、和平を求めれば我國家

の屈從、我民族の全滅を意味する條件を甘受せねばならない。願はくば全國民は「隱忍の限度」並に右限度を超えた後惹起される犠牲の範圍を充分認識されたい。一度その段階に到達すれば、吾々は常に究極の勝利を期待しつゝ如何なる犠牲を拂ふとも最後迄戦ひ抜かねばならぬ。さり乍ら吾々が躊躇し徒らに一時の儉安を貪るならば、吾々は永久に滅亡し去る外はない。

世上或は蘆溝橋事件が何等豫め計畫されぬ突發的措置と想像する者があるかも知れない。併し乍ら既に一ヶ月前から相手方の新聞並に直接間接の外交機關の言明に徴し、何等かの事件が持上るだらうとの徴候が看取された。更に事變勃發の前後を通じ、各方面から相手方が塘沽協定の擴張を企圖しつゝあるとか、冀東偽政府を擴大しようとか、第二十九軍を驅逐しやうとか、宋哲元を追出さうとか、其の他同様の諸々の要求を押しつけようとして居るとの報道を接受した。以上に徴すれば蘆溝橋事件の勃發が偶然事件でない事は直ちに明瞭であらう。この事件よりして相手方が吾々に對して極めて判然たる態度を包藏し居り、従つて和平は容易に維持し難き事を悟らねばならぬ。

吾々の情報によれば蘆溝橋事件を回避し得べかりし唯一の方途は



外國軍隊が我領土内に侵入し、且つ自由無制限に横行濶歩するを甘受して、而も中國軍隊は其の移動につき幾多の制限を蒙ることを容認するの外は無からう。又或は相手方が我兵に發砲するを容認し而も應射出来ぬといふこと以外にはその方法は無かつたであらう。苟も自尊心ある以上、世界中如何なる國家と雖も以上の如き屈辱を甘受することを得ようか。東北四省を喪失して以來茲に六ヶ年、次いで塘沽協定あり、次いで今や争點は蘆溝橋事件に於て方に北平の城内に到達した。若し蘆溝橋が武力によつて占據されるを容認するならば、中國四百年の故郷、全北方の政治的、文化的、戰略的中心は敵に失はれるのである。

今日の北平は第二の奉天となり、河北、察哈爾兩省は東北四省と同一の運命に陥るであらう。萬一北平が第二の奉天となるならば南京が第二の北平となるを如何にして阻止することが出来よう。かゝるが故に蘆溝橋を保全するか否かは、全國民存亡の懸る所に外ならず今回の事件が果して平和解決が出来るか否かは、吾等の所謂「隱忍自重の限界」に關する問題に外ならぬ。若し最悪の事態を避ける事が出来ぬ段階に到達するならば、吾々は斷然抗争する外はなく、且つ最後の犠牲をも敢へて辭せないものである。吾々

の抗争こそは外部より吾々に強制されたものといふべきだ。吾々は戦争を求むるものに非ず、唯吾々の生存を脅威する攻撃に應戦するものに外ならない。

全國民は中央政府が目下防衛手段準備の眞最中であることを諒解されたい。假令弱國たりと雖も吾等は民族の完整を維持し、國家の存立自體を保障することを怠ることは出来ない。最善を盡して祖父傳來の此の遺産を保全することは、吾等が全力を盡して遂行せねばならぬ義務である。併し乍ら戦一度始まれば逡巡姑再は許されない。最後迄戦ひ抜かねばならぬことを充分諒解せねばならぬ。若し此の上更に一寸の領土が失はれるに委すならば、吾々は我が民族に對して許し難い罪を犯す事といふべきだ。斯の如き場合吾々の義務は國民の全力を傾注して外敵に抗争、最後の勝利を期する一途あるのみだ。

此の嚴肅な瞬間に於て、日本は蘆溝橋事件が日支兩國間の一大戦争を招來するか否かを決定せねばならぬ。日支兩國間に未だ和平の希望が些かたりとも残存してゐるかどうかは、一に日本軍の行動如何にかゝつてゐる。和平に對する一切の希望を抛棄する最後の瞬間に至るまで、吾等は依然として正常外交機關を通じて事件

の解決を求めらるであらう。今回の事件につき吾等の態度は、次の四件に要約出来よう。

(イ) 如何なる解決案も中國の領土完整並に主權を侵害することを許さず。

(ロ) 冀察政務委員會の地位は中央政府の決定するところ、如何なる非合法的變更をも許さず。

(ハ) 冀察政務委員會委員長の如き中央政府の任命した地方官憲が外部の壓迫により罷免することに同意する能はず。

(ニ) 第二十九軍の現在の駐屯區域に對する如何なる制限をも甘受し得ず。

如何に弱國たりとも苟も國家たる以上右四ヶ條は交渉の基礎として承認し得る最小限度の條件である。若し相手方が地位を變へて吾等の地位に立つならば、且つ東亞平和の維持を念とし日支兩國民を戦争の渦中に捲込み、相互に永遠の仇敵となることを望まぬならば、右四ヶ條が考慮されるべき最小限度の條件なることを承認しよう。

之を要するに今回の蘆溝橋事件の危機に當り、中央政府は中國の存立を確保すべく明確にして斷乎たる立場を堅持してゐる。中國

は一獨立國家である。吾等は和平を欲求する。併し乍ら如何なる犠牲を拂つても和平に執着するものではない。吾等は戦争を欲せず。併し乍ら吾々は吾等自身を防衛するの已むなきに至るかも知れぬ。此の重大危機に當り政府は冷靜自重以て國民の指導に當るであらう。國民も亦眞剣な態度を以て一糸亂れぬ統制を示さねばならぬ。民族に對する義務の遂行に關しては、南北老幼の別なく一致團結、鋼鐵の統制を示して政府の指導に従ふやう希望する。而して前記蔣介石の聲明は時局解決に對する國民政府の一大指針なりとして、全支の興奮其の極に達したが、就中馮玉祥、孫科等の親蘇派及び中央各軍の氣勢は愈々旺盛となり、旺んに抗日輿論を煽り、此の時既に河北省に進駐せるもの二十四萬と稱せらるゝに至つた。斯くて國民政府は對日態度を正式に決定せざるべからざる破目に陥つたので、蔣介石は二十日夜廬山より南京に歸還し、翌二十一日午前九時蔣介石主催の下に中央政治委員會議を開催し、前後約二時間に亘り協議した。固より會議の内容は嚴秘に附され窺知すべくもないが、確聞するに劈頭、外交部長王寵惠より事變發生以來今日に至るまでの對日折衝經過及び何應欽より軍事施設に關し夫れ、説明あり、次いで討論の結果、北支問題對日對策に就き國民政府最



高機關最初の正式態度を左の如く決定したと傳へらる。

一、五全大會、三中全會の宣言に従ひ、蔣介石の廬山聲明及び外交部の對日覺書の趣旨に則り、自ら進んで戦ひを求めず不擴大主義を以て對處する。

二、但し日本は口に不擴大を唱へつゝ益々北支に増兵し、積極的挑戰進撃の態度あるに鑑み、支那は自衛上國家總動員を行ひ、總べての挑戰準備を整ふべし。

南京に於ける日支交渉 之より先國民政府は蘆溝橋事件の第一報に接するや、滿洲事變當時の轍に倣ひ、直ちに左の如き外交部聲明を發表し、事件發生の責任は日本側にありと高調した。

支那外交部の發表(内容)

本回の事件は全く日本側の計畫的行動であつて、蘆溝橋に於ける日本軍の演習は非合法である。且つ兩軍衝突後一旦成立した停戰協定は日本側援兵の策で更に大規模の軍事行動に依つて目的の貫徹を圖らうとするものであつて、一切の責は日本側が負ふべきである。中國の國策は對外的には平和を擁護し、對内的には生産建設に努力するものであり、日支間の諸懸案は平等互惠の精神の下に解決を圖らんとするものである。幸に日本側が軍事行動を停止

して前約に従つて戰鬪行爲を停止し、再衝突を避けて不法駐軍と演習を中止するならば、事態の好轉を招來し得ると確信する。右發表に先立ち我外務省情報部に於ては、九日這次事件發生の原因は支那側にあることを左の通り指摘し内外に發表した。

帝國外務當局の發表

一、北支駐屯軍は北清事變に關する千九百一年の連名公書第九條北清事變に關する最終議定書第九條及び天津還附に關する日清交換公文第四節の權利に基き別段地域を限定する事なく演習を爲すことを例とし居れり。即ち戰鬪射撃(實彈を用ふ)を行ふ場合の外は演習に付き個々の場合に通達を必要とせず。然るに實際上は住民の不安を除く爲め好意的に演習を事前に通知することとし居り、今次は戰鬪射撃に非ざるも事前に通知は發出しある筈。

二、我駐屯部隊が不法射撃を受けたる龍王廟附近(蘆溝橋北側地區は民家之しく地形上演習好適地)は昨年の秋季演習を始め、殆んど我軍の練習場の如くなり居るものなり。又蘆溝橋上下流の永定河積は西方高地を目標とする實彈射撃場として屢々利用せられつゝあり。

三、我駐屯軍は最近は定期檢閲を前に控へ居る關係上、連日連夜本件關係地域に於て演習を實施しつゝありたるものなり。

四、七日午後十一時過ぎ我部隊が支那側の不法射撃を受けたる際演習中の事として實彈は萬一の場合に備へたる一兵當り一發位の數に當る彈藥を部隊長の手元に保管し居りたるのみ(輕機關銃用實彈は一函のみ)にして支那側に應射するに足らず、依つて部隊長は直に傳令を豐台駐屯部隊に派し應援を求め、豐台駐屯部隊は實彈は勿論歩兵砲をも携へて現場に急行、支那軍に對抗し八日午前五時の射撃交換の際、我軍は初めて實彈を以て應戦したるものなり。

五、支那側は我兵力が蘆溝橋村の城壁内に入込みたりと稱し居るも、我軍は常に兵に對し、局地的事件の發生を警め居るのみならず、平常は我兵が城門を通過せんとするも少數なる時は支那側の城門歩哨に理由なく停止を命ぜられ、概ね事端發生を避け通過を強行せざる慣行となり居り、加之演習地より該城門に近付くには、土手上に線路を有する鐵道を二回横切るを要し一二の兵が紛れて城門に近付くことあり得ず、又夜間故意に危險を求めて城内に入らんとすることもあり得べからず。

而して我方に於ては北支の特殊事情に鑑み本件の前後措置は當然

北支駐屯軍、冀察兩當局との間に於て現地處理主義の下に之を行ふことが迅速且つ圓滿に事態を解決する所以にして、若し之を中央の交渉問題とするに於ては必ずや事態を擴大し、不測の結果に導く恐れさへあるとの見解が有力に主張されたのである。然るに國民政府では當初より這回の事件を契機として北支問題を一舉に解決せんとする魂膽を以て現地解決を認めずと主張し、遂に本件に關する日支間政府の外交交渉は八日夜より開始せられ、同十七日帝國政府が重大通告を提示するまでは略ぼ次の如き折衝が行はれたのである。

◇國民政府外交部亞洲司董科長は八日午後六時我日高參事官を訪問、停戰及び事件不擴大に付き要請。

◇日高參事官は九日午後四時外交部に陳外交部次長を訪問、今次事變に付き支那側の反省を促した。

◇日高參事官は本省の訓令に基き十日午前十一時王外交部長を訪問政府の確固たる方針を傳へ、支那側の誠意ある解決を要望すると共に、全國的反日毎日運動取締方を嚴重申入れた。

◇國民政府外交部は十日午後七時文書を以て左の如き逆論的抗議を提出し來ると共に、冀察側に對し同一趣旨に基き日本側と折



衝突方を訓電した。

- 一、日本側の正式謝罪と責任者の處罰
- 二、死傷軍民及び砲撃による建物の損害賠償
- 三、不祥事の再發を防止すべき日本側の今後の保障

◇日高參事官は十二日午前十一時本省の重大訓令に基き中原・大城戸兩武官と協議後、三氏同道して王外交部長を訪問、度重なる支那側の不法行爲に付き最後の警告を與へると共に、諸案件の解決促進を要求、強硬意見を開陳した。

◇外交部亞洲司董科長は王寵惠の命を受け十二日午後八時日高參事官を訪問、冀察と日本間に協定成立を傳へらるゝも、中央の承認を経ざるものなるを以て之を認むるを得ずと通告せりと報ぜられたが、十二日王部長は日高參事官と會見し、現地交渉を無視せずと言明した。

◇十三日楊雲竹駐日代理大使は外務省に堀内次官を訪問今次事件に付き種々抗議し要求を提出したが、同次官は之を一蹴した。

◇十六日午後八時半、日高參事官は外交部亞洲司長高宗武と會見前記日支交渉經過に示す如く國民政府の態度は頗る不誠意を極めてゐるので、帝國政府は十七日の閣議の結果に基き二大項より成る

重大通告を發することとなり、即日日高參事官に訓令し、同夜十一時王外交部長に通告した。右顧末に關し駐支帝國大使館は左の如く發表した。

駐支帝國大使館發表

本省の緊急訓令に接した日高參事官は十七日午後十一時半外交部長王寵惠に會見、先づ口頭を以て本省の訓令趣旨を説明した後左の如き覺書を手交した。

帝國政府に於ては本月十一日の聲明に於ても明かにされた通り、飽くまで事件不擴大の方針を堅持、和平的折衝の望を捨てず隱忍自重現地に於て解決しつゝあるにも拘らず、(一)中國政府に於ては挑戰的態度を持續し居るのみならず、各種の手段と方法を以て冀察當局の解決條件實行を妨害し、北支の安定を脅威しつゝあるは帝國政府の寔に遺憾とする所にして、此のまゝ推移するに於ては遂に重大不測の事態の發生せざるなきやを懼るゝ次第なり。(二)中國政府の方針また事態不擴大にあることは王部長閣下が屢次言明せられたる所なるに鑑み、帝國政府は中國政府に於て眞に斯くの如き希望を有せらるゝに於ては、之が實現のため凡ゆる挑戰的行動を即時停止し、並に現地當局の解決條件實行を妨害する

が如き事無からん事を要請す、尙ほ右に對し速かに適切なる回答を與へられたし。

右覺書手交の後日高參事官は十九日迄に回答を要求せるに對し、王部長は右申出の重大性に鑑み一應考慮の上十九日中に必ず回答すると答へた。

尙ほ同日午後六時十分南京駐在武官大城戸大佐は帝國陸軍代表として南京政府の軍政長官たる何應欽軍政部長に對し、十七日午後六時十分會見を申込み、何應欽代理として常務次長曹浩森と會見、左の如く通告し、同十九日大使館附武官喜多少將よりも軍政部長何應欽其の他國民政府要人に帝國陸軍の斷乎たる決意を傳へ、國民政府の猛省を促した。

帝國陸軍の通告

中華民國が昭和十年五月二十九日より同年七月九日に至る期間に於て我在北支那及び、中國の兩軍事當局の間に成立せる諒解事項(梅津・何應欽協定)を無視し、中央軍(空軍を含む)を北上せしめ、又航空武力を行使せしめんとする態度を執るが如き場合に於ては日本軍はその適當と信ずる處置を執ることあるべく、右により發生することあるべき事態に就いてはその一切の責任は中國側

にあることをこゝに通告す。

前記通告に接した國民政府首腦部に於ては翌十八日(日曜日)緊急行政院會議を開き、之が善後對策を協議した結果、激論四時間半に及ぶも決せず、遂に廬山にある蔣介石に請訓することとなつたが、大勢は抗日強硬派の主張にリードせられた模様であつた。尙ほ王寵惠及び何應欽は十九日早朝廬山に急行し、蔣介石と會見密議した結果、同日午後二時四十分外交部亞洲司第一科長董道寧は王外交部長代理として我南京大使館に日高參事官を訪問し、不遜なる態度を以て我方の通告に對する回答と認めらるゝ覺書を提出したので、日高參事官は正式回答なりや否やを質したる所「然るべきや御判斷を乞ふ」といふ捨て言葉を殘して憤懣退去した。仍つて日高參事官は「回答す」との正式の挨拶なきも、其の内容より見て「回答と認む」とて兎に角受理した。同覺書の内容は左の如きものであつた。

王外交部長の回答覺書

支那政府は曩に聲明せる如く事態不擴大の方針に變化なく、現在北上せしめつゝある軍隊は日本軍隊の増加に對し自衛的準備行動を進めて居るに過ぎない。政府としては事態不擴大、和平解決の希望を堅持してゐるもので、同事件の解決の爲め左の方法を提議



するものである。(一)一定の期日を定め同時に軍事行動を停止する、武装部隊を原駐地に撤退せしめる、(二)同事件に付き外交の方法により商議し適當なる解決をし度い。若し地方的な性質のものであつて現地で解決すべきものは地方當局が中央政府の許可を受けること、尙ほ中央政府としては同事件解決に付國際公法若くは條約により凡ゆる紛争解決の方法は他日これを喜んで接受するものである。

前記南京政府の回答は即夜日高參事官より外務省に宛て報告せられたので、我外務當局に於ては直ちに首腦者會議を開き慎重協議した結果、「南京政府の回答内容は帝國政府の承認し難き事項の羅列で、支那側の誠意汲むべくもない」爲め、外務當局は二十日午後一時半左の如く外務當局の見解を發表し、日支外交々渉は一應打切の外なき事となつた。

外務當局の聲明

七月十七日日高代理大使より南京政府に申入れたる要求は (一) 現地解決案の履行を阻害すべからず、(二) 對日敵對行爲を一切停止すべしとの二點なるが、十九日南京政府の右に對する回答は概ね (一) 日支双方軍隊の同時撤退、(二) 外交交渉による解決、(三) 現

地解決案は南京政府の許可を要す、(四) 南京政府は直接交渉斡旋調停乃至仲裁を受諾する用意ありの四點なる所、右は顧みて他を謂ふものにして我方申入れに對する回答と認め難し。抑も

一、今次事變の端を開きたるは支那側の不法射撃にして、事件の責任は擧げて支那側にあり、須く先づ自ら不法を止め兵を撤收し誠意を披瀝してこそ事態は圓滿解決を見るに至るべきなり。然るに同時撤退といふが如きは責なき責を我方に分たしめんとするものと云ふべく、之に加ふるに現地に於ける兩軍撤收の約に背き我撤收部隊に對し數次不法射撃を加へ、我軍に多數の死傷者を生ぜしめたるが如き背信無道といふの外なく、この故を以て我方は去る十二日支那側の同時撤退の要望を黙殺せり。

二、支那側が二十數萬の大軍を北支に集結し、平津の我部隊並に居留民に對し一舉殲殺の姿勢をとりたるため、政府は遂に派兵の閣議決定をなしたるものにしてこれ全く自衛權の發動なり。

然れ共我方は尙隱忍自重して支那側の反省に一縷の望みをかけ少數部隊を除き今尙ほ内地部隊は依然待機し居る次第なり。然るに支那側が大軍の北支集結を以て自衛を云々するが如きは詭辯も亦甚だしいべし。

三、冀察政務委員會は他の地方に見ざる特殊大規模の政治形態にして、從來幾多の重要な地方的交渉を行ひ來り、南京政府は曾て之に容喙せざりしに、今日卒然として冀察政權と我方との談合に付きその容認を主張するが如きは、即ち新に事を構へて故意に事態の圓滿解決を阻害せんとするものと云ふの外なし。

事態悪化の原因は南京政府が現地協定を阻害するも一面、續々中央軍を北上せしめた事實にあり、この際南京政府に於て驕然反省するにあらざれば時局の收拾全く望みなきに至らん。

然るに董科長が我大使館を退出後、幾許もなく王外交部長は電話を以て日高參事官に對し、翌二十日午前八時會見し度しとの希望を通告し來つたので、日高參事官は豫定の時刻王外交部長を其の官邸に訪問會見したるに、王部長は二十分間も世間話をして相手にならず、日高參事官は憤然として「前夜の通告は我方への回答と認めて差支へなきや」と質したる所、王部長は「何等異議なし」と回答したので、日高參事官は重ねて不満の意を表し辭去した。一方また此の日前日東京に歸任せる許大使と廣田外相と會見し、更に翌二十一日重ねて會見したが、其の席上許大使は左の如き提案をなしこれ亦無意義に終つた。

一、事態の地方的解決は妨げざるも解決條件は中央の承認を要する。

二、支那側には何等挑戰的意思想なく事態不擴大主義に則り和平的解決を希望してゐる。

三、國民政府の覺書に明示された解決辦法は支那側にとり出來得る最大限度である。

前述の如く南京に於ける日支外交々渉は事實上決裂の状態となり國民政府側も日本と一戰を交ゆるの決意を定めた模様であるが、一方此の報に接した倫敦滯在中の財政部長孔祥熙は其の財界及び金融界に及ぼす影響の重大なるを憂慮し、二十日倫敦より國際電話を以て南京の財政部次長徐堪を呼出し、最近の國內經濟情勢を聽取したる上種々の指令を與へたが、更に蒋介石に對しても、「事變により支那の對外信用を失墜すること甚だしく、今回の渡歐折衝によつて折角有望視されつゝあつた列國の對支經濟援助も一大難局に陥り、事件の解決遷延するに於ては軍費の増大と列國の援助拒絶により財政破綻の最悪の事態を惹起するの恐れあるを以て、即時戰鬪行爲を中止し速かに局面收拾を圖られたい」と要請したと傳へられた。一方上海の浙江財閥も日支開戦に對し裏面より極力反對を主張し、孔



財政部長の意見を支持した。尙ほこれと前後して駐支英國大使ヒューゲッセン氏は日支交渉の行詰りに伴ふ當然の結果を大いに憂慮し二十日王外交部長、二十一日蔣主席を歴訪し、何とかして日支開戦の如き無謀の擧に出で、支那の破滅を招来せざるやう極力其の反省を促がすと共に、萬一の場合英國も對支援助に出でざる方針なることを指示した。右の如く國民政府の存立の生命を制する重大なる方面より自重隱忍方を要請せられた國民政府では、今更の如く輕率なる對日方針の決定をくやむと共に、各方面の情勢は刻々支那に不利となりつゝあるに鑑み速かに其の強硬態度を改め軟化するに至つたが、時適々宋哲元より中央に對し二十一日「日本側との申合せにより蘆溝橋にある二十九軍前方部隊は二十一日午後移動を開始、約二支里の地點に後退した。日本軍も撤退することとなつてゐるが、日本軍側に於て約を破ることあらば我軍は自由行動に出で、再び前駐地に引返す決意を有する」旨報告し來つた。之に對し國民政府では二十二日午前九時要人會議を開き(一)日本軍と宋哲元の申合せ内容は中央の容認し得べきや、將又右は支那の主權を毀損することなきや否や、(二)日本軍は果して撤退し七月八日以前の狀態に回復するや否や、(三)日本軍が撤退せざれば對策如何に就き慎重討議した。

強硬派は、宋哲元が日本軍の要求に従ひ日本軍の撤退以前に於て其の部下を撤退せしめる措置は、蔣介石の十九日附を以て聲明せる支那側の所謂最低限度の立場に就いての條項を蹂躪するもので、中央は絶対に申合せを容認すべからざるは勿論、宋の屈辱行爲を糾弾、彼の一切の官職を免じ、二十九軍をして豊台攻撃に立たしむべきだと叫んで議論沸騰したが、結局日本軍が撤退するか否かを見極めた後、態度を決しても遅からざるべしとの意見有力化し、靜觀的態度をとることに決定した。其の結果、外交部當局も表面は(一)如何なる地方協定も中央の承認を絶対必要とする、(二)苟くも領土主權を毀損する條項は斷じて承認しないとの強硬意見を固執したが、裏面(於ては英國側の意向をも考慮し、根本國策に反せざる限り現地協定を默認せんとする意圖を有して居つた模様である。但し中央は右約諸三項中最後の防共及び排日取締の範圍と其の具體的内容に就き懸念し、更に今回の事件で北支に新なる政治的局面展開し、冀察政權が事實上中央の支配を離脱することなきやを重視し、最悪の場合に處するべく依然戰備を繼續しつゝあつた。尙ほ廿四日同盟通信の南京特電に據れば、二十四日午前九時より國民政府要人會議を開き北支の現地協定處理に關し左の如き重大方針を決定し、外交部よ

り亞洲司第一科長董道寧を北支に派遣する旨發表したのみならず、亞洲司長高宗武は同日午後四時日高參事官を訪問し「和平解決の爲め飽く迄も努力する」と言明した趣である。

一、從來冀察の外交交渉を絶対に否認する建前を固執して來たが右政策は徒らに時局を紛糾させる恐れがあるから、何等かの辦法を講じ現地協定を容認する方が賢明である。

一、但し一般國民を納得させるには協定容認につき何等か法理的の操作が必要である。

一、外交部から特使を河北に派遣し現地を視察させると共に、日支兩軍當局と意見を交換させることが此の際第一段の措置として必要である。

#### 帝國政府の自衛權發動

南京に於ける日支交渉は前述の如くデッドロックに陥つたが、一方北支に於ては帝國政府の舉國一致的決意と支那駐屯軍の嚴正なる態度とにより遂に我方の要求を承諾し宋哲元は十八日第二十九軍を代表して香月司令官を訪問陳謝すると共に、翌十九日に至り現地協定の細目事項に關し文書を以て其の履行すべき事項を自發的に申出で、同廿一日事件の責任者たる營長を免職第三十七師長馮治安を譴責訓戒した。又我要求に基き日支國交

に妨害ある人物として先づ雷嗣尙を罷免し、二十二日永定河左岸地區及び蘆溝橋對岸にある第三十七師の部隊を西苑に撤退せしめ、次いで同師の第九旅第二百八團(原駐地保定)を二十二日午後五時四十分、二十三日午前七時十五分、午前九時三十分、午前十一時十五分發の各列車により長辛店、良鄉及び涿州に向け移駐せしめたのである。仍て我陸軍當局に於ては二十三日午後八時二十分現地協定の内容を公表し、支那軍の撤退狀態其の他事項の履行如何を嚴重監視することとなり、本件も圓滿解決に向はんとの兆あり、延いて冀察政權は勿論、國民政府の態度も表面的には漸次敬順軟化の態度を示すかの如く見えたが、裏面に於ける抗日工作は必ずしも然らず、冀察政權側は參謀次長熊斌を迎へて何等か密議すると共に、口に撤兵を唱へつゝも北平部隊は更に撤退を實行せざるのみならず、二十四日以後は車輛不足を口實として一列車をも運轉せず、却つて第三百三十二師の獨立第二十七旅は約に背いて續々北平に進出し、其の第二旅は固安(北平南方四十五軒)に到着、第一旅は平漢線に依り北上を開始するといふ狀態で、撤兵どころか寧ろ増兵するに至つた。一方八寶山附近の陣地は石友三の保安隊を以て其の守備を交代せしめたとは云ふものゝ、陣地の補強工事は依然として中止せざるのみ



ならず、第二百二團は其の後方田村、空村、黃村附近及び北平方面地區に強固なる陣地を構築する有様であつたので、支那駐屯軍に於ては二十四日軍參謀副長を北平に派遣し、協定の履行方を嚴重督促すると共に、情勢の急變に對處し得るの準備を進めつゝあつた所、二十五日午後十一時頃郎坊附近に於て電線修理中の我兵に對し突如支那軍は小銃及び輕機關銃射撃を加へ、更に郎坊驛北側三百米の支那兵營よりも亦迫撃砲等の射撃を浴びせかけ來つたのである。仍つて急報に接せる我駐屯軍では直ちに増援部隊を急派して之に應戦し飛行機の協力に依り二十六日午前七時四十分より十一時迄に之を撃破潰滅せしめた。斯くの如く各方面の形勢は漸次容易ならざるものあると共に、第二十九軍の不誠意と其の挑戰的態度は最早隱忍黙視する能はざるに至つたので、香月軍司令官は遂に二十六日午後三時半左の通告を宋哲元に手交した。

## 通告全文

昨二十五日夜、郎坊に於て通信交通の掩護のため派遣せる一部我が軍に對する貴軍の不法射撃に起因し、遂に兩軍の衝突を見るに至りしは遺憾に堪へず、斯の如き事態を惹起するに至れるは貴軍が我軍との間に協定せる事項の實行に對する誠意を缺き、依然挑

戰的態度の緩和をせざるに起因す。貴軍に於て依然事態不擴大の意思を有するに於ては、先づ速かに蘆溝橋及び八寶山附近に配置する第三十七師を、明二十七日正午までに長辛店に後退せしめ、また北平城内にある第三十七師は北平城内より撤退し、西苑にある第三十七師の部隊と共に先づ平漢線以北の地區を経て本月二十八日正午までに永定河以北の地區に移し、爾後引き続きこれ等軍隊の保定方面への輸送を開始せらるべし。右實行を見ざるに於ては貴軍に誠意なきものと認め、遺憾ながら我軍は独自の行動をとるの已むなきに至るべし。この場合起るべき一切の責任は當然貴軍に於て負はるべきものなり。

昭和十二年七月二十六日

日本軍司令官陸軍中將 香月清司

第二十九軍長 宋哲元殿

而して郎坊に出動せる我部隊の一部は、北平の居留民保護の爲め入城することとなつたので、廣安門より北平に入城せんとし、事前冀察當局に通知し、冀察側は午後四時廣安門を開く旨約束したが午後四時の約束期限に至るも約を果さざるを以て、我方は重ねて秦德純等冀察側首脳部に交渉し、更に午後六時開門する旨明答を得た

が、これ亦實行されず、更に折衝の結果漸く午後八時頃廣安門の城門を半開したので、直ちに我部隊は約三分の二程入城した所、支那軍は俄かに城門を閉鎖して我軍を兩斷すると共に、突如城壁上より手榴彈、機關銃、迫撃砲、山砲等の猛射を浴せかけ、爲めに我部隊に相當死傷者を出すに至つた。

斯くて北支の形勢は郎坊及び廣安門兩事件勃發の爲め、形勢遽かに逆轉化し來つたが、果然宋哲元は前記我軍の最後の通告に對し之を拒絶すると共に、蔣介石に對し急遽援軍増遣方を要請すること判明したので、和平解決の望みは全く絶たるゝに至り、香月司令官は七月二十七日夜半、松井特務機關長をして前日の通告を取消さしめ、更めて宋哲元に對し「協定履行の不誠意と屢次の挑戰的行爲とは最早や我軍の隱忍し能はざる所であり、就中廣安門に於ける欺瞞行爲は我軍を侮辱する甚だしきものにして、斷じて赦すべからざるものであるから、軍は茲に独自の行動を執ること」を通告し、更に北平城内に戰禍を及ぼさざる爲め、即刻支那軍全部城内より撤退すべきことを勸告したのである。茲に於て軍は二十八日早朝より平津地方の支那軍を膺懲する爲め、夫々所要の部署に就くと共に、中外に對し左の聲明を發し、一方支那民衆に對しては安民の布告を以て

「軍は決して華北の民衆を敵視するものに非ざること、列國の權益を尊重し、其の居留民の生命財産の安全を期するは勿論、北支領有の意圖なきこと」を明かにしたのである。

香月司令官聲明全文

七月七日以來蘆溝橋附近に於て支那側の不法射撃に端を發したる日支兩軍の紛争事件に關し、日本軍が飽く迄事件不擴大の方針を堅持し、是が解決に萬全の努力を致したるは周知の處なり。然るに支那側は不信不法の行爲を反覆し、一旦我要求を承認、調印したる後と雖も何等誠意の認むべきものなし。而も通信、交通を妨害し、計畫的挑戰行爲に出で、殊に去る二十五日夜我軍用線修理のため郎坊に赴きたる部隊に對し、一昨二十六日夕は北平廣安門附近に於て我居留民保護に向へる部隊に對し、欺瞞の手段を講じ不法の攻撃を敢へてするが如き抗日毎日知らざるなし。加ふるに梅津・何應欽協定を蹂躪して中央軍を北上せしめ、着々戦備を進むる等、暴戾言語に絶するものあり。斯くて今や治安全く亂れ、我居留民の生命財産は危殆に瀕するに至れり。固より北支治安の維持は日滿兩國の重大關心事たり。事茲に至りては和平解決の萬策盡きて膺懲の師を進むる外なし。眞に遺憾とする處なり。然り



と雖も日本軍の敵とする處は、抗日挑戦の行爲を敢へてする支那軍にして華北一億の民衆に非ず、軍は速かに治安を恢復して民衆の福祉を増進せん事を期するものなり。北平城内に於ては支那側が求めて紛亂を惹起し、戰禍を誘發せざる限り、武力を行使するが如き事はなし。又列國の權益を尊重し、その居留民の生命財産の安全を期するは論を俟たざる處にして、況んや領土的に北支を占領せんとするが如き意圖は斷じて之を有せざるものなり。右聲明す。

大日本軍布告第一號

大日本軍司令官香月はこゝに鄭重中華民國各界民衆に儉告す。大日本の使命は夙に東亞和平と中華民衆の福祉増進を確立し兩國親善よく共享慶福の念願を實現せんとするものに他意なし。中華民國軍隊の日本軍に對し暴慢非禮にして義なく抗日毎日さらざるなく本司令官は東亞大局竝に華北の安寧のため不擴大方針を堅持して隱忍自重した來れるも、支那軍は遂に悟るところなく挑戦し來れるを以て支那軍の行動は大日本帝國の尊敬を侮辱するのみならず、東亞の和平を危殆に陥入れ外萬劫不復の慘禍を貽す。我軍上天心に副ひ下民意に應じてこゝにかくの如く

不仁不義頑盲狂暴の徒に對して膺懲を加ふることに決せり。しかしながら我に對して不敵對の一般民衆は終始我等の親友にして日本軍はこの善良なる民衆に對しては何等侵犯せざるのみならず必ず法を設けて保護し永久にその福利を圖るものなり。各界民衆は冷靜を持し本軍の眞意を了解して擾亂を起すことなく各位生業にいそしみ樂土の實現を待望せよ。若し機に乗じ治安を妨害し逆謀不穩の徒を助くるものあらば嚴重に懲罰處分すべし。こゝに佈告す。

香月軍司令官よりの前記報告に接したる帝國政府では、二十七日午前八時四十分より首相官邸に於て緊急閣議を開き、近衛首相以下各閣僚出席、杉山陸相より郎坊事件、廣安門事件を詳細に説明し、陸軍當局として最悪の場合に處する萬全の措置を報告諒解を求め一方米内海相よりは居留民保護の情勢を、廣田外相、賀屋藏相よりは事變關係に就いて夫れ々報告あり、同九時三十分一旦散會したが、政府は同日午後零時二十分再び院内閣議を開いた上、北支事變に處する政府の重要措置を正式決定し、直ちに書記官長談の形式による重大聲明を左の如く發表し、茲に軍の自衛權發動と共に、日支關係は重大なる局面を展開せんとする形勢を迫出するに至つた次第

である。

帝國政府の決意表明

北支の安寧は帝國の常に至大の關心を有する所なり。然るに支那側の徹底せる排日抗日政策は屢々北支の和平を脅威し、遂に瀟溝橋事件の勃發を見るに至れり。爾來帝國は東亞和平のため事件不擴大、現地解決を方針として平和的處理に努め、冀察側に對し支那軍の瀟溝橋附近永定河左岸駐屯停止、將來に關する所要の保障直接責任者の處罰及び謝罪の極めて寛大且つ局地的なる條件を要求したるに過ぎず、冀察側は七月十一日夜右條件を承認したるも之が實行に誠意を示さずして今日に及べり。一方帝國政府は七月十七日南京政府に對し汎ゆる挑戰的言動を即時停止し、且つ現地解決を妨害せざるやう注意を喚起したるも、南京政府は現實の事態を無視し帝國政府の主張を容れず、却つて益々戰備を整へ、愈よ不安を増大せしむるに至れり。然れども帝國は尙ほ隱忍、平和的解決に努力中、支那側は七月二十六日郎坊に於て電線修理に任ずる我部隊に不法射撃を加へ、更に同日夕居留民保護のため冀察側の諒解を得て北平城内に入城中途の我部隊に對し突如城門を閉鎖し不意に急射するの暴舉に出でたり。右兩事件たるや我駐屯軍

本然の任務たる北平、天津間の交通線の確保及び居留民の保護に對する支那軍の武力妨害にして、今や軍はこの任務遂行並に協定事項の履行確保に必要な自衛行動を採るの已むなきに至れり。固より帝國の期するところは今次事件の如き不祥事發生の根因を芟除するにありて、善良なる民衆を敵視するものにあらず。また帝國は何等領土的企圖を有せず、且つ列國の權益保護には最善の努力を惜まざること勿論なり。東亞の和平確保を使命とする帝國は事こゝに至るも今なほ支那側の反省により局面を最小の範圍に限定し、速かに圓滿なる解決を見んことを切望するものなり。

**平津地方の支那軍掃蕩經過** 前記の如き経緯の下に支那駐屯軍は、七月二十八日拂曉より北平周邊の支那軍に對し攻撃を開始し僅かに二日間にして概ね掃蕩を完了したが、右に關する我陸軍省新聞班の發表は左の如くである。

平津地方の掃蕩

一、郎坊事件の勃發 天津、北平間の我軍用電線は事變發生以來屢々支那側の爲め切斷せられたのであつたが、廿五日郎坊驛(天津西北方約七十軒)附近で又もや障礙が起つたので、軍は其の旨支那側に通告した後、之が修理の爲め通信隊の一部及び其の



掩護隊として五ノ井部隊を天津より派遣した。該部隊は二十五日午後四時三十分頃郎坊に到着、同地にあつた支那軍と交渉の上、驛内に入り故障個所の發見及び修理を實施中、午後十一時十分頃、支那軍は突如小銃及び輕機關銃射撃を加へ、更に郎坊驛北側三百米の支那兵營からも亦迫撃砲等の射撃を浴びせたので、五ノ井部隊は之に應戦し孤軍奮闘よく敵の攻撃を支へた。五ノ井部隊の急報に依り、天津駐屯軍は直ちに〇〇部隊主力を同地に急派したが、同隊は午前六時三十分乃至午前七時三十分の間に逐次戦線に加入し、北平居留民保護の爲め北上した廣部部隊及び我飛行隊の協力の下に午前八時頃支那軍を潰走四散せしめ、午前十時五十分頃から先づ安定（北平南方約三十軒）に向ひ追撃を開始し、又廣部部隊は北平方向に列車により追撃を始めた。郎坊の戦闘に於て我が損害は戦死下士官一、兵三、負傷下士官一、兵九計死傷十四名で、交戦した支那軍は第三十八師（師長張自忠）の第二百二十六團である。前述の如く第三十七師の撤退は二十四日以来何等進捗せざるのみならず、更に第三十八師と日本軍との間に郎坊事門を發生するに至つたので、支那駐屯軍司令部は宋哲元に對し、二十六日午後三時三十分左

の通告を手交した。（三四頁参照）

二、廣安門事件 其の後廣部部隊は豊台に到り、更に北平城内の日本兵營に入る事になつたので、事前に我松井特務機關長から北平外城廣安門の通過につき交渉し、秦德純市長の應諾を得たので午後六時頃冀察政府軍事顧問櫻井少佐が連絡の爲め廣安門に赴いたところ、同門警備中の支那軍は城門を閉鎖して居るので、再三支那側に要求し漸く開門を約諾した。然るに現地の支那軍は何等誠意を示さず依然開門しようとしないので、其の後兩者間に種々交渉の結果、午後七時三十分頃漸く門を開いたが我部隊の三分の二を通過せしめた後、突然門を鎖し我軍を城門の内と外とに分断して置いて不意に手榴弾、機關銃を以て猛射を浴びせた爲め、我方も已むを得ず門の内外から應戦したのである。此の戦闘で我軍に戦死上等兵二、負傷少佐一、大尉一、軍曹一、上等兵二、一等兵一、二等兵七、軍屬二、新聞記者二計死傷一九、外に櫻井顧問に同行した通譯が一名戦死した。以上の様な停止するところを知らぬ暴戻さと、絶対に反省を期待し得ぬ不誠意不信を眼のあたりに見ては、和平解決の望みは全く絶たるに至つたので、香月司令官は七月二十七日夜半遂

に前日の通告を取消し、更めて宋哲元に對し「協定履行の不誠意と屢次の挑戰的行爲とは、最早や我軍の隱忍し能はざる所であり、就中廣安門に於ける欺瞞行爲は我軍を侮辱する甚だしきものにして、斷じて赦すべからざるものであるから、軍は茲に独自の行動を執る」ことを通告し、更に北平城内に戦禍を及ぼさざる爲め、即刻支那側が全部の軍隊を城内より撤退することを勧告した。

三、北平方面の戦闘 軍は二十八日早曉から北平周囲の第二十九軍に對し脅懾戦を開始した。

先づ北平南方に於ける状況から述べよう。〇〇部隊は東方から〇〇部隊は南方から、〇〇部隊は西方から南苑の第三十八師に對し攻撃を開始した。我が飛行隊は拂曉時の猛烈なる大雷雨を冒して出動、午前六時二十分頃南苑を爆撃し、爾後地上部隊の戦闘に協力した。日本軍恐るゝに足らずと平素豪語してゐた支那軍も空中及び地上よりする皇軍の猛撃に敵すべくもなく、午前八時三十分頃には早くも北方に退却を開始した。

〇〇部隊は一部を以て南苑の敵を攻撃せしめ、主力は馬村附近に突進して午前十一時頃南苑東北方地區に進出した。〇〇部隊と

相俟つて敵の退路を遮断し、南苑に在つた歩兵約四大隊と特科部隊に殲滅的打撃を與へ、第三百三十二師長張登禹も戦死するに至り、北平方向に脱出し得た支那兵は纔かに百數十名に過ぎなかつた。〇〇部隊は南苑の支那兵を掃蕩し午後三時完全之を占據した。豊台を準備すべき任務を以て残置せられた部隊中の騎兵隊は、其の警戒部隊として西五里店附近に在つた所、午後一時頃蘆溝橋及び八寶山方面から優勢なる敵の包圍攻撃を受け苦戦したが、二十八日夕北平南方地區より反轉した。〇〇部隊が到着して此の敵を攻撃し、二十九日午後六時過ぎ遂に事變の發生地として、吾人の忘るゝ能はざる蘆溝橋（苑平城）を完全に占據した。

同二十八日北平地方に於ては〇〇部隊、〇〇部隊は並列して北平西北方地區に向ひ攻撃を開始した。即ち〇〇部隊は早くも午前十時三十分には沙河鎮の支那軍を撃退し、此の頃我が飛行隊が盛んに爆撃を加へてゐた西苑に向ひ前進した。

〇〇兵團は午前十一時より一部を以て北苑に對して警戒監視せしめ、主力を以て清河鎮を攻撃し、午後三時頃之を撃破して前進、二十八日夕には圓明園（萬壽山東側）及び西苑の支那軍に



對し攻撃を準備した。

○部隊は午後三時頃西苑西方約二里、山地北端の突角附近に達し、西苑方面を偵察してゐたが、○部隊の到着に伴ひ道路の不良に惱まされつゝも、二十八日夕には萬壽山西方地區に達し、二十九日午前七時頃主力を以て寶中寺山（西苑西北方約一里）を、一部を以て臥虎山を占據し、午後所在の敵を擊破して南進、午後四時頃主力を以て黃村（北平西方十四軒）附近に、一部を以て衙門口に進出、○部隊は西苑の支那軍を擊破して午後五時頃八寶山附近北平西側地區に達した。

翌三十日午後三時頃に至るや、○部隊は長辛店及び其の西方高地を占據したが、長辛店前面の敵は遠く南方に退却し、良郷以北には敵を見ざるに至つた。

又八月一日○部隊は北苑を占領してゐた獨立第三十九旅の約三千名の支那兵の武装を解除した。

北平城内に於ては二十七日午後迄に在留邦人は北平交民巷の公使館區域内に收容せられた。爾後數中隊の支那兵により同區域は全く包圍せられ、有線電話は不通となり、外部との交通連絡は全く遮斷せられた。

我守備隊の應戰と飛行隊の爆撃に依り、多大の損害を與へて撃退した。唯天津東站停車場は寡兵を以て優勢なる敵歩砲兵の攻撃を受け、激戰を交へつゝ三十日に至つた。

我軍は天津市内に於ては、北平に對すると同様、市民及び在留外人に對し戰禍を及ぼすことを極力避けんが爲め、武力行使をなさない方針であつたが、右の如く支那側が廿八日夜半から市内各所に於て日本軍及び我居留地を攻撃したので、軍は自衛上之に應戰せざるを得ず、又天津市内の治安を維持し、居留民を保護する爲め市内に於ける支那軍の主要占據地點を爆撃するの已むなきに至つたが、此の爆撃は支那軍を震駭せしめ、地上部隊の砲撃と相俟つて、二十九日晝間は支那兵をして積極的行動に出づるを得ざらしめた。

夜に入り東站停車場に於て二回、海光寺兵營方面に於て數回の夜襲を受けたが、我が勇敢なる將兵は奮戰以て之を撃退した。

三十日朝來市内は漸次靜穩に歸し、切迫してゐた東站停車場の状況も緩和せられ、午後には同地附近の支那兵は撤退を開始した。爾後天津部隊は支那街の掃蕩を實施し、我飛行隊も引續き支那軍の巢窟たる諸建築物を爆撃したので、支那軍は遂次天津

二十八日夜半に至り宋哲元は後事を張自忠に託し、秦德純、馮治安、陳繼淹等を帶同保定に遁走し、城内の第三十七師も亦拂曉前城内を脱出、長辛店方向に退却した。

北平城内にあつた第三百三十二師の二箇團は八月二日西直門から城外に撤退し、城内の治安は公安局員約一萬二千名で維持せられてゐる。

四、天津及び塘沽方面の戰鬪 天津附近は二十八日迄は何等不穩の狀勢を認めなかつたが、南方にあつた第三十八師の部隊は遂次天津附近に集結し、市内の各要點を占領しつゝあつたが、更に夕刻に至り支那兵の一部が我を夜襲するやの情報もあつたので、嚴重警戒中幹家駁（天津西部）駐屯の第三十八師第二百二十八團長の指揮する第二百二十八團及び獨立第二十六旅第六百七十八團の部隊並に保安隊の有力なる一部は、二十九日午前一時頃から海光寺兵營、飛行場、大倉農場、停車場、鐘紡工場、糧秣集積所等を襲撃して來た。

海光寺兵營南方地區、鐘紡工場、糧秣集積所に於ては拂曉迄に支那軍を撃退することが出來た。

飛行場には午前三時より約三、四百の支那兵が夜襲して來たが

南方へ撤退を開始し、馬廠方面に集結中のやうである。天津市内の掃蕩は三十一日殆んど終了した。

大沽に於ては二十八日午前八時十五分我部隊は再び敵から射撃を受けたので、陸海軍協同して直ちに之に應戰、十一時四十五分頃敵に多大の損害を與へて戰鬪を了へた。

陸軍運輸部塘沽出張所の舟艇二隻は二十八日午後三時頃大沽附近を航行中、突如該地の支那軍から約四十發の迫撃砲射撃を受け、更に翌二十九日朝塘沽守備隊は大沽方面から支那側の射撃を受けたので、海軍と共に應戰、三十日大沽の支那軍を攻撃し午後一時三十分同地を占據した。又午前十時頃溝淵部隊長以下若干名は舟艇に乘じ支那砲艦一隻を鹵獲した。

尙ほ前記平津地方の戰況概要に關し、杉山陸相は七月三十一日の貴衆兩院に於て、又香月司令官は八月一日現地よりラヂオ放送を以て夫れ々、左の如く説明報告し、我全國民に多大の感銘を與へた。

## 杉山陸相の戰況報告

今月二十八日以来の平津地方に於ける戰鬪經過の説明をいたします。隱忍に隱忍を重ねました我駐屯軍も、二十五日夜に於ける郎坊事件、次いで二十六日に於ける北平廣安門事件等續發するに及



び、遂に支那側に於ける協定實行に誠意無きものと認め、軍はその任務遂行並に自衛上斷乎として第二十九軍を脅威するに決しましたことは既に申上げた通りであります。我駐屯軍のその決意は眞に止むを得ざるに出たのでありまして、我軍の目標とする所は抗日挑戦を敢へてした支那軍でありまして、決して善良なる支那の民衆を敵とするものでなく、従つて北平城内に於きましても支那側が挑戰的行動に出でざる限り、武力を使用せざる事は申す迄もなく、列國の權益を尊重してゐるのでありまして、我軍は先づ北平の周圍にある支那軍に斷乎たる脅威の鐵槌を加ふる事になりました。(中略)北平城内に於きましては最初の方針の如く我より進んで武力を使用することなく、専心居留民の保護に任じてゐましたが、支那側も敢へて事を起さず、第三十七師の部隊は二十九日夜秘かに保定方面に退却したもののやうで、城内には第百三十二師の二個團を残すのみとなり、宋哲元も亦秦德純、馮治安等を帶同して保定に遁走したと傳へられて居ります。

天津方面に於きましては支那軍が依然として執拗なる攻撃を續けたので、我軍は自衛上已むを得ず支那軍の占據してゐる主要地點を爆撃するに決し、駐屯軍司令部は天津市内の治安を維持し、居

留民を保護する目的を以て爆撃するも、列國の權益尊重、居留民の保護に關しては最善を期する旨を聲明しましたる後、二十九日午後に至り保安總隊本部、警備司令部等を爆撃し多大の効果を収めました。その夜は少數の敵が東站停車場を夜襲して來ましただけで、何れも直ちに撃退したのであります。

昨三十日に於ては主なる部隊が蘆溝橋對岸にある長辛店附近の高地を占領すべく、午後一時攻撃前進を開始して、午後三時には早くも完全に目的を達し、敵を遠く南方に撃退いたしました。〇〇部隊の一部は北苑の殘敵を武裝解除したのであります。

天津に於きましてはフランス租界が通行出來ませんので支那側の一部を掃蕩いたしましたして、日本租界より金湯橋を経て東站停車場に到る沿線の地區を占領し、その交通連絡を確保しました。第二十九軍は天津郊外に撤退いたしましたして、既に積極行動に出づる意圖は消滅したやうであります。尙ほ塘沽の對岸支那軍も二十八日以來我を狙撃する等の挑戰行動に出ましたので、我駐屯軍は二十九日海軍の協力を得て、猛烈なる爆撃及び砲撃により多大の損害を與へて敵を沈黙せしめ、翌三十日午前十時過ぎには完全にこれを占領し、支那軍艦一隻鹵獲いたしました。(中略)

斯く平津地方に於ては大なる支那軍隊は壊滅致しましたが、尙ほ殘敵各所に蠢動するあり、未だ治安の恢復には相當の時日と兵力とを要すると考へる次第であります。次に中央軍の北上の状況に就いて申述べます。中央軍は七月十日前後から平漢鐵道に沿ひ逐次北上を開始しまして、二十二、三日頃には河北省に侵入せる兵力約七萬を數へるに至りました。是等の中央軍は保定から以南、河南省との省境附近に互つて集中しまして、その前方良鄉(蘆溝橋の南方約四里)附近に互る間に居りました所の河北省在來の東北軍系である萬福麟、馮占海の軍約三萬と共に、昨今逐次前方に詰めかけて來てゐる状況であります。その後方鄭州附近にも各方面より兵力を集めまして、現今では約十二、三萬に達して居ります。尙ほ津浦鐵道方面では徐州及び海州に約四、五萬のものが居る外、最近は濟南附近にも若干の中央軍が侵入して來る模様であります。中央軍中の最精銳部隊たる南京軍官學校の教導總隊も既に出勤してゐる次第であります。また支那の空軍は未だ一機も平津地方に現はれて居りませんが、戰鬥準備は隴海鐵道沿線及びその以南に於て着々實施して居ります。以上が昨日迄の一般状況であります。

今後戦局の推移は豫斷をゆるしませんが、事態が擴大するか否かは一に支那側の態度如何にあるのでありまして、現状に於ては一層事態が重大化するかも知れないので、陸軍當局としても之に對する用意準備に萬遺漏なきを期し、我駐屯軍に於ても任務遂行並に自衛上飽く迄も公明正大、千萬人の敵と雖も我行かんの意氣を以て我が威武を發揮して益々奉公の誠を盡さんことを期して居ります。

## 香月司令官の現地報告

(前略)我駐屯軍は飽く迄隱忍自重に努め、中央部の事件不擴大の根本方針を遵奉して、現地に於ける和平解決のために全幅の努力を傾注致した次第であります。支那側の悪態は益々増長致しまして、遂に恰も強盜の如き、匪賊の徒輩の如き行動を致した事は眞に天人俱に許さざる沒義道の行爲であります。如何に和平を冀ふものとはいへ、最早皇軍の名譽上これ以上忍ぶことは出來ないやうな状況になつたのであります。私は直ちに森嚴なる而も斷定的な、併し乍ら最も公明正大なる且つ情誼を盡したところの最後の通牒を發しまして、二十九軍長宋哲元に斷乎たる決意を通告致しました。而して二十八日より麾下の全兵力を以て第二十九軍階



懲の作戦を遂行する事に致した次第であります。その後の戦闘の経過は刻々當軍司令部より發表致しました通りで、三十日には既に永定河を渡つて長辛店附近の高地一帯をも占領することが出来たのであります。併し乍ら北平方面に於て我軍の主力を以て作戦中であるのに乗じて、その備への薄い天津地方に於ては二十八日の夜半中より天津附近に居ります所の我が天津保安隊と合して我租界を攻撃し、通州に於きましては支那軍の使喚により通州保安隊の主力が叛亂を起しまして、遂に冀東政府を破滅するやうな事柄も起つたのであるが、是等は何れも我軍の勇戦と我空軍の爆撃により、これを潰滅に陥れることが出来た次第であります。今日に於きましては天津支那側有力者の間には治安維持會が結成せられ、治安の維持に當ることになつて居ります。冀東政府に於ても池秘書長が委員長代理として治安維持に努める事になりました。北平市に於きましても既に三十七師の全部は城外に遁走致しました。文治派を以てする治安維持會が組織せられるやうになつて参りました。斯くて北平、天津の地は治安が直ちに回復せられつゝある状況で、今は二十九軍の潰滅により北支からは抗日、侮日の行爲は漸く一掃せられんとして居り、明朗北支建設の曙光をこれ

によつて認めることが出来るやうに感じて居る次第であります。斯くて一時の災禍は招いたものゝ、之も日支兩國に永遠の福利を齎す所以かと存じます。殊に今次の事變に於て帝國の終始一貫せる責任觀念は、我軍の行動に光を添へ、皇軍の威武を遺憾なく發揮せしめつゝあります。この地方には多數各國人が居留して居り、各國の軍隊もまた多數駐屯して居ります。この列強監視の眞只中に於て、正々堂々と軍の所信を斷行し、皇軍の眞價を遺憾なく發揮せしめつゝある事は、私の最も欣快に堪へない所であります。我軍の斯くの如き着々たる威武の宣揚は、申す迄もなく畏多くも上御一人の御稜威によるものであります。又今次事變の突發するや、國內の輿論期せずして一致し、文字通り舉國一致の賜物であると確信致す次第であります。將兵一同は愈々感奮興起し、益々忠誠の念を以て奮戦力闘を續けて居る次第であります。こゝに帝國同胞各位に對し深甚の謝意を表する次第であります。二十八日作戦行動を開始して以來、我軍は實に壓倒的の勝利と豫想外の迅速なる成功を収めることが出来ました。損害もまた比較的僅少ではあるが、尙ほ今日まで調査した所によれば、戦死傷者の合計は一千有餘名に達して居ります。陛下の忠勇なる將兵多

數を犠牲たらしめました事について、私は誠に恐懼に堪へないと共に、深く哀惜の念に打たれて居る次第であります。斯くの如く北支の野を貴き鮮血に染めて護國の鬼と化した我等の勇士は實に明朗北支建設のために人柱となつた者であります。同胞各位と共にこの貴き犠牲に對して最大の敬意を拂ひ、其の功績を徒爾ならしめざる事が最も肝要の事と信じます。大方各位の御諒承を冀ふと共に、この貴き犠牲者を出された所の御家族御一同に對して私は滿腔の弔辭を捧ぐる次第であります。

我軍は支那二十九軍の主力を潰滅致しましたが、尙ほ敗殘の兵は處所に散在して居り、各種雜軍及び中央軍は平漢線及び津浦線の兩鐵道方面より陸續として北上しつゝある現形勢に於きまして、事態は今後愈々重大なるものがあります。我軍はもとより上下一致して軍の團結を固うし、遺憾なく次の準備に邁進致しまして一死奉公以て 聖明にこたへ奉ると共に、全國民の熱誠なる御期待に副ひ、以て皇威を宣揚するに遺憾なきことを期して居ります。

斯くて我北支駐屯軍の猛撃に依り第二十九軍の大部分は平津地方より略々掃蕩せられたが、尙ほ潰走せる敵軍所在に於て蠢動し治安

を攪亂するものあるを以て、我軍は之を肅清しつゝ八月八日正午在留邦人の熱狂的歡迎裡に歩武堂々各城門より北平に入城し、交民巷(大使館區域)前の日本軍練兵場を集結、次いで嚴肅なる訓示及び閱兵式を行ひ、式後日本軍入城司令の名を以て北平市民に對し聲明書を發表し、治安の維持、安寧の確保に處する旨を布告した。仍つて翌九日我在留邦人も二週間に至る籠城の一部を解除した。

然るに此の頃より平綏線方面に於ける支那軍は土肥原・秦德純の定を無視蹂躪し、有力なる中央部隊を集結すると共に、非武装地帯に對し着々侵入、漸次挑戰的態度を示現し來つた。即ち大同より南口に亘り集結されたる兵力は約七萬と稱し、綏遠省主席傅作義を前敵總指揮とし、湯恩伯八十九師の一部を南口に前進せしめ、北平方面の日本軍と對峙の態勢を執るに至つた。茲に於て同方面警備中の我軍は斷乎これを攻撃することとなり、十二日拂曉より行動を開始し、同日午後八時頃南口鎮を占據した。蓋しこの戦闘は中央軍との最初の衝突で、爾來我軍は逐次敵軍を撃破し、居庸關に進出するに至つた。

#### 通州保安隊叛亂事件

冀東政府は北支事變勃發するや、逸早く七月二十一日附を以て左の如く聲明し、南京政府及び冀察政權の



反省を求むると共に「支那共和政府の回復」を勧告し、通州一帯は所謂安民樂土たる事實を如實に示しつゝあつた。

## 殷長官の對支聲明

北支事變に對して國民黨政府は虚勢を張り、圓滿解決を圖らず、民衆を欺瞞し、軍隊を移動し、事態を擴大、國家民族の運命を念はない。滿洲事變より塘沽協定成立に至るまで、所謂對日抵抗は例外なく傍系軍隊を犠牲に供してゐる。我國は國民黨が政を盗んで以來内政は紊れ、國力衰へ、經濟の枯渇昔日より甚だしい。西安事變後黨人は容共に屈服し、蘇聯を冀ひ、隣みを英米の金融資本に乞ふたが、國力日に衰退するを知り、外力によつてその殘資を延引せんとした結果、金融は完全に外國に操縦され思想益々赤化し、覆亡を免れぬ情勢にある。若し今輕々しく戦端を開かば徒らに赤白兩禍の侵襲を速かにし、その禍ひを永久に斷つ能はざらしめるは明瞭である。この際冀察へ望む所は、時勢をよく認識し、驟然華北と全中國の前途を考へ、速かに黨政を捨て、政を民に返すべきの要求を貫徹し、黨政を離脱する事である。また各界人士に望む所は國民黨政府の虚構宣傳に惑はされる所なく、華北政治のS新基を樹立し、共に國家の窮乏を救ふため努力邁進せんことと

ある。今や時機切迫し生死存亡の一時機にあり、邦人君子幸ひに速かに善處せられんことを。  
然るに七月二十七日通州城外に於て、二十九軍の敗殘兵は暴動を起すと共に、彼等は自己勢力保存の爲め支那軍の大勝の虚報を傳ふると共に、躍起となつて冀東保安隊の叛亂方を煽動した結果、冀東保安隊第一、二總隊約千五百名は二十九日午前四時頃第一總隊長慶余、砲兵隊長郭鐵夫を首謀として叛亂を起し、突如冀東政府を襲撃し、殷長官を逮捕拉致したる上、我が守備隊、特務機關を攻撃し、一方通州在留邦人斃殺を執行して、鬼畜の如き暴虐の限りを盡し、尼港事件以來の慘劇を迫出したのである。右急報に接した支那駐屯軍では、三十日急援の軍隊を派遣し、同日午後四時半通州を回復すると共に叛軍を掃蕩したのである。右事件の真相に關しては報道區區たるも、杉山陸相は八月三日の議會に於て其の内容を詳細に説明したが、更に陸軍省も亦便宜上之を次の如く發表した。

## 杉山陸相の説明内容

今回通州に勃發致しましたる事件に就いて申し上げます。御承知の通り通州は冀東防共自治政府の所在地でありまして、治安維持には同政府の保安隊が任じてみました。元來保安隊は我方に好意

を持つてみました。七月二十七日、通州城外駐屯の第二十九軍部隊の武裝解除に際しまして我が軍に協力し、また塘沽の對岸大沽にある支那軍攻撃の時も我軍と共同動作をしたのであります。我居留民は平時内地人約百十名、朝鮮人約百八十名でありまして、我駐屯軍は常に一小部隊を守備に任せしめておりましたが、この事件勃發當時は居留民は約三百八十名に増加し、我軍は守備隊その他を合して約百名になつておりました。七月二十九日午前三時過ぎ、我通州部隊は突如叛亂した保安隊の襲撃を受けまして直ちに之に應戰致しました。敵は兵力少きも守備軍の四圍から攻撃して來まして、我が有線電信もまた故障を生じたのであります。我守備隊は各兵舎の倉庫を頑強に守備すると共に、一部の出撃を行ひ侵入しましたる敵を撃退したのであります。敵は午前十時頃より兵營周圍の土塀に據り、砲兵迫撃砲等を増加してその射撃愈々猛烈となり、兵舎の一部は破壊せらるゝに至りました。然しながら我守備隊は之に屈する事なく、愈々士氣を旺盛に抗戰を續け、雇人まで銃を取つて應戰したのであります。正午や過ぎ構内に集積してありましたガソリンに敵の迫撃砲が命中致しまして火を發しました。第一線に送るべき銃砲彈を積載致しましたる自動車にも

敵砲彈が命中して十七輛全部焼失し、銃砲彈の自爆が約三時間にも互りました。當時我駐屯軍は主力を以て北平周邊にある支那軍掃蕩を實施してゐましたが、通州守備隊が襲撃を受け苦戰に陥つてゐるとの報告がありましたので、軍司令官は直ちに飛行隊を急援に出動せしめ、通州附近の状況偵察並に支那軍爆撃に任せしめたものであります。敵はこの爆撃により一時沈黙したのでありますが、夜に入りまして依然兵營周圍の土塀に據つて射撃を續けし我守備隊はこれに應戰しつゝ夜を徹しました。三十日に至り軍司令官は通州の襲撃は冀東保安隊の叛亂なることを知り、直ちに南苑の敵を襲撃中なりし〇〇部隊より責島部隊を引抜き、通州救援に急行せしめました。我守備隊は責島部隊増援の通報を受けまして士氣頓に昂り、交戦これ努めましたと、次いで實施されしたる我飛行隊の爆撃の甚大なる効果によりまして、兵營四圍の敵は逐次退却を始めたのであります。我責島部隊は三十日午後四時二十分到着いたしましたして殘敵を攻撃して市内の掃蕩を行ひ、漸くにして各城内を占領致しました。爾來私共は居留民の安否に就いて非常に憂慮して居りましたが、電信、電話線は悉く切斷せられ無線通信もまた何等の應答なく、飛行機また天候及び敵兵に阻ま



れて利用し得ず、加ふるに北平通州間には敗殘兵出沒して連絡し得ざりしため状況不明で、焦躁と憂慮の裡を經過して居りました所、三十一日夕になりまして漸く居留民六十餘名を收容し得たれども、他は不明といふ事を知つたのであります。爾後真相の調査に努めましたが、現地に於ては天候地形に阻まれて人を派遣する事が出来ず、銳意努力の結果、昨日飛行機にて通州に赴きましたる軍幕僚の報告によりまして概ねその真相が判明した次第であります。右によりますれば我居留民は市内各所に散在して居りまして、事件勃發まで何等この兆候を認めませんでしたので、各々自宅に居りました爲め敵の恣に襲撃する所となり、多數殺害せられたものゝ様であります。中にはよく敵の手を逃れて、守備隊に辿りつく者もありました。敵は我居留民に對し言語に絶する暴虐な行動を取つてし、其の大部分を城外に拉致して焼き棄て慘殺したのです。この慘忍な行爲は誠に耳目を蔽はしむるものがありました。二日夕迄に收容し得ました我居留民は内地人男四十名、女二十名、子供十一名、朝鮮人の男十四名、女二十一名、小兒十八名、合計百二十四名でありまして、發見收容致しました死體の數は約百三十であります。尙ほ残りのものは行方未だ不明であります。

ます。我特務機關は二十九日午後三時、此不意の襲撃を受けましたので細木機關長は冀東保安隊を自ら慰撫鎮壓せんとして冀東政府に赴きます途中、政廳前に於て悲壯なる戦死を遂げました。また機關員一同は甲斐少佐指揮の下に防戦に努めましたが、衆寡敵せず其の大部分は遂に壯烈なる戦死を遂げるに至りました。尙ほ守備隊其の他の死傷は、戦死十八名、負傷十九名であります。目下通州に於きましては我軍により治安の維持も確實となり、引續き行方不明の居留民を捜査中であります。本事件は股汝耕の最も信賴して居りましたる教導總隊が支那軍の煽動に眩惑、第一、第二總隊の一部を動員して惹起したる兵變でありまして、全く豫測し得なかつた譯であります。また此の事件は第二十九軍の計畫的暴舉なることは二十八日夜の天津に於ける夜襲と同じ日に起つてゐる事でも明瞭であります。叛亂保安隊は三十日逃走して第二十九軍に合せんと致しましたが、我軍は北平北方に於てこれを襲撃し、約一千名を武装解除致しました。併しながら無辜なる多數の同胞が暴戾殘虐なる支那兵の手にかゝり、悲惨なる最期を遂げるに至りましたる事は誠に残念至極で、私の最も遺憾とする所でありまして、この度犠牲となられた方々に對し衷心哀悼の意を表す

るものであります。(陸軍省發表)

## 通州叛亂事件真相

冀東防共自治政府の所在地である通州の治安維持に任じてゐた保安隊中、政府長官股汝耕の直接部下で彼の最も信賴してゐた教導總隊第二區隊が、第二十九軍の煽動に乗せられ、支那軍戦勝のデマを盲信し、同總隊の殘餘及び第一第二總隊を誘引し、第二十九軍の敗殘兵と共に約三千の兵力を以て二十九日早曉から突然兵變を起した。

我通州守備隊は午前二時過ぎ、少くも二千名の保安隊の襲撃を受けたので、各兵舎及び倉庫を頑強に守備し、或は一部の出撃を行ひ四圍より營庭に侵入した支那兵を撃退した。

午前十時頃、支那兵は兵營周圍の土堤により砲兵迫撃砲等を増加して其の射撃は愈々熾烈を加へ、我死傷者續出し、我有線電信は勿論兵舎の一部は破壊せられ、無線電話も亦故障を生じ、外部との連絡は全く絶たれるに至つた。併し乍ら我部隊は之に屈する事なく志氣愈々旺盛、備人に至る迄銃をとつて應戦し、寡兵能く之を拒止するを得たのである。

正午稍々過ぎ構内に集積してあつたガソリンに敵の迫撃砲弾命中

第一編・第一章・第二節 北支事變の勃發と其の經過

して火を發し、又第一線に送るべき銃砲彈を積載した自動車にも敵砲彈命中した爲め、自動車十七輛全部焼失して銃砲彈の自爆は約三時間にも互つたが、之は却つて敵に多大の恐怖を與へた様で加ふるに午後三時頃、我飛行隊の爆撃により叛亂軍の攻撃は一時鈍るに至つたが、夜に入つても叛亂軍は依然周圍の土堤に據つて射撃を繼續し、我守備隊は之に應戦しつゝ夜を徹した。

軍司令部に於ては、通州守備隊が冀東保安隊の襲撃を受け、苦戦に陥つて居るとの報告を受けたので直ちに飛行機を以て偵察及び爆撃を實施せしむると共に、冀島部隊主力をして増援せしむる如く處置した。

三十日午前二時三十分頃冀島部隊増援の報は守備隊に傳へられ士氣頓に擧がり、加ふるに午前十一時頃我飛行隊は再び通州の周圍に對して爆撃を行つたので、兵營四周の敵は逐次退却を始め、通州北方地區に集結した。冀島部隊は急行して午後四時二十分通州に到着直ちに市内の掃蕩を行ひ各城門を占領し、爾後該地の治安の恢復維持に任じた。

一方特務機關は二十九日午前三時頃敵の襲撃を受けたので、細木機關長は叛亂保安隊を鎮撫しようとして冀東政府に赴く途中、政



廣前に於て悲壯な戦死を遂げ特務機關員一同は甲斐少佐の指揮の下に防戦に努めたが衆寡敵せず、其の大部は壯烈な戦死を遂ぐるに至つた。我守備隊の戦死十八名、負傷十九名、特務機關員細木中佐以下戦死九名である。

通州の居留民は平時内地人約百十名、朝鮮人約百八十名であつて本事件勃發當時は約三百八十名に増加し、市内各所に散在してゐたが何等不穩の徴候がなかつたので各々自宅にあつた爲め、叛亂兵の恣に襲撃する所となつたのは誠に遺憾至極である。

暴戾なる支那兵は非戦闘員たる我居留民に對し言語に絶する暴虐を敢へてし、其の大部分を城門外に拉致して惨殺した。其の残忍なる行爲は誠に耳目を掩はしむるものがあり、神人共に恕さざる所である。守備隊に收容せられた居留民の數は八月二日迄に内地人男四十名、女二十名、小兒十一名計七十一名を算し、朝鮮人は男十四名、女二十一名、小兒十八名、計五十三名で、收容した屍體數は約百五十名に達し、尙目下鏡意搜索中であり、死者は恐らく百八十名を突破すべく、一部は拉致せられてゐる模様である。奈良部隊は三十日午前十時四十分北平地區に於て、逃走中の冀東保安隊約三百名を撃破した。敵の遺棄屍體百五十、小銃九十、輕

機關銃十一等を鹵獲した。八月二日午前十時頃我飛行機は燕郊鎮(通州東方約八軒)に集結した叛亂保安隊並に二十九軍敗殘兵約二百を爆撃した。(陸軍省新聞班發表)  
右通州事件の結果、股長官は叛軍の爲め拉致せられ北平に護送せらるゝ途中、我軍の爲め救出せられたが、同氏の職務遂行は困難なる實狀にあり、且つ其の責任上冀東政府に於ては七月三十一日秘書長池宗墨氏が長官代理に就任決定した。右に關する公文は左の如くである。

貴職は直ちに冀東防共自治政府長官一切の職務を代行辦理し、治安の回復、人心の安定、制度の圓滑運営を圖るべし  
昭和十二年七月三十日  
支那駐屯軍司令官 香月清司

冀東防共自治政府 池宗墨殿  
香月司令官の命に依り池宗墨氏は七月三十一日左の布告を發した。  
池代理長官の布告

小職は日本軍香月司令官閣下の委囑と冀東民衆の熱望により本日より冀東防共自治政府長官一切の職務を代行す。冀東の民衆は大日本軍の慰撫と小職の誠實なる政務履行とに信頼し、謠言巷説に

惑ふことなく各々其の業に安んずべし。又政府の職務は小官に於て充分責任を負ふを以て職員一同小官に忠誠を盡くべし。

民國二十六年七月三十一日

冀東防共自治政府長官代理 池宗墨

而して冀東政府新長官代理池宗墨氏は八月九日、官民の歡呼に迎へられ、政府臨時所在地唐山に到着したが、十日就任式上大要左の如き宣言を發表した。

池代理長官の新任宣言

民國二十四年十一月二十五日より我冀東二十二縣の人民は、當時の桎梏に堪えずして南京政權を離脱し、茲に冀東防共自治政府を組織、宣言を發し、官民一體苛斂誅求より民衆を救ひ、以て我中華民國四億の同胞の先驅をなす。蘆溝橋の紛争は戦火を平津の地に波及せしめ、硝煙彈雨兵火の爲めに民衆は苦しみしも、獨り我自治區域のみは平安にして恰も桃源の如きものがあつた。然るに先般通州第一、第二保安隊及び共同總隊は共產、南京側の買収する所となり、心ならずも叛亂を起し、日本人を虐殺し、地方一般を亂したるを聞き、小身陳謝の言葉、爲すべき手段を見出し得るなきは遺憾に堪へず、仍つて自ら席を退き裁決を俟ちしが、日本

第一編・第一章・第二節 北支事變の勃發と其の經過

駐屯軍冀東民衆の推挽により、今日善後處置及び新建設に努力するに至れり。不肖徳薄く淺學非才にして素より其の材に非ず。然れども多難の秋に當り、職責を全うし民衆の期待に添ふべく誠心誠意艱難に當らん事を誓ふ。我中華五千年の文化政教の精神を以て國を愛し、民を愛し、異節を排し、賢才を登用し、綱紀を肅正し、産業の開發、民衆の福祉増進を圖り、隣邦親善と共に内政の充實に努め、而して自治精神を煥發し防共の實力を發揮し、以てこの危局に對し寄與せんとす。飽くまでも確固不動、責任を盡して民衆と共にこの危急存亡の秋に際し、前者の轍を踏まざらんとして努力する余の精神は天神と共に照覽あらせられん。同僚部屬を率ゐ冀東民衆と共に協心戮力萬難を排し、以て東洋平和のため盡さん。

政府新機構

(一)從來民意代表の機關がなかつたので新たに自治參議會を設け、二十二縣の各縣より一名宛代表を選出し、參議會の決議を政務官に執行せしむ。  
(二)審計處官吏聘錄委員會、官吏懲戒委員會を新設し、會計検査、官吏の登用試験、任免懲戒の事項を司らしむる事にした。



(三) 政務長官附設の機關として存在せる顧問、參議、諮議、參事、秘書の制度は元の儘とするも其の人員を縮減した。

(四) 政務長官の補助機關たる各廳は從來九處であつたのを教育、民政、總務、財政、建設の五廳に整理し、又辦公處は駐滿公處と駐天津公處との二つに限る事とした。

(五) 總務廳は行政機關の中心として之を擴大し、外交、人事、保安、機要、法制、庶務の六科をこれに附屬せしめ、尙ほ機要科には情報、宣傳の二室、庶務科には承啓、會計の二室に分轄されてゐる。

新政府機關首腦部

民政廳長 王季章、財政廳長 李景明、總務廳長 王潤貞、建設廳長 任官樑、教育廳長 武學昌

尙ほ池宗墨氏の冀東政府新長官就任祝賀會は、十日午前冀東第四保安總隊本部に於て冀東要人、陸軍武官、日支官民多數出席の下に盛大に行はれた。席上池長官は宣言を發し、冀東七百萬民衆の精神統一と日滿支の親善融和こそ冀東政府の最大眼目なる旨の挨拶をなした後、宛平城に於て保安隊の閱兵分列式を行つた。因に冀東政府事務所は取敢へず交通大學内に設置され、通州の治安恢復を俟つて

同地に移さることゝ決定した。

第三節 北支事變對策

帝國政府の態度決定

叙上の如く北支の形勢は郎坊及び北平兩事件を契機として形勢遽かに逆轉したので、帝國政府では七月二十七日貴族院本會議散會後午後零時二十分より院内に緊急開議を開き、北支事變惡化に對する帝國政府の處置に就 重要協議を遂げた結果、午後一時三十分我政府の斷乎たる決意を左の如く聲明し、茲に日支の時局は重大なる局面を展開するに至つた次第である。

帝國政府の聲明

政府は先般の開議にて決定せる自衛的措置を講ずるにあたり、本日院內開議にて書記官長をして政府の意嚮を左の如く發表せしむることゝした。

北支の安寧は帝國の常に至大の關心を有する所なり。然るに支那側の徹底せる排日政策は屢々北支の平和を脅威し、遂に蘆溝橋事件の勃發を見るに至れり。爾來帝國は東亞平和の爲め事態不擴大現地解決を方針として平和的處理に努め、冀察側に對し支那軍の蘆溝橋附近永定河左岸駐屯停止、將來に關する所要の保障、直接

責任者の處罰及び謝罪の極めて寛大且つ局部的なる條件を要求したるに過ぎず、冀察側は七月十一日夜右條件を承認したるも、之が實行に誠意を示さずして今日に及べり。一方帝國政府は七月十七日南京政府に對し汎ゆる挑戰的言動を即時停止し、且つ現地解決を妨害せざるやう注意を喚起したるも、南京政府は現實の事態を無視し、帝國政府の主張を容れず、却つて益々戰備を整へ不安を増大せしむるに至れり。然れども帝國は尙ほ隱忍、平和的解決に努力中、支那側は七月二十六日郎坊に於て電線修理に任ずる我部隊に不法射撃を加へ、更に同日夕居留民保護の爲め冀察側の諒解を得て北平城内に入城中途の我部隊に對し突如城門を閉鎖し不意に急射するの暴舉に出でたり。

右兩事件たるや我駐屯軍本然の任務たる北平、天津間の交通線の確保及び居留民の保護に對する支那軍の武力妨害にして、今や軍は任務遂行並に協定事項の履行確保に必要な自衛行動を採るの已むなきに至れり。固より帝國の期する所は、今次事變の如き不祥事發生の根因を免除するに在りて、善良なる民衆を敵視するものにあらず、又帝國は何等領土的企圖を有せず、且つ列國の權益保護には最善の努力を惜まざること勿論なり。東亞の平和確保を

使命とする帝國は事茲に至るも今尙ほ支那側の反省により局面を最小の範圍に限定し、速かに圓滿なる解決を見ん事を切望するものなり。

第七十一議會の召集

右の如く北支の形勢急轉せんとせる折柄七月二十七日、適々帝國政府の第七十一特別議會は開會せられ、愈々本格的に對支方策を審議することゝなつた。即ち當日の議會は貴・衆兩院に於て首相、外相、藏相の演説ありたる外、特に陸・海兩相より北支事變中心の報告演説があり、兩院では更に北支派遣將兵に對する兩院一致の感謝決議を可決して舉國一致の實を示し、正に準戰時下の議會に相應しき情勢の下に審議は進められた。斯くて同日は國務大臣の演説と質問で無事終了したが、政府は正午過ぎ院內で刻々北支現地よりの電報を中心にして對支策の重大協議を行ふ等、議事の平穩なるに對して議會の耳目は凡て北支情勢に集中され其の成行を靜觀しつゝあつた。因に近衛首相、廣田外相、杉山陸相及び米内海相の演説中日支事變に關するものは左の如くである。

近衛首相演説

第七十一回帝國議會に當り政府の所信を述ぶることは私の光榮とする所である。洵に多事多難の時局に際して、搦らずも大命を拜



し、重き責任を荷つたことは、自ら省みて恐懼に堪へない。政府が此重責を果すに當り、茲に基本とする精神を明かにして置きたいと思ふ。それは百般の政策をして我尊嚴なる國體の精髓に歸せしむることである。この精髓の發露は、之を外にしては國際正義に基き、列國と俱に眞の世界平和の確立に力をいたし益々國威を宣揚すること、之を内にしては大義名分を明かにし、社會正義に即して、國民をして各その處を得せしめ、依つて以て國運の堅實なる發展を圖ることである。この方針の下に諸般政策の樹立遂行を期したいと思ふ。

曩に一時紛議を醸した對蘇關係も無事に落着致し、列國との關係は最近益々親善の度を加へて來たが、獨り今回支那に於ける事變の勃發は誠に遺憾に堪へぬ。政府は已むを得ず重大なる決意をしたのであるが、幸ひに各方面より學國一致の支援を得たことは誠に感謝に堪へない。勿論今回派兵の目的が東亞の平和維持に存することは過日中外に聲明した通りである。支那政府並に國民の自省自律によつて日支兩國間に於ける國交が速かに根本的に調整されんことを衷心より希望して已まない。(下略)

## 廣田外相演説

ことを切望するものである。然るに支那側には右の如き理解と認識とを缺くのみならず、近來殊に抗日精神の昂揚甚だしく、本月七日夜の蘆溝橋事件の勃發も亦その結果に他ならないのである。帝國政府の今次事變に對する態度は本月十一日聲明致した通り現地解決、事態不擴大を方針としてゐる。従つて帝國政府は一方現地に於て和平解決を圖ると共に、他方南京に於て支那側が速に時局收拾のため善處するやう努力を盡して來たのである。私は支那側に於て一日も早く眞に反省し、本月十一日夜安結を見た現地解決條件によりこれが誠實なる實行を切望するものである。以上帝國政府の態度は、在外帝國使臣を通じて各國政府に對し詳細説明せしめて置いたのであるが、各國政府に於ても右帝國の自重的態度を充分了解して居ると存する。尙ほ帝國政府に於ては南京政府の態度如何によつては、支那一般民衆に對する反響は樂觀を許さぬものがあり、突發的不祥事件を起す恐れも認められるが故に、支那側中央及び地方當局に對し排日行爲の取締及び我在留民の保護に付き屢々注意を喚起し、事態の推移に應じ、これが保護に萬遺漏なきを期して居る次第である。要するに今次事變解決の鍵は一に支那側の出方如何に懸つてゐるのであつて、私は支那側

抑々東亞の安定勢力たる地位を確保し、眞の世界平和の樹立に貢獻する事は帝國の國是であつて、今更贅言を要しないが、これを遂行するに當つては先づ日滿支蘇邦間の關係を考慮せなければならぬと確信する。

一、對支關係 最近支那の情勢を通觀するに、國內輿論の統一、國家意識昂揚の手段として、帝國を目標とする所謂抗日の精神乃至運動が組織的に強化利用せられ、右に起因するものと認めらるる不祥なる事件が各方面に發生しつゝあるのは帝國政府の甚だ遺憾とする所である。帝國政府に於ては曩に成都事件を契機として日支國交上根本的障礙をなす支那側の對日態度の是正を促し、國交改善に關する同政府の誠意を具體的問題につき表示せんことを求めたのであるが、御承知の通り不幸右交渉は支那側の反對により停頓の止むなきに至つた次第であつて、その後の日支兩國の關係は率直に申せば決して満足なものではなかつた。東亞に於ける帝國の根本方針が日滿支三國間の融和提携と赤化勢力の東漸阻止とにより、東亞の安定を實現せんとするに在ることは茲に改めて申すまでもない。従つて帝國政府としては支那側に於て一日も速かにこの根本方針に付き充分なる理解と認識とを有するに至らん

が我方の希望に即應し、速かに時局を取まとめるやう有效適切な措置に出でんことを期待するものである。(下略)

## 杉山陸相の事變經過説明(要旨)

我駐屯軍は事變發生以來居留民の生命財産の保護に就いて萬全を期して居りますが、遺憾ながら居留民にして不法抑留、家宅侵入掠奪等壓迫、侮辱を蒙りましたものも尠くありません。爲めに一般の人心は恟々たるものがあります。抑も今回の事變は其の由つて來る所遠く且つ深きものがあると存じます。即ち支那民衆の抗日毎日運動は南京政府の徹底したる抗日政策に基きますことは固よりありますが、近年に於ける國內統一の強化、軍備就中空軍の擴充、編制裝備の改善等の事實に伴うて其力を過信して居りまして、上海事變當時に比して相當根強い根柢を持つて居るのであります。此の勢ひは近時に於きましては我國と極めて緊密なる關係を有する北支方面にも波及しつゝあるものであります。最近平津其の他各地に於て屢々在留邦人、或は帝國官憲に對する暴行侮辱事件を惹起致しましたものも、此の抗日運動の現はれであり、今次事變も亦其の因由する所實に茲に存するのであります。(事件經過中略)中央當局としては只管事件不擴大方針を堅持致し



まして、飽く迄平和裡に事態を收拾せんことを期し、局部的解決に努力致したのでありますが、支那側の誠意に何等の見るべきもの無く北平に於ける彼我の交渉は毫も進捗せず、十一日朝に於ては我要求を全面的に拒否し、平和解決の望み絶え、而も西苑附近に在りし第三十七師の主力は南下して八寶山に集結し、頻りに第一線の兵力を増加し、一方南京政府は國民の抗日氣勢の昂揚に力むると共に、飛行諸隊に出動準備を命じ、中央軍其他亦北上の途に就く等挑戰的準備を進むるに至りました。

以上申述べました如く、今次事變が全く支那側の久しきに亘る抗日毎日の現れる事は最早や疑ひを容れぬ所であります。惟ふに北支治安の維持が帝國及び滿洲國にとり、極めて緊要なるは申す迄もなき所でありまして、支那側に於て不法行為は勿論、排日毎日の行為に對する謝罪をなし、今後再び斯かる行為なからしむる爲め確實なる保障を爲すことは、帝國の威信は固より東洋の平和維持上極めて必要のこととあります。依つて政府は同十一日緊急閣議を開き、派兵の爲め所要の措置を講じ、取敢へず關東軍の一部、朝鮮及び内地より所要の兵力を急派するに決したのであります。然るところ支那側は帝國政府の斷乎たる決意と國民一致の熱

誠なる支持とを知りますや、遽に其の態度を變更して我要求を容れ、同日午後八時第二十九軍代表は解決條件に調印して、事件は急遽解決するかに見えました。本解決條件は (一)支那軍の蘆溝橋附近永定河左岸に駐屯の停止、(二)將來に關する保證、(三)直接責任者の處罰、(四)謝罪の四ヶ條であります。然るに此の間支那軍の不法射撃は依然として斷續的に各所に行はれ、又中央軍の移動、北上等も絶えず行はれつゝありましたが、我方に於きましては尙ほ隱忍自重、事件不擴大の方針を堅持して、支那側の反省に依り事態の平和的解決を急いだのであります。十八日に至りましては宋哲元は、自ら香月軍司令官を訪ね陳謝の意を表しましたが、十九日には又復小銃、迫撃砲を以て我に射撃を加へ、我軍に數名の損傷を生ずる等突發事件絶えず、約諾實行の誠意を認むる事が出来ませぬので、駐屯軍は爾後の決意に資しまする爲め「支那側にして不信行為を繰返すに於ては、二十日正午以後軍は自衛上獨自の行動を採る事あるべき」旨を彼に通告し、約諾の確實なる履行を嚴重監視する事となりました。此の駐屯軍の峻嚴なる態度に對しまして、彼は十九日午後十一時約諾實行に關する細目協定に調印を申出たのであります。此の細目協定は責任者の謝罪

處罰の外、(一)日支國交を阻害する人物の排除、(二)共產黨の徹底的彈壓、(三)排日各種機關、諸團體及び各種運動並に之が原因と目されるべき排日教育の取締の三項目でありまして、又別に第三十七師を北平より他へ移駐する旨通告し來りました。然るに翌二十日朝には又もや數回迫撃砲を以て我を射撃し、同日午後二時三十分には蘆溝橋及び八寶山附近より我部隊に對し盛んに砲火、小銃火を加へ、我軍も亦膺懲の爲め彼に猛烈なる砲撃を加へ、忽ちにして之を沈黙せしめ、其の後に於きましても彼は屢々斥候派遣、不法射撃等を繰返して居りますが、我方は逐一之を膺懲撃退しますると共に、依然彼の行為を嚴重に監視しました結果、彼は軍隊の撤收、其他逐次約諾を實行致すかに見えました。併し乍ら支那側の不信行為には從來屢々苦杯を喫して居りますので、何時如何なる變を生ずるやも豫斷を許しませぬから、既定方針を堅持すると共に嚴重に支那側の約諾履行を監視し、情勢變化に應ずる爲め萬遺憾なきを期しつゝありました所、二十五日夜北平、天津の中間に在ります郎坊に於て軍用電線修理中の我部隊に對し、又復無法なる急襲射撃を加へて參りました。此處に於て駐屯軍は地上空中部隊を急行赴授せしめ、之に甚大なる打撃を與へ、

彼は忽ちにして敗退四散しました。以上繰述の如く相次で反覆せらるゝ支那側の不法挑戰に鑑みまして、我駐屯軍は昨二十六日已むなく期限附約諾履行を彼に迫りました。然るに彼は昨夕冀察側の了解の下に北平の西側廣安門より入城中なる我部隊に對し突如城門を閉塞し、不意に我を攻撃し我に渺からざる損害を發生せしめました。事態此の如く、彼の武力妨害の爲め我居留民の保護も北平、天津間交通線確保も危殆に陥り、我駐屯軍は既に隱忍を許さず、其の任務遂行並に自衛上斷乎彼を膺懲するに決し、陸軍當局亦之に應ずる重要な措置を採る事に決意いたしました。今回の事變は大體以上の經過を辿つて居りますが、今後に於ける推移は容易に逆睹すべからざるものがあり、加之我國を繞る全般の時局は益々緊迫を加へつゝあります。

## 米内海相の報告(要旨)

北支事變に際し、海軍では在留帝國臣民の生命財産並に帝國の權益を擁護して國運の進展を圖るため、豫て支那及び滿洲國沿岸、揚子江流域等に多數の艦船部隊を派遣し警備の任に就かしめてゐる。今次の事變に際しこれ等の艦船部隊は、帝國の方針たる事件不擴大主義を堅持し、夫々その警備地に所在帝國官憲と協力して







新支那現勢要覽

計 三〇三 二、二八 三、七五 六、九三

(口) 中華民國主要都市在留本邦人口概計表

地名(所轄領事館内)	内地人	朝鮮人	臺灣人	合計
○張家口(張家口)	四五	元	一	四六
○張北(張家口)	三八	七	一	四五
※北平(天津)	二、〇九	一、八五	六	四、〇四
※天津(天津)	九、七三	一、六三	四	二、四九
※唐山(唐山)	三、六	四七	一	八三
※古北口(古北口)	三三	七	一	六二
※塘沽(塘沽)	三三	一五	一	五三
※灤縣(灤縣)	三〇	五五	〇	七五
山海關(山海關)	一、七九	四六	二	二、二六
秦皇島(秦皇島)	三三	六五	一	九九
昌黎(昌黎)	三三	一五	一	五三
芝罘(芝罘)	三〇	三三	一	六四
龍口(龍口)	二八	三	一	三二
威海衛(威海衛)	七	二五	一	三三
青島(青島)	二、五二	一、三六	二	三、九〇

六〇

臺東鎮(臺東鎮)	五	一	六
四方(四方)	二、六九	七	一、二
滄口(青島)	一、三九	元	一、三
水清溝(水清溝)	四〇	六	四六
坊子(坊子)	二五	一	二六
濟南(濟南)	一、九三	一五	二、〇八
張店(張店)	六四	五	六九
周村(周村)	三三	二	三五
青州(青州)	四	一	五
博山(博山)	一八	四	二二
淄川(淄川)	四	一	五
上海(上海)	三、七〇	二、三	六、〇三
蘇州(蘇州)	九	一	一〇
杭州(杭州)	三	八	一一
南京(南京)	一四	七	二一
鎮江(鎮江)	九	三	一二
蕪湖(蕪湖)	四	一	五
九江(九江)	五	二	七

南昌(南昌)	四	一	五
漢口(漢口)	一、六三	二四	一、八七
漢陽(漢陽)	二	一	三
大冶(大冶)	六	一	七
武穴(武穴)	七	一	八
※鄭州(鄭州)	四	一	五
長沙(長沙)	六	一	七
沙市(沙市)	九	三	一二
宜昌(宜昌)	九	一	一〇
重慶(重慶)	五	一	六
福州(福州)	五	一	六
廈門(廈門)	二〇	四	二四
鼓浪嶼(鼓浪嶼)	三三	一	三四
汕頭(汕頭)	三三	一	三四
廣州(廣州)	五	五	一〇
雲南(雲南)	五	三	八

(註) 表中※印は四月一日、○印は六月一日現在である。

然るに其の後事態は愈々悪化し、北支に於ては北京、天津及び塘

沽以東北寧線が、僅かに我軍の存在によつて漸く安全を保ち得るに過ぎず、七月十三日より二十五日頃迄に殆んど全部の奥地居留民を前記地點に引揚げたが、山東方面では青島に全部集中した。

一方中南支方面の情勢を見るに、各地の抗日氣勢は刻々悪化し、七月末には最早や邦人の在留は危険の状態に陥つたのである。試みに昭和十二年七月末現在に於ける中南支各地の抗日情勢を示せば左の通りである。

◇南京 南京の抗日陣は愈々鞏固となり、婦人主戰團體中國愛國同盟の結成を始め、七月一日には蔣介石夫人宋美齡女史を先頭に大官夫人等總出動で「婦女慰勞自衛抗戰將士會」が發會され、全國婦女子の蹶起を命令する等猛烈な抗日氣勢を擧ぐるに至り、全支の空氣は其の極に達し、何時如何なる不祥事勃發するかも知れず、福井代理總領事は三十日南京憲兵司令谷正倫を訪問、居留民保護を要求した。

◇上海 救國會系分子は沈鈞儒等幹部釋放に依り俄然活氣を呈し全國的に抗日救國工作強化の爲め積極的活動を開始するに至り、不穩の氣が溢れ、日支商人間の取引全く杜絶し、事實上經濟斷交の状態に陥つた。



◇漢口 商取引全く絶え、七月二十八日記者公會は邦商の廣告掲載を拒絶し、又雜糧公會では對邦商取引停止を決議した。

◇潮州 在留日本籍臺灣人三十名は支那側官民の壓迫に堪へかね二十九日遂に全員汕頭に引揚げた。

◇汕頭 其の大半は逸早く引揚げ残りの在留民も食糧品、水道、電燈配給停止等言語道斷の壓迫を受けた。

茲に於て現地にある帝國海軍當局は此の情勢を默視する能はず、國民政府の猛省を促す必要を認め、駐支大使館附武官本田少將は七月二十九日上海より入京、午後三時海軍部に陳紹寬を、同四時軍政部に何應欽を夫々訪問、長谷川〇〇艦隊司令官代理として左の如き重大通告を發した。

帝國海軍の對支警告(要旨)

帝國政府は事件不擴大の方針を堅持し事態の平和的にして速かなる解決に努力してゐるが、最近の情勢を觀るに北支は勿論、中南支一帯に悪性の排日が勃發せんとする形勢にあり、若し國民政府が今日に於て猛省し之が取締に付き嚴重なる處置を講ぜざるに於ては、我方の好むと好まざるとに拘らず、全面的大衝突を誘致するは必然であり、其の際に於ける一切の責任は國民政府側にある

を茲に通告す。

尙ほ右警告と同時に長谷川〇〇艦隊司令官は談話の形式を以て左の如く其の所信を發表した。

長谷川〇〇艦隊司令官談話

平津地方に於ける日支兩國軍隊の衝突事件は今尙ほ解決の見込に至らざるは甚だ遺憾とする所なり。我〇〇艦隊は常に極東の平和確保を基調とする帝國の國策に基き公正嚴肅に警備に任じ、本事件發生後に於ても極力事件の各地波及防止に努めつゝあり。然るに近來支那各地、特に事件に直接關係なき中支、南支方面に於ても抗日毎日の言動頓に露骨となり、所在帝國官民の平和的業務遂行を妨ぐる大なるものあるのみならず、挑戰的と見られる不必要の戰備を促進し人心を刺戟しつゝあるは實に兩國々交を阻害するのみならず、最も不幸なる事態を招來する危險を激成さるなきを懼る。我艦隊は各地所在の帝國官民と共に事端發生の防止に努むると共に、之に協力すべき中國當局の措置並に狀況の推移に對しては深刻にして重大なる關心を有するものなり。若し中國の中央及び地方當局の措置適當ならざるために事態悪化し、收拾の策なきに至る場合は我〇〇艦隊は其の任務遂行上必要なる手段をとる

の已むなきに至るべし。此の際に在留同胞の冷靜自重を希望すると共に、日支兩國永遠の和親のため、將又東洋平和確保のため各地に於て一切の不祥なる事件を防止することに關し支那關係當局の慎重なる注意と最善の努力を拂はれん事を希望して已まず。

前記帝國海軍當局より重大警告を發したるに拘はらず、國民政府の態度は依然として反省する所なく、事態愈々容易ならざる形勢となつたので、帝國政府は支那各地に在留邦人に急遽引揚げ方を訓令したが、適々八月十三日新たに上海事變の勃發に依り、日支兩國の關係は急轉直下破局に直面するに至つたので、各地の帝國出先官憲も遂に引揚げの已むなきに至り、南京日本大使館では日高參事官以下全員は八月十七日青島に死の引揚げを敢行し、川越大使は上海に留まる外、北平の大使館事務所、天津、青島、上海、厦門、香港の五總領事館を除き全支九ヶ所の總領事館、十三ヶ所の領事館計二十二ヶ所の領事館員は全部引揚げを完了し、支那海沿岸の青島と上海兩地より一軒でも内地に入れば外交官は無論一人の日本人の姿さへ見ることが出来ない状態であつた。即ち當時各地へ集結した外交官は左の如くである。(括弧内は引揚げ了の日)

◇上海 杭州松村領事代理(八月八日)、蘇州市川領事事務代理

(八月十二日)、蕪湖岡部領事事務代理(八月八日)、九江白井領事(八月七日)

◇青島 南京大使館日高參事官(八月十七日)、南京福井總領事代理(八月十七日)、濟南有野總領事(八月十七日)、張店池田副領事(八月十七日)、博山橋本副領事(八月十七日)、坊子土藏領事事務代理(八月十五日)、漢口松平總領事代理(八月十一日)、鄭州佐々木領事代理(八月九日)、宜昌田中領事(八月一日)、沙市小森領事事務代理(八月一日)、長沙高井領事代理(八月五日)重慶糟谷領事(八月一日)

◇基隆 福州内田總領事(八月十八日)、廣東中村總領事(八月十九日)、汕頭山崎領事(八月十二日)

◇大連 中根張家口領事代理(八月二日)、芝罘田中領事代理(八月二十日)

◇其他 川南雲南領事は(八月四日)河内へ、成都岩井總領事代理はそれ以前に引揚ぐ。斯かる形勢の裡に戰火一度上海に波及するや上海、青島も亦安全地帯たり得ず、八月十三日以來上海に集合せし奥地居留民のみならず、上海の居留民も續々として内地に歸還せしむることとなつた。



一方青島は當初は絶對安全地帯と目されたのであるが、事態の悪化は切實に居留民を死線に陥入れるに至り、遂に大鷹總領事は八月二十五日、居留民に引揚げ勧告をなし、九月四日大鷹總領事一行の引揚げを最後として邦人の引揚げを完了したのである。

斯くて北京、天津、上海、香港を除く全支居留民は九月四日まで全部引揚げを完了し、然も上海の如きは婦女子は殆んど總引揚げをなし、男子も亦半減する状態であつた。たゞ僅かに北京、天津は我が軍の勝利により安全を取戻し、居留民は激減の瞬間を経て、今度は増大へと向つたのであるが、一時は北京の避難民は死を覺悟せねばならぬところにまで來てゐたのである。

## 第二章 上海事變より支那事變への展開

### 第一節 上海事變の全貌

**大山大尉虐殺事件** 北支事變發生以來、中南支一帶の對日情勢は漸次悪化すると共に、抗日侮日の不法行爲は日を遂うて激化するといふ状態で、何等か重大事件の勃發を見るに非ずやとの豫感を懐かしめつゝあつた所、果然上海に於て所謂「大山中尉虐殺事件」突發し、茲に第二次上海事變の展開を見ると共に、從來北支に限られたる戦局は一轉して上海に及び、勢の趨くところ遂に日支關係に一大エポックを劃するの已むなきに至つたのである。

諺つて今次の新しい上海事變の發端たる大山事件なるものを見るに、同事件は八月九日午後六時半頃上海虹橋飛行場東方、越界路なる碑坊路（モニメント・ロード）上、飛行場東南正面の北方約三百米附近に於て我海軍中尉大山勇夫氏と齋藤一等水兵が支那保安隊の爲め虐殺せられた事件であるが、同夜日本海軍陸戰隊より公表せられたる本件の概況は略ぼ次の通りである。

#### 日本海軍陸戰隊發表

陸戰隊第一中隊長海軍中尉大山勇夫は一等水兵齋藤要藏の運轉せる自動車により九日午後五時頃上海共同租界越界路のモニメント路（碑坊路）通行中、道路上にて多數の保安隊に包圍せられ、次いで機銃、小銃等の射撃を受け無念にも數十發の彈丸を受けて即死した。現場を檢視するに頭部腹部には蜂の巢の如くに彈痕があり、自動車は前硝子が破壊せられ、車體は數十發の機銃彈痕あり、無法鬼畜の如き保安隊の行爲を物語つてゐる。右のモニメント路は共同租界のエキステンションであり、各國人の通行の自由のある所であるに拘らず、支那側は最近上海の周圍に公然と土囊、地雷火、鹿柴などの防禦施設を構築し、夜間は兵力を以て勝手に通行を禁止し、晝間にも通行人に一々ピストルを突き付けて身體検査するなど明かなる停戦協定無視なるのみならず、共同租界居住各國人に對する侮辱である。支那側の無法なる抗日の公然たる挑戦行爲である。尙ほ同自動車の運轉員一等水兵齋藤要藏は座席に多量の血痕を残せるまゝ、何處にか拉致されたものゝ如くである。帝國海軍陸戰隊は嚴重に支那側の不法に對する責任を問ふと共に、嚴正なる態度を以て徹底的解決を期せむとす。尙ほ同



の際有馬軍醫少佐が作製した検屍書に對し署名を要求したところ支那側は之に應ぜず、十日午前十一時半改めて日支双方立會の上漸く検屍を行ひ、我方作製の検屍書に調印した。

現地檢證は日支双方關係官立會の上十日午前より行はれたが、支那側は路傍にある保安隊員一名の屍體を示し「大山中尉の自動車虹橋飛行場に入らんとせるにより番兵が之を制止したところ、自動車を碑坊路に向けると同時に、士官は拳銃を發射し、保安隊一名を斃したので、保安隊は之に應射した」と稱して居た。然し大山中尉は拳銃(官用、私用共)を携へて居なかつたことは確實であり、齋藤水兵は拳銃を携へて居たが、肩から吊つて自動車を運轉してゐたのであるから射撃の出来る筈もない。且つ自動車のある場所、被彈の状況から見ても、支那側の説くところと一致しないので、現地檢證の結果、遂に支那側も其の虚構なることを確認した。尙ほ其の後支那保安隊員の屍體を検屍した結果、傷は拳銃彈に依るものでなく全部小銃、機關銃の彈丸であること判明した。

而して本件に對しては、當初より我海軍側では慎重且つ最も嚴重公正なる態度を持し、帝國外交官憲と協力して其の處置に當り、本格的解決條件は留保して、差當り當面の危険を除去する爲め支那側

に對し保安隊の即時撤退及び停戰地區内の軍事施設の撤去を要求した。然るに支那側は保安隊を撤退せしめざるのみか却つて之を増強し、且つ租界に陣地の構築を進める等挑戰的態度に出て來たので、我方は上海居留民の保護、帝國權益擁護の必要上、已むなく一部の海軍兵方の増派を決意し、十一日午後五時第○艦隊參謀長談の形式を以て左の如く發表したのである。

## 第○艦隊參謀長談

我○艦隊は現下の時局に鑑み支居留民の保護に遺憾なきを期し努めて慎重冷靜の態度を持し來れり。然るに最近上海に於ける支那側の挑戰的戰備は益々住民に脅威を與ふるに至りたるのみならず、八月九日碑坊路に起りたる我將兵虐殺事件に依り、更に帝國居留民の生命財産の緊迫せる危険を感ぜしむるに到りたるを以て本日○艦隊は當面の警備に必要な若干兵力を増加せしめたり。然れども之に依り○艦隊の警備方針に何等變更を加へられたるものに非ずして、依然として帝國政府の時局不擴大の精神を堅持するものなり。帝國居留民諸子は兵力増加に依り一層内容を充實したる我第○艦隊の嚴然たる存在に信頼し、流言蜚語に惑はされず平然として一絲亂れざる統制の下に靜觀せられん事を望む。

一方岡本上海總領事は大山事件に關する調査一段落を告げ真相が究明されるに至つたので、出先三省當局協議の上、今後の對策に付き帝國政府の重大訓令を仰ぐと共に、十一日午後四時半より余上海市長と會見し口頭を以て(一)日本人居留地域に接する地帯にある保安隊の撤退、(二)停戰區域内の支那側防備施設の撤收の二項を申入れた。之に對し余市長は第一項に關しては十日夜以來同地域に保安隊の進出するを禁じて居り、第二項の防備施設も自發的に撤收を開始しつゝある旨回答したに拘はらず、十二日未明以來、支那側は前記約諾並に停戰協定の明文を蹂躪して正規軍を續々上海に入市せしめ、日本人居留地域はこれ等軍隊の爲め全く包圍せられ、事態は急轉し緊迫を告ぐるに至つた。然し我方に於ては尙ほ事態收拾の望みを捨てず十一、十二の兩日停戰協定委員會の召集を求め圓滿解決を策した。即ち同會議の席上、我岡本總領事は余鴻鈞市長に對し、「支那側は十一日夜保安隊は一部既に撤退せしめたが、今後も衝突の危険を避けるに必要な措置を執ると言明せるにも拘はらず、保安隊は十二日午前北停車場一帯に進出し、正規兵中央軍の八十八師まで公然上海に入るに至つたのは正に停戰協定の違反であり、上海の治安を脅威するものであるから、支那側にして治安維持の誠意

あれば、即刻緊急の措置として衝突の危険なき地點まで撤退せしめよ、また停戰協定委員會も必要な措置を早急執られたし」と述べたるに對し、余市長は「本問題は日支間のことであり、委員會が關係すべきことでない。予の前日貴官に致せる話は地方當局者としてなしたものであるが、其の後問題は擴大し日本軍艦が到來するに至り斯かる情勢に立ち到つたものであるから、其の責任は日本側の負ふべきものである」と逆襲した。そこで列席の外國委員側では「取敢へず北停車場に到着した中央軍八十八師を後退せよ」と求めたが、余市長は「停戰協定委員としては如何なる交渉にも應じ得ない。交渉は南京で日支直接にやるべきだ」と述べたので、岡本總領事は更に「外交々事は現に南京に於てもやつてゐるが、差し當つての危機回避の措置として軍隊並に保安隊を早急に撤退せよ」と嚴重要求した所、余市長は予一人にては如何ともなし難しと答へ、本問題の措置に關しては全く無力なることを自認した。仍つて岡本總領事は更に第三國だけで何等かの手段を執ることを外國側委員と相談したが遂に調停方法を發見し得ず、結局岡本總領事の要求で「日支双方共相手方より發砲しないこと」を申合せて該委員會は一應終了した。斯くて目前の危機喰止めの唯一の手段として僅かの希望を繋かれ



てゐた本委員會も全然無結果に終り、事態は急角度に悪化すると共に、支那側は十三日より遂に挑戰的態度に出づると共に、同夜遅く歐米各國總領事及び領事に對し「十三日中に外國人は總て虹口、楊樹浦方面より退去せられたし」と通告し、其の對日態度を明確にしたこと判明したので、我方も遂に之に應戰するの已むなきに立ち至つた。即ち我陸海軍武官室では十三日此の間の事情を夫々左の如く發表した次第である。

## 海軍武官室發表

本田武官は午後二時川越大使を大使館に訪問、事態の平和的解決に努力せられんことを要請した。續いて支那側某有力者と會見我方の平和的解決の希望を開陳し、支那側の善處を要望した。我方が飽く迄平和的解決を希望する事は右會見によつても察知し得る所なるが、支那側は我方の斯かる意圖を無視して本田武官が和平解決を希望して歸るや否や、八字橋を爆撃し迫撃砲其他による砲撃を開始し、午後五時挑戰行動に出でた爲め我方は已むなく之に應戰するに至つた。上海の治安攪亂の責任は全く彼にありとせねばならぬ。

## 陸軍武官室聲明

都市上海の平和を維持する重要な役目を有し、其の第一條中には

「……雙方ノ軍ハ其ノ統制ノ及フ限り一切ノ且凡ユル形式ノ敵對行爲ヲ上海ノ周圍ニ於テ停止スヘシ停戰ニ關シ疑ヲ生スル時ハ右ニ關スル事態ハ參加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルヘシ」とあり、附屬書に於て日支兩軍の駐屯すべき地域の限界を示してある。

爾來該協定は我方の嚴重なる監視の下に曲りなりにも維持され來つたのであるが、時日の経過と共に支那側は漸次不誠意を暴露し昭和八年十一月無斷隱密裡に憲兵を北停車場に駐屯せしめたのを手初めとし、幾多軍隊の停戰地區不法通過を重ねつゝあつたので茲に改めて通過問題を中心として日支關係者間に折衝が行はれ、迂餘曲折の後、昭和九年三月これに關する雙方の諒解が漸く成立を見るに至つた。

併し乍ら支那側は其の後に於ても依然我方の眼を掠めて協定違反行爲を敢てし、逐次保安隊員を増加すると共に、規定に背いて其の裝備を必要以上に強化し、又は停戰地區内各所に塹壕其の他防禦施設を構築し、或は再防備を禁止されて居る吳淞砲臺内に私に

停戰協定が今日假として存在するは六月廿五日開催席上俞市長の言明せる所なり。帝國軍としては既に保安隊が最近其の任務遂行に必要以上の武裝即ち銃火器、裝甲車、戰車、火炮等を整備し、公然停戰地區内に散兵壕、鐵條網、トーチカ等を構築しあるを以て、停戰協定の侵犯なりとなし居れる所、昨日に至り八十八師を主力とする中央軍が北站附近に進出せるは公然たる敵對行爲と認めざるを得ず、軍は從來の停戰協定侵犯に鑑み決して看過し居れるものに非ず。これ共同委員會の斡旋に待つ迄もなく、支那が自發的に該協定を遵守し以て兵禍の上海に波及することを豫防するを以て支那側の國際信義なりと思考せるによる。吾人は上海の平和和招來は一に支那側が我極めて妥當なる要求條項を遵守する事に依り維持さるべきものなるを再言せんとす。

尙ほ支那軍の上海停戰協定蹂躪の顛末に關し海軍省軍事普及部の調査發表（週報所載）する所を示せば左の如くである。

上海停戰協定は、昭和七年五月五日、上海事變の停戰に關し英・米・佛・伊四國公使の斡旋仲介に依り日支兩國間に協定せられ、前記四國公使は同席者として之に署名調印せられたもので、日支兩軍の直接接觸を回避し、事端の發生を未然に防止し、以て國際

野砲迫撃砲等を搬入して隠然たる砲臺の再興を企つるのみか、更に一昨年秋の六中全會、五全大會を契機として支那側中央軍は大軍を京滬（南京・上海）の間に集結し宛ら我勢力を壓倒せんとするが如き氣配を示すに至つた。而して最寄軍隊を保安隊又は便衣隊に仕立て、恣に停戰地區に潜入せしめ、各種戰備を行はしめ乍ら、我方の詰問に對しては言を左右にして決して其の實情を語らない様な事態に達著した。そこで本年五月十四日在上海我海軍當局及び上海總領事館協同して豫め支那側に通告して上海—嘉定—太倉—崑山—蘇州方面に於ける停戰地區内支那側施設實況を踏査した所、沿道各所に於て塹壕を復舊せる跡、戰車、裝甲車を使用せる形跡竝に新しく「トーチカ」を取毀した跡等あり、如何に平素協定遵守に不誠意なるやを如實に暴露した。

次いで本年六月二十三日支那側の嫌がるのを促し、列國と共に共同委員會を開催し、我方より吳淞砲臺再軍備に關する件を中心として停戰地區内に於ける（一）保安隊の裝備、人員其の他が警察力の程度を遙かに超ゆること、（二）軍用飛行機の飛行訓練が行はれて居ること、（三）「トーチカ」類の防備施設が築造されて居る點を指摘したる所、支那側委員（現上海市長）俞鴻鈞は「停戰協



定は忠實に遵奉するも、協定の條文によれば同地域内に軍隊を入  
れざる限り砲臺構築等戰闘準備乃至之に對する委員の監視は問題  
外である」と空嘯き恬として反省の色なく、又議長より保安隊の  
總數、裝備及び防禦工事の有無に關し説明を求められたるに對し  
ても「南京政府に請訓しなければ回答し難い」として極めて不眞  
面目なる態度を示したのである。

斯くの如き支那側首腦者の言動は明かに協定違反を如實に物語る  
ものであつて、其の結果は部下保安隊、警察隊、一般民衆の言動  
に影響する所多く、これ等をして益々抗日毎日傾向を助長せしむ  
るに至つたのである。

而して今次事變が突發するや、上海を圍繞する軍隊をして表に抗  
日戰備を整へしめる一方、上海保安隊は夜間隱密裡に市政府、鎮  
江灣附近に盛んに塹壕を築き、又閘北方面には堅固なる土囊陣地  
を構築せしめつゝあつたが、去る七日以來は公然停戰協定を無視  
して市政府附近及び北停車場に「トーチカ」其の他の軍事施設を  
公然と晝夜兼行で築くに至つたものである。

**第二次上海事變展開** 前記の如くして上海の和平維持は全く絶  
望に陥ると共に、支那軍は十三日朝來旺んに不法射撃を加へ來つた

而して國民政府は最初本件に對しては地方的解決方針をとる意嚮  
を漏らしたが、日支兩軍開戰の報に接するや、從來の方針を一擲し  
對日作戰として俄然左の如き方策を講ずるに至つた。

**航路を閉鎖した。**

二、長江閉鎖 我軍艦の南京爆撃を恐れ鎮江附近揚子江を封鎖し  
船舶航行を一切禁止する旨十三日正式に發表。

三、上海・南京間連絡杜絶 國民政府は十三日上海・南京間の鐵  
道及び長距離電話を杜絶し一切の連絡を斷絶せしむ。

四、支那事實上の宣戰布告 國民政府外交部は十三日事實上の宣  
戰布告的聲明を爲すと共に、中央軍五萬を續々上海に輸送し包  
圍の態勢を採る。

五、海底電信切斷 日本電信海底線は停戰協定區域内に於て支那  
軍に切斷され十三日より不通。

六、停戰協定廢棄聲明 國民政府は停戰協定參加國英米佛伊四國  
大使の上海中立地帶勸告案を無視し、十三日附を以て右協定廢  
棄を聲明した。

之より先國民政府は、十二日京滬鐵路警備司令張治中を松滬總司  
令に任命し、其の麾下軍隊に對し急遽上海停戰協定區域内に侵入、  
對日戰闘態勢を執るべき旨訓令する一方、杭州飛行隊に對して出動  
準備を電命した爲め、十三日午前九時十五分に至り、突如支那軍よ  
り砲火を開始し、茲に第二次上海事件の幕は切つて落された次第で

あるが、其の後の戰況は別項記述の通りである。

我海軍航空隊は支那軍の不法爆撃に對抗して十四日より應戰を開  
始、支那空軍をして大いに狼狽せしめたが、茲に問題となつたのは  
支那軍用機の租界空襲事件である。即ち支那空軍は八月十四日午後  
四時半頃上海租界攻撃の爲めマーチン及びノースロップ爆撃機の八  
機編隊及び四機編隊を以て猛爆撃を開始し、共同租界と云はず、フ  
ランス租界と云はず、高層建築と見れば所嫌はず爆撃を投下した爲  
めパレス・ホテル、カセイ・ホテル等を爆破し、更に上海の大遊園  
館たる大世界、新世界を襲撃した爲め死傷者二千餘名を出し、外人  
中にも多數の死傷者を出すに至つた。然も狂暴なる支那機は租界爆  
撃に憚らず、更に上海碇泊中の英國極東艦隊旗艦カンバーランド號  
を始め米佛兩國軍艦へも爆撃を見舞つて引揚げたに拘らず、上海市  
長俞鴻鈞は「我空軍は日軍艦を撃沈せんとするものであるから、各  
國軍艦は相當遠距離に日本軍艦から離れざれば責任はとり難い」と  
揚言する有様で、世界の輿論をいやが上にも激化せしむるに至つた。  
仍つて上海領事團に於ては十五日日支兩軍に對し「租界上空飛翔の  
軍用機に對しては日支を問はず自衛上砲撃する」旨を通告し、共同  
戰備を張るの用意をしたが、十六日午前九時頃支那軍用機は又復租



界上空に現はれ低空飛行を爲したので、折柄碇泊中の英米佛三國軍艦は一齊に之に射撃を加ふると共に、遂に其の一機を撃墜したが、世界の輿論は支那側非難の聲囂々たるものがあつた。

## 第二節 帝國政府の事變對策

### 帝國政府の對時局方針決定

上海方面の事態悪化に伴ひ帝國政府は八月十二日夜近衛、米内、杉山、廣田の四相會議を開いて帝國在支權益及び居留民保護に關し斷乎たる自衛手段を取る強硬方針を決定し、更に翌十三日午前九時四十五分より首相官邸に臨時閣議を開いて當面の緊急對策を協議したが、同席上米内海相は先づ前夜の四相會議の結果を報告し、上海方面の情勢に關し詳細な説明を爲したる上種々意見を交換した結果、「帝國政府としては悪化せる上海の事態に對處し、三萬の帝國居留民を保護する爲めには支那側の挑戰的態度を放棄せしめ、其の保護に就いて萬全の方策を講ずることが刻下の急務なること」に意見一致を見たので、爾後右方針に基きて斷乎邁進することに廟議一決した。仍つて右閣議終了後、書記官長談の形式を以て左の如く聲明した。

#### 内閣書記官長談

#### 帝國海軍の聲明

大山事件に於ける支那側の不法極まる暴虐行爲は日支兩國委員及び工部局員立會の實地檢證により愈々明白に確認せられたるに拘らず、支那側は其の非を全く省みず、却つて不逞にも我方に對する積極的進攻の態度を示し、上海方面の事態頓に緊迫したるも、我方としては多數各國人の居住する國際都市たるの故を以て自重に自重を重ね、殊に十三日列國大使より日支兩國に對し調停の申出であり、我方は之に對し審議中なりし爲め、昨日來の支那側不法攻撃に對しては單に應戰に止め、支那飛行機の租界内低空飛行に對しても特に攻撃を加へざりしが、本十四日午前十時頃支那飛行機十數機は我艦船、陸戰隊本部及び總領事館等に對し爆撃を加ふるの不法を敢へてし暴戾言語に絶す。帝國海軍は今日まで隱忍に隱忍を重ね來りしが、今や必要にして且つ有效なる凡ゆる手段を執らざる可らざるに至れるは、從來の念願に鑑み甚だ遺憾とする所なるもまた止むを得ざる次第なり。

#### 帝國海軍の見解表明

今次事變勃發以來帝國海軍は事件不擴大の方針に恪遵し、只管事變の北支以外の支那各地に波及することを防止すべく最も慎重公

大山事件發生以來上海の治安を脅威するが如き事態に立到ることを防ぐため、我方は慎重自制し、嚴重公正なる態度を以て事に當つて來たが、支那側は停戰協定を疑懼して正規軍を上海に入市せしめ挑戰的態度に出で來つた。仍つて我方は停戰協定委員會の招集を求め支那側の反省を要望し、列國も亦之を勸請する所があつたが、支那側は依然として兵を停戰協定區域内に配備し、今や上海の治安は危機に直面するに至つた。本日の閣議に於ては此の緊迫せる事態に處し、萬一の變に應ずる處置に付き種々協議を遂げたが、同方面情勢の悪化は一に支那側の責任にあるのであるから此の際政府は同方面に於て支那側の挑戰的態度を放棄せしめ、事態一層の悪化を防ぐため支那政府に對し嚴重なる交渉をなすと共に、居留民の保護に付ては萬全の措置を講ずる事とした。

然るに十三日より十四日に亘り支那側は陸上部隊の外、有力なる空軍をも使用し暴戾極まる戰鬪行爲に出づるに至つたので、帝國政府では十四日午前九時より首相官邸に臨時閣議を開き、事態茲に至る以上我方も斷乎有效適切なる機宜の自衛措置を取る事と決定し、同午後二時半先づ帝國海軍の名を以て左の如き重大聲明を發し、更に同夜九時海軍側の態度見解をも表明した。

正なる態度を以て凡ゆる努力を傾注し來れり。然るに支那各地に於ける抗日、毎日は支那當局の再三の取締誓約にも拘はらず日を逐うて陰險且つ熾烈となり、邦人經營工場の操業不能商取引の停止は固より、食糧品其の他の生活必需品の不賣、邦人雇傭支那人に對する脅迫、追放、果ては在留邦人に對し露骨なる侮辱壓迫等あらゆる惡辣なる手段を弄する一方、青島、漢口、上海初め中南支沿岸各地に於ては邦人居留地を包圍し、陣地を構築し、兵力を増加し、露骨なる挑戰的態度を執り、第二第三の通州殘虐事件は何時何處に發生するや測り難き情勢に立ち至りたり。かゝる情勢に處して我方は中南支各地に事端發生し、全支に動亂の波及せんことを未然に防止せん事を願ひ、多年苦心經營の結晶たる我財産權益を一時遺留し難きを忍んで先づ揚子江沿岸の居留民引揚げを行ひ、更に南支方面居留民の引揚げを開始せり。然るに支那側は我方の此の誠意を敢へて曲解し、日本與し易しと見たるか却つて益々抗日毎日行爲、挑戰的態度を増長して自ら戦ひを求めんとするに至れり。斯くて上海に於ては停戰協定を潜りて保安隊に偽装せる軍隊を進ませしめ、或は夜陰に乗じて陣地を構築するは未だしも、遂には制服公務中の帝國海軍々人を國際公道たる租界越界



路上に於て慘殺するの暴舉に出でたり。本事件に於ける支那側の不法極まる暴虐行爲は日支兩國委員及び工部局員立會の實地檢證により夙に明白に確認せられたる所なるに拘らず、支那側は其の非を全く顧みず、却つて公然租界包圍の陣地を強化し、兵力を集中し我方に對する積極的進攻の態度を示し事態は頓に緊迫せり。然れども我方は尙ほ事態收拾の望を棄てず、且つ多數各國人の居住する國際都市たるの故を以て自重に自重を重ね、殊に十三日列國大使より日支兩國に對し調停の申出でもあり、我方としては之に對して審議中なりし爲め、昨日來の支那側の不法攻撃に對しては單に應戰するに止め、支那機の租界低空飛行に對しても特に攻撃を加へざりしが、本十四日午前十時頃より支那飛行機十數機は我艦船陸戰隊本部及び總領事館等に對し連續爆撃を加へ來るの不法を敢へてし暴戾言語に絶せり。惟ふに支那側は背信暴虐を事とし、我れ一步を隱忍すれば彼二歩を増長し、矯慢其の度を加へ貪婪飽く事を知らず、狂暴實に止まる所なし。今や帝國海軍は其の自衛上必要且つ有效なる手段を執らざるべからざるの餘儀なきに立至れり。

次いで同夜十時半首相官邸に緊急臨時閣議を開き、政府の名を以

て左の聲明を發するに一決し直ちに中外に宣示した。

## 帝國政府聲明

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せる事久しきに及べり。然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚だしく、以て帝國に敵對せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不逞事件何れも之に因由せざるなし。今次事變の發端も亦斯くの如き氣勢が其の爆發點を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す。更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し、帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し、我居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

願みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大方針とし、努めて平和的且つ局地的に處理せん事を企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戰及び不法行爲に對しても我が支那駐屯軍は交通線の確保及び我居留民保護の爲め眞に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず。而も帝國政府

は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざるやう注意を喚起したにも拘らず、南京政府は我勸告を聽かざるのみならず、却て益々我方に對し戰備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みる事なく、軍を北上せしめて我支那駐屯軍を脅威し、又漢口上海其の他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし、上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく、全支に亘る我居留民の生命財產危殆に陥るに及んでは、帝國としては最早隱忍其の限度に達し、支那軍の暴戾を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲め今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し、日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、之がため支那に於ける排外抗日運動を根絶し、今次事變の如き不祥事發生の根因を芟除すると共に、日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的意圖を有するものにあらず、又支那國民をして抗日に踊らしめつゝある南京政府及び國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の

一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず、且つ列國權益の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

(十五日午前一時半發表)

因に米内海軍大臣は八月十五日マイクを通じて、次の如く帝國海軍の決意を放送し、全國民に對して舉國一致、軍民協力、帝國の使命達成に邁進せんことを要望した。

(前略) 昨十四日に至り支那は軍用飛行機を出動せしめて、帝國軍艦、陸戰隊本部、我總領事館等に對し爆撃を加へ、遂には外國居留民及び自國人の居住地迄爆撃し、幾多無辜の人々を殺傷するに至りました事は、天人共に許すべからざる暴虐非道の所業で御座います。帝國海軍は事變勃發以來、帝國の方針に則り、東洋平和の爲め隱忍自重して參つたのでありますが、事茲に至りましては、最早斷乎として支那軍を膺懲する爲め實力を加ふるの已むなき次第であります。

即ち帝國海軍と致しましては、豫て今日あるを覺悟し、萬一に對する準備を完成して居りますので、茲に敢然立つて、徹底的に當面の支那軍を屈伏せしむるため、必要の措置をとるの決心を固め既に發動した次第であります。念ふに時局は重大となりました。



私は舉國一致國家の全力を擧げて何處迄も暴戾支那を膺懲し、出師の目的を達成せんがため、全努力を國民諸君と共に誓ひたいと存するのであります。

**支那事變と改稱** 北支事變勃發以來、帝國政府は不擴大、現地解決の根本方針を以て善處し來れるにも拘はらず、支那側の不法暴戾なる挑戰的態度により戦局は愈々擴大せられるの已むなきに至つた爲め、我方は當初の消極的態度を一擲して積極的に支那膺懲の態度に變更することとなり、事變勃發當時の「北支事變」の呼稱は妥當を缺く結果となつたので、九月二日の臨時閣議に於て今回の事變を「支那事變」と呼稱することに決定（追加豫算の名稱は従來通り北支事變と稱す）した。

**第七十二議會の召集** 茲に於て支那事變費並に之に伴ふ非常時經濟立法を審議し、眞に非常時舉國一致の實體を顯示すべき第七十二臨時議會は九月三日午前十時召集せられ、貴衆兩院とも即日成立し、開院式は翌四日午前十一時貴族院に於て舉行せられたが、天皇陛下に於かせられては開院に當り左の優渥なる勅語を賜り支那事變の目標を中外に宣示あらせられた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム朕ハ國務大臣ニ命シテ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ努メヨ

斯くて臨時議會は五日近衛首相の施政演説を皮切りとして愈々本舞臺に這入つたが、貴族院に於ては午前十分本會議を開會諸般の報告の後日程に入り、近衛首相は約十分間に亘り施政方針演説を行ひ、次いで廣田外相は日支事變と列國の情勢並に帝國外交方針に就き演説、杉山陸相よりは北支及び中南支の戰鬪經過に就いて、米内海相よりは我陸戰隊の活躍、航空部隊の空爆狀況、海上部隊の行動等の經過に就き天々詳細な報告があり、強力な舉國一致の支援を

切望する處あつた。次いで日程を變更し、陸海軍將兵に對する感謝決議案を上程、滿場總起立裡に可決、愈々審議に入つたが、近衛首相、廣田外相、賀屋藏相の施政演説の内容は左の如くである。

近衛首相の施政演説

昨日開院式に當り、時局に關し特に優渥なる勅語を拜したことは眞に恐懼感激の至りに堪へぬ。私は諸君と共に謹んで聖旨を奉體して一意報效の誠を竭し、宸襟を安んじ奉り度いと存するのである。

去る七月七日北支に事變が勃發して以來、帝國政府が支那に對して採り來りたる根本方針は、飽く迄も支那政府の反省を求めてその誤れる排日政策を拋棄せしめ、以て日支兩國の國交を根本的に調整せんとするにあつて、此の方針は今日と雖も何等變る所がない。只この方針を遂行する手段として從來政府は出来るだけ事件の擴大することを防ぎ、局面を限定して事態を收拾すべく努めたのである。然るに支那側は公正なる帝國政府の眞意を了解せざるのみならず帝國政府の隱忍に乗じて益々毎日抗日の氣勢を擧げ、統制なき國民感情の激する所、事態は急速なる悪化を來し、局面は北支のみならず、中南支にまでも波及するに至つた。隱忍に隱

忍を重ねて參つた我政府も、此に於て從來の如く消極的且つ局部的にこれを收拾することの不可能なるを認むるに至つて、遂に斷乎として積極的且つ全面的に支那軍に對して一大打擊を與ふるの止むなきに至りたる次第である。

抑も一國が特定の他の一國を排斥侮蔑することを以てその國策となし、國民教育の方針としてかゝる思想を幼少なる兒童の頭腦にまで注入するが如きことは、古今東西の歴史に於て未だ嘗て類例を見ざる所で、之が將來に於ける結果を考ふる時には、獨り日支兩國の國交の爲めのみならず、東洋の平和延いては全世界の平和の爲めに眞に寒心に堪へないものがある。斯くの如き國家に對して其の反省を求むる爲めに、帝國が斷乎一撃を加ふるの決意をなしたることは、獨り帝國自衛の爲めのみならず、正義人道の上より見ても極めて當然のことなりと固く信じて疑はぬ。蓋し東亞の平和なくして東亞國民の幸福なしと信ずるからである。固より帝國の打擊を加へんとする目標は、かゝる誤れる排外政策を實行しつゝある所の支那政府及び軍隊であつて帝國は斷じて支那國民を敵とするものではない。又支那政府に於ても眞に能く反省を致し今後我國と提携して相共に東洋文化の發達と東洋平和の確立に向



つて力を盡さんとす誠意を示すに至つたならば、帝國としてはそれでも尙ほ之を追究せんとするものではない。然しながら今日此の際帝國として採るべき手段は出来る丈迅速に支那軍に對して徹底的打撃を加へ、彼をして戦意を喪失せしむる以外にないのである。斯くして尙ほ支那が容易に反省を致さず、飽く迄執拗なる抵抗を續くる場合には、帝國として長期に亘る戦も勿論辭するものではない。惟ふに東洋平和確立の大使命を達成するが爲めには尙ほ前途に幾多の難關が横つて居るのであつて、此の難關を突破するが爲めには、上下一致堅忍持久の精神を以て邁進するの覺悟を要すると思ふ。

## 廣田外相の外交演説

曩に第七十一回帝國議會に於て、私は我對外關係の全般に付て述ぶる所がありました。本日茲に今次事變に關聯する其の以後の外交經過に付き概要を陳述したいと存じます。事變勃發以來、帝國政府は現地解決、事態不擴大の方針に基き、南京政府の速なる反省を求め、時局の收拾に努力し來つたのであります。南京政府は毫も誠意を示さず、益々中央軍を北支に集中して我方に挑戦し來ると共に、揚子江流域及び南支各地に於ては險極まる排日

を行ひ、以て是等地方に於ける我居留民の平和的活動は固より、其の生存をすら危殆ならしむるに立至つたのであります。斯かる状態の下に於ても、帝國政府は尙ほ出来る限り事態の平和的收拾を期し、漢口を初め、長江流域居留民邦人を全部引揚げしめたのであります。其の後偶々八月九日上海に於て、我陸戦隊大山中尉及び齋藤水兵が支那保安隊の爲め無残に殺害せらるゝに至りましたが、我方に於ては尙ほ努めて平和的解決の方針を以て之に處し、右保安隊の急速なる撤退並に昭和七年の停戦協定に違反する各種軍事施設の撤去を求め、以て事態の收拾を圖らんとしたのであります。然るに支那側に於ては言を左右に託して之に應ぜざるのみならず、益々停戦區域内に於ける其の兵力並に軍事施設を増大し、我方に對して不法にも攻勢に出でました爲め、帝國に於ては已むなく應急の措置として少數の海軍兵力を上海に増進し、以て我居留民保護の責を全うせんことを期したのであります。斯の如く上海の形勢不穩に立至りますや、八月十一日在南京英美、獨、佛、伊の五箇國大使は、日支双方に對し上海に於ける外國人の生命財産の安全を計る爲め同地を戦火の巷とせざる様、出來得る限りの措置を講ぜられたき旨申出たのであります。右に對

し帝國政府は、上海に於ける内外人の生命財産の安全は固より我方に於ても最も顧念する所であるが、是が爲めには租界附近に進出し、我方に脅威を與へつゝある支那正規軍及び保安隊を交戦距離外に撤退せしめ、租界附近の軍事施設は之を撤去することが先決問題で、支那側が右條件を受諾するに於ては、我方陸戦隊の配備をも亦常態に復するの用意ある旨を答へ、關係列國に於て先づ支那側をして右條件を受諾せしむるやう在支大使をして五國側に申入れしめたのであります。然るに支那側は右我方の應急適切な條件に對し耳を傾けなかつた由であります。續いて八月十三日には更に在上海英、米、佛三國總領事より交戦停止方に關する一具體案を示し、日支間に直接交渉を行ひ、目前に迫つた危機を回避するやう日支双方に申出があり、右申出は八月十三日夜半東京に接到致しましたが、支那側は右に拘はらず續々上海附近に正規軍を進出せしめ、既に同日午後より攻撃を開始し、十四日に至つては遂に我陸戦隊及び軍艦並に總領事館のみならず、租界内隨所に爆彈を投下するの暴舉に出でました爲め、事茲に至つては帝國としても最早平和的收拾の望みを捨て、三萬に垂んとする我居留民保護の爲め、遂に戦闘を行はざるを得ざるに至つた次第であ

りまして、關係列國の努力も支那側の暴舉により、一瞬にして水泡に歸したのは誠に遺憾に堪へない所であります。此の如く上海一帯は戦火の巷となりました結果、該地に莫大の投資と多數の居留民とを有する關係各國は、自然之に對し重大なる關心を示すに至り、英國よりは更に八月十八日「日支兩國政府が雙方の兵力を撤退し、共同租界及び越界路在住日本臣民の保護を外國側に委任するに於ては、英國政府は他の列國が英國と共に同一行動に出づる限り、右責任を取るの用意ある」旨申出で、佛國政府も亦翌十九日右英國政府の申出を支持する旨申出でましたが之より先、米國政府よりも上海に於ける戦闘停止方に付き希望を述べ來つたのであります。帝國としても此等諸國と同様、上海には重大なる利害關係を有するに鑑み、出來得る丈け同地の平穩を冀念する次第であります。前述の如く、今次上海に於ける支那側の行動は昭和七年の上海停戦協定に違反し、濫りに正規軍を協定地域内に入れ、保安隊の數及び武装を増強し、衆を頼んで我軍民に挑戦し來つた次第でありますので、前記英國政府の申出に對しては我方從來の平和的努力並に支那側の不法攻撃の實狀を詳述し、上海に於ける戦闘は支那側が直に右正規軍を協定地域外に撤



退し、保安隊を前線より遠ざくることに依り終想するの外なき旨を回答し、英國も停戦協定關係國の一として、速に支那側の停戦區域外撤退方實現のため盡力せんことを求め、佛國及び米國に對しても夫々同様の趣旨を回答致したのであります。尙ほ北支に於きましては、支那側は從來我方との間に存在しました各種の約諾を無視し、大軍を北上せしめて頻りに挑戦的態度に出でて居りますのみならず、更に察哈爾方面にも續々軍隊を進出せしめて参りましたので、我方としても斷然之に對應して適切なる措置を執るの已むなきに至つたのであります。

以上の如く戰鬪は今や北支のみならず、中支方面にも波及し、帝國は遂に支那との間に廣範圍に涉り戰火を交へざるを得ざるに至り、また中南支及び山東に於ける約五萬の我居留民は、多額の投資、多年の地盤及び權益を後に残して引揚ぐるの止むなきに立ち至り、更に戰火の犠牲となつた居留民も相當多きに上りつゝありますのは甚だ痛心に堪へない所であります。在支第三國人も亦我居留民と同様困難なる立場に置かるゝもの尠くないのは、誠に氣の毒なことであると云はなければなりません。これ畢竟南京政府のみならず、地方軍閥に至る迄、多年自己政權強化のため排日、

て必要な經費の協賛を経た次第であるが、其の後の事態の推移に伴ひ、時局に關し必要な施設に要する經費等の豫算として計上を要しますものは臨時軍事費に於て二十億二千二百餘萬圓、一般會計各省所管に於て四千二百餘萬圓である。右の内臨時軍事費は軍事行動のため必要な經費であつて、之が收支は多額に上るのみならず、其の性質上一般の歳計と區分して特別の整理をなし時局の終結に至る迄を一會計年度として整理するため、臨時軍事費特別會計を設置する必要を認めため、之に關する法律案を本議會に提出する事とした。而して右の財源としては臨時軍事費に就いては全部公債金を以て、また一般會計に就いては本年度豫算實行上に於ける歳出不用額並に歳出に伴ふ普通歳入の増加等を用いて之に充當する計畫である。今回の事件に關する經費は多額に上るのであるが、右は暴戾なる支那軍を膺懲し、支那政府の反省を促すため必要やむを得ざる所と考へるのである。而して今後かかる事態に處して遺憾なくその目的を達成する爲めには財政も經濟も共に此の非常事態に應ずるやう其の態勢を整へることが必要と信ずる。即ち軍の需要及び國防に關係ある産業等、この際特に必要なる方面に對し其の必要とする物資と資金とを出來得る限り潤

抗日の氣風を煽動し民心を激化するのみならず、進んでは赤化分子と苟合して、日支の國交を益々惡化せしめたる結果に外ならないのであります。今や我忠勇なる皇軍は、舉國一致の後援の下に、日夜凡ゆる艱苦を排して戰鬪に従事し、目覺しき効果を擧げつゝあるは眞に感激に堪へない次第であります。

帝國の國是が日、滿、支三國間の融和提携に依り東亞安定の基礎を築き、以て共存共榮の實を擧げんとするにありまことは、今更申すまでもないのであります。然るに支那は毫も我真意を諒解せんとせず、却つて今日の如く大軍を動かして、我軍民に向ひ來る以上は、我方も亦之に對應する軍事行動に依り、斷乎として支那の猛省を促すことを急務とするのであります。而して帝國の庶幾する所は北支を明朗ならしめ、支那全土より今回の如き戰禍再發の憂を除き、兩國の國交を調整し、依つて以て前述の國是を實現せんとするに外ならないのであります。故に私は支那爲政者が東亞の大局を洞觀し、速に反省して帝國の理想に順應し來らんことを望んで止まない次第であります。

## 賀屋藏相の演説

日支間の事件に關する經費としては、曩に第七十一帝國議會に於

澤に供給することを中心として諸般の方策を講ずべきものと考へる。また此の際時局の爲め必要な物資の輸出を制限すると共に比較的不急なる物資の輸入を抑制して必要な物資の輸入力の増大に努め、且つ右の輸入抑制の結果生ずる國內物資の不足に對處する方策を講ずることが肝要であると思ふ。仍つて今後これ等の趣旨により財政、産業、貿易、資金、爲替等の各方面に亘り適切なる調整を加ふることを必要とするのである。此の故を以て政府は本議會に資金調整に關する法律案を提出致し、會社の新設、増資並に金融機關等の社債の引受、事業設備の新設、擴張資金の貸付等に付き右に申述べた趣旨に基き適當なる調整を行ふと共に、時局に當面し必要とする事業に對する資金の疏通を計る爲め日本興業銀行をして必要な資金の融通をなさしむるやう、興業債券發行限度の擴張、その他の措置を執ることとした。また政府は同様の趣旨に基き今後事變のため特に必要な物資の供給を潤澤ならしむるため、一部の物資の輸出入に制限を加へ、また輸入の制限をなしたる場合等に於てその物品又はこれを原料とする製品の需給の調整をはかる等、此の際に於ける國民經濟の運行に阻礙することなからしむる爲め、本議會に右に關する法律案を提出する



こととした。而して右の資金及び物資の調整に付ては出来得る限り當業者の自主的調整に俟つの方針である。右に申述べた如く政府は今後資金及び物資に付き出来得る限り之が需給の調整に努力する方針であるが、殊に輸入品又はこれを原料とする製品の需給の調整に付ては、國民の此の種物資の消費節約に俟つところ極めて大なるものがあるので、今後右方面に於て出来得る限り之が實行に努力し、以て國民自體の力により國家全體の必要の充足に努力せらるゝやう切望致す次第である。尙ほ事變關係による急激なる物資の需要増加に伴ひ、動もすれば過當なる物價騰貴を招來することも考へらるゝので、暴利取締令の運用等によつて適切なる措置を講じ、之が對策に遺憾なきを期したいと思ふ。又この資金及び物資の調整に關しては、財政の方面に於ても十分考慮することとし、昭和十三年度豫算の編成に於ては時局のため必要なる經費の外は出来得る限り之が計上を差控ふる方針であつて、昭和十二年度豫算に關しても右の趣旨に基き節約を實行することと致し地方公共團體の財政に付てもまた同様の方針によらしむる心算である。今後公債發行額の増加に伴ひ、公債政策の運用に付ては一層意を用ふべきものと考へる。政府は右に申し述べた資金調整に

關する法律による資金の調整、預金部資金その他の政府關係資金の運用、公債の郵便局賣出等により時宜に應じたる對策を講ずる心算であるが、金融機關は固より國民一般が國家的見地に立ち、公債消化に協力支援せらるゝことは今後最も必要のことと考へるのである。尤も公債の消化に付ては金融界の實情に即することが肝要であるので常に資金の供給を潤澤にし、金融の疏通に支障を生ぜざるやう留意を致す考へである。尙ほ公債の利廻に付ては現在の水準を維持する方針であつて、また外國爲替相場に付ても對英一志二片の水準を維持致すことは軍需の充足並に國民生活の安定をはかるため必要なる要件であると考へるので、依然これが堅持に努むる方針である。事變發生以來各方面に於て舉國一致の態勢が如實に示されつゝあることは洵に心強く感じてゐる次第である。政府は今後時局に對處し出来得る限りの努力を拂ひ、財政經濟上必要なる各般の措置を講ずる心算であるが、右は結局國民一般が能く時局を認識し、朝野渾然一體となつてはじめてその成果を收め得るものと考へるので、今後とも一層國民一般の舉國的協力支援を切望致します次第である。終りに臨み政府提出の豫算案に付ては何卒速かに協賛を與へられんことを希望致します次第

である。

(備考) 臨時軍事費特別會計案

臨時軍事費豫算は支那事變費支辦の爲めに要するもので、歳入歳出共に二十二億二千二百六十七萬圓にして、其の内譯を示せば左の通りである。(單位千圓)

歳入	二、〇二二、六七一
第一款軍資金	二、〇二二、六七一
第一項軍資金(公債)	二、〇二二、六七一
歳出	二、〇二二、六七一
第一款臨時軍事費	二、〇二二、六七一
第一項陸軍臨時軍事費	一、四二二、七一一
第二項海軍臨時軍事費	三四九、九五八
第三項豫備費	二五〇、〇〇〇

尙右豫算の末尾に「臨時軍事費支辦のために要するものにして軍事の計畫は機密を要すこと勿論、機機は且夕變化極まりなきを以て明細なる内譯を示すこと能はず」と説明が附いてゐる。

更に近衛首相は同五日ラヂオを通じて左の如く帝國政府の決意を放送し、其の所信を國民に懇ふる所があつた。

第一編・第二章・第二節 帝國政府の事變對策

帝國政府の決意

去る七月二十七日、政府の所信に就きまして放送致しました時に申述べました通り、北支に事變が勃發しまして以來我國は支那側の度重なる不信不法の行爲にも拘らず、隱忍に隱忍を重ねまして事件の擴大することを避け、支那側の反省を促し、速かに事態を收拾することに努めたのであります。然るに支那側は何等の誠意を有せず、却つて事毎に我に挑んで來るやうな態度に出て參りました結果、局面は遂に中南支に迄及ぶやうなことになりましたことは洵に遺憾に思ふ次第であります。

此の度時局に鑑みまして臨時議會が召集せられました。昨日の開院式に當りましては、特に優渥なる勅語を拜しましたことは眞に恐懼感激の至りに堪へない所であります。私は國民諸君と共に謹んで聖旨を奉戴致しまして、一意奉公の誠を竭し宸襟を安んじ奉り度いと存するのであります。付きましては本日議會に於きまして申述べました帝國政府の決意を茲に重ねて御話致したいと存じます。

東洋平和の確立と云ふことは我帝國の一貫せる國是でありまして永年日支兩國の親善提携に努力して來ましたのも此の考へがあれ



ばこそであります。

然るに南京政府は陰に陽に排日、抗日を續行し、而も此の排日、抗日を以て國家の統一と自己の政權を強化するの具に供し、近來に至つては彼の恐る可き赤化勢力をさえ容れるに至つたのであります。その結果反日、侮日は愈々甚しくなり、近年幾度も起りました支那各地に於ける不祥事件は何れも之に起因するのであります。今次の事變の發端も以上のやうな氣勢が偶々蘆溝橋と云ふ地點に於きまして爆發したものに過ぎませぬ。又中南支に於ては支那側の挑戰的行動が日々に募つて來ました結果、帝國臣民の生命財産も危険に瀕しましたので、我居留民は多年營々として建設して參りましたる安住の地を遂に涙を呑んで一時撤退するの已むなきに至つたのであります。

抑々一國が特定の國家を排斥侮辱することを以て國策と爲し、國家が教育に依つて之を幼少の兒童の頭にまで注ぎ込むと云ふやうなことは、全く世界に其の實例を見ない所でありまして、人類の平和、人道の立場からも斷じて許すべからざることでもあります。我國が支那のかゝる誤れる政策を拋棄せしめんとするには、實に正義に立脚した公正なる態度であつて何人と雖も疑ふ餘地のない

事と固く信ずるのであります。

然るに支那側は公正なる帝國政府の眞意を了解しないのみか、帝國政府の隱忍に乗じまして益々侮日の氣勢を擧げ、赤化勢力は此の間に益々暗躍を擅にし、事態は急速に悪化の一途をたどつたのであります。事茲に及びましては帝國政府と致しましても最早從來のやうな手段を以て局地的に事態の收拾を圖することは不可能でありまして乃ち斷乎として積極的に且全面的に支那軍隊に對して攻撃を加へるの已むなきに立到つたのであります。其の目的は一に我に挑戰する不法暴戾なる支那軍を膺懲し、支那側の反省を促すにあるのであります。決して無辜の支那國民を敵とするものではありません。支那は何處迄も我友邦であり、東洋文化の精華を發揚する爲に相共に手を携へて進むべき國であります。從て帝國は支那が眞に反省し、東洋民族として日本と手を携へて行かねばならぬと悟る日が一日も速に來ることを衷心より念願するものであります。斯くしてこそ日滿支三國提携の實が擧げられまして、東亞永遠の平和の基礎が確立するのであります。

斯る帝國の希望と努力とに拘らず、この事態は相當長期に亘る場合も豫想せられるのであります。若し支那側が飽く迄執拗なる

挑戰を續けるならば、我國としても敢て長期の戰を辭せざるものであります。從つて東亞の和平達成の大使命の前には尙多くの困難を突破せねばなりません。國民全般は屈せず撓まず如何なる難關をも乗り越えて行くだけの覺悟をしなければならぬと思ふのであります。

現下の時局に於きましては、軍事費其の他の事件に關する諸經費が多額に上ることも已むを得ない所でありまして、今後此の事態に處して行きます爲には、財政も經濟も共に此の非常事態に應ずるやうに其の態勢を整へることが必要であります。即ち軍の需要及國防に關係ある産業方面の資金を潤澤に致しまして、それに依つて物資と勞力をこれ等の部門に集中せしむることが肝要であります。斯る見地から今後財政、産業、貿易等の各方面に亘りまして適切な調整を加へますと共に公債の消化に萬全の方策を樹てる必要があると考へるのであります。然し乍ら之が實施に當りましては出來得る限り當業者の自主的調整に俟つの方針であります。財界に無用の衝撃を興へたり、産業の發展を阻害したりすることがないやうに政府に於きましても充分の注意を拂ふ心算であります。仍つて此の度の臨時議會には、今申述べました趣旨の下

に特に緊要なる豫算案及び法律案を提出致した次第であります。事變勃發以來、支那各地に出動せる我忠勇なる將兵諸士が、堂々正義の陣を進めて、炎熱酷暑の中をあらゆる辛苦をもともせず陸に海に空に皇軍の威力を遺憾なく發揮して居りますことは、我等國民の齊しく感謝感激に堪へぬ所でありまして、私は衷心より將兵諸士の勞苦を痛ふと共にその健闘を祈る次第であります。要するに今日の時局に處して、我々は學國一致、盡忠報國の精神を牽うし、事態が如何に展開し如何に長期に亘るとも、總ゆる困難を打開して所期の目的を貫徹すべき決意を固め、夫れん其の職分に應じて奉公の誠を竭さねばならぬのであります。(近衛首相放送全文)

尙ほ廣田外相は九月二日在京外國新聞記者團を茶會に招待し大要左の如きステートメントを發表し一問一答を試みた。

#### 廣田外相の聲明

嘗て私が提唱した萬邦協和の理想は今日も尙ほ變らず、私の外交方針として飽く迄堅持して居る次第である。不幸にして今や日支兩國の間には悲しむべき事態が発生するに至つたが、要するに北支と云ひ上海と云ひ、帝國政府の事態不擴大方針に拘らず支那側



の不法なる挑戦により事態が悪化するに至つたもので、これは何れも現代支那の指導者が排日政策を以て南京政府強化の具に供し即ち外交を内政問題に悪用し多年に亘り抗日の風潮を助長せるのみならず、赤化勢力と交結し對日戦備に汲々たりし結果に他ならないのである。最近締結を見た蘇支不可侵條約は這般の事情を説明して餘りあるものであるが、此の意味に於て赤化の防壁を以て自認する帝國は決して晏如たり得ない次第である。今や我國の多年の努力も水泡に歸し、日支兩國は全面的衝突の危機に直面するに至つた。但し我軍は唯々正當なる權益を防衛し、東亞永遠の安全を樹立する爲めに戦ひつゝあるもので、支那政府にして速かに反省し、非を改むるに於ては我政府は直ちに支那派遣の軍を收め進んで支那支援の手を伸べる用意を有するものである。我國民としては斯かる不祥事を將來再び繰返す事は到底堪へ難い所であるから、既に事態がこゝまで進展した以上、根本的解決を得る見透しのつく迄は既定方針に向つて堅き決意を以て邁進せんとするものである。思ふに日支兩國は古き誼みを有する隣國關係に在り、且つ又將來永遠に隣國として親善關係を維持せねばならぬ間柄にある。而して日支間に共存共榮の理想を實現する事は決して難事

ではない。兩國は新なる立場に於て根本的に國交を調整し、日支關係に一新紀元を劃する事必ずしも不可能ではない。私は此の際東洋平和、否世界平和の爲め支那政府の最も深甚なる反省を促して已まぬものである。第三國の權益に就いては帝國は充分之れを尊重し、之れが保護に關し出来る限り細心なる考慮を拂ひつゝあるが、一日も速かに平靜状態の恢復を見るやう、列國に於ても我方と協力せられ、苟くも戦禍を永引かせる懼れある行爲に出づるが如き事なきやう期待する次第である。第三國人にして不幸戦禍の爲め災厄を蒙つた向きに對しては何れも同情に堪へないが、何分事態擴大の責任は支那側に在る事を諒承願ひ度い。

斯くて支那事變に對處する臨時緊急の第七十二帝國議會は國民舉國の總意を強く反映して開會僅か四日間ではあつたが、實に二十億六千萬圓の臨時軍事費並に追加豫算と事變に伴ふ重要な戦時體制諸立法案を一瀉千里に議了し、議會各派滿腔の熱誠裡に八日を以て全部兩院通過成立、翌九日閉院式が行はれた。尙ほ本議會中審議された戦時經濟立法は概ね事變終了後一ヶ年間を以て其の施行期間と定めてゐるので、各案を審議する衆議院委員會では事變終了とは如何なる場合を指稱するかに就いて關係各相に質問してゐる。然る

に右に對する政府の答辯は區々に亘り統一を缺き、各派から其の矛盾を指摘された爲め、政府は七日の院内閣議に於て協議の結果、其の解釋を左の通り決定、右の旨明確に答辯した。

## 事變終了の意味

勅裁を仰ぎ事變の終了を定めるが、如何なる場合に事變終了の勅裁を仰ぐかといふと、事變を終結せしむる兩國の協定が成立し、用兵の状態も略々平常の状態に復したりと認むる時である。次いで七十二臨時議會の開院式に賜はつた優渥なる勅語の御趣旨を一般に徹底せしむる爲め、九月九日午後四時近衛首相より左の通り官報號外を以て告諭を發表した。同時に一般官吏に對しても同様の趣旨の訓令を官報號外で發表した。

## 内閣告諭

第七十二回帝國議會開院式に當り優渥なる勅語を賜ひ帝國の綱ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり 聖慮宏遠にして眞に恐懼感激に堪へざるなり 惟ふに帝國は東亞の安定を望み常に日支兩國の相提携して以て世界平和の基を樹てんと欲す、是れ比隣其の幸を一にし列國其の福を同じくするの道にして帝國一貫の國是なり、然るに支那は常に

隣交の誼を忘れ信義を失し永年排日抗日を以て國策とし帝國の權益を冒して暴狀を極め遂に今次の事變を生ずるに至れり 今や出征の將兵外に膺懲の歩武を進め銃後の國民内に奉公の至誠を致す、然りと雖今次の事變は其の由つて來る所遠く事態の推移亦遂に豫斷を許さざるものあり、此の秋に當り國民齊しく時局の重大性に鑑み益々堅忍不拔の志操を堅持して今後に來るべき如何なる艱難にも堪へ所期の目的を貫徹する爲敢然邁進するの決意あるを要す、凡そ難局を打開し國運の隆昌を圖るの道は我尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を益々振起して之を國民日常の業務生活の間に實踐するに在り、今般國民精神の總動員を實施する所以も亦此に存す、古來我國民は艱難に遭遇するや必ず之を克服し以て國家興隆の成果を收めざるなし、時局に際し國民深く如上の趣旨を體し忠誠公に奉じ和協心を一にし日本精神を昂揚して舉國一致の實を擧ぐると共に之を實踐に現して愈々國力の伸張を圖り以て 皇運を扶翼し奉る所あるは本大臣の深く全國民に期待する所なり

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿



内閣訓令

第七十二回帝國議會開院式に當り優渥なる

勅語を賜ひ帝國の嚮ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へ

り 聖慮宏遠洵に恐懼感激に禁へず

惟ふに今次の事變は其の由つて来る所遠く事態の推移亦遽に豫斷を許さざるものあり

此の秋に當り職を官に奉ずる者は齊しく時局の重大性に鑑み、堅忍不拔の志操を堅持して今後に来るべき如何なる艱難にも堪へ和協一心奉公の至誠を致し以て所期の目的貫徹の爲に邁進するの決意あらんことを要す

凡そ難局を打開し帝國の興隆を圖るの道は我尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を振起して之を日常の業務生活の間に具現せしむるに在り、今般國民精神の總動員を實施する所以亦此に存す

宜しく思を現下の時局に致し日本精神を昂揚して率先之を實踐に具現し愈々國力の増進を圖り以て 皇運を扶翼し奉らんことを期すべし

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣公爵 近衛文麿

次いで同十三日午前支那事變に對處する國民精神總動員計畫の實施要綱を發表したが、其の内容は左の通りである。

國民精神總動員實施要綱

一、運動の目標 「舉國一致」「盡忠報國」の精神を鞏うし堅忍持久總ゆる困難を打開して所期の目的を貫徹すべき國民の決意を固め、之が爲め必要なる國民の實踐の徹底を期す、實踐事項は右の目標に基き日本精神の發揚による舉國一致の體現並に非常時財政經濟に對する舉國的協力の實行を主として之を定め事態の推移並に地方の實情等を考慮して適當に按排す

一、實施機關 (一)本運動は情報委員會、内務省及び文部省を計畫主務廳とし各省總掛りにて實施に當る (二)本運動の趣旨達成を圖る爲め中央に有力なる外廓團體の結成を圖る (三)道府縣に於ては地方長官を中心とし、官民合同の地方實行委員會を組織する (四)市町村に於ては市町村長中心となり各種團體等を綜合的に總動員し更に部落町内又は職場を單位として實行に當る

一、實施方法 (一)内閣及び各省は所管の事務及び施設に關聯して實行する (二)廣く内閣及び各省關係團體に對し其の事業に

關聯して適當なる協力を求む (三)道府縣に於ては地方實行委員會と協力して具體的實施計畫を樹立實行す (四)市町村に於ては綜合的に各部落又は町内毎に實施計畫を樹立して其の實行に努め各家庭に至る迄滲透するや努む (五)諸會社銀行工場商店等に於ては夫々實施計畫を樹立し且つ實行するや協力を求む (六)各種言論機關に對し協力を求む (七)ラヂオの利用を圖る (八)文藝、音楽、演藝、映畫等關係者の協力を求む

一、實踐事項

(イ)運動目標 日本精神の發揚、社會風潮の一新、堅忍持久の精神涵養、困苦缺乏に堪ふる心身の鍛鍊、小我を捨て、大我に就くの精神の體現、各人の職分恪循

(ロ)實踐細目 不動の精神鍛鍊、必勝の信念堅持、對敵心構への訓練(例へば流言に迷はぬこと、國家機密を守ること、防空訓練勤儉力行、生活の刷新、享樂の節制)

(ハ)運動目標 銃後の後援強化持續、出動將兵への感謝及び銃後後援の普及徹底、隣保相扶の發揚、勤勞奉仕

(ニ)實踐細目 派遣軍人家族慰問、家業幫助、殉國者慰靈、家族慰問、家族幫助、銃後後援獻金獻品

第一編・第二章・第二節 帝國政府の事變對策

(ホ)運動目標 非常時經濟政策への協力、勤勞報國、勞資協力、利益權斷の抑制と暴利抑制、國債應募勸奨、冗費節約、貯蓄奨勵、國際收支の改善、金の使用節約

(ヘ)實踐細目 奉仕事業の促進、共同勞作に依る生産力の維持 (ト)運動目標 資源の愛護

(チ)實踐細目 國産品使用、輸入品使用制限、國産代用品の使用、消費の抑制、代用品の使用、廢品の蒐集提供、發明創造、資源の蓄積、國防資源の獻納

南京陥落と日本の態度 斯かる裡に國民政府の國都南京が陥落したので、帝國政府は其の意義の頗る重大なるに鑑み、今後に處する方針に關し十二月十四日の閣議に於て慎重審議の結果、此の際日本の眞意を更に内外に徹底し置く必要ありと云ふに意見一致したので、同日正午近衛首相談の形式を以て、左の如き聲明書を中外に發表した。

近衛首相の聲明

さしもの南京が斯くの如く早く陥落したことは寧ろ意外な程で、是偏へに陛下の御稜威の然らしむる所であるが、又我陸海軍の忠勇の致す所、國民擧りて感謝する次第である。殊に戦傷死者に對



しては捧ぐべき言葉を知らない。本事變の當初に於て、日本は出来るだけ不擴大解決の方針を執つたので、戰略的にはそれだけ日本に不利であつた。それにも拘らず僅か數ヶ月にして北は黃河以北の大地域を席捲し、南は江南一帯の要塞地帯を撃破した皇軍の實力に就いては、事實が雄辯に語つて剩す所はないと思ふ。獨り日本軍隊のみならず、總じて今日の日本の實力に對する測量違ひが、南京政府の致命的錯覺であつた。自分は支那が此の點に關する從來の誤謬を訂正し、此の上無用なる抵抗を止むべきであると思ふ。諸外國も亦東亞の安定力たる日本の地位を正しく認識するに相違ない。但し支那の軍隊も慥かに強くなつた。あれだけの軍隊を本來の使命の爲めに使はず、見當外れの方向に使用したのは暮々も残念であつて、之は全く支那指導者の責任と謂はねばならぬ。所謂本正しうして未成るで、國民政府が排日を前提として支那の民族主義を動員したことが、九伐の功を一簣に缺くの結果を招いたのである。

我々は今日まで一貫して支那が此の點に猛反省を加へ、驕然として日支提携の大道に還らんことを求めた。松井最高指揮官の最後の投降勸告も此の已むを得ざる苦衷に出たのである。之に對し

一顧も與へなかつたので總攻撃を敢行する外なかつたのである。南京陥落の報に接して我々は當然の勝利に喜ぶ前に、同文同種五億民衆の立場に立つて彼等の救ふべからざる迷妄を悲しまざるを得ない。頻りに南京死守を豪語した蔣介石は逸早く脱出し、今猶長期抵抗を呼號してゐるが、近代戰爭は軍事のみならず産業其他の全般に亘る國家總動員の體制の上に行はれる。所謂ケリラ戰術の効果を期待するなどといふのは例によつて共產黨の術中に陥るばかりである。

國民政府は外交的にも、實力行動に於ても排日の極限を盡した。併も其の結果に對しては責任をとらず、首都を棄て政府を分散し今や一箇の地方軍閥に轉落しつゝある今日、猶毫末も反省の色なきこと明白なるに到りては、我々も改めて考へ直す外はない。蓋し日本は抗日政權と軍隊とに對しては飽くまで膺懲の手を緩めぬが、支那一般民衆の生活に對しては關心なきを得ない。凡そ人民のある所政府無き能はず、其の政府たるや實體あるものでなければならぬ。然るに北京、天津、南京、上海の四大都市を放棄した國民政府なるものは實體なき影に等しい。然らば國民政府崩壞の後を受けて方向の正しい新政權の發生する場合は、日本は之と共に

に共存共榮、具體的方策を講ずる外なくなるであらう。今次事變に於て不慮の戰禍が友好的なる第三國人の生命財産に及んだことは同情に堪へない。

惟ふに今や世界は一箇の變革期にある。此の世界の時運を正解するものならば、親日的基礎の上に於てのみ支那の國家組織は成功するものであり、又かゝる新支那の出現によつて、歐米諸國の東洋に於ける利益は初めて安全である事を疑はないであらう。支那事變は東亞に於ける一箇の悲劇であるが、此の種の悲劇を繰り返さぬ爲めには、此の際日本は根本的手術を回避してはならぬ。南京陥落は、此の意味からいへば全般的な支那問題の序幕であつて眞の持久戦は之から始まると覺悟せねばならぬ。此の際内治外交百般に亘り國民諸君に一層の御奮闘を御願ひしたい。

**大本營令の制定實施** 支那事變に對處する政治施設に關する對策決定に引續き戰時に對應する用兵作戰最高の機構たる大本營は十一月二十日を以て宮中に設置された。之により陸海軍の作戰並に戰鬪行爲は總べて一元的に統帥され、兩者一體の協力の下に暴支徹底膺懲の師が進められることになつた。然も北支、上海の戦局が壓倒的な戦果を収めつゝあるに際しての大本營設置は、帝國の不動の決

意を示すものとして支那の抗日陣營に異常な衝動と恐怖の念を與へたことは云ふ迄もない。而して這回新に軍令を以て制定された大本營令は、十一月十七日陸海軍より上奏御允裁を仰ぎ戰時大本營令廢止勅令の公布と同時に十七日附を以て十八日の官報に公示され、次いで此の新軍令に基く大本營設置に關する奏請其の他の手續も一切完了したので、同二十日大本營設置に關する編制動員の勅令が發せられ即日宮中に設置された次第であるが、右大本營令に就いては十七日夜陸海軍兩當局より左の如く發表された。

陸海軍省發表

「戰時大本營條例」は明治三十六年十二月二十八日勅令第二九三號を以て公布せられたものであるが、今般大本營は戰時又は事變に際し必要に應じ設けることを得しむることに改められ「大本營令」として本十七日軍令第一號を以て制定施行を命ぜられた。

御名 御 廳

昭和十二年十一月十七日

海軍大臣  
陸軍大臣



軍令第一號 大本營令

第一條 天皇の大轟下に最高の統帥部を置き之を大本營と稱す

大本營は戰時又は事變に際し必要に應じ之を置く

第二條 參謀總長及び軍令部總長は各其の幕僚に長として帷幄の機務に奉仕し作戰を參畫し終局の目的に稽へ陸海兩軍の策應協同を圖るを任とす

第三條 大本營の編制及び勤務は別に之を定む

陸海軍省發表

本十一月二十日大本營を宮中に設置せられた(午後四時)

大本營陸海軍部當局談

今般支那事變に對處する爲め大轟の下に大本營を設置せらる。これ今次事變の推移に鑑み長期作戰の覺悟を以て本格的に武力を行使せんが爲め統帥部を戰時態勢に移すを適當なりと認められたるに因るものなり。抑々大本營は大本營令明示の如く、大轟の下に於ける最高の統帥部にして陸海兩軍の統帥幕僚及び附屬諸機關を以て編成せられ、帷幄の機務に奉仕し、作戰を參畫し陸海兩軍の策應協同を圖るを以て本務とし、陸海軍大臣亦軍政處理の爲め所員の隨員を從へて大本營に在るものなり。即ち大本營の設置は專

ら統帥大權の發動に基き平時統帥部と陸海軍省とに分掌せらるゝ統帥關係事項の處理を一元化するを旨とする純然たる統帥の府にして、之が設置により統帥と國務との職域責任の分界に何等の變化を生ずるものにあらず巷間往々にして大本營は統帥國務統合の府なりとなし、或は戰時内閣の前身なりと臆測するが如きものあるもこれ全く根據なき浮説にして、今次の大本營設置の眞意にあらざることを勿論なり。たゞ現下の如き狀況に及びては政戰兩略の一致を期する爲め大本營と内閣との連絡協調は特に緊密なるを要するを以て陸海軍大臣これに當るの外、大本營幕僚長と關係關係等とは必要に應じ隨時會同して隔意なき意見の交換を行ひ、重要案件に就いては御前に會議を行はせらるゝが如き前例もまた採用せらるゝことあるべしと拜察せらる。今や皇軍は大本營の設置により最高統帥の陣容を整へられ、茲に陸海兩軍緊密協同の態勢を以て更に運籌の卓絶と統帥の完璧とを期し、全軍將兵また一段の生氣を加へて出師の目的貫徹に邁進せんとする次第なり。

**蔣政權を對手とせず** 南京陥落を契機として支那事變は愈々第二段階に這入つた爲め、帝國政府は今後に處すべき萬全の對策を講究しつゝあつたが、適々獨逸政府より國民政府との間に和平交渉開

始の斡旋方を申出で來つたので、我方は直に之に應じ最小限度の解決條項四ヶ條(廣田外相演説の項參照)を提示すると共に、帝國政府では支那國民に對し反省を促す爲め、大日本帝國全體國民の名を以て左の如き勸告書を機會ある毎に通達の手配を爲したのである。

敬告中華民國國民諸位

南京政府已經發表遷都重慶了。所以他的崩潰沒落的時期。不過時間的問題吧。同時在南京貧都以來。十年間榨取諸君們的膏血。拿來建築了美麗輝煌的首都。相信不久亦將變成瓦礫廢墟吧。汪精衛前者七月三十一日發表聲明。他說日軍所到之處。我們不留一個人一塊土。亦必同歸灰燼云。誠然被此項無用的執政者。所燒毀的都市。不知多少了。試看々華北的山野。江浙的田園。華軍退出後的地方。無不變成灰燼。卒使諸君們無家可歸了。

中華民國的大衆諸君們!

諸君何以須受此項悲慘的運命。是則毫無半點の疑惑。簡直是南京政府所採謬誤的抗日政策所致。本來日華兩國。惟有彼此提携。始有。正的和平及繁榮呵。諸君知道每年有一萬々元產額的山東棉之歷史嗎。考山東棉。曾於二十年前。播種美國棉種。其結果卒歸失敗。迨後由日本農業專家。將此項美棉種子。移植於高麗。加以

改良。使其適合於東亞之土壤。然後栽植於山東。至是始得優良的結果。每年所得產額。逐年增加。時至今日。已成爲山東出產物中之一大宗物產。因此該省人民享受莫大的利益。並予青島日華紡績業以繁榮之機會。觀此情形。豈非證明日華兩國應要提携的。一個淺白的舉例嗎。

須知日本所求諸君者。並無其他。不外提携與共存共榮。及日本民族的哲學中。所謂「產靈」之精神而已。「產靈」者是由精神上的結合以至提携合作之謂。諸君對於此項日本民族之眞精神。所表露的要求。應以始終和平的態度。而接納的。斷々不可用武力對付的呵

中華民國的大衆諸君們!

諸君自古已有大同思想。考大同世界。不容榨取及戰爭。祇有和平與盡粹於社會而已。此項思想。在諸君數千年來之歷史中。一貫相繼未嘗間斷。諸君最崇敬的孫總理。亦基於此項思想。而成就國民革命的。此項大同思想。實與我日本的「產靈」精神。完全一致。關於此次發生戰事的根本原因。諸君尤應認識他。是由南京政府違背此項日華兩國共通的大精神。而出於武力抗日政策所致。根據此項意思。南京的執政者。不獨是諸君的祖先的罪人。抑亦違背其最信仰的國父孫總理之遺訓。故南京政府的命運。現正瀕於危殆者。



蓋天理之所使也。

中華民國の大衆諸君們。

此項我方所採の軍事行動。實因南京政府逆行上述兩國共通之大精神。而以武力抗日所致。因此其目的。既非征服中國。亦非破壞中國。而在掃滅妨碍日華之提携。並根據我「產靈」之精神及諸君之大同思想。而建設新的日華關係。簡直言之。既非以諸君國民大衆爲敵。復念及因南京政府採取謬誤的挑戰行動。以致諸君備受慘痛。不禁發生萬分的同情。惟是南京政府。苟不排除抗日政策的迷夢。則我方的軍事行動。惟有貫徹到底而已。我國々民。對於妨碍日華結合者。無論南京政府。即其他若何勢力。亦當以斷然排除的決心與準備。而對付之。因此諸君所受的損失。諒必重大吧。

中華民國の大衆諸君們！

事情緊急了。諸君の境遇。現正踏上了以輿論的力量。打破南京政府の迷夢。而挽回日華提携之正道。或拱手以待祖國化爲焦土的重大歧途了。諸君應該追念祖先遺下的民族大思想。又應該認識日本民族的精神。更進而權衡諸君自身的利害。從速選擇正當的途徑呵。中華民國の大衆諸君們！

諸君切須緊記呵。欲求和平與繁榮。惟有日華兩國の提携合作。舍

此沒有別的方法了。我國々民。現正期待及確信。以諸君的正當與論。行將根據兩國共通的大精神。而成立爲民衆謀幸福的政府呵。

昭和十二年十一月二十日

大日本帝國全體國民

然るに國民政府側に於ては我方の前記好意ある態度を目し、日本側に和を乞ふの意圖ありと誤認し、却つて長期抗戰を煽り何等反省する誠意を示さざるに依り、帝國政府に於ては此の上黙視する能はず、我方の確固たる決意を闡明することとなり、昭和十三年一月六日午後、近衛首相は杉山陸相、米内海相、廣田外相を永田町の首相官邸に召致して四相會議を開き、現地當局より到達した最近の情報に基き蔣政權今後の出方を慎重検討した結果、今後と雖も蔣介石が誠意を披瀝し全面的に屈服し來らば兎も角、然らざる限りは飽く迄も所期の目的に向つて邁進することに意見の一致を見た。仍つて政府は右四相會議の結果に基き同日午後四時風見書記長談の形式を以て左の如く發表した。

内閣書記官長談

蔣政府は南京を失つてより輿地に入り頻りに虚勢を示しつゝあるも、最近の情勢を判断するに我軍の威力と國民の決意愈々固きものあるに恐れをなし、和を求めんとする意向漸く顯著なるもの、

如くである。併し乍ら我方としては東亞百年和平の保障を求めんとすればこそ今次の聖戰に多大の犠牲を拂ひつゝあるのであつて若し支那側が如實に反省の眞意を示すなら兎も角、我方としては飽くまで所期の目的達成に邁進すべく、今後この決意の下に百般の對策を講ずることに付き總理大臣並に陸、海、外三大臣の間に隔意なき懇談を遂げた。

次いで政府は同九日午後緊急臨時閣議を開き前記四相會議の決定を中心として、抗日政權根絶に關する根本方針を討議し、更に翌十日之が具體的方策決定の爲め午前十時より首相官邸に再び臨時閣議を開き、近衛首相以下全閣僚出席、閣議開會中、町尻陸軍々務局長並に多田參謀次長、古賀軍令部次長等相ついで來訪、一時閣議は休憩、別室に於て廣田外相、杉山陸相、米内海相、風見書記官長は兩次長並に町尻軍務局長と會見重要協議を遂げ、更に同十一時五十分より閣議を再開引續き蔣政權根絶の具體方法に關し各閣僚の間に慎重なる検討を遂げた。斯くて九日の緊急臨時閣議に於て決定せる閣議案を承認したが、午後一時三十分より多田、古賀兩次長は重ねて首相官邸に廣田、杉山、米内三相を訪問協議を行ひ、統帥府の意向を傳達した後三度閣議を續開、抗日政權根絶に關する具體的方策並

に御前會議開催の奏請等諸般の問題を正式に決定午後三時過ぎ散會した。仍つて近衛首相は閣議散會後宮中の御都合を伺ひ參内 天皇陛下に拜謁仰付られ、同日の閣議に於て決定を見た根本方針を委曲奏上した。斯くて翌十一日午後二時宮中に於て長くも 天皇陛下親臨の下に東洋永遠の平和確立を期する歴史的御前會議開催せらるゝこととなつたので、定刻大本營側より閣院、伏見兩幕僚長宮殿下、多田參謀次長、古賀軍令部次長、政府側より近衛首相、廣田外相、杉山陸相、米内海相、末次内相、賀屋藏相及び特旨を以て平沼樞密院議長列席し、風見書記官長、町尻陸軍、井上海軍兩軍務局長は別室に控へ、十日廟議決定せる事變今後の對支最高國策——所謂「支那事變處理要綱」を中心し重大會議が進められた結果、帝國不動の方策は茲に確立を見るに至つた次第である。

右の如くして帝國政府不動の對支方策は長くも 御聖斷の下に確立したので、政府は十四日午後臨時閣議を開き、之が具體方針を慎重協議する所あり、十五日午前十時より首相官邸に於て大本營と政府の聯絡會議を開催し、大本營側より閣院、伏見兩幕僚長宮殿下を始め奉り多田參謀次長、古賀軍令部次長、町尻陸軍、井上海軍兩軍務局長、政府側より近衛首相、杉山陸相、米内海相、廣田外相、末







あり得る。之は新興政權と蔣政權との關係であつて日本は飽く迄も蔣政權壞滅を計るのだから、日本との間に今後和協の話の起りやうは無い。たゞ新興政權との間に話が出来て親日政策の下に合流するといふことならこちらの關知したことはない。壞滅の爲めに如何なる軍事行動を起すかは政府の關知したことでなく専ら作戰部の仕事だ。我國の態度に就いては諸外國から大分誤解を受けるとの心配もあるやうだが、今日のやうな情勢では何をやつても或る程度の誤解を受けることは當然だ。然し滿洲事變の時とは餘程情勢が違ふのではないかと思ふ。

(二) 新政權に期待するもの 新興政權の成立の過程は滿洲國の場合と同じやうになるかも知れぬ。之を指導協力する點では遠つて来るのではないかと思ふ。新興政權に期待する所は従来の國民政權の如き抗日容共の考へ方を捨て眞に提携東洋平和の確立、東洋文化の發揚に向つて協力する點にある。だからその點では滿洲も同じと云へば同じだ。然しその協力の仕方は滿洲とは異つてくる。滿洲國に求める國防の意味は支那の新興政權には全然ないといつてよい。今日では北支政權を必ずしも其の儘中央政權にしなればならぬと云ふ考へ方ではない。一番先に

出来上つたものだからそれが中心となり中南支に出来る政權も合流するか吸収されることにならう。結局北支政權が最も主なるものになる事は確實だらう。現地方面から北支政權を直に正式の中央政權と認めるやうな報道もあるが、さういふ意圖は動いてゐるのかも知れぬが未だ正式にはさう決めてはゐない。結局は色々のものが段々加はつて来て統一政府に發達するのだらう。現在我政府が研究したことは國民政府を對手としての和協の場合に就いて、あつて、國府の反省した場合の我對策に就いては詳しく研究したがそれが結局駄目になつた。今後の新興政權と國交調整があるのみだが其の場合にどういふ條件でやるかは何も決まつてゐない。眞に提携するに足る政權ならば我々が國民政府に要求したよりも寛大な條件で交渉に入ることが出来るだらう。蒙疆自治政府が北支政府に加はるか否かの問題も將來の問題であつて未だ決まつてゐない。或は加はることがあるかも知れぬ。之が加はらないと北支政權が自立し得ない立場にあるからだ。大統領採用が現地方面から報道されてゐるが大總統制が良いか悪いかは未だ研究してゐない。大統領は假に支那全體の統一政府でなくても置けるのだから、之を置くとか置

かぬとか言ふことは、北支政權を支那全體の統一政府と認むるか否かとは關聯ないのではないか、本年上半期中に新中央政府が正式に出来るかどうかはつきりした見透しはない。出来るだけ促進せねばならぬと思ふ。滿洲國が新政府を承認するといふ話は何も聞いてゐない。それをやる迄には日本政府とも十分打合せをやらねばならないが、未ださういふことは全然ない。

(三) 占領地の經濟恢復工作 占領地の經濟恢復工作は實際に進めて行かねばならぬ。其の點或る程度の國家的統制もやむを得ぬが、又内地資本家の企業心を萎縮させることは避けねばならぬ。大體の目標は日滿支の共存共榮にあるのだから支那資本家も外國資本家も歓迎するといふ行き方である。結局一種の國策會社のやうなものが出るだらう。顧問も結局は送らねばなるまい。今の所人選も難かしいし向ふの注文もあるので決まつてゐない。現在のやうな形勢では顧問の必要は一層痛感されるし近い内にその運びになるだらう。國民政府の背後の勢力をどうかうとは理論的に考へれば言へるが支那の勢力關係が變つて来れば第三國の考へ方も變るのではないか、又變らせるやうにするのが外交であらう。何もかも敵にするといふやり方は出来る

ものではない。英國などは實際的の國民なのだから形勢の變化に應じて今迄も隨分變つてゐる。従つて英國をやつつけねば支那問題は解決つかないとか云ふ早まつた考へ方は避けねばならぬ。ソ聯に就いても同様だらう、ソ聯も現在のところ國內の諸情勢から言つても出て来るやうなことはなからう。(東京朝日に據る)

時局新段階下の第七十三議會 帝國政府が支那事變の第二段階に對處すべく不動の新國策を確立して幾許もなく、第七十三回帝國議會は一月二十二日より再開せられた。而して近衛首相を始め各相は貴衆兩院の施政演説に於て、時難克服に對する不退轉の決意を左の如く表明する所あつたが、近衛首相は同夜更にラヂオを通じて我全國民に對し「時局の新段階に對する帝國政府の所信」を放送し國民の覺悟を促した。

## 近衛首相の演説

事變下に新年を迎へ、重大時局に直面する第七十三回帝國議會に臨み、諸君と共に聖壽の萬歳と皇室の御繁榮とを壽ぎ奉り、茲に政府の所信を開陳致すの機會を得たことは私の光榮とする所である。今期議會開院式に當りては、特に優渥なる勅語を賜はり、時



局に對する深き御軫念の程を拜して寔に恐懼感激に堪へぬ次第である。申すまでもなく日滿支の鞏固なる提携を樞軸として東亞永遠の平和を確立し以て世界の平和に貢獻せんとするは帝國不動の國策である。先般無反省なる支那國民政府に對し斷乎之を對手とせざるの方針を取らざるに至つたのも、將又列國との友好關係の増進に不斷の努力を怠らざるのも共に此の國策の命ずる所である。殊に昨秋防共の理想を同じくする盟邦伊國を加へて日獨伊三國間に防共協定が成立したことは、世界平和の爲め眞に同慶の至りである。顧みるに事變勃發以來茲に半歲餘、戰線は北支より中南支に及び、皇軍の勇武果敢なる行動に依り戰捷相踵ぎ、忽ち首都南京を攻略し戰局は極めて有利に展開しつゝあるのである。これ固より御稜威の然らしむる所であるが、皇軍將兵諸士の忠勇と統後國民諸君の熱誠とは寔に感謝措く能はざるものである。今や政府は帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、之と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力し依つて以て東亞長久平和の基礎を確立せんとするものである。勿論帝國が支那の領土並に主權及び支那に於ける列國の正當なる權益を尊重するの方針には毫も變る所はない。惟ふに東亞の安定勢力たる帝國の使

命は愈々大にして其の責任は益々重きを加ふるに至れるものと云はねばならぬ。此の使命を果し此の任務を盡す爲めには今後と雖も多大の犠牲を拂ふの決意を要するは固よりである。然も今日に於て此の決意を爲すにあらざれば結局不幸を將來に残すものである。従つて現代の吾々が此の犠牲を拂ふことは、正に吾々の後代同胞に對する崇高なる義務であることを信ずる。政府は此の如き見解に基づき、全力を擧げて支那事變に對處し其の目的の達成に邁進せんとするものである。之が爲めには物心兩様に亘り國家總動員態勢の完成を圖り、之に必要な諸般の施策の實現を期するものである。政府は此の方針により、先づ軍備の充實と國費の調達とに違算ならしむることが極めて緊要なるを信じ、財政經濟何れの方面に於ても之に重點を置くこととした。昭和十三年度豫算案の編成に付ては事變の長期に亘るに備へ、物資及び資金を出來得る限り軍事の需要充足に集中し、軍需に關係ある資材及び資金の一般消費はなるべく之を減少せしめる建前の下に之を編成した。産業方面に於ては、日滿支を通ずる全體計畫の下、我國生産力の擴充を以て基調となし、殊に國防上緊切なる物資の供給、重要産業の振興、輸出貿易の伸張に力を致したい。又統後の

處理に最善を盡し、出征將兵をして後顧の憂なからしむるは固より、戦死傷病者とその遺族家族に對する扶助、援護に付き適切機宜の措置を講ずる心算である。事變の前途は遠遠である、之が解決は長期に亘ることを覺悟せねばならぬ。而して實に事は曠古の大業である。此の大業を前にしては國民擧つて勇躍難に赴くの精神を發揮するにあらざれば到底成果を收め難いのである。政府は堅忍持久、不退轉の決意を以て事變の解決に努めんとするものである。

以上の如き考へに依つて政府は茲に必要な法律案及び豫算案を提出するものである。宜しく政府の意のある所を諒とせられ協賛を與へられんことを切望する次第である。

## 近衛首相の放送演説

支那事變勃發以來半歲にして、國民政府は事實上中華民國の政府たるの機能を喪失し、これに代つて、北京初め各地に新政權育成の鬱然たる機運が勃興しつゝあるのであります。此の如き驚異すべき偉大なる戦果は、これ全く御稜威の下に忠勇無比なる我將兵の奮闘と統後國民の熱誠とにより齎されたものでありまして、これに對し私は感謝の辭を知らないであります。

今後に處する帝國政府の態度は去る一月十六日の聲明によつて明らかであります。國民政府の存在にして一日長からんか、それだけ支那の大衆の苦惱は増し、東亞の禍根を深からしむることになるだけあります。吾々は國民政府の妄動に對しては假借することなく、これを撃滅すると共に、日支間の一切の建設的諸問題は、これを新らしき支那政權との間に協力することこそ、最も具體的なる唯一の方策であると信ずるのであります。従つてかゝる新政權の強化擴大に對しましては、帝國は十分の援助を吝まざる決意を有するものであります。たゞ現在の如き大破壊の直後に於て、新政權が單獨に再建の歩を進むることは至難であります。故に、帝國はこれに對し、積極的に介添への役をする必要と責任があるのであります。然し乍らかゝる一時的現象は、支那の領土及び主權を尊重する帝國の態度と何等矛盾するものではないのであります。

又帝國は、支那に於ける列國の權益はこれを尊重するのみならず、今後は東亞の大勢を正しく理解する諸國と從來にも増して文化的經濟的協力をすることが、新支那建設の上の一つの要素とすら考へるものであります。但しかゝる轉換期にある支那の機微なる事



態に對しては、列國が舊套を脱して、一箇創造的なる眼光を以て審にその動向を精察せんことを希望して已まないのであります。實に國家としての支那建設にとりて、日本との協調は何等の矛盾を含むものに非らず、却てその完成の一要素であるといふことは世界歴史の大勢を知るものにとつて明々白々の事實であります。要するに東亞の安定的勢力としての日本の存在と、竝に日本の眞の意圖するところのものが何であるかを、支那國民及び列國が偏見無しに認識することは、今日の混亂を收束し將來の建設を早めるために、極めて必要なる前提であると思ふのであります。此の際特に外交に關し附け加へますれば、世界の秩序維持に重大なる役割を力めつゝある日獨防共協定が新たに盟邦伊太利を加へて強化されましたことは深き文明的意義を有するものであつて、眞に欣快に堪へぬ所であります。殊に今次事變に對する獨伊兩國の理解ある態度は帝國の深く感謝する所であります。

今や支那問題を中心とする時局は新しき段階に入つたのであります。混沌たる支那の情勢と複雑なる國際關係とを想ふ時、前途は洵に遠遠なるを知るのであります。然しながら帝國不動の國策の命ずる所に從ひ、日滿支三國の鞏固なる提携を樞軸として東亞永

飽く迄も不退轉の決意を以てこの曠古の大業を遂行せんことを念願して止まないものであります。

## 廣田外務大臣演説

支那事變に對する帝國政府の方針に付きましては、曩に第七十二回帝國議會に於て陳述する所ありましたが、本日茲に、其の後の情勢及び我對外關係の全般に就いて所見を開陳致したいと存じます。

今次事變に對する帝國政府の態度は、屢次に亘る政府所信の披瀝に依つて明かでありまして、帝國政府は、支那に對し何等の領土的野心を有せず、又北支を支那より分離せしめんとするが如き意圖をも有して居ないのであります。即ち帝國の求むる所は、唯支那が大局に目覺め、日支提携、共存共榮の理想に協力するに至らんことにあるのであります。從つ事變勃發の後に於きましても、國民政府にして排日抗滿の政策を捨て、右帝國の理想に協力するの誠意を披瀝し來るに於ては、帝國は之と手を携へ東亞和平の確立に邁進せんことを期して居たのであります。

然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、多年自ら鼓吹し來れる排日抗日の主張により自繩自縛に陥り、冷靜に大局を顧念して善處

遠の和平を確立し、以て世界平和の完成に貢獻せんとすればこそ敢へて此の苦難の途を選んだのであり、現代の吾々がその犠牲を忍ぶことは固より覺悟の上であるばかりでなく、これは正に吾々が後代同胞に對する崇高なる義務であると信するのであります。政府が當初より堅持して參りました方針、即ち勝利を得る爲めに凡ゆる努力を集中すること、及び物心兩面に亘り國家總動員の態勢の完成を期すると云ふことは愈々焦眉の急となつたのであります。されば財政經濟一般、産業貿易各方面の政策は、軍備の充實と國費の調達に萬全を期することを基調としてこれを實行せんとするものであり、又庶政一般に就ても、中央地方を通じ政治行政の刷新をなすものは急を要するものよりこれを斷行する決心であります。更に思を銑後國民生活一般に致す時に、そこに幾多の緊急問題を發見するものでありまして、政府は特に出征軍人の遺族家族に對する施設に就て努力を惜しまぬ用意あることを表明したいと思ひます。

昨年末今議會開院式に際し賜はりたる優渥なる勅語によりて、時局に對する深き御軫念の程を拜しましたことは寔に恐懼感激に耐へませぬ。政府は國民諸君と共に一體となつて御聖旨を奉體し、

することを得ず、或は第三國に頼り或は共產黨と結び、今尙長期抵抗を唱へ、四億の民衆を塗炭の苦みに投じ敢て顧みないのであります。今や帝國の忠勇なる軍隊は、北に南に勇戰奮闘し、爲に國民政府は首府南京を捨て、遠く長江上流に逃竄せざるを得ないことになりましたが、而かも尙自ら覺ることなく、自暴自棄の抵抗を續けて居ります。斯くの如きは支那民衆の爲にも將又東亞の大局の爲にも痛惜措く能はざる所であります。帝國政府は曩に、獨逸政府より日支兩國の間に立ち直接交渉の橋渡しをなすべき旨の好意的申出でに接しましたので、國民政府に最後の反省を與へんが爲、事變解決の基礎條件として次の四點を提示したのであります。

- 一、支那は容共抗日滿政策を放棄し日滿兩國の防共政策に協力すること。
- 二、所要地域に非武装地帯を設け且つ該地方に特殊の機構を設定すること。
- 三、日滿支三國間に密接なる經濟協定を締結すること。
- 四、支那は帝國に對し所要の賠償をなすこと。

右は何れも帝國政府の絶對必要と認める最少限度の要求を概括致



したのであります。私は國民政府が速かに此の基礎條件により和を求め來らんことを切望して居たのであります。東亞の大局に目覺めざる同政府は、我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し、虛心坦懐に和を乞ふの態度に出でず、徒らに遷延を事としたる末、遂に何等誠意の認むべき回答をせなかつたのであります。右國民政府の態度は、帝國政府の與へたる最後の好機を自ら抛擲したるものと云ふべきであります。事態此處に至つては、此の上在再同政府の反省を待つも、到底事變解決の見込なきこと明かと相成つたのであります。之れ去る十六日帝國政府が今後國民政府を對手とせざる旨の聲明をなすに至れる所以であります。尙該聲明中にも明示してあります通り、今後帝國政府は、帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待致しまして、是と兩國の國交を調整し更生新支那の建設に協力する決意であります。私は、私之が帝國の理想とする日支提携による東亞の安定を得る唯一の途たることを信じて疑はないのであります。

尙此の機會に一言致し度いのは、歐米諸國に於きましては、動もすれば、帝國が支那の門戸を閉鎖し列國の權益を驅逐せんことを企圖して居るかの如き誤解を有する向があることであります。帝

國政府は、帝國軍隊の占據區域内に在る列國の權益は飽く迄之を尊重すべきことは勿論、廣く支那民衆の福利増進の爲め、諸外國にも門戸を開放し、其の資本の進出をも歡迎するものなることを茲に明にしたいと存じます。私は關係列國が、支那に於ける新なる事態を直視し、之に即應して帝國が現になしつゝあり、又は今後なすことあるべき合理的調整の要求を諒解し、以て東亞の新秩序の建設に協力せられんことを希望する次第であります。

次に日滿兩國關係を見まするに、滿洲國をして帝國と緊密不可分の關係を持しつゝ獨立國として其の健全なる發展を遂げしむることとは、帝國對滿洲國策の基調であります。帝國が多年滿洲に於て享有せる治外法權及び日露戰爭の代償たる南滿洲鐵道附屬地行政權に付きましても、政府は右國策の基調に遵據し可成速かに之が撤廢乃至移讓をなすべき方針を決定し、右實現の爲め昭和十一年六月の條約、並に昨年十一月の條約を締結したのであります。而して右兩條約の實施狀況は極めて順調であります。一方國際政局に於ける滿洲國の地位を見まするに、建國以來帝國の協力の下に庶政の改革に邁進致しました結果、今や列國も其の對滿認識を新にするに至り、昨年十一月末、先づ伊國の正式承認を得、次で十

二月初め、西班牙フランコ將軍の政府との間に、相互に正式承認を行ひましたことは御同慶の至りであります。

蘇聯邦との關係に付きましては、帝國政府としては、由來、兩國關係を出來得る限り正常なる状態に置くことが東亞平和の爲め喫緊と信じ、此の方針を以て措置し來つたのであります。即ち兩國間年來の懸案たる漁業條約の修正問題を、昨年中に解決せんと努力致しましたことも、一に此の方針に基くものであります。蘇聯邦政府當局の態度により、昨年末遂に一昨年と同様の暫定取極を結ぶの已むを得ざるに至りましたことは、私の遺憾とする所でもあります。尤も蘇聯邦政府に於ても現行條約を修正する協定を締結する爲め、必要な國內的準備を進めて居りますが故に、引續き交渉を行ひ、以て可成速かに新協定の實現を見るやう折角手段中であります。尙ほ政府は北樺太に於ける利權事業の正常なる進行を極めて重要視するものであります。日蘇基本條約に由來する此の種の利權が不當の壓迫により有名無實となるが如きことは帝國政府として黙過し得ない所であります。又蘇聯邦と支那との關係に就いては、我國一般の特に注意を惹いて居る所でありまして、支那は昨年八月蘇聯邦との間に不侵略條約を結び、殊に國際

共產黨員が支那の各層に喰入つて同國の社會秩序を破壊し、延いて東亞の安定に禍して居りますことは、東亞の文明と諸民族の福祉を念とする帝國として多大の關心を持たざるを得ない次第であります。

帝國は對支軍事行動を進むるに當り、在支第三國人及び第三國權益に不測の被害の及ばざる様特に留意し來つたのであります。不幸にして英米との間に、昨年末米艦バナイ號、及び英艦レディバード號事件が起りましたことは甚だ遺憾とする所であります。これ等事件が我方の故意に出でたるものに非ざるは申す迄もない所であります。右兩事件は、一時、我國と右兩國の感情疎隔の因を成すことなきやを氣遣はしめたのであります。幸にして兩國政府の冷靜且つ公正なる態度と、我官民一致の誠意とによりまして、事件の圓滿なる解決を見ましたことは、邦家の爲め欣快に堪へない所であります。

今次事變勃發以來、米國政府は常に公正の態度を持し、よく日米關係の大局を顧念して善處し、前述バナイ號事件の如き不祥事件の突發にも不拘、兩國友好關係に何等累を及ぼすことなかりしことは、私の欣幸とする所であります。帝國の外交上米國の理解認



識の必要に就いては今更茲に言ふを要しない所でありまして、此の上とも日米親善の爲め、出來得る限りの努力を續けて行き度い所存であります。英國との關係に付きましては、帝國政府が日英兩國の傳統的友好關係を維持せんとする從來の方針には何等渝る所がないのであります。私は英國政府及び國民に於ても、日英關係の重大性に付き充分の理解を持ち、東亞に於ける帝國の立場を正解し、我方と協力して、兩國の親善増進に努力せんとする態度に出で來るべきことを期待すると共に、我國民も亦克く時局の重大なるに鑑み、右政府の方針に協力するの態度に出でんことを希望して已まない次第であります。

獨逸との關係に付きましては、昨年秩父宮殿下英國より御歸朝の途次同國を御訪問遊ばされ、又帝國軍艦足柄のキール廻航等のごとがありまして、兩國の關係益々親善を加へましたことは、御同慶に堪へない所であります。殊に同國が日獨防共協定の精神を體して、我方に對し極めて理解ある態度に出でつゝあることは、帝國政府の大いに多とする所であります。政府は今後益々兩國の提携強化に努力致したいと考へて居るのであります。

次に、伊國政府は今時事變の當初より帝國の眞意を了解し、各方

面に亘り協力を吝まなかつたのであります。殊に昨年十一月武府に於て九國條約關係國會議の開催に當りまして、終始一貫極力我方支持の態度を示されたることは御承知の通りであります。前述の本事變解決方に付きまして、伊國政府は同情ある關心を示して居たのであります。右伊國側段々の好意は帝國の深く感謝する所であります。同國は豫て反共の點に於て帝國と事實上共通の立場に在りましたが、昨年十一月日獨防共協定に参加し、茲に日獨伊三國が防共の旗幟の下に提携するに至りましたことは、世界平和確保の見地より慶賀に堪へない所であります。政府は獨伊兩國と協力して今後益々本協定の効果を發揮せんことを期して居る次第であります。西班牙に於きましては、一昨年七月内亂勃發以來、戰況は次第にフランコ將軍の政府側に有利に展開し、最近同政府は西班牙の大半を其の勢力の下に收め、政府の基礎も大いに鞏固を加へたのであります。他方、同政府が防共を以て國策とする點は、帝國政府の方針と相通する所があるのであります。帝國政府はこれ等諸般の事情に鑑み、同政府を承認するを適當と認め、昨年十二月初承認の手續を執つたのであります。次に、昨年に於ける通商關係を概観致しまするに、一昨年に比し

輸入金額に於て三割五分餘、又輸出金額に於て一割八分餘の激増を示し、貿易總額實に七十二億七千餘萬圓と云ふ未曾有の巨額に達したのであります。然し乍ら、諸外國に於ける經濟的障害は、其の後依然として存續して居りますので、政府と致しましては、諸國の事情並に其の措置に應じ、各個に外交手段等に依る打開を圖りつゝある一方、貿易促進の爲め不斷の努力を致しつゝある次第であります。昨年中英領印度、ビルマ及び土耳其との間には通商協定の締結を完了し、又暹羅との間の通商條約、及び伊領植民地に關する日伊間通商追加協定も、舊臘調印を了した次第であります。更に尙ほ新舊市場に亘り諸國と通商に關し必要なる取極の締結を交渉中であります。

諸國中には事變に關する支那側の虚構の宣傳に惑はされ、若くは多數在住する華僑の策動の結果、本邦品排斥の舉に出でたるものもありましたことは誠に遺憾に堪へない所であります。我官民一致の努力と諸國民一般の公正なる態度とに依りまして其の擴大を見るに至らなかつたことは誠に幸とする所であります。日滿支三國の生産力を合理的に擴充し、其の經濟的連繫を鞏固にすると共に、之と諸外國との貿易關係の發展を圖ることは日滿支三

國、延いては東亞全體の繁榮と世界協和とを齎らすべき必須條件の一と信ずるものであります。之が實現の爲め政府は目下内外に亘り萬全の措置を講じつゝあるのであります。最後に附言致したいと思ひますことは文化事業に就いてであります。國際間の親善を増進し人類の眞の平和を招來せんとせば、各國民が相互に文化的連繫を緊密にし、相互の眞意を充分に理解することが必要であります。今次事變の如きも、一面に於て支那側が此の點に於て缺くる所あつたことに起因する所が尠くないのであります。故に、日支間恒久の親善關係を樹立する爲めには、日支兩國國民が相互に其の國情と國民性とを理解し、東洋本然の精神に立脚し文化的提携の實を擧ぐるの必要があるのであります。政府は此の見地より、對支文化事業に一層の努力をなし、之を以て兩國間百年の計の基礎たらしめんとすることを期して居る次第であります。尙ほ右と同時に我國文化の海外一般に對する紹介を行ふことに依り、正義と平和とを愛好する我國民性と我固有の文化とを海外に宣揚することは、現下の國際情勢に鑑み、特に緊要なるものがあると考へますので、政府は益々國際文化事業に努力せんとするものであります。



以上述べ致しました所により、今次事變並に對外問題の全般に關する政府の所見を大體御諒察願へることゝ存するのであります。之を要するに、政府の對外政策の根柢をなすものは、一に東亞の禍根を除きつゝ、大義を宇内に顯揚し、以て世界平和の基を樹てんとするにありまして、此の目的の爲め政府は最善を盡して居るのであります。何卒諸君に於かせられても、政府の意のある所を御了解の上、現下非常重大の時局に處する帝國外交の目的達成の爲め、切に御協力あらんことを希望する次第であります。

## 賀屋藏相の演説

支那事變の経過は諸君御承知の通りであつて、國民政府の無反省なる態度に鑑み、帝國政府は爾後國民政府を對手とせず、新興支那政權の成立發展を期待して、更生新支那の建設に協力するの根本方針を確立致したので、今後には愈々事變の長期に亘る建前を持し、諸般の對策に遺憾なきを期する必要がある。殊に財政經濟の運営に就いては、官民一致して其の成果を收むる爲め一層の努力を要するものと考へる。而して今後事變の關係に於て必要とする多量の物資と資金の需要に備へ、其の供給を確保致すと共に國民經濟の維持に萬全を期することは、持久戰に處する我財政

經濟政策の基礎的方針と信するのである。政府は昨年事變擴大と共に我財政經濟の態勢をして非常事態に即應せしむるやう、諸般の方策を講じて參つたのである。今後に於ても此の基礎的方針に従ひ益々これ等方策の徹底に努力致す心算である。昭和十三年度豫算の編成に當つても、事變の長期に亘ることを建前として物資と資金は之を軍の需要充足に集中致し、軍需に關係ある資材の他の方面に於ける消費は成るべく之を減少する方針の下に事變關係施設の充實を期し、其の他の諸經費は眞に緊急差措き難きものゝ外、之が計上を見合すことゝ致したのである。

斯くして編成致した昭和十三年度歳入歳出總豫算の金額は、歳入歳出共に二十八億六千七百餘萬圓である。之を前年度豫算額と比較するに前年度豫算の中には臨時軍事費特別會計の設置に伴ひ、同會計に移し整理せらるゝ歳入歳出を含んでゐるので、之を控除して改算したるものと比較致すと歳入に於ては四千餘萬圓、歳出に於て七千六百餘萬圓を夫れ々減少することゝなる。而して歳入豫算中普通歳入は經常部二十億二千三百餘萬圓、臨時部一億五千餘萬圓、合計二十一億七千三百餘萬圓であつて、之を前年度改算豫算額と比較致すと、經常部に於て一億九千五百餘萬圓を増加

し、臨時部に於て八千二百餘萬圓を減少し差引一億二千二百餘萬圓の増加となる。此の歳入經常部の増加は、大體に於て租稅收入、印紙收入、官業及び官有財産收入の増加に基くものであつて、此の中租稅收入の増加は一億七千二百餘萬圓であるが、これ等の増加は主として經濟界の好況に伴ふ自然増收によるものである。又臨時部普通歳入の減少致すのは主として特別會計より一般財源歳入の減少六千六百餘萬圓に依るものであるが、之は本年度に於ては南洋廳を除く外地各特別會計並に帝國鐵道、通信事業の兩特別會計より、臨時軍事費特別會計へ財源繰入ることゝ致した結果、これ等特別會計より一般會計への一般財源繰入は之を行はざることゝ致した爲めである。

歳出豫算の内譯は經常部十六億四千餘萬圓、臨時部十二億二千七百餘萬圓であつて、之を前年度改算豫算額と比較致しまするに經常部に於て一億三千七百餘萬圓を増加し、臨時部に於て二億千四百餘萬圓を減少致してゐる。右歳出豫算の大體に付き概略の説明をするに軍備の充實に付ては既定計畫の遂行を期する共に、緊急已むを得ざる新規計畫に要する經費に付ても努めて之を計上致したのである。次に事變に伴ふ陸海軍兩省以外に於ける施設に關す

る經費として、軍事扶助費の増加、軍事援護事業の充實に要する經費等五千六百餘萬圓を新規に計上し、此の外にも防空に關する經費、農産資源開發に關する經費、輸出増進に關する經費、液體燃料に關する經費、技術員養成に關する經費、民間航空に關する經費等、現下の時局に鑑み緊要なる經費を計上致したのである。尙ほ地方財政補助金は前年度と同様一億圓を計上し、また事變に伴ふ豫算超過及び豫算外支出の必要に應ずる等の爲め、國庫豫備金を三千七百萬圓だけ増加致した。而して右以外一般の新規經費は極力これが見合はせまると共に、既定經費に付き一億四千六百餘萬圓の節減繰延を行ふことゝ致したのである。昭和十三年度豫算に於ける歳入の不足は公債財源に依ることゝ致したが、其の公債發行豫定額は總額六億九千四百餘萬圓であつて、之に朝鮮總督府、帝國鐵道、通信事業の各特別會計に於て其の歳出の財源に充つる爲め發行する豫定の公債合計一億六千六百餘萬圓を加へれば、其の總額は八億六千餘萬圓となり、之を前年度改算豫算上の公債發行豫定額と比較致すと一億九百餘萬圓を減少することとなる。尙ほ事變關係の軍事費に付ては追つて臨時軍事費特別會計の追加豫算を提出致し、必要なる經費の協賛を求むる豫定であ



る。租税制度の中央及び地方を通ずる全般的改正に付ては政府に於ても豫てより其の必要を認め調査を進めて参つたのである。偶支那事變勃發し税制の基礎となるべき經濟事情及び國民の負擔力に相當の變化を生じつゝあるので、之を見合はせることゝ致した。併し乍ら部分的事項に付ては此の際改正を行ふことを適當と認め、本議會に其の改正法律案を提出致した次第である。尙ほ臨時軍事費の財源大部分は之を公債に俟つ方針であるが、其の一部は銃後の奉公として國民に於て租税を以て之を負担することが適當と認めらるゝので、現下の事態に應ずる臨時的増税案に付き、之を本議會に提出する爲め目下準備中である。

次に此の機會に事變下に於ける我國經濟界の現状に付き一言したい。今回の事變に處する經濟政策に付ては政府は、先に第七十一回及び第七十二回帝國議會に於て必要な法律の協賛を得て之を施行致すと共に、其の他各般の措置を講じて來た。幸にしてこれ等の施設は、國民の理解ある協力の下に所期の効果を收め、我經濟界は事變の擴大せるに拘らず、貿易、産業、金融、爲替、物價等各方面共大體に於て順調なる経過を辿つてゐるのであつて、邦家の爲め洵に喜ばしく存する次第である。先づ金融界の狀況に付

き述べるに、事變の當初に於ては一時金融は相當引締りの状態を呈したが、政府資金の支拂の進捗と各種方策の實施とにより、金融の基調は次第に緩和されて來た。殊に昨年末の資金の移動は近年稀に見る繁忙を呈したが極めて平穩裡に經過し、越年後の状況も至極順調で、今後も金融は引続き圓滑に推移するものと考へる尙ほ起債市場に於ても最近金融情勢の緩和に伴ひ、其の再開の機運が熟し、既に一部社債發行の決定を見るに至つた。國防産業其の他時局に顧み緊要なる産業の生産力擴充に付ては臨時資金調整法の運用上特に留意致すと共に、これ等事業資金の供給に付ても政府資金を以てする興業債券の引受其の他の方策により其の潤澤なるを期した。今後も政府は貯蓄を奨励して資本の蓄積を計り、又臨時資金調整法の適切なる運用に依つて、これ等事業資金の需給關係を一層圓滑ならしむる方針である。尙ほ政府は庶民金融の整備改善を計る爲め、本議會に庶民金庫法案、恩給金庫法案及び無盡業法中改正法律案を提出することゝした。

公債の圓滑なる消化を計ることは極めて重要なことゝ考へるが、政府は之が爲め預金部資金其の他政府關係資金の運用に付き特に考慮を廻らすと共に、廣く民間各種金融機關其の他一般國民の國

家的見地に立つ協力支援を要望してゐる次第である。而して公債は今後共引續き大體日本銀行引受けの方法により之を發行、金融の調節に資したき心算である。尙ほ昨年實施致しました公債の郵便局賣出及び割増金付貯蓄債券の賣出は頗る好成績を收めたが、今後も時々之を行ふと共に、又銀行預金其の他による貯蓄を奨励して、一面國民の公債保有の慣習を涵養し、他面金融機關の公債消化力の増進に努め、以て今後に於ける公債の發行に遺憾なきを期してゐる。國際收支の適合を圖り爲替相場を維持安定せしむることは申す迄もなく我財政經濟政策の根幹を爲すものである。事變以來の爲替相場は對英一志二片の水準は微動もしなかつた。而して政府は今後とも引續き此の水準を堅持する方針で、これが爲め國際收支の全體に付き調整計畫を樹立し、一層輸出の振興、産金の奨励を圖り、尙ほ一般物資の輸入の調整、貿易外支拂勘定の減少、金の使用節約等の方策の徹底に努め、以て國際收支の適合を圖るに萬全を期してゐる。次に事變後に於ける我國物價の状況は一般には著しき騰貴を致して居らない。之は主として海外に於ける物價が低落の傾向にあつたのと、國民の間に消費節約が行はれたこと等に基くものと認められる。併し乍ら今後事變費關係

政府資金の撤布が多きを加へ、また輸入貿易調整の進行に伴ひ物價問題は重要性を加ふるに至るものと考へられるので、之が對策に付ては特に慎重を期し、以て適正なる物價の保持に努むる必要があるものと考へる。物價對策の基本は申すまでもなく物資需給の調整を計るにあるのであるから、政府は軍需關係物資其の他重要物資に付き其の需給狀況を考へ、生産の増加を計り、また消費の制限、代用品の使用等の徹底を期すると共に、これ等物資の配給に付ても諸般の方策を講ずる心算である。尙ほ政府は之と共に賣惜しむ買占めを戒め、投機を抑制し、また暴利の取締を嚴に致す方針であるが、更に現在一部物品に付き實施して居る最高價格制の範圍を必要に應じ擴張する等、直接物價を調整する方面に於ても對策に遺憾なきを期する方針である。而してこれ等物價對策は根本に於て國民の自制に俟つにあらざれば、到底所期の成果を收むることが出来ないものであるから、此の點に於て國民の眞摯なる協力を特に切望致す次第である。最近我國の經濟力は著しき發展を致してゐるのであるが、今後の持久戦に備ふる爲めには益々其の擴充を圖り、之を軍事目的遂行に集中する必要がある。而して此の經濟力の擴充及び集中を最も効果的ならしめ、併かも國民



經濟の維持に支障なからしむる爲めには、生産力の擴充、國際收支の適合及び物資需給の調整の觀點より、政府及び民間を通ずる國家全體の經濟活動に付き計畫性を與ふる必要が愈々緊切となつたのである。政府は之が爲め各種具體策の考究を進め、之が實行を期して居るのであるが、其の過程に於て各方面に種々の摩擦が生じますことは避け難い所と考へるのである。此の點に付ては政府に於ても出来る限り善處致す心得であるが、事變の目的達成の爲め一般國民に於ても、右は國家の發展途上に於ける一試鍊として進んで此の困難を克服する固き心構を必要と致すのである。我國の經濟事情を詳にせざる諸外國の中には、支那事變勃發後我國經濟の持久力に付き懸念する向もあつたのであるが、其の豫想に反し、我國の經濟界は諸君御承知の通り事變以來些かも動搖することなく極めて平靜堅實に運行せられつゝあるのである。私は國民が愛國の至情より堅忍不拔、以て事變終局の目的貫徹に努力することを信じて疑はないのでありまして、我充實せる經濟力に加ふるに此の國民の一致協力を以てすれば事變が如何に長期に渉る場合に於ても、毫も憂慮の要なきものと確信致す次第である。

**帝國政府の對支施策** 第七十三議會に於て討議又は決定を見た

我が帝國政府の對支新施策の内容に就ては本會機關誌「支那」昭和十三年三月號以降）及び「東亞週報」(昭和十三年一月以降)に詳述しあるを以てこれを参照せらるべく茲に省略するも、唯だ昭和十三年四月一日公布、同五月五日施行せられたる國家總動員法の全文を示せば左の如くである。

**國家總動員法**

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時(戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ)に際し國防目的達成の爲め國の全力を最も有効に發揮せしむるやう人的及び物的資源を統制運用するを謂ふ

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ

一、兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資

二、國家總動員上必要な被服、食糧、飲料及び飼料

三、國家總動員上必要な醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及び家畜衛生用物資

四、國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資

五、國家總動員上必要な通信用物資

六、國家總動員上必要な土木建築用物資及び照信用物資

七、國家總動員上必要な燃料及び電力

八、前各號に掲ぐるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、裝置其の他の物資

九、前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ

一、總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務

二、國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務

三、國家總動員上必要な金融に關する業務

四、國家總動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に關する業務

五、國家總動員上必要な教育訓練に關する業務

六、國家總動員上必要な試験研究に關する業務

七、國家總動員上必要な情報又は啓發宣傳に關する業務

八、國家總動員上必要な警備に關する業務

九、前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總

動員上必要な業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむることを得、但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及び帝國法人其の他の團體をして國又は地方公共團體の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り從業者の使用、雇入又は解雇又は賃金其の他の労働條件に付必要な命令を爲すことを得

第七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り労働争議の豫防若しは解決に關し必要な命令を爲し又は作業所の閉鎖作業若しは勞務の中止其の他の労働争議に關する行爲の制限若しは禁止を爲すことを得

第八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及び移動に關し必要な命令を爲すことを得



第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若は輸入の制限若は禁止を爲し、輸出若は輸入を命じ、輸出税若は輸入税を課し又は輸出税若は輸入税を増課若は減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用又は收用することを得

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若は第二回以後の株金の拂込に付制限若は禁止を爲し會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集又は資本の増加に付商法第二百條又は第二十條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船

舶其の他の施設又は轉用することを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若は登録實用新案を實施することを得

政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要な土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用することを得

第十四條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權、砂鑛權及び水の使用に關する權利を使用又は收用することを得

第十五條 前二條の規定に依り收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若は舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受けることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若は改良を制限若は禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張

若は改良を命ずることを得

第十七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種若は異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ統制協定の設定、變更若は取消を命じ又は統制協定の加盟者若は其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる同種又は異種の事業の事業主に對し當該事業の統制を目的とする組合の設立を命ずることを得前項の組合は法人とす

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要なる處分を爲すことを得

第一項の組合成立したるときは政府は勅令の定むる所に依り當該組合の組合員たる資格を有する者をして其の組合の組合員たらしむることを得

政府は第一項の組合に對し其の組合員の營業に關する統制規程

の設定、變更若は廢止に付認可を受けしめ、統制規程の規定若は變更を命じ又は其の組合員に對し組合の統制規程に依るべきことを命ずることを得

第一項の組合に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又は加工賃に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を爲すことを得

政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるものの發賣及び頒布を禁止し之を差押ふることを得、此の場合に於ては併せて其の原版を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及び帝國臣民を雇傭若は使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを得



第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若は材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業の事業主又は戦時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戦時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲さしむることを得

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若は修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範

圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若は修理を爲さしめ又は國家總動員上必要なる設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條、第十條、第十三條若は第十四條の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通若は有價証券の應募引受若は買入の命令又は第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令に因り生じたる損失を補償す

第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す

第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及び第十五條の規定に依る拂下の價格は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む總動員補償委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲め必要なる命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿、書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたるものにして犯人の所有し又は所持するものは之を沒收すること得、若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す

- 一、第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者
- 二、第八條の規定に依る命令に違反したる者
- 三、第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

四、第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

五、第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は従業者の供用を拒み妨げ又は忌避したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

- 一、第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
- 二、第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
- 三、第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定若は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

四、第二十三條の規定に依る命令に違反し保有を爲さざる者

五、第二十六條の規定に違反し生産、修理又は設備を爲さざる者

第三十五條 前三條の罪を犯したる者には情狀に因り懲役及び罰金を併科することを得



圓以下の罰金に處す

一、第四條の規定に依る徵用に應せず又は同條の規定に依る業務に従事せざる者

二、第六條の規定に依る命令に違反したる者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三千圓以下の罰金に處す

一、第二十二條の規定に依る命令に違反したる者

二、第二十四條の規定に依る命令に違反し計畫の設定又は演練を爲さざる者

三、第二十五條の規定に依る命令に違反し試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、第十八條第一項の規定に依る命令に違反し組合の設立を爲さざる者

二、第三十條の規定に依る命令又は處分に違反したる者

三、第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制限又は禁止に違反し

たるときは新聞紙に在りては發行人及び編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及び著作者を二年以下の懲役若は禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及び掲載の記事に署名したる者亦前項に同じ

第四十條 第二十條第二項の規定に依る差押處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲役若は禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申告を怠り又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五十圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

公務員又は其の職に在りたる者職務上知得したる當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五年以下の懲役に處す

第四十五條 公務員又は其の職に在りたる者本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の祕密を漏泄又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規定に依り設立したる組合の役員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若は約束したるときは二年以下の懲役に處す、因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す、若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す、前項の罪を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者其の法人又は人の業務に關し第三十二條乃至第三十

四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す、本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す

第五十條 本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)に付政府の諮問に應ずる爲め國家總動員審議會を置く

國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

軍需工業動員法及び昭和十二年法律第八十八條は之を廢止す

本法施行前軍需工業動員法に基きて爲したる命令又は處分は之を本法中の相當規定に基きて爲したるものと看做す



軍需工業動員法に違反したる者の處罰に付ては仍舊法に依る  
 因に我國の普通法律は公布施行によつて完全に全條文に亘り其の  
 效力を發生することになつてゐるが、本法に限り公布、施行、發動  
 の三段階より成つてゐる關係上、各條項の發動に際しては別に勅令  
 (法規命令)を發布せらるゝので、それまでは發動を見るに至らな  
 いことになつてゐる。

**近衛内閣の強化改造** 近衛首相は支那事變の重大性に鑑み、内  
 閣に參議官制を新設することとなり、同勅令案は十月十三日の樞密  
 院に附議、即日可決されたが、其の全文は左の通りである。

第一條 支那事變に關する重要國務に付内閣の籌畫に參せしむ係  
 爲め臨時内閣參議若干人を置く

内閣參議は之を勅命す

第二條 内閣參議は國務大臣の禮遇を受く

附 則 本令は公布の日より之を施行す

理由 内外の時局重大なるを以て茲に臨時内閣參議を置き隨時  
 内閣の籌畫に參せしめんとす、内閣參議は内閣員に非ざるを以て  
 閣議の一員たることなしと雖も内閣に於ける其の職務に鑑み之に  
 國務大臣の禮遇を受けしめんとす。

し左の如きステートメントを發表した。

宇垣外相のステートメント

就任後はじめ世界言論界の代表者諸君とお眼にかゝり私の頗る  
 欣快とする所である。抑々日支兩國が提携して東洋平和の確立並  
 に東亞全體の進歩繁榮を圖り、之を延いて世界全體の平和確立並  
 に人類全般の進歩發展に及ぼすは日本帝國の使命である。然る所  
 昨年七月不幸にも支那事變が勃發したが、帝國政府は何處までも  
 慎重な態度で蒋介石の反省を促した。然るに蒋介石は日本の眞意  
 を諒解せざるのみならず、長期抵抗を標榜して飽くまでも抗日の  
 態度を更めざるにより已むを得ず對支膺懲の兵を進め、皇軍の向  
 ふところ敵無く、五月末には支那側が難攻不落と誇稱せる徐州も  
 陥落し、最近では安徽省の首府安慶も我軍の占據する所となり、  
 なほ進撃は續けられてゐる。従つて現在に於ける帝國國民の最大  
 關心事は何と云つても支那事變の處理に集中してゐる。然るに今  
 支那事變を中心とせる列國のやり方を見るに、支那への武器輸出  
 を禁止し、又支那への金融上の援助を停止し、或は又國民政府の  
 軍事顧問その他本國引揚げを命ずる等、ひたすら我帝國に對し友  
 好的態度を取りつゝある國もあれば、それとは反對に支那に武器

而して之が初會議は同十九日に開會され宇垣一成、荒木貞夫、末  
 次信正、安保清種、町田忠治、前田米藏、秋田清、松岡洋右、郷誠  
 之助、池田成彬の全參議が出席した。尙ほ參議會は爾後引續き毎週  
 二回開催されてゐる。

次いで昭和十三年五年十九日徐州陥落し戦局は愈々第三期段階に  
 入るや、近衛首相は之に對應する爲め内閣強化に就き慎重考慮を加  
 へつゝあつたが、遂に同二十六日廣田外相、賀屋藏相、吉野商相等  
 病氣辭意を表明せるを以て、其の後任として宇垣大將を外相に池田  
 成彬氏を藏相兼商相に、荒木大將を文相に、又木戸文相を專任厚相  
 に起用するに決定、即日内奏、親任式舉行せられた。然るに六月三  
 日杉山陸相も病氣の爲め辭職し軍事參議官に轉補されたので、其の  
 後任に板垣征四郎中將が即日親任せられ、また五月三十日陸軍次官  
 梅津美治郎中將は作戦地某要職に轉任、東條英機中將が陸軍次官に  
 補せられ、茲に内閣強化の大改造を完成し、愈々長期應戰の新體制  
 を整へ一意時艱克服に邁進しつゝあるが、政府では更に其の目的を  
 一層速かに達成する爲め閣内に支那事變處理を討議する五相會議を  
 組織した。尙ほ宇垣外相は六月十七日午後三時より外相官邸に外人  
 記者四十餘名を招き外相就任の挨拶を兼ねて、帝國の外交方針に關

を輸出し金融上の援助を與へ、或は又軍事顧問その他を供給する  
 等のことによつて支那の對日抵抗力を極力維持し、延いて戰爭を  
 長びかせることによつて、最近論議されてゐる空爆問題よりも數  
 十倍も大なる人道上的犠牲を作りあげつゝある國々もある。こ  
 れは我國民の頗る遺憾とする所であつて、若し現在帝國と諸列強  
 との親善關係に多少なりとも濃淡の差ありとせば、それ偏へこ  
 の邊の事情に基くものと考へられる。されど概言すれば帝國と諸  
 列強との關係は漸を追つて改善されつゝありといつてよい。  
 右の如く宇垣外相は外國新聞記者團に對し帝國外交の指導精神を  
 闡明する所あつたが、更に中部支那方面に於ける戦局の擴大に鑑  
 み、右地域内の第三國人の生命財産の安全を圖るため各自適當なる  
 措置を講ずるやう宇垣外相は同二十日在京各國大公使に左の如き公  
 文を傳達した。

公文内容

支那に於ける戦局の擴大に伴ひ日本軍占領地域、第三國領土租借  
 地及び租界を除く黃河以南西安、宜昌、衡陽、北海を連ぬる線以東  
 の地域は戦闘區域となる恐れ大なる次第なるが、帝國政府に於て  
 は之等地域に在る外國人及び其の財産が日支兩軍交戰の卷添を受



け不慮の被害を蒙むことを出来得る限り防止し度き意向なる處、此の際右趣旨の達成を一層確實ならしめんが爲には前記區域内に在る外國人並に外國人財産の管理者に於て、

(イ)前記區域内に残留する外國人及び外國艦船等は支那側の軍事施設に接近せざること

(ロ)前記區域内所在の外國人財産は空中及び地上に對し明瞭に標示すると共に之を速かに出先日本官憲に通報すること

(ハ)支那軍にして戦闘區域内外人財産を利用する場合に於ては日本軍は已むを得ず之を攻撃するの餘儀なきに至るべく、日本軍に於て之が保護の責任を執り得ざるに付、支那軍をして該財産を利用し又は之に接近せしめざる様取計ふこと

の各項を實施すること最も望ましき次第と存せらるゝに付ては右至急關係者に示達方配慮あり度し。尙帝國政府に於て之を強要する次第にあらざるは勿論なるも、前記地域内に在住する外國人にして立退可能なる者が出来得る限り現實の戦闘地區より安全なる地域に立退くことは外國人に對する不幸なる各種事件の發生を防止する意味より最も望ましき次第なることを茲に付言す。又前記地域外に於ても支那側各種重要軍事施設に對しては日本軍

に於て爆撃を實施する必要あるに付、外國權益にして未だ通告なき分に付ては其の所在位地を通報すると共に上空に對する標識を明瞭ならしめられ度く、且外國人は支那軍事施設に近接せざる様示達せらるれば幸甚なり。尙從來帝國軍の經驗に徴するに上空に對する標識中には往々不明瞭なるものあるに付ては一層之を明瞭ならしむる様配慮せられ度以上申進の次第は今後軍事行動の進展に伴ひ在支外國臣民及び財産に不慮の災難波及し、其の際不愉快なる事件の發生する惧なからんことを期せんとする帝國政府の眞摯なる希望に基く次第なるに付ては此の點充分諒解の上至急何分の配慮を得度し。

聖戰一周年を迎ふ 聖戰一周年の當日たる七月七日午前十時

聖上に於かせられては長くも近衛總理を宮中に召され、優渥なる勅語を賜つたので、近衛總理は即日左の内閣告諭を發し、長期抗戰に對する國民の覺悟を促す所があつた。

勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戰局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力統後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尚スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ擧ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

内閣告諭

本日支那事變勃發一周年に當り 聖慮宏遠圖らずも優渥なる勅語を拜す洵に恐懼感激の至に堪へざるなり

恭しく惟ふに抗日容共政權の潰滅を圖りて日支の提携を堅くするは即ち東亞の安定を確保し延いて世界の平和に寄與する所以の道なり

事變の前途は尙遠遠なり此の時に當り朝野一體堅忍持久の態勢を整へ凡百の施策は國家の總力を擧げて事變の目的を達成するに集中し盡忠報國の一念以て萬難を排し 聖慮に應へ奉らむことを期せざるべからず是れ本大臣の切に全國民に望む所なり

昭和十三年七月七日

内閣總理大臣公爵 近衛文麿

### 第三章 日支軍事行動

#### 第一節 北支戰線

蘆溝橋事件勃發より皇軍の北京入城までの經過は別項記述の通りであるが、所謂北支事變より日支事變を経て支那事變に發展するや寺内壽一大將北支派遣軍最高指揮官に任せられ、愈々皇軍の軍事行動は各戰線に於て全面的に展開され、各部隊とも戰史に輝く戰果を收めつゝあり、陸軍航空部隊またこれ等地上部隊の進撃に協力し、連日に亘り敵偵察並に敵主要陣地、敵密集部隊に對し爆撃を敢行目醒ましき活躍を續けてゐる。而して皇軍の軍事行動を陸海軍並に各戰線に分ち概記すれば次の通りである。

京綏・山西戰線 本戰線に於ける皇軍は八月十一日戰闘を開始し、困難なる山嶽戰を展開、頑強なる敵の抵抗と戦ひつゝ南口鎮、張家口、居庸關を陥れ京綏線に沿うて北上、懷安、陽高、天鎮、陽原、渾源、右玉、殺虎口、舊平地泉、涼城、茹越口、繁峙、寧武、代州、娘子關、忻口鎮、陽泉、壽陽等の堅陣要衝を相次いで攻略し十一月九日閻錫山の居城太原を完全に占領、翌十日堂々入城式を舉



行した。一方皇軍部隊の活動と共に行動を起せる内蒙軍は皇軍協力下に八月二十一日張北を占據し、次いで商都(七台)、平地泉、百靈廟、綏遠、歸化城等を回復し多年の念願たりし蒙古聯盟自治政府を樹立するに至つた。

叙上の如く太原陥落に依り京綏線の戰鬪は一段落を告げたが、皇軍は山西全省の治安確保の爲め本年二月十一日紀元節の佳節をトして再び行動を開始、黄河作戦を執行し、北部河南及び南部山西に蟠踞する約四十數師の大敵に對し神速果敢な攻撃を行ひ多大の戰果を收め、行動開始後僅かに一箇月、第三十三回の陸軍記念日たる三月十日の前日には一應の終局を見たが、此の戰況に關し我大本營陸軍部は三月八日左の如き當局談を發表した。

大本營陸軍部當局談

去る二月十一日紀元節の佳節をトして開始せられた黄河作戦は、北部河南及び南部山西に蟠踞する約四十數師の大敵に對し神速果敢なる攻撃を斷行して多大の戰果を收め、行動開始後僅々一ヶ月第三十三回の陸軍記念日を前にして一應の終局を見たことは、まことに感慨深しと謂はねばならぬ。元來山西省は長き排日教育の結果民衆の間に抗日意識深刻に銘せられ共產軍を混してその思想

的影響を蒙り、一帯の山地は彼等の蠢動跳梁に便なりしをもつて、これ迄實に北支治安の痛なりと目せられてゐたが、今やこれが肅正成りて北支五省の掌握更にその強きを加へた。

今回の黄河作戦に當りては、我軍は太原、榆次、邯鄲、彰德付近より行動を起し、正面約百里(四百キロ)の間に十數本の作戰縱隊を進め、太行及び連枝山々脈の峻峻なる山地を踏破し、各縱隊が分進合擊の戰理を極めて放膽に實行して、攻撃點に戰力を集中使用し、或は彼此敵の側背に進出して友軍の作戰を容易ならしむる等統帥の妙を發揮し、僅々四週日の間に正面百里、縱深亦百里に及ぶ大地域を一舉に肅捲したることは、大兵團の躍進距離に劃期的記録を刻せるものにして、戰史に一異彩を添へるものと謂ふべく、しかも各縱隊は連枝山々脈を越えて西部黄河の線に進出せるものも、同蒲線に沿ふ地區を進出せるものも、太行山脈の峻峻を踏破せるものも、北部河南省を肅捲して山西省内に進入せる部隊も、夫々その前進間十回乃至十五回の戰鬪を交へ各回偉大なる戰果を收めた。

此の山西の平定により防共の第一線は黄河河畔に進められ、北支今後の治安に多大の便益と効果を齎すべく、北支は愈々明朗化の

大本營陸軍部三月三十日發表

黄河作戦に参加せる諸部隊は引續き各占據地區内の敗殘兵を掃蕩中であるが、右期間に於ける主要なる交戦回数は實に四十回、その間一旦黄河對岸に退却せる敵は長垣、封邱、風陵鎮方面の地點で再び黄河北岸に渡河して積極的抵抗を屢々繰り返した。右交戦の敵の兵力は小は二百より大は數萬に及ぶものあり、その中敵に最も大打撃を與へたのは十一日の萬泉、十七日の離石、二十日の吉縣、二十三日の寧郷等の戰鬪であつた。敵の遺棄死體總數一萬五千に上り負傷五、六萬に達するものと見られてゐる。我損害は戰死約四百であつた。尙敗殘兵の大部隊は大行山脈中に潜伏中であり、その主力は榆社、沁縣乃至繁峙の南東方にあるものと見られてゐる。

大本營陸軍部四月十九日發表

軍は引續き太行山脈、連枝山々脈の峻峻なる山嶽地帯内に蟠踞せる共產軍及び敗殘兵並に黄河渡河を企圖せる遊撃軍に對し各種困難を克服し不斷の掃蕩戰を敢行しつゝあり、三月二十八日より四月十七日までの二十日間に於ける主要交戦回数に七十餘回、交戦せる兵力は小は二百より大は二萬に及び各方面共敵に徹底的打

一途を辿る事となつた。古來「水を治むるものは國を治む」と云はれ、黄河を制することは支那を制するの基礎をなすものとせられたが、今次黄河作戦の結果として支那東西を連ぬる大動脈たる隴海線も今や我砲兵の有効射程内に暴露せらるゝことになつた。今や敵の本據漢口も河南、安徽の大平原を隔て、百里の距離に短縮せられ、眞に一躍進の道程に過ぎず、南京方面と相俟つて全く我軍の包圍圈内に陥つてしまつた。

之を要するに、黄河作戦は参加部隊の奮闘努力により豫期以上の成果を得て終了した。皇軍の進むところ何物も之を阻止する力なきことは益々明かとなつた。彼等の企圖する長期抵抗が如何なる結果を齎すやは我問題ではないが、彼が長期抵抗を續ければ我も亦長期膺懲を加へんのみである。我戰略態勢は益々改善せられ爾後作戦の弾力性は愈々加へらるゝに至つた。

尙は皇軍は引續き作戦地域内の殘敵掃蕩を敢行、所謂黄河以北肅清工作を進めつゝあり、此の肅清工作たるや名だたる山嶽地帯の爲めと窮鼠猫を囓む敗敵の執拗な反噬にあひつゝも稀有の戰果を收めてゐるが、此の經過に關し我が大本營陸軍部當局は三月三十日、四月十九日及び五月十日の三回に亘り左の如く發表した。



撃を興へつゝあり、就中三月二十八日より四月六日に亘る濕縣、石樓、永和付近の討伐の如きは主要戦闘回数にして約二萬の敵に大打撃を興へ、黄河以西に潰走せしむ。其の遺棄死體のみにても一千六百に及びり。尙ほ四月七日より十三日に至る濼縣、榆社、武鄉付近共産地區の掃蕩戦にありて、寡兵を以て克く數方面より包圍肅捲し、朱德を首魁とせる共産軍其他計九ヶ師に大打撃を興へ其根據地の如きは徹底的に覆滅せり。本期間に於ける敵の遺棄死體は目下判明せるものゝみにても一萬五千を下らず。我損害は戦死傷合計僅に五百。

大本營陸軍部五月十日發表

軍は黄河作戦終了以來、引續き占領地域内に蠢動する敗殘兵を討伐し其の遊撃的企圖を破摧しあり。四月十八日より五月八日に至る二十日間の主要なる交戦回数は五十餘回に上り、交戦せる兵力は小は二百より大は八千、累計四萬にして、敵の遺棄せる死體は三千九百に及び。我損害は戦死傷計約三百なり(中略)。別に厚和方面に於ては馬占山軍を安北附近に、又傅作義、何柱國軍の主力を和林格爾、大紅城附近に潰滅せり。敵の遺棄死體計約千六百兩獲品山砲三、迫撃砲二、輕機關銃四十一、小銃(騎銃)二百八十に

して我損害戦死傷計約三百なり。

因に京綏・山西戦線に於ける皇軍活躍状況は左の通りである。

- ◇昭和十二年八月十一日 朝來我が軍と山西方面よりの中央軍第八十九師との間に戦闘開始。
- ◇十二日 我軍は早曉航空部隊と協力して南口鎮停車場を占據。
- ◇十三日 坂田部隊松樹邊を攻略。
- ◇十四日 泥坑附近の敵陣を攻略し滙殿龍塘の線に進出。
- ◇十五日 午前十一時頃我軍は八達嶺附近を爆撃、南口鎮兩側高地を完全に占據▲南口鎮方面を占據した我軍は午後居庸關方面に進撃、北方山脈に向つて襲撃開始。
- ◇廿一日 長城線占據。
- ◇廿二日 張家口占領。
- ◇廿三日 居庸關總攻撃を開始し城門の一部を攻略。
- ◇廿四日 南居庸關を占領し又其の最頂上八達嶺の長城線に達せる一部は更に懷來に突進開始▲張家口方面に向へる關東軍は萬全縣舊城を占領す▲内蒙方面にては沽源より獨石口の支那軍を撃破し内蒙軍と協力下に進撃し張家口占領、更に夜半張家口に入る。
- ◇廿五日 八達嶺を奪取。
- ◇廿六日 居庸關全部を占領。
- ◇廿七日 大庭、山田、長野、栗飯原各部隊は岔道城を占據し更に沿道要地を攻略しつゝ懷來に入城▲千田、奈良部隊も康莊・延慶を占據▲關東軍は午前十一時途に張家口占領、同夜宣化に入城す。
- ◇廿八日 栗飯原部隊沙城に達す。
- ◇廿九日 栗飯原部隊新保安に入城、宣化に進める關東軍堤部隊

- ◇下花園に入り茲に兩友軍相會し。遂に平綏鐵道我手中に歸す。
- ◇三日 熱河より進出せる滿洲國軍との協力に依り赤城占領。
- ◇卅一日 張家口の西南郭磊莊を占領。
- ◇九月一日 長谷川部隊懷安を占領、續いて山西省永嘉堡占據。
- ◇六日 長谷川部隊空軍の爆撃援護下に東天鎮要地を占據。
- ◇八日 航空部隊の援護爆撃下に大同の前衛陽高縣を猛撃し堂々入城▲堤部隊も天鎮縣城を占領す。
- ◇十一日 聚落堡を占據し大同總攻撃の火蓋を切る▲栗飯原部隊山西省蔚縣占領。
- ◇十二日 陽原陷落。
- ◇十三日 大同陷落▲陽原占領部隊要衝廣靈を占領。
- ◇十五日 懷仁占據。
- ◇十六日 山田部隊渾源占領▲栗飯原部隊源に達す。
- ◇十七日 豐鎮占領。
- ◇十八日 長谷川部隊右玉を占領。
- ◇十九日 内蒙軍商部(七營)を攻略。
- ◇二十日 栗飯原、大場部隊靈邱占據▲長谷川部隊殺虎口占領。
- ◇廿一日 千田部隊舊平地泉を占據す。
- ◇廿三日 長谷川部隊涼城を攻略。
- ◇廿四日 千田、岩根部隊は蒙古軍と協力し平地泉を占領。
- ◇廿六日 内蒙軍陶林を占據。
- ◇廿八日 後藤部隊關門茹越口を占領▲右翼部隊朔縣を攻略。
- ◇廿九日 後藤部隊山西平野を下り繁峙を陷落。
- ◇三十日 朔縣占領部隊寧武を占據▲栗飯原、大場部隊内城線を越え大營鎮を占領▲後藤、猪鹿倉部隊は魏家庄を経て魏家庄を経て代州を占領▲内蒙軍百靈廟を奪回。
- ◇十月六日 後藤、猪鹿倉部隊原平鎮を占據。

- ◇八日 瀨川、中島、吉富部隊平魯を占領▲十河、湯淺部隊岢嵐を占領。
- ◇九日 平魯占領部隊は右玉城に入城。
- ◇十二日 栗飯原、大場部隊は共に同蒲鐵道平地泉に進撃▲中島先遣隊綏遠東南方大黑河を占領し歸化城に對す。
- ◇十三日 鯉登部隊は井陘を占領し更に娘子關舊關を攻略▲平綏線快速部隊は綏遠飛行場を占領。
- ◇十四日 長谷川、道盛兩部隊蒙古軍と共に綏遠を占領、續いて舊市街歸化城を攻略▲鯉登部隊娘子關を占領。
- ◇十五日 下王莊部落陷落▲栗飯原、大場兩部隊忻口を占領。
- ◇十七日 川村先遣部隊包頭を占領。
- ◇廿三日 小林部隊莊頭を占據。
- ◇廿五日 森本部隊井陘西南方東回鎮を攻略。
- ◇廿七日 娘子關陷落。
- ◇廿九日 森本部隊平定を占領▲小林部隊は娘子關北方の陽泉に進撃。
- ◇三十日 小林、鯉登部隊平定西北の陽泉を占領。
- ◇卅一日 小林部隊辛興鎮占領。
- ◇十一月一日 小林部隊は測石驛を占領▲岡崎部隊は芹泉驛を占領し更に壽陽を攻略。
- ◇三日 忻口鎮陷落▲福田快速部隊忻縣に突入。
- ◇四日 關城鎮を突破。
- ◇五日 青龍鎮・皇后園・新店村等を攻略し、其の先鋒部隊は太原城北門に到達▲正太線要衝榆次を占領。
- ◇六日 小堀部隊は太原城北門を攻略▲栗飯原、大場、長谷川各部隊は城門近くに迫る▲小林部隊は太原を距る三里の小店鎮に進入。



新支那現勢要覽

- ◇七日 長谷川部隊南太原を占領▲森本部隊同蒲鐵道の要點太谷を占領。
- ◇八日 午前七時より太原城總攻撃を開始▲小林、森本部隊祁縣占領▲岡崎部隊平遙縣城を占領▲長谷川快速部隊太原南方清源を攻略。
- ◇九日 太原城完全に陥落。
- ◇十日 太原入城式を挙行す。
- ◇昭和十三年二月十一日 鈴木、森本、木島、細川、岡崎、南部各部隊紀元の佳節を卜し太谷を出發、行動開始。
- ◇十三日 鈴木、木島、細川各部隊平遙縣城を攻略。
- ◇十五日 平遙占領部隊介休に進撃。
- ◇十六日 鈴木、木島部隊は平遙西南介休を占領▲鯉登、岡崎部隊介休西北の孝義を占領▲佐々木部隊東社鎮を攻略。
- ◇十七日 佐々木、松井、長澤各部隊平遙西方の交城・文水を攻略し一舉に汾陽占領。
- ◇十八日 鈴木部隊の細川部隊介休南方靜昇鎮を攻略▲森本部隊汾河に沿ひ進撃し後庄を占領。
- ◇廿一日 鯉登部隊高廟子を抜く。
- ◇廿二日 川口鎮陥落▲介休西方双池鎮占領。
- ◇廿三日 長澤部隊汾陽西北吳城を占領▲大關部隊清水河占領。
- ◇廿四日 鯉登部隊隰縣を占領▲松井部隊は離石南方中陽を占領▲千田部隊神池を奪取▲久野村部隊は乃河堡を占領。
- ◇廿五日 ▲小林部隊汾西東北の吳家嶺を奪取▲鯉登、小林、鈴木、森本各部隊靈石を完全に占領。
- ◇廿六日 柳林鎮陥落▲久野村部隊老營堡を占領▲千田、岩田部隊は三岔堡占領。
- ◇廿七日 京漢線よりの中村部隊臨汾城一番乗り▲森本部隊趙城

- を占領。
- ◇廿八日 森本部隊臨汾に入城▲鯉登部隊隰縣西方午城鎮を攻略▲千田、岩田兩部隊保德を奇襲▲久野村部隊偏關を占領。
- ◇三月一日 森本部隊の先遣部隊蒙城鎮に突進。
- ◇二日 久野村部隊三岔堡に入る▲岡崎部隊汾城を占領▲金岡部隊曲沃に入城。
- ◇四日 森本部隊の先遣隊侯馬鎮を占領▲小林部隊も古城鎮に進入▲岡崎部隊石底鎮を突破▲金岡快速部隊聞喜を攻略し更に安邑縣城に入る。
- ◇五日 大關部隊石城鎮を占領。
- ◇六日 河曲縣城陥落▲岡崎部隊河津を完全に占領▲金岡快速部隊蒲州を攻略▲解縣も陥る。
- ◇十日 石丸、大關部隊黄河を渡河し徐家梁・樹兒泉一帯の高地占領▲久野村部隊朱樓臺を攻略し巴面坪を突破▲岩田部隊麻地溝占領。
- ◇十一日 木島部隊萬泉を占領。
- ◇十八日 鯉登部隊離頭山・餘家河を陥る。
- ◇十九日 小林部隊鄉寧を占領▲鯉登部隊和尚堂を攻略。
- ◇二十日 鯉登部隊吉縣を占領。
- ◇廿一日 松井部隊中陽を攻略。
- ◇廿五日 矢野部隊は長垣城を肅清。
- ◇廿八日 大野部隊道口鎮を占領。
- ◇四月二日 鈴木部隊隰縣より石樓鎮に入城。
- ◇三日 中村部隊山西東南高平に入城。
- ◇四日 鈴木部隊永和占領▲鯉登部隊安澤を占領。
- ◇七日 山崎部隊靈石西方の雙池鎮陣地を攻略。
- ◇八日 工藤部隊の一部余吾鎮占領▲工藤部隊黎城西方襄垣を攻

- 略▲靈石東方の沁源陥落。
- ◇十日 太原南方沁縣占領。
- ◇十一日 工藤部隊攀龍鎮を攻略。
- ◇十二日 石田部隊は谷峪口を占領▲共產軍本據遼縣陥落す。
- ◇十三日 鯉松部隊武鄉を占領▲榆社陥落。
- ◇十四日 芹葉鎮及び黃榆方面肅清。
- ◇十五日 大野部隊李英皇協第一軍(歸順軍)に協力し林縣占領。
- ◇廿二日 近森快速部隊百靈廟西南馬連澤を占領。
- ◇廿四日 和縣陥落。
- ◇廿五日 原口、近森、吉田各部隊安北城占領▲眞野部隊は汾河西側汾西城を攻略。
- ◇廿八日 涼城縣陥落。

京漢戦線

八月十一日良郷、長辛店方面支那軍の襲撃に依り行動を開始せる本戦線の皇軍は實に目醒ましき進撃を續け、九月十五日永定河の線を突破し固定城を攻略、十七日涿州平野に據ける大會戦を展開、同二十四日には保定を占領、次いで十月九日正定を、翌十日石家莊を、十五日には順徳、十七日には邯鄲を陥れ、更に疾風迅雷の如く彰徳、大名、南和、任縣、邱縣、威縣、臨清を瞬く間に攻略し絶大の戦果を挙げたが、右戦況に付き我天津軍司令部は九月二十五日、陸軍當局は十月十一日夫々左の如き談話を發表した。

天津軍司令部當局談

反復已まざる支那軍の排日抗日の暴戾を膺懲する爲め、勇武なる

皇軍は北支に出動して茲に二ヶ月、灼熱炎暑を冒し豪雨を衝いて軍旅を進め全軍の士氣愈々揚り衝天の概は汎ゆる困苦缺乏を克服して北支の山野を震撼した。先づ平綏線方面では長城に於ける堅壘を破壊し八達嶺を越え忽ちに察哈爾を占領し、更に西北に突入して皇軍の武威を朔北の地に輝かした。平漢線方面にあつては山岳要塞等汎ゆる敵の抵抗を除去し、或は敵前の永定河奔流を完全渡河し涿州の野に大會戦を展開し、更に敵を壓迫急追し敵の本據たる省城保定を占領、同方面の敵を撃滅、津浦線方面では執拗なる敵と天津附近の殘敵を掃蕩しつゝ豪雨と敵軍の河川堤防決潰による洪水、沼澤地區を冒して窮餘の敵を壓倒靜海、馬廠、青縣、大城等の要塞を逐次占據し、遂に山東に通ずる要衝滄州附近の敵を攻略し敵軍の據點を掃滅せしめた。右の如く各方面に於て皇軍の向ふ所忽ち四邊を壓倒風靡し、短期間に河北一帯の敵を破碎して殘兵は三々五々群をなして敗退した。斯くて北支の肅正概ね完成し明朗北支の曙光が輝き、長くも御稜威遠く北支に赫々たるは誠に同慶の至りであり、戦線將士の奮戦力闘勞苦艱難缺乏を克服し得たるを多とし、併せて學國々民の熱誠なる銃後の後援を謝するものである。



惟ふに支那は裝備訓練等舊態を脱したと誇稱して自ら頗る恃む所あり、今次事變に際しては多數を恃んで抵抗するも精銳無比の皇軍一度び其の威武を發揮するや脆くも潰れ、制裁を加ふるに當つては我威武は遺憾なく發揮せられ、堂々北支を壓して内外の耳目を聳動せしめるに足るものであつて、彼の敗戦支那兵に至つては過去に於ける驕慢の非を恥ち皇軍の威武に慄慄を禁じ得ぬであらう。若しそれ無頼の徒殘存して尙ほ抵抗を續けるものあらんか、皇軍は固より征討を緩めず徹底的殲滅を容赦せず、以て中國の抗日の迷夢を醒し其の反省悔悟を見ざれば已まぬこと勿論である。然るに南京當局は未だ其の非を悟らず、第三國と秘かに締結し赤化勢力を容れ、自ら墓穴を掘るの非あるは寧ろ其の愚を憐むべきであらう。吾人は斷乎中國に於ける赤色勢力を破壊し東洋の平和を確保せんことを期してゐる。吾等は今後皇軍の出動轉戦に當り北支戰場の夏草を鮮血に染め護國の鬼と化した戦役將士の忠靈に對し謹んで哀悼の意を表すると共に、愈々皇軍出動目的達成の爲め奮闘努力以て上 聖明に副ひ奉り、一億國民の負託に副はんことを期する次第である。

陸軍當局談

し、更に大同を收め平地泉を陥れ内長城の線を越えて近く山西の首都太原を望み、津浦線に沿うた地區に至りては氾濫と泥濘とを冒し、破竹の勢ひを以て馬廠、滄州、德州の要害を陥れ今や濟南は正に指呼の間にある。又平漢線方面に於ても涿州、保定の會戰に於て敵に甚大なる打撃を與へ、今日石家莊の城頭高く日章旗の翻騰たるを見るは偏に御稜威の然らしむる所とはいへ、一面卓越せる統帥と正當なる訓練の賜にして、此の間天候の不良と地形の險難を克服し、粗惡なる給與に堪へてよく衆敵に對し赫々たる戦捷の榮冠を獲得し、銃後の白熱的後援に應へつゝある第一線將兵の努力に對しては感激に堪へないが、更に陸軍としては益々準備を整へ今後の作戦に萬全を期する次第である。

- ◇ 昭和十二年八月十一日 良郷・長辛店方面の支那軍に對し戦闘開始
- ◇ 二十六日 良郷西方平頂山攻略。
- ◇ 九月六日 神田、岡本兩部隊は最要點千君臺を占據。
- ◇ 十四日 牛它鎮占領。
- ◇ 十五日 坂西、石黒、森田部隊は永定河の線を突破し空陸相呼應して進撃、固安城を陥落▲一部は堅陣房山を占據。
- ◇ 十七日 石黒、坂西部隊は涿州平野に大會戰を展開し涿州を占領。
- ◇ 十九日 易縣陷落。

第一編・第三章・第一節 北支戦線

石家莊占據に際して九月二十四日激戦後保定、滄州を占領し休養の暇もなく所在の敵を急追せし我軍は、十月七日以來堅固なる城壁と深壕を有する正定城に對する攻撃に引續き、更に石家莊東西の險に據れる敵に對し疾風迅雷的攻撃を加へ、昨十月十日日出度く之を奪取したが、適々支那側の双十節に當つたことは皮肉な現象であつた。此の陣地は河北省内に於ける最後の抵抗線として昨年初頭以來長時日を費して準備した堅壘にして、孫連仲の指揮する二十數萬の大軍を以て守備したるにも拘らず遂に我軍の手中に歸し、帝國陸軍の威武を宣揚したことは同慶に堪へない所である。本作戦の成功は德州の占領と共に北支作戦に於ける一段階を劃するものとして極めて重大である。即ち支那軍の黄河以北に於ける作戦を全く失敗に歸せしめた次第で、北支方面に作戦中の支那軍の士氣を沮喪せしめ、其の戦意を消磨せしめるに與つて力あるは疑ひの餘地なき所である。本陣地線の占據により山西省は全く其の死命を制せられ、我黄河流域への前進は益々其の可能性を増大したのである。顧みるに七月二十八、九日北平地方より第二十九軍を掃蕩以來我軍は直ちに南口附近の險峻なる大行山脈一帯の長城線を突破し、北方より長驅張家口を抜きたる部隊と相呼應

- ◇ 二十日 高碑店南七里の固城鎮陷落。
- ◇ 廿四日 保定を占領。
- ◇ 廿五日 保定入城式を舉行▲木村部隊新樂を奪取。
- ◇ 十月三日 東安豐占據。
- ◇ 八日 石家莊城の一角攻略。
- ◇ 九日 正定陷落。
- ◇ 十日 石家莊を完全に占領。
- ◇ 十一日 坂西、石黒部隊元氏へ進入▲神田、猪木部隊は石家莊東南方壘城・趙州等を占領▲平山縣を突破せる輕登、小林部隊井陘に突入。
- ◇ 十二日 大野、片桐兩部隊寧晋を占領。
- ◇ 十四日 猪木、神田兩部隊内邱に入る。
- ◇ 十五日 順德陷落。
- ◇ 十六日 兒島部隊任縣を攻略。
- ◇ 十七日 遠山部隊邯鄲を占領▲戰車部隊は更に前進二十里鋪を突破▲野田、助川部隊も南和縣城を占領し續いて廣平に進入。
- ◇ 十八日 京漢線南端の磁州陷落。
- ◇ 廿一日 石黒部隊豐樂鎮を占領。
- ◇ 十一月四日 彰德陷落。
- ◇ 十一日 石黒、坂西部隊大名占領。
- ◇ 十三日 廣平陷落▲坂西部隊沙河鎮を占領▲中村、工藤兩部隊は南和、任縣を占領し續いて郭河鎮の敵を殲滅。
- ◇ 十五日 邱縣陷落。
- ◇ 十六日 威縣陷落。
- ◇ 二十日 後藤部隊臨清を占領。
- ◇ 昭和十三年二月七日 大名附近に待機せる坂西、安田、石田、長山各部隊行動を起し南樂を占領。
- ◇ 八日 坂西部隊清豐攻略。



- ◇九日 坂西、安田、石田、長山各部隊濮陽を占領。
- ◇十一日 坂西部隊梁門鎮を占領。
- ◇十三日 淇縣陷落▲坂西部隊長垣を奪取。
- ◇十五日 涉縣占領。
- ◇十六日 坂西、高木部隊封邱・大平鎮を攻略し更に陽武を占領
- ▲遠山部隊輝縣城に入城。
- ◇十七日 森田部隊新郷に入る。
- ◇十八日 森田部隊獲嘉を占領。
- ◇十九日 遠山、森田部隊博愛に進撃▲坂西部隊修武を突破▲工藤、中村部隊潞城を占領。
- ◇二十日 森田、遠山部隊博愛を完全に占領▲中村、工藤部隊潞安に入城。
- ◇廿一日 懷慶陷落▲工藤部隊屯留を占領▲今田戰車部隊沁陽城に突入。
- ◇廿二日 遠山部隊濟源占領▲石黒部隊黃河北岸の孟縣攻略。
- ◇廿四日 石黒部隊常庄村占領▲中村部隊府城鎮を攻略。
- ◇廿六日 石黒部隊澤州を奪取。
- ◇三月二日 石黒部隊澤州西北方の沁水を占領。
- ◇廿四日 河南省北部の長垣を攻略。
- ◇四月十五日 大野部隊林縣占領。

**津浦・山東戦線** 昭和十二年八月十六日戦闘を開始せる津浦戦線の皇軍部隊は忽ち靜海、陳官屯、王口鎮、唐官屯、流河鎮、馬廠河を突破し京漢線方面の部隊と相呼應して平行的進撃を續け、九月廿四日滄州を、十月三日德州を占領、次いで武定、濟陽、臨邑、禹城、冠縣、堂邑を攻略、十二月二十七日濟南を占領、更に他の一

隊は膠濟線一帯の肅清に當り、山東全省の要衝を順次制壓すると共に、占領地域内の治安肅清に努めてゐるが、之に關し大本營陸軍部は四月七日、又北支軍當局は五月一日夫々左の如く發表した。

大本營陸軍部發表

三月十四日兩下店(鄒縣南方約十軒)東西の線を出發津浦線に沿ふ地區を前進せる我軍は、界河、滕縣等にありし四川軍を撃破しつゝ十九日韓莊、嶧縣の線を占領し、大運河右岸にある四川軍並に山東軍約十師に對し爾後の攻撃を準備中なりしが、三月二十五日福榮部隊の一部は大運河北側の要點臺兒莊にある約五六千の敵に對し攻撃を開始せり。敵は南方より其の兵力を増加し來り激烈なる戦闘を展開せるも、二十七日午前七時三十分に至り臺兒莊の一部を攻略、戦績擴張、二十九日約二師團の敵は更に我部隊の左側背に向ひ攻撃し來れるも大打撃を與へて之を撃退せり。

福榮部隊の主力は二十六日臺兒莊東方八軒郭里集附近に於て湯恩伯軍を攻撃、二十九日同地西北高地を占領すると共に臺兒莊に急行し、更に赤柴部隊は三十日午後二時關家口(臺兒莊西北方約五軒)附近の陣地に據れる孫連仲軍を撃破して大運河の線に向ひ追撃を開始し、福榮部隊は三十一日夕刻までに臺兒莊の四分の三を奪取

し、四月三日朝神武天皇祭日遂に其の南門を占領、續いて城内を掃蕩中なり。

右部隊に呼應し諸城呂州道を前進せる片野部隊は三月十四日より十七日に亘り湯頭鎮南方及び西南方地區に於て張自忠軍を撃破し次いで沂州附近にある張自忠及び龐炳勛軍約三師を攻撃しつゝ、遂次其の兵力を沂河右岸に進出、廿九日夜主力を以て向城を経て臺兒莊方面に轉進し、四月一日蘭陵鎮附近の敵を攻撃して午後二時三十分同地を占領、更に四月三日朝來胡山(臺兒莊東南八軒)附近の敵を攻撃中なり。我軍の南下に對し徐州一帶の支那軍は攻勢を企圖しありしが、曩に湯恩伯軍の移動に引續き更に三月廿日頃より孫連仲軍の増加を得て、微山湖東側に於て決戦を實施せんとし山東軍を以て兗州方面に、湯恩伯軍を以て津浦線正面に、張自忠及び龐炳勛軍を以て沂州に向ひ夫々三月二十日頃より反撃を開始し其の行動漸次活潑となれるも、前述の如き我軍の猛攻により多大の損害を受け遂に其の企圖を放棄するの已むなきに至れり。

北支軍司令部發表

山東方面に於ては我軍は三月中旬より四月初旬にわたり津浦沿線大運河北岸地區の支那軍を掃滅、爾後要點を占めて専ら占領地區

内の治安肅正に努めありしが、同方面の支那軍總指揮李宗仁は二十數個師の大軍を大運河沿線に集中、蠢動止むことなく、且つ山東軍遊撃隊を使用し我後方擾亂を企圖せり。こゝに我軍は斷乎當面の支那軍を撃攘するに決し、四月中旬再び攻撃を開始せり。皇軍決然立つや向ふ所敵なく隨所の敵に痛撃を加へ、二十日沂州、二十四日郟城、また二十五日馬頭鎮(郟城西方八キロ)を攻略し敵に多大の損害を與へたり。また我軍の一部は既に江蘇省内に進入、臺兒莊東南方凡そ八キロ胡山附近の要地をも攻略、斯くて山東省内に於ける敵軍の策動を一掃せり。惟ふに今次作戦に於ける李宗仁軍の損害は莫大にして、我軍に於て調査し得たるもののみでもその死傷は數萬を算し戰場に於ける遺棄死體は少くとも六千を下らず、湯恩伯、關麟徵、王仲康、孫連仲、張自忠、龐炳勛軍等の將兵は今や其の兵力の大半を失ひ、邳縣方面の局地に僅かに餘命を存しあるの窮狀にあり。先に支那軍は臺兒莊に於ける戦勝の虚報を海外に宣傳し、李宗仁、白崇禧は前線に出勤して督戦中と傳へられたが、右は長期抗戰の虚勢を張りつつ漸次國際的の信望地に落ちんとする抗日蔣政權の對外信用回復の手段にして支那一流の針小棒大的宣傳に過ぎず。今や支那軍は戰意喪失し、前線各



將領は大勢の挽回に焦慮しありしも、既に戦線の一部に於て其の第一線部隊と督戦隊との間に同土打の醜事を起し、漸次内部の無統制と聯繫の缺陷を暴露しつつある。因に津浦戦線及び山東方面に於ける皇軍の活躍概況は略ぼ左の通りである。

- ◇昭和十二年八月十三日 我軍戦闘開始。
- ◇廿四日 赤柴部隊静海を占領。
- ◇廿九日 赤柴部隊陳官屯を攻略。
- ◇卅一日 中井部隊は王口鎮を占領。
- ◇九月四日 赤柴部隊唐官屯を奪取。
- ◇六日 我軍馬廠河、南運河の三角洲陣地を殆んど占領す。
- ◇十日 沼田、長野部隊流河鎮、馬廠河を突破し西方陣地前屯を占領して進撃。
- ◇十一日 拂曉遂に馬廠陥落、赤柴部隊空軍協力下に馬廠南方の要地青縣をも占領。
- ◇十二日 馬廠西北の側面殘敵に對し攻撃を加へ一陣地を攻略▲中井部隊姚馬渡を奪取。
- ◇十三日 沼田、長野兩部隊興濟鎮を占領。
- ◇十六日 南趙扶陥落。
- ◇廿三日 馬廠西北の大城陥落。
- ◇廿四日 赤柴、長野、沼田各部隊滄州を占領。
- ◇廿七日 桑田部隊は馮家口に進出。
- ◇廿八日 泊頭鎮占領。
- ◇三十日 獻縣陥落。

- ◇十月一日 桑田部隊桑園鎮を占領。
- ◇三日 德州陥落。
- ◇七日 平泉占領。
- ◇十三日 桑田部隊恩州を占領。
- ◇十四日 福榮部隊平原を攻略▲福榮部隊の先鋒部隊は大李吉寨を奪取し更に平原南方張莊に進出。
- ◇十五日 赤柴部隊德州の東南土橋街を奪取。
- ◇廿二日 赤柴部隊陵縣を占領。
- ◇廿四日 赤柴部隊馬家務占領。
- ◇廿七日 赤柴部隊東蔡家へ進出。
- ◇三十日 赤柴部隊東蔡家占領。
- ◇十一月十二日 石田部隊武定を奪取。
- ◇十三日 武定占領部隊は蘇梅店・濟陽を攻略▲赤柴部隊禹城西南方杜家橋・牌子莊に進撃▲石田部隊濟陽を占領▲赤柴部隊恩縣を攻略後高唐を占領。
- ◇十四日 長野、沼田部隊臨邑を陥る。
- ◇十五日 赤柴、福榮部隊は晏城を占領し禹城後方を遮斷▲石田部隊は鴻山を占領▲加藤部隊は禹城驛を占領。
- ◇二十七日 工藤部隊傳陶を占領。
- ◇十二月八日 冠縣陥落。
- ◇十日 堂邑・辛集・賈鎮等を確保し先鋒部隊は曹桑鎮・桑縣・美庄の地點に進出。
- ◇廿五日 石田部隊周村を占領。
- ◇廿六日 長野部隊は濟南東方龍山を攻略。
- ◇廿七日 石田、松井部隊博山線の淄川を占領▲福榮、赤柴部隊は濟南を攻略。
- ◇廿八日 濟南入城式を舉行。

- ◇三十日 沼田部隊長清を抜き肥城に迫る▲石田部隊博山奪取。
- ◇卅一日 福榮部隊濟南南方の轄家河を占領。
- ◇昭和十三年一月一日 福榮部隊泰安を占領▲沼田部隊東佛站を奇襲し肥城に入る。
- ◇二日 石田部隊青石關を抜き博山南方の吐絲口鎮を占領▲騎兵部隊泰安南方迎家庄を突破し安駕莊に達す▲福榮部隊大汶口に殺倒▲沼田部隊儀陽を占領▲桑田部隊も兗州を陥る。
- ◇三日 福榮部隊漢縣を攻略▲石田部隊は羊流店、新泰を占領。
- ◇四日 福榮部隊曲阜を占領▲沼田部隊路家庄を通過し古城を攻略す。
- ◇五日 福榮部隊は鄒縣及び兩下店を占領▲石田部隊歴山を占領▲長野、沖部隊金嶺鎮を抜き▲桑田部隊孫氏店・徐家橋奪取。
- ◇六日 沼田部隊濟寧攻撃開始。
- ◇八日 長野部隊は青州を陥る。
- ◇九日 長野部隊昌樂を占領。
- ◇十日 長野部隊濰縣を攻略▲沼田、桑田兩部隊濟寧城に突入。
- ◇十一日 桑田、沼田部隊濟寧を完全に占領▲倉林部隊も肝胎を奪取。
- ◇十二日 桑田部隊大流店を占領▲陸軍部隊青島に上陸。
- ◇十四日 長野部隊高密を攻略。
- ◇十五日 長野部隊膠州を占領。
- ◇十六日 長野部隊の先鋒青島に到達海軍部隊と完全に連絡す。
- ◇十七日 石田部隊沂州城に進撃▲汶上陥落。
- ◇十八日 添田部隊管店・明光を奪取。
- ◇十九日 長野部隊青島に入城。
- ◇廿一日 片野部隊臨朐縣城の一角を攻略。
- ◇廿三日 片野部隊臨朐縣城を占領し殘敵掃蕩▲工藤部隊洪子店

- を攻略。
- ◇廿五日 添田部隊梁家崗を奪取。
- ◇廿九日 池河鎮陥落。
- ◇三十日 添田部隊の一部大韓庄を占領。
- ◇二月一日 添田部隊臨淮關及び二店を攻略▲沖快速部隊は萊陽縣城を占領。
- ◇二日 沖快速部隊芝罘西南の棲霞縣城を占領し更に福山縣城に突入▲兩角部隊鳳陽南方定遠を占領▲田代、倉林部隊鳳陽を奪取、更に添田、兩角部隊と共に蚌埠占領。
- ◇三日 沖部隊の酒井先遣隊芝罘を占領し本隊も堂々入城▲平岩部隊諸城を陥る。
- ◇五日 沖快速部隊は山東北端登州を占領。
- ◇六日 沖快速部隊黃縣西方の龍口を攻略▲添田部隊懷遠占領。
- ◇七日 沖快速部隊萊州入城。
- ◇十三日 添田部隊馬頭集を奪取。
- ◇十五日 倉林、田代、横尾各部隊上密に突入。
- ◇十七日 工藤、中野部隊東陽關を突破し山西省黎城に達す。
- ◇十九日 長野、沼田部隊大運河を渡河し安居鎮及び西正橋を占領▲倉林部隊上密河を敵前渡河し新城口及び西灣密を占領。
- ◇廿一日 沼田部隊新桃河を攻略。
- ◇廿二日 日照陥落▲片野、鎌田、平岩各部隊山東省莒縣に進撃。
- ◇廿三日 莒縣陥落▲岡崎部隊沂水を占領。
- ◇廿四日 岡崎部隊莒縣西南方苗家區を攻略▲長野部隊終村堡を占領。
- ◇廿五日 長野部隊の先鋒嘉祥城に突入。
- ◇三月一日 片野快速部隊莒城西南方李家官庄を抜き▲湯頭鎮陥落す。



- ◇三日 小堀部隊大店鎮を突破し山東東南省境の呂家庄を占據。
- ◇十四日 福榮、赤柴兩部隊界河を挾撃し之を占領▲木下部隊兩下店東南下看鋪を奪取。
- ◇十六日 南沙河驛附近の敵裝甲列車を攻撃占領▲赤柴部隊滕縣の一角を占領▲山澤部隊山東東部古峴占領。
- ◇十七日 赤柴部隊臨城を攻略。
- ◇十九日 韓莊及び嶧縣陷落。
- ◇廿三日 沂州東南芝麻墩陷る▲臨城西南夏鎮を占領▲片野部隊獨樹鎮を占領。
- ◇廿四日 赤柴部隊嶧縣南方の泥溝を攻略▲長野部隊沂州南方の桃園に突入▲福榮部隊棗峯線の臺兒莊を猛攻。
- ◇廿五日 長野部隊沂河左岸の三官廟を奪取。
- ◇廿六日 赤柴部隊嶧縣北方東華溝を確保。
- ◇廿七日 福榮部隊陸軍機の協力を得て臺兒莊の一角を占領。
- ◇廿八日 片野部隊及び谷口部隊郭里集東北方の杜莊を占領。
- ◇卅一日 范口・頓莊・向城陷落。
- ◇四月一日 臺兒莊東北の蘭陵鎮陷る▲赤柴部隊臺兒莊北方官莊を占領▲濮縣攻略。
- ◇三日 臺兒莊陷落。
- ◇五日 泰安西北神佛站を占領。
- ◇十九日 沂州完全に陥落。

### 第二節 中支戰線

上海戰線 昭和十二年八月九日上海越界路モニューメント・ロ  
 ードに於て大山事件勃發するや、支那側は八十八師、八十七師、五

十六師、五十七師、十一師、五十九師等の有力大部隊を上海近郊に  
 集結し、俄然我陸戰隊に對し挑戰的態度を示し來り、遂に同十三日  
 閘北、八字橋、楊樹浦方面にて交戰を展開、我陸戰隊は寡兵よく大  
 敵に當り守備線を確保しつゝあつたが、風雲愈々急を告ぐるに至つ  
 た結果、茲に帝國陸軍部隊の上海派遣となり、松井石根大將同方面  
 最高指揮官に任せられ、派遣部隊は海軍と緊密なる協同の下に八月  
 二十三日早朝羅店鎮方面、揚子江沿岸及び吳淞鎮附近に於て敵前上  
 陸を敢行、執拗なる抵抗を續ける敵を撃破して逐次地歩を擴張し羅  
 店鎮、月浦鎮、殷行鎮、吳淞砲臺、獅子林砲臺等を相次いで占領、  
 十月二十七日敵の最大陣地江灣鎮を攻略し、陸戰隊との連絡を完成  
 した。次いで北部戰線の最右翼部隊は十月三十日來新鎮攻撃を開始  
 し、周字橋等を占領後、瀏河鎮方面を壓迫、中央部に於ては楊涇ク  
 リークの要點廣福鎮の突角に據る敵に對し田代、兩角、倉林の各部  
 隊は三十日來攻撃を開始し、其の側面の新木橋、戴家宅、老陸宅の  
 各陣地を占據、廣福鎮の包圍陣形を完成し、一方左翼方面では安  
 達、淺間、和知の各部隊が南翔に向つて敵を攻撃し、南翔東側の楊  
 家宅、馬路灣、金家宅、行園、郭家宅、范家宅等を逐次占領し、南  
 翔の敵大軍を壓迫するに至つた。南都戰線に於ては下枝、脇坂、富

士井、伊佐、田上、石井、鷹森、川並の各部隊は、勇敢なる工兵部  
 隊の架橋作業と強力なる砲兵の掩護射撃の下に十月三十一日來各所  
 に於て決死的敵前渡河を敢行、次第に戰果を擴張しつゝあつたが、  
 十一月四日八字橋の占領により敵は大動搖を來し、此の方面に續々  
 援軍を集中し、五日には蘇州河以南地區に約十萬の大軍が充満する  
 に至つた。斯くて七日夜頑強なる敵の抵抗を排除しつゝ猛雨泥濘を  
 冒して極力攻撃を續行し、八日朝に至りピアス路南方倪巷上、林肯  
 路南方朱家宅等の敵陣地を逐次奪取し、九日午前十時二十分脇坂部  
 隊は、今次上海事變直接の導火線なる大山大尉事件の虹橋飛行場を  
 占據した。また蘇州河を渡河し敵陣を突破して追撃中の川並部隊は  
 一路中山路を疾風の如く南進、九日午後一時半龍華鎮を占據、川並  
 部隊と轡を並べて南進せる田上、石井、細見部隊も龍華西南方漕河  
 涇に達し十二日午後四時南市も遂に陥落し、八月二十三日吳淞敵前  
 上陸以來激戰奮闘實に八十餘日、遂に上海市の包圍全く成るに至つ  
 た。茲に於て我陸軍當局は同九日左の如き當局談を發表した。

#### 陸軍當局談

上海西北地區に於ては去る十月二十三日の我總攻撃以來さしも頑  
 強なる抵抗を續けありし敵も大場鎮、廟行鎮、閘北の堅陣を放棄

するに至つた。我軍は更に猛攻に次ぐに猛攻を以てし、息をもつ  
 かせず西は南翔の堅壘に迫り南は十月二十七日既に蘇州河の線に  
 進出し、頑強なる敵の抵抗を制壓しつゝ極めて困難なる敵前渡河  
 を敢行し、南方への攻撃を反覆し南市へ龍華へと進撃した。  
 一方我新銳部隊は周到なる準備と適切なる指導により、十一月五  
 日杭州灣北岸に敵前上陸を敢行し、空前の成果を収めたが、引續  
 き所在の敵を攻撃しつゝ連日北進を續け、十一月九日南北兩軍は  
 所望の如く其の手を握り合ふことゝなつたので、茲に上海は全く  
 支那中央政府より離れ、孤立の運命に達着した。支那が如何に上  
 海を重視してゐたかは其の近傍に支那各地から約八十師七十萬以  
 上の兵力、就中最も精銳なる中央直系軍を主とし、空軍亦其の主  
 力を當方面に使用したことを以てしても察せられる。  
 支那軍は事變前から構築した共同租界周邊地區のトーチカ陣地並  
 に所在の部落クリーク等を利用し、到る處堅固なる掩蓋を有する  
 陣地を數線に構築し、兵力の増加と共に愈々其の強度を増加し、  
 戰場の部落悉く陣地たるの觀を呈したのにも拘はらず、我軍が寡  
 兵克く今日の成果を得たことは誠に同慶に堪へない所で、將兵の  
 勇戰健闘は實に感激の外はない。



上海戦線の勝利は在留居留民救済の目的達成は固より、支那軍に與へたる鐵錐的打撃によりて彼等が如何に大軍を集中し、如何なる堅陣によるとも我猛攻には遂に抗し能はざることを如實に立證せるもので、彼等の戰意を破砕するに與つて效果あるべく、又政治中心南京より近代支那經濟活動の心臟であり國民政府の命の綱たる上海を分斷したることは南京政府の運命に大なる影響あるを否定し得まい。勿論支那としては南京、上海間の連絡杜絶に處するの覺悟と準備とはあらうが、南京政府が危険と困難に暴露することは決して昨日の比ではない。支那膺懲の戦ひは北方太原の陥落と相俟つて今や將に本格的軌道に進められる譯である。

斯くて上海方面に於ける戰局は嘉定、南翔を結ぶ北部戦線と、概ね蘇州河の線による南部戦線の二方面に進展するに至れる折柄、更に我陸軍新銳部隊は突如第〇艦隊司令長官指揮下の海軍一部の密接なる協力下に、十一月五日未明濃霧を冒して杭州灣北岸に敵前上陸を敢行し、所在の敵を攻撃しつゝ北進を續けた結果、戦線は俄然太湖方面に擴大し、茲に所謂湖東作戦が展開されたが、其の戦況は左の如くである。

◇昭和十二年八月九日 上海越界路モニューメント・ロードにて

- 上の陣地攻略。
- ◇十一日 石井部隊廟村陣地を奪取。
  - ◇十二日 石井、田上兩部隊楊行鎮を攻略。
  - ◇十三日 我陸軍並に陸戦隊は拂曉より追撃行動を起し市廳舎・遠東競馬場一帯の地區を占據す。
  - ◇十五日 陸戦隊の一部は海州沖の車牛山島に上陸占據す。
  - ◇十七日 和知部隊は羅店鎮東南の馬橋を奪取。
  - ◇十八日 松本部隊江灣北方の吳巷陣地占領。
  - ◇廿二日 新銳部隊上陸を開始。
  - ◇廿六日 永津部隊沈家橋を占領。
  - ◇廿八日 夕刻田上部隊劉家行の北端を破る▲津田、福井部隊實宅を占領▲細見部隊劉家行の一角を攻略。
  - ◇廿九日 閩北戦線の海軍陸戦隊は虬江路附近より敵陣に突入市街戦を展開。
  - ◇三十日 陸戦隊は北四川路・三義里・寶興路の三方面にて激戦を演ず。
  - ◇十月一日 陸戦隊右翼部隊は鐵道線迄進み中央部隊の應援を得て啓秀女學校内の敵陣を占領▲劉家行陥落。
  - ◇二日 石井部隊顧家宅陣地を攻略▲淺間、安達兩部隊共に進攻し嚴家宅占領▲陸戦隊右翼は印度人教會を占領して商務印書館の敵陣と對す▲中央部隊は三義里を蠶食し左翼部隊も工務局・支那人小學校・上海印刷所等を占領。
  - ◇四日 和知部隊楊家村占領▲福井部隊吳淞クリーク北方の崇明塘を奪取▲陸戦隊中央部隊崇德女學校を占領。
  - ◇五日 陸戦隊は逆襲し來る敵を撃退しつゝ三義里を占領。
  - ◇十一日 虹口方面に向つて浦東の敵軍猛射し來り我軍艦之を反撃▲陸戦隊は許山電信所を占領。

大山事件勃發。

- ◇八月十三日 北部商務印書館工場附近の支那正規軍は陣地構築中の我海軍陸戦隊に發砲、我軍之に應戦、遂に楊樹浦、東部工場地區・虹口クリーク西岸等隨所に小戦闘を展開、午後四時頃八字橋の支那最先端部隊は本格的に挑戦し來り、我方も已むなく追撃砲を以て應戦し之を撃退。
- ◇十四日 支那軍閩北・北停車場・北部三方面より進撃し來り陸戦隊應戦、四時過ぎより全面的市街戦を展開。
- ◇十五日 我軍艦吳淞及び市政府方面を猛撃▲敵は又も北停車場及び郊外大場鎮砲兵陣地より猛撃を開始し來り、陸戦隊應戦沈黙せしむ。
- ◇十六日 閩北、江灣にて白兵戦展開。
- ◇十七日 閩北、北停車場附近にて交戦を開始、陸戦隊増援隊の到着に依り此日初めて攻勢に出て滬江大學方面へ進撃。
- ◇二十日 陸戦隊は廿日夜半より曉にかけて市政府・眞如方面の敵砲撃に對し應戦▲之と時を同じくし東部戦線の敵租界に侵入し來り市街戦展開。
- ◇廿三日 陸軍部隊敵前上陸を敢行。
- ◇廿七日 殷行鎮・羅店鎮を占領。
- ◇九月一日 鷹森部隊、倉永部隊吳淞砲臺を攻略▲淺間部隊獅子林砲臺を占領、更に月浦鎮をも占領し南進開始。
- ◇二日 倉永部隊吳淞西北大金家部落を攻略▲鷹森部隊大家鎮を占領。
- ◇三日 鷹森部隊朱家宅陣地を奪取▲淺間部隊顧家宅を占領。
- ◇五日 寶山縣に入城。
- ◇十日 陸戦隊安田部隊は滬江大學西北の部落陣地を攻略▲淺間部隊月浦鎮を占領▲田上部隊は楊行鎮左翼前面の吳家宅・莊家

- ◇二十日 新宅を拔く。
- ◇廿一日 戴家宅を占領。
- ◇廿四日 大場鎮の一角陥落。
- ◇廿五日 谷川部隊江灣南方南科大學、天樂寺を占領。
- ◇廿六日 廟行鎮陥落▲石井、大島、細見、田上、福井、飯塚各部隊は大場鎮を占領▲谷川部隊張家宅を占領。
- ◇廿七日 陸軍部隊江灣競馬場・江灣鎮・眞茹鎮を相次いで攻略▲陸戦隊も閩北總攻撃を開始し左翼部隊は敵本陣北停車場並に鐵路管理局を占領、中央部隊は商務印書館、右翼は八字橋を夫々占領し陸軍部隊と會合。
- ◇三十日 百田部隊江橋東北の劉家巷部落を取り更に江橋鎮に殺到す。
- ◇卅一日 安達部隊舍家宅、馬路灣を取り小南翔の死命を制す。
- ◇十一月一日 脇坂、下枝部隊は工兵隊の協力下に江橋鎮南方より渡河し姚家宅・張家宅を奪取。
- ◇二日 淺間部隊南翔東南方の竹園を占領。
- ◇四日 脇坂部隊八字橋陣地を攻略▲陸戦隊浙江省温州附近の玉環島を占領。
- ◇五日 恰士部隊申新紡附近の敵陣地郁家宅を占領▲陸軍部隊は海軍援護下に突如杭州灣北岸に敵前上陸し、附近の敵を撃破しつゝ陣形を擴大す。
- ◇六日 田上部隊は薛家墅を占領。
- ◇七日 富士井、脇坂部隊は屈家橋を攻略▲田上部隊は北新涇鎮東方の趙家宅を占領。
- ◇八日 杭州灣上陸部隊は黃浦江を渡り金山を占領し滬杭甬鐵道に達す。
- ◇九日 脇坂部隊虹橋飛行場を奪取し其の他の部隊も順次各陣地



を攻略、忽ち蘇州河南岸一帯及び江橋鎮・七寶鎮・龍華を占領  
▲和知、淺間兩部隊は江橋を奪取▲杭州灣上陸部隊は楓涇鎮を  
占領。

◇十日 諸翟鎮陥落す。

◇十一日 川並、鷹森兩部隊は市街戦を演じつゝ、南市の地方法院、  
南停車場・大同大學・上海兵器廠等を占領▲津田陸軍部隊、安  
田陸軍部隊、佐藤聯合陸軍部隊は突如浦東に上陸し殘敵掃蕩を開始  
▲和知、淺間部隊南翔驛を攻略▲杭州灣上陸部隊青浦縣城を占  
領、更に急追して白鶴港、安亭等を陥る。

◇十二日 川並、鷹森兩部隊南市舊城内の敵を掃蕩し完全に之を  
占領▲南翔遂に陥落。

江浙戦線

南市、浦東を掃蕩し大上海を全く攻略せる皇軍は更  
に戦線を太湖方面に擴大し、敵が南京防禦の第一線たる吳江、福山  
の堅陣を忽ち突破し、無錫、江陰の第二線も瞬時にして蹂躪、怒濤  
の勢ひを以て一路南京に向つて進撃を續けた。即ち常熟を攻略後西  
方に向ひ追撃に移つた片桐、大野、野田、助川の各部隊は十一月二  
十二日には無錫東方六軒の東亭鎮を攻撃し無錫南方に迫り、一方蘇  
州攻略後西北方に向ひ、追撃に移つた伊佐、脇坂、下枝の各部隊は  
京滬鐵道に沿ひ進撃し、其の先鋒花谷、安達、下枝の各部隊は二十  
三日無錫東南方六軒附近に達し、同夜下枝部隊の壯烈な夜襲によつ  
て遂に無錫東南端の敵の掩蓋壕に取付いて以來、我軍は砲工兵協同  
の下に圓匙と小銃とを兩手に使ひ分けつゝ敵に肉薄、砲兵も敵の機

銃座を亂潰しに破壊して歩兵突撃の機を作つた。二十四日夜は壯烈  
なる肉弾戦により城内に進入殘敵を掃蕩し二十五日朝完全に之を占  
據した。野田、助川、大野各部隊は息つく間もなく午前十時無錫北  
方陳巷上に向ひ敵を急追し、二十六日夕には官庄、西商巷の線に、  
二十七日夕には京滬線に沿ひ常州方面に進撃して黃林鎮附近に達  
し、續いて南京方面に敵を急追し二十八日朝來常州の攻撃を開始し  
た。常州城内に突入した大野、助川、野田、片桐、三國、今中等の  
各部隊は徹宵市街戦を演じつゝ二十九日黎明と共に一齊攻撃に移  
り、正午頃には早くも城内を完全に占據し、更に敵を追撃して十  
二月一日午前十一時呂城鎮(丹陽東南十八軒)附近に達し、翌二日  
朝には丹陽東南六軒の彭家庄附近に進出、同日午後より丹陽攻撃の  
火蓋を切つた。

常熟北側より虞山を突破して西方に向ひ追撃した佐藤、高橋、永  
津の各部隊は十一月二十六日百丈湖附近を通過、翌二十七日夕には  
無錫北方八軒の楊巷上附近に達した。一方常熟、福山を連ねた陣地  
の中央突破に成功し敵を急追中であつた田代、兩角、倉林等の各部  
隊は二十七日夕には無錫北方約二十軒の長壽鎮及び江陰南方青鳴鎮  
附近に達し、三十日には胡家村(江陰縣南方三軒)、司馬樓の線に進

つたが、我大本營陸軍部は同十三日左の如き當局談を發表した。

大本營陸軍部當局談

出し、江陰要塞の包圍陣は漸次縮小され、遂に十二月一日江陰市街  
に突入、二日午前十一時には江陰縣を完全に占據し續いて黃山要塞  
をも占據した。又無錫より京滬鐵道南方地區を西進した部隊は、二  
日朝金壇城東方十軒の黃塘鎮附近に達し、更に西方に敵を追撃して  
同日午後金壇城を攻略した。  
斯くて皇軍は蒋介石の南京防衛の諸堅陣を撃破し、各部隊は十二  
月八日南京城外に達し、南京包圍の基礎的體成を完成した  
が、我方に於ては東亞文化の精粹を誇る南京を戦火の坩堝と化する  
に忍びずとし、松井最高指揮官は同九日正午飛行機上より南京防衛  
司令官唐生智に對し投降勸告文を投下し諄々として諭すと共に十日  
正午までに回答を要求したが、敵軍は遂に我好意を無視して抗戰態  
度を示すに至つたので、皇軍は已むなく同十日午後一時半より總攻  
撃を開始し、中山門、光華門、通濟門、武定門の各城門を撃破、頑  
強に抵抗する敵の砲撃を壓しつゝ、城内に突入、猛烈なる市街戦を演  
じ、遂に同十三日夕刻南京城内の敵を殲滅、完全に之を占領し、同  
十七日一億國民の感激を擔うて敵の首都南京に於て有史以來會つて  
なき皇軍の「敵首都入城式」の盛典を擧げた。  
叙上の如く南京陥落に依り江南の戦局は茲に一段落を告ぐるに至

我軍は十二月十三日敵の首都南京を攻略し城頭高く日章旗を飄へ  
した。顧みるに我軍は八月二十三日上海の一角に上陸、堅固に構  
築せる數線の近代的設陣地を占領せる衆敵に對し、克く寡兵を  
以て執拗且つ果敢なる攻撃を反復し、之に徹底的打撃を與へて上  
海戦線の膠著状態を打開以來、我猛撃の威力は眞に疾風枯葉を卷  
くの概ありて、既に世界の戦史に未曾有の記録を輝かしてゐた  
が、今や彼等が死守を誓ひ不落を豪語せる首都南京に於ても、敵  
に數日間の抵抗をも許さず、之を放棄するの已むなきに至らしめ  
たることは、更に皇軍の精強を宣揚したるものとして寔に御同慶  
に堪へない。これ素より御稜威の然らしむる所であるが、統帥の  
卓越、將兵の忠勇、舉國統後の支援等の賜にして、就中江南の華  
と散りし英靈の加護によるものといふべく、茲に謹んでこれ等在  
天殉忠の英靈に對し心からなる崇敬感謝の至情を捧げる。  
上海、南京一帯の攻略は江南戦局に一段落を畫するものとして戦  
略上重大なる意義を有するもので、如何に巧妙なる宣傳を以てす  
るも支那側大敗の實情は今や全く掩ふに由なかるべく、經濟中心



上海の喪失、北支戦局の進展と相俟つて、彼等の長期抗戦の企圖が如何に暴虎馮河の類であるかを自覺せしむるに十分であらう。然れども蔣政権が依然長期抗戦を策する限り戦局の前途は遠慮といふべく、國際動向また偷安を許さないものがあるから、更に緊禪一番新なる勇猛心を振起し、舉國一體出師目的達成に邁進せねばならぬ。今や皇軍の士氣愈々昂揚せられ後方補給また一層の堅實を加へ、形而上下に於ける戦力は逐次増大せられてゐるので、今後抗日政權及び抗日軍隊に對する武力的壓迫は益々猛烈の度を加ふるに至るべく、内外の全軍愈々緊張勇躍御奉公を期しある次第である。

右く如く南京陥落し戦局一段落を告ぐるや、大本營陸軍部は二月十八日午後、「新情勢に基く長期持久の作戦に即應し戦力の強化を圖らんがため出動部隊一部の交代整理を行ふこととせられたり」との旨を發表、次いで同二十三日「上海方面最高指揮官松井大將、軍司令官朝香中將宮殿下、杭州灣上陸軍司令官柳川中將は交代歸還を命ぜられ、陸軍大將畑俊六新に同方面最高指揮官に親補せられたり」と公表、松井大將は功成り名遂げ同二十五日午後三時二十五分東京驛着列車にて歸京したが、之に關し上海軍當局は即日左の如き談話

を發表した。

上海軍當局談

去る一月十六日に於ける帝國政府の聲明に基き軍は作戦目的を貫徹するため飽くまで長期作戦遂行を決意し過般來著々その改編を行ひつゝあつたが、最近遂にその完結を見た。茲に過去半歳に亘り赫々たる戦績を残し功成り名遂げたる松井大將を送るとともに新軍司令官畑大將統率の下に新情勢に即應する體制をとることになつた。斯くて中支に於ける派兵目的の貫徹を期するため牢固たる帝國政府の方針に基き愈々事變第二次の段階に入つた譯である。支那民衆及び第三國に對しては帝國政府並に前軍司令官屢次の聲明の趣旨を尊重繼承することは勿論である。軍は重ねて世界各國が軍の抱懐する意圖を了とし、其の使命につき十分なる理解を高め至公至平事態の推移を靜觀し國交の更に敦厚ならんことを望んでやまぬ次第である。

因に江浙戦線の戦況概貌は次の通りである。

◇昭和十二年十一月十三日 嘉定陥落▲安達、和知部隊外岡鎮攻略▲新上陸軍の岡本、長谷川、神田各部隊は青陽港其の他を占領し崑山へ迫る▲片岡、小堺各部隊嘉善に入る▲陸軍大部隊は海軍護衛下に揚子江岸白茆口附近に敵前上陸し西南方面へ急進。

- ◇十四日 白茆口上陸部隊支塘鎮を占領▲安達、和知部隊太倉占領▲岡本部隊は工兵隊の助けを得て澱山湖を渡り平望鎮・金家港を攻略。
- ◇十五日 杭州灣上陸の岡本、長谷川、竹下諸部隊は崑山城を陥落▲白茆口上陸の佐藤部隊常熱に突入し一角を攻略▲山田、山本兩部隊は浙江省内に進撃し廣陳・乍浦を占領。
- ◇十六日 新上陸部隊は江上艦艇の協力を得て重要要塞福山を猛攻▲山田、山本兩部隊は平湖の一部を占領。
- ◇十七日 白茆口上陸部隊は梅李鎮を攻略し續いて謝家橋奪取。
- ◇十八日 富士井、伊佐各部隊蘇州街道の真義鎮・唯亭鎮を占領▲片岡、野副、藤山各部隊は嘉興を包圍攻撃し城壁の一角を攻略す。
- ◇十九日 永津、佐藤、高橋各部隊は常熟西方の虞山を占領▲野田、助川部隊常熟を占領▲矢崎、山本、山田各部隊及び片岡、野副、小堺、藤山部隊は嘉興を完全に占領▲太湖々邊を西進する部隊南潯を奪取。
- ◇二十日 菅原、岩隈部隊蘇州城占領、續いて富士井部隊長以下諸部隊堂々入城▲望亭陥る▲鈴木、横田の陸戦隊敵前上陸を敢行、福山鎮を占據し茲に所謂湖東會戰終る。
- ◇廿二日 無錫停車場陥る。
- ◇廿四日 岡本、長野、山田諸部隊湖州城内に殺到し之を完全に占領。
- ◇廿五日 脇坂、下枝部隊と揚子江上陸の和知、永津、花谷部隊の猛攻に依り無錫陥落▲田代、倉林部隊は華墅鎮の線を越え江陰に進撃。
- ◇廿六日 太湖南岸の長野、山田、岡本各部隊は長興を占領後西進せる長野、山田部隊泗安鎮を奪取。

- ◇廿八日 片桐、大野、野田、助川各部隊は常州市内に突入。
- ◇廿九日 千葉、山田兩部隊宜興占領▲大野、助川、野田、片桐、三國、今中諸部隊常州攻略▲田代、兩角、倉林、添田各部隊江陰及び江陰砲臺を占領▲山田、藤山部隊廣德城を陥る。
- ◇十二月一日 大野、片桐部隊丹陽停車場を占領。
- ◇二日 兩角、田代部隊は倉林、添田部隊と協力し黄山砲臺及び江陰縣を占據▲山田部隊溧陽を占領▲脇坂部隊金壇城を攻略。
- ◇三日 郎溪陥落▲片桐、大野部隊市街戦を経て丹陽を占領。
- ◇四日 矢ヶ崎、山本部隊溧水縣城を占領▲郎溪占領部隊は丹陽湖畔水陽鎮奪取▲陸戦隊は陸軍と協力し江陰砲臺附近の封鎖を取除き坐洲中の敵艦寧海を分捕る。
- ◇五日 助川、大野部隊句容を占領▲宣城陥落。
- ◇六日 助川、大野部隊麒麟門を突破▲脇坂、下枝部隊高橋門を突破し大校飛行場を占據。
- ◇八日 下枝、脇坂部隊は南京街道淳化鎮を占據▲花谷、安達部隊鎮江に迫る▲添田、倉林部隊江陰附近より揚子江を渡り陸海空軍及び軍艦護衛下に敵前上陸し天生砲臺、靖江を攻略。
- ◇九日 助川部隊中山門に近づく▲脇坂、下枝、富士井、伊佐各部隊大校飛行場より南京城東南隅光華門へ進む▲長谷川、竹下部隊通濟門に進撃▲藤山、野添、小堺、片岡、淺野部隊は蕪湖を占領▲岡本(鎮)部隊蕪湖街道に現はれ西善橋其の他南方要地を占領し南京の退路遮断。
- ◇十日 午後一時半南京總攻撃開始▲大野、野田部隊紫金山を占領し中山門に殺到▲脇坂、富士井、伊佐、人見、下枝各部隊東南の光華門、通濟門、武定門に迫り脇坂部隊光華門一番乗り▲岡本(鎮)、長谷川部隊雨花臺を占領し、岡本(保)部隊と合し中華門に突入▲安達、花谷部隊鎮江を完全に占領▲長野、山田部



隊當塗を占領し對岸に上陸。  
 ◇十一日 長野、山田部隊烏江を奪取。  
 ◇十二日 山田工兵部隊中華門南門を爆破するや長谷川部隊の緒方部隊城壁を攻略し城内に進入、岡本(保)部隊も續いて突入▲脇坂、人見部隊光華門より城内へ進入▲富士井、伊佐、片桐、大野、野田諸部隊は中山陵防禦線を突破し中山門を猛撃▲長野山田部隊浦口占領。  
 ◇十三日 大野部隊中山門より突入、續いて富士井、伊佐部隊も城壁前クリクを渡り城内に進入し、中央軍官學校、國民政府等を占領▲各部隊の城内掃蕩忽ち成り夕刻完全に南京を攻略▲長谷川部隊は三國、松村部隊の掩護砲撃下に下關占領▲田山部隊烏龍山砲臺占領。  
 ◇十四日 花谷部隊揚州城南門を攻略▲田山部隊幕府山砲臺を奪取。  
 ◇十七日 皇軍歴史的南京入城式を舉行▲長野、山田部隊水口鎮を占領。  
 ◇十八日 倉林部隊六合を陥る。  
 ◇二十日 添田、倉林諸部隊津浦線の要衝八嶺を攻略。  
 ◇廿一日 安達、永津部隊邵伯湖東岸の邵伯鎮を占領▲嘉興占據部隊硤石鎮を奪取▲小堺部隊安吉を占領。  
 ◇廿二日 福井、津田、谷川部隊莫干山を奪取し更に小武塘・東王里を占領▲野副部隊双溪鎮を抜く▲小堺部隊九畝廟占據▲花谷部隊天長を陥る。  
 尙ほ江南、江北の廣大なる地域を肅捲せる我軍は占領地域内の治安維持に任じつゝ、滿を待して待機の姿勢にあつたが、果然國民政府は大勢挽回の爲め民衆と日本軍との離間を策すると共に、一方敗殘

兵を整備集結して蠢動を始めたので、我軍は斷乎之が膺懲の手を進めることとなり、三月上旬より大掃蕩を開始した。其の戦況は略ぼ次の通りである。  
 ◇昭和十三年三月十六日 長谷川部隊湖州街道の孫家埠を猛攻。  
 ◇十七日 飯塚、鈴木部隊は海軍の協力下に揚子江北岸通州南方八杆の地點に敵前上陸を敢行、忽ち通州城を占領▲佐藤枝隊敵を急追し平潮鎮を奪取。  
 ◇十八日 佐藤枝隊白蒲鎮を攻略し更に丁堰鎮に迫る▲谷川部隊海軍部隊の協力を得て崇明島に上陸し北半部を平定▲鷹森部隊長蕩湖東南安樂村の敵堅陣を突破し楊巷鎮を占領▲飯塚、八隈部隊如皋に進撃。  
 ◇十九日 佐藤枝隊如皋を占領、先鋒部隊は更に海安鎮を攻略▲高橋、中島各部隊孝豐を陥れ浙江省安吉城を占領▲谷川部隊崇明島南部殘敵を掃蕩し完全に制壓▲片岡、小堺、淺野部隊下泗安に進出し更に安徽省境に進撃▲長谷川、竹下部隊廣徳占領。  
 ◇二十日 佐藤枝隊曲塘鎮及び富安鎮を攻略。  
 ◇廿一日 佐藤枝隊姜堰鎮を占領。  
 ◇廿二日 佐藤部隊通州東南方の海門を占領▲田上部隊宜興西南張渚鎮を奪取。  
 ◇廿三日 谷川部隊武康・徳清を奪取▲崇徳縣城陥落。  
 ◇廿四日 福井、谷川、藤井、野副、小堺諸部隊杭州を攻略。  
 ◇廿五日 佐藤枝隊海安鎮西北の東臺占領。  
 ◇四月一日 岡本(鎮)部隊は藤村部隊掩護下に河村・鎮海占領。  
 ◇二十日 竹下部隊水東鎮を陥る。  
 ◇廿四日 中野部隊和縣占領。

- ◇廿五日 佐藤枝隊東臺を奪取。
- ◇廿六日 飯塚、津田部隊劉莊を攻略し續いて伍祐城占領▲中野部隊含山を占領。
- ◇廿七日 津田、飯塚部隊は鹽城を攻略。
- ◇三十日 十時、岡山、澁田、古賀諸部隊巢縣を占領。
- ◇五月一日 中野、原田、古賀部隊巢縣北方夏閣を陥る。
- ◇三日 中野、古賀、原田部隊拓泉を攻略▲佐藤部隊鹽城北方漢安墩占領。
- ◇四日 巢湖北部の尉子橋陥落。
- ◇六日 津田部隊阜寧城を占領。
- ◇七日 佐藤、飯塚、津田各部隊長阜寧に入城。
- ◇十三日 十時、岡山、澁田各部隊廬州を一齊攻撃し東門攻略▲中野、古賀部隊店埠占領。
- ◇十四日 廬州(合肥)陥落。
- ◇十七日 岡本(鎮)部隊揚子江北岸に上陸し運漕鎮占領▲長谷川部隊三叉河を攻略。

### 第三節 徐州・漢口戦線

**徐州戦線** 山東南部を肅捲し占領地域の治安肅清に任じてゐた我山東作戦部隊は、徐州を中心に隴海線方面に進出せる李宗仁麾下四十數ヶ師、約五十萬の敵大軍を撃滅すべく、昭和十三年四月中旬再び津浦線南北より行動を開始、皇軍一度び起つや向ふところ敵なく破竹の勢を以て進撃を續け、同二十日山東々廓の要衝沂州を一舉

に陥れ、續いて五月四日郟城、五日馬頭鎮を占領、同十日には壯絶なる拂曉戦を展開して郟城西南方約十四キロの小歸昌を奪取して隴海線東段に迫り、また臺兒莊東南方に進撃せる部隊は江蘇省に進出し、臺兒莊東南方約八キロの胡山高地による敵軍を撃滅し、續いて堯王山を占領して大運河々岸に進出、臺兒莊南方高地の堅陣による敵を壓迫するの態勢を取つたが、一方微山湖地帯の西側に行動せる部隊は同月十四日、金郷、魚臺の堅陣を突破し、大黄河を渡河せる部隊も亦同十三日曹州を経て關封方面に進進、また南方より北進せる部隊は一部を以て臨城、阜寧を攻略し主力は淮河を渡河し、津浦線地區を北進して徐州方面の敵主要背後連絡線たる徐州、永城、毫縣道を遮斷し、十四日早くも敵最後の連絡線たる隴海線を碭山附近に於て遮斷、巧妙に徐州包圍態勢を形成して總攻撃を開始した結果、さしも堅壘を誇れる徐州も遂に五月十九日陥落したが、我大本營陸軍部並に中支派遣軍當局は同二十日徐州攻略戦に關し夫々左の如く發表した。

大本營陸軍部當局談  
 津浦線と隴海線との交叉點たる江蘇省の要衝徐州は、五月十九日我軍の攻略する所となり、日章旗は山東、河南、江蘇、安徽の大



平原に蹙へるに至つた。想へば今春山西南部及び黄河以北の河南省より敵軍を一掃すると共に、我後方に對する其の遊撃的企圖を破碎し治安の確立に努めつゝ爾後の作戦を準備してゐたが、蔣政權は各方面の敗戦に鑑み、内は國內民心を繋持し、外は諸外國の信用失墜を防止せんが爲め戰勢の挽回を企圖せるものゝ如く、三月中旬以來大軍を徐州附近に集結し戰線頗る活氣を呈するに至つた。茲に於て我軍の一部は三月下旬津浦線に沿ひ北上せる四川軍を撃破し、之を韓莊、臺兒莊附近大運河以南に壓迫せるも、湯恩伯の指揮する約六箇師は魯臺鐵道東側より嶧縣東方に迫りたるを以て反撃之に攻撃を加ふると共に、彼等の突進の勢ひを利用し衆敵を一舉に覆滅せんことを企圖し、殊更に寡兵を以て衆敵を山東東部に誘致抑留しつゝ、四月中旬以來南北より兵を進めて今次會戦に及んだ。然るに敵は我作戦企圖は固より其の片鱗をも窺知し得ず、魯南地區に三十數師の大兵を集中し戰勝デマを放送し世論亦之を過信したるが如くであつたが、我軍は大目的達成の爲め殊更に該方面の戰況を語らず、支那側を自己陶醉に躍らせつゝ、其の虚に乗じ諸準備を整へ、今日の光輝ある戰捷を期待したる次第であつた。斯くて南方より前進せる我軍の一部を以て鹽城、阜寧を攻

略して海州に迫り、主力は端午の佳節、淮河を渡河し、津浦線西方地區を北進して徐州方面の敵主要背後連絡線たる徐州、永城、毫縣道を遮斷し五月十四日には早くも彼等の最後の連絡線たる隴海線を碭山附近に於て遮斷し、濟寧附近より南下せる部隊は十四日金郷、魚臺の堅陣を突破し、大黄河を渡河せる部隊は十三日曹州を経て蘭封方向に突進し、茲に徐州一帯に對する包圍態勢を形成した。敵は魯南兵團を以て大運河の線に配し、魯西及び徐州南方に於て戰局の打開を策したるも、各方面よりの我強壓に堪へ得ず徹底的打撃を蒙り、遂に全線崩壊するに至つた。我軍は續いて敵を撃滅中である。實に隴海線一帯は對日抵抗の第一線として數年以來設備を加へられたる所、又徐州こそは彼等が金城湯池と恃める所であり、總司令李宗仁をして「大運河の決戦は當に戰區に於ける勝敗の問題たるのみならず、國家民族の危急存亡の岐路なり」と叫ばしめた所で、實に世界環視の焦點となつたのであつたが、皇軍一度起つや、正に疾風枯葉を捲くの概を以て之を攻略し其の眞價を發揮した。今や徐州攻略によつて北支中支にある我軍隊の陸上移動可能となり、兩者の統一運用により戰略上の地位を著しく向上したるのみならず、隴海線の支配確立は政戦兩略上に

於ける我方勢力の一段の進展を意味し、又江蘇、河南、安徽の沃野が蔣政權の桎梏を脱して新政權の陣容を強化するのみならず、津浦線の貫通は北支中支政權一體化の機運を激成するものと謂はねばならぬ。

以上の如く徐州會戦は極めて有利に進展し、支那側の抵抗力を粉碎しつゝあるも、未だ聖戰の前途は逆路するを許さぬ。彼等が依然長期抵抗を續くる以上、我れ亦不斷の進攻作戦を反復し長期磨礱を續くるのみであるが、勝つて兜の緒を締め、全軍一體鐵の結束のもとに聖戰目的達成のため更に一段の努力を期しある次第である。

## 中支派遣軍當局談

徐州東北方大運河北岸地點に於て抗日支那軍が最後の一戦として死守を標榜せる李宗仁指揮の五十個師に餘る優勢なる敵に對し、我山東作戦軍は寡兵を以て常に攻撃に次ぐ攻撃を以てし克く堅忍持久の目的を達成せり。此の間、軍は北支軍に協力好機に乗じ一氣に此の敵を殲滅すべく銳意準備を進めつゝありしが、五月五日端午の節句を期し此の第一線は北肥河及び懷遠西方敵陣地の攻撃を開始し、敵が月餘を費して構築せる數線、數段の陣地を突破し

而も雷雨を冒し炎熱に瀕ち徐州に向ひ戰史に類例稀なる敵中突破の大遼迴戰を完成せり。

我中支遼迴部隊は其の行動豫期以上に迅速にして七日には蒙城附近に於て既に宿縣潁州道を遮斷し、九日朝には城内の敵を殲滅して蒙城を占領、十二日には蒙城南西地區に現出せる約二箇師の敵及び此の宿縣の堅陣に集結せる敵集團を尻目にかけて、北進し同日永城に入城せり。十四日〇〇挺身隊は飛行機の誘導により隴海線上碭山東方約十六軒の鐵道橋に進み、其の爆破に成功し敵の列車による退却輸送を切斷せり。爾後〇〇部隊は隴海線に沿ひ九十九度の右旋迴を、又〇〇部隊は百善進出後四十五度の右旋迴を行ひ共に一路徐州に向ひ突進、接敵せり。

我軍の斯かる神技の作戦に敵は對應の手段全くなく、徒らに虚聲を放ちて中外の耳目を敵はんとし、其の第一線を曾て脱出を策せしも遂に及ばず、或る者は西に走らんとしして撃滅せられ、西北に逃れんとせしものは北支軍の南下に摺伏し、西南に向ひたるものは我空爆により分散し、或るものは脱兎の如く逃げ廻る等その損害と混亂とは實に思ひ半ばに過ぐるものあり。此の間江蘇省東部の要地たる阜寧は〇〇部隊により、安徽の要衝たる廬州は〇〇部



隊により相次いで攻略せられ、又軍が殊更とり残して置いた宿縣、固鎮附近の五六箇師の敵に對し〇〇部隊は行動開始後幾何ならずして十八日宿縣を奪取、〇〇部隊は翌十九日固鎮を占領せり。右と日を同じくして徐州及び其の南方高地は遂に〇〇、〇〇兩部隊により奪取せられ國民感謝の日章旗を城頭高く掲げた。

斯くて約三十箇師の敵は軍と策應して急進せる山東作戦軍其の他の北支軍に挾撃せられ、或は撃滅に遭ひ然らざるものは便衣に隠れて良民を装ひ、或は夜間小部隊毎に四散せるを以て最早や將來に於ける戦力の闘争は殆んど見込みなきに至り、蒋介石の武力資源は空陸共に恢復し難き迄に打撃を受けるに至れり。本作戦間、江南一帶の我各部隊は各地治安維持に些かの遺漏なく、外二十數箇師の支那軍に對して何等の虚隙を與へざるのみならず、反つて之に甚大の打撃を與へ其の遊撃企圖を根柢より挫折せり。

今回の徐州會戦は南北兩軍の緊密なる聯繫の下に行はれたる大包圍作戦にして軍は其の行動を開始してより僅々二週目、斯くの如き神速なる行動の半面その補給の困難は察するに餘りありたるも忠勇なる將士は克く其の責任の重大を自覺して敵中の補給を遂行し、追進部隊また銳意第一線に追隨して軍の指揮運用を遺憾なか

らしめたり。又この間陸軍の行動を支援せる海軍航空隊の活動實に目覚しきものありて軍の感謝おかざる所なり。作戦の間が概して快晴に恵まれたるは全く天祐の然らしめる所にして、之が爲め我陸海の飛行隊は充分に其の威力を發揮し本然の任務を達したるに反し敵航空部隊は全く愕伏して其の姿を見せず、僅かに五月九日蒙城上空に六機、同二十日蘭封附近に十六機現はれたる敵機も我戦闘機に追蹤せられ殆んど全機撃滅の悲運に遭へり。

本作戦の結果に鑑み外國の支那に對する飛行機援助も我軍による潰滅の速度に及ばず、抗日統一戦線は徐州の一戦に潰れ、其の喪失は補ふを得ざるべく、斯くて抗日支那の行末は蒋介石の豪語も此の現實の前には何等の反響をも齎さざる可し。支那側が曩に魯南の一局地豪兒莊の奪取を誇大に宣傳し、作戦の全局が之によつて定まるかの如く内外を欺瞞しつゝありしが、其の際日本軍が殊更に之に對し反駁の愚を取てせず、黙々笑殺し來りしは實に今日の遠からざるを密かに確信せしが故なり。今此の大事實に直面して如何に輕薄愚直なる支那内外の輿論も過去に於ける支那側の虚構の宣傳に惑はされたる怪夢より覺醒し來るなるべし。

今次戦果の偉大なるは一に長くも 大元帥陛下の御秘威に仰ぐ所

にして全軍將兵の感激愈々深く、其の士氣益々旺んにして、今や勝つて益々兇の緒をしめ、直ちに反轉して敗敵を急追し其の根據を衝く爲め次期の作戦過程に歩を進め、飽くまで之を屈伏せしめざれば已まざらんとす。

因に同戦線の戦況概観は次の通りである。

- ◇昭和十三年四月廿四日 郟城陷落す。
- ◇廿五日 郟城西方馬頭鎮を攻略。
- ◇五月四日 山本、松山部隊王庄鎮を占領▲寺垣部隊淮河を渡り胡口子攻略。
- ◇五日 王塘集を占據。
- ◇九日 蒙城陷落す▲蒙城南方の呂望集・樂土鎮奪取▲板橋集も陷る。
- ◇十日 南進部隊郟城西南方狼子湖占領▲郟城西南小歸昌を攻略▲堯王山を陷る▲北進部隊小澗集及び許町集占領。
- ◇十二日 北進諸部隊南平鎮・胡家河・唐集子・趙莊・韓村集・臨渙集・丹城・永城を攻略▲南下部隊は大義集・郟城を占領。
- ◇十三日 北進の岩仲部隊は礪山南方の韓道口集に突進。
- ◇十四日 北進部隊百善・董影集を奪取▲快速部隊隴海線内黃に到達し鐵道遮斷▲和田部隊は新安鎮附近の鐵道遮斷▲南進部隊金郷・魚臺の壘壘を抜く▲野尻、長谷川部隊山東西端の曹州を攻略。
- ◇十五日 北進部隊は西王庄・關双樓・王集・灘溪口・瓦子口寨・杜河集・大營集・羅集・臨口を占領▲南進左翼部隊加口坪占領▲郟縣陷落。
- ◇十六日 南進の長野部隊は炮車鎮・東河沿奪取▲徐州西方二十

- 里李莊にて南北兩部隊連絡成る▲前田、筒井、四宮、長瀬の各部隊黃口・鄭集を占領▲北進部隊は湖家口・蕭縣・毛庄・鳳凰山攻略。
- ◇十七日 ▲南進部隊礪山東方唐寨を占領▲微山湖渡渉部隊沛縣猛攻▲添田、倉林、澄田、横尾各部隊郟寨を突破▲兩角、田代部隊霸王山を攻略▲礪山西驛陷る。
- ◇十八日 宿縣・張庄占領▲大宮、西宮、前田、岡田、松川、増田各部隊爽河寨部を奪取。
- ◇十九日 兩角部隊臥牛山を攻略し徐州西側城壁の一角占領▲高橋、長瀬、前田、筒井、四宮各部隊徐州西門より城内に突入▲添田部隊小南望・小北望陣地を奪取▲今部隊は徐州北停車場占領し南北兩門より入城▲固鎮陷落▲遠山部隊内黃占領▲南下部隊は沛縣・擘縣・琵琶山・劉庄を占領。
- ◇二十日 徐州入城式舉行▲双溝陷る▲海軍陸戰隊連雲港及び東連島・西連島占領。
- ◇廿一日 夾溝・招討營・桃山集・関賢集占領。
- ◇廿二日 牛王沽奪取。
- ◇廿三日 礪山陷る▲井上、白田部隊蘭封口を占領▲黄河要衝陳留口陷落。
- ◇廿四日 安田快速部隊蘭封西門に突入、那須部隊、横山部隊も進撃入城し完全に占領▲陳留・睢寧陷る。
- ◇廿五日 長野部隊靈壁占領▲石梁陷落。
- ◇廿六日 酒井、飯島兩部隊は河南省東部の虞城攻略▲有馬部隊蕭縣入城、北上軍と握手。
- ◇廿七日 虞城占領部隊孫集を奪取。
- ◇廿八日 下功増占領。
- ◇廿九日 赤柴部隊毫縣東門を奪取し城内に突入▲歸德陷落。
- ◇三十日 横山、森下部隊渦陽城占領▲赤柴、沼田部隊毫縣を完



全に占領。

**漢口戦線** 徐州會戰の結果、隴海鐵道の大半は既に我陸軍の手中に歸したが、陸軍大部隊は更に京漢線南段より漢口に殺到せんとする勢ひを示したので、海軍部隊も之に呼應して揚子江溯江進撃作戦を決定、六月十一日我艦隊司令長官は同方面に於ける第三國艦隊に對し不幸なる事件の發生を避ける爲め立退き要望の通告を發する所あつた。之に關し我海軍特務部並に出先外務當局は即日左の如く發表した。

海軍特務部當局談

帝國海軍は本日(十一日)を以て漢口への進攻作戦を開始する。湖口附近より蕪湖附近まで直ちに作戰區域となるを以て第三國艦船の立退き要望を艦隊長官より各公使を通じて各國に通告した。

出先外務當局談

京漢線方面に於ける我軍作戦行動の進捗に伴ひ、帝國海軍の作戦行動も蕪湖上流揚子江に於て漸次發展すべきところ、右の場合第三國艦船の不幸なる事件の發生を避けんとする帝國海軍側の希望に基き、谷公使より左の趣旨の書翰を各國大公使へ、日高總領事よりも亦右谷公使の書翰、在滬各總領事並に領事へ傳達し、以て

- 一、現在蕪湖より上流湖口に至る揚子江流域には第三國艦隊は散在し居らずと信じ居るところなるが、同區域は本日以後激戦戰場となるかも知れざるをもつて一切の第三國艦船は我艦隊司令長官に於て作戦上支障なしと認むるに至るまで右地域は進入せざることを
  - 二、右地區に現存する第三國艦船あらば其の艦船名、所在地至急通知を得たくまた右艦船は至急蕪湖より下流若くは遙かに上流の安全地帯に避難すること
  - 三、現に湖口より上流にある第三國艦船は作戦の運行に伴ひ漢口上流に避難すること、また湖口上流に現存する艦船については其の艦船名、現在地、漢口上流への避難豫定など至急通知し右艦船の移動の都度速かに通知すること
- 等にして我方の要望を述べ、また上流の要望は交戦により第三國艦船に對し不慮の災難波及し、依つて第三國と日本との間に不愉快なる事故の惹起することなからしめんとする我艦隊司令長官の眞摯なる希望に出づるものなるに付き、關係國に於ても友好的態度を以て自發的協力をなされんことを希望する旨を通告せり。斯くて漢口進攻を開始せる海軍部隊は陸軍部隊と緊密なる協力の

下に翌十二日忽ち要衝安慶を攻略し、陸海兩軍は更に所在の敵を撃破しつゝ前進を續けてゐるが、右戦況に關し艦隊報道部は同十三日左の如く發表した。

艦隊報道部發表

徐州會戰に於ける皇軍の決定的勝利は今や其の範圍益々擴大され隴海鐵道の大軍は既に我手中に歸し、陸軍大部隊は一路敵の本據武漢三鎮に向つて殺到せんとしつゝあり、此の間にありて帝國海軍は嚴然として支那沿海を睥睨し、我江上進攻作戦部隊は蜿蜒として支那大陸を二分する大揚子江にあつて日夜絶大なる困難を排しつゝ奮闘を續行しつゝあり。

國民政府は曩に皇軍の疾風迅雷的なる一大進撃に抗し得ずして、「到底抗戰の勝利」を口にしながら、敗退に次ぐ敗退を續け、遂に首都南京を放棄し中央機關を四分五裂して漢口、重慶に移し、僅に中南支政權としての餘命を保ち續け來つたが、此の總本部たる漢口も徐州會戰の惨敗に依つて直接我軍の面前に斷末魔の憐れなる其の姿を露呈するに至つたのである。茲に至つて政府の狼狽は其の極に達し事態收拾の術なく、遂には「日本飛行機の爆撃を避けるため」と稱し、去る四日には遂に一般市民の避難を命ずる

に至つたので、全市は物情騒然として刻々として大混亂の様相を深刻化しつゝあつたのであつた。

而して我海軍江上進攻作戦部隊は此の機に當り愈々機熟せりとして猛然其の威力を發揮し、空軍部隊の果敢なる協力と共に陸軍進撃大部隊に呼應し、濁水を蹴つて敵彈雨飛の中を物ともせず先づ安徽省安慶に殺到、頑強極まる敵の抵抗を排除して敵前上陸を敢行し、激戦を隨所に展開しつゝ遂に之を占領獲得したのである。

安慶は蕪湖上流約百八十キロ、上海、漢口を結ぶ直線よりすれば漢口に僅か三分の一を餘すのみの近距離にある重要地點であり、之が我海軍部隊による占領は正に抗日蒋政權にとりては決定的打撃を與へたものと言ふも決して過言ではない。

而して挺身折柄の期水期を利用して遡巡休むことなく、武漢三鎮に向つて敵軍に熾烈なる砲火を浴せつゝ果敢な進撃を續行しつゝあるのであるが、揚子江對岸に頑敵を控へ然も各種機雷の掃海、電燈の操作、封鎖線啓開等の難事業を敢行しつゝ或は戦闘を交へ或は陸戦隊を揚陸して進撃する困難さは實に帝國海軍に依つてのみ能く爲し得る所であり、歴史に類を見ず、帝國海軍により始めて爲し送げられた其の苦衷は實に涙なくしては聞き得ぬところで



ある。

中支戰鬪激發するや帝國海軍艦艇は長江筋に於ては福山、江陰、鎮江等の重要砲臺を粉碎し、嚴重極まる江陰の封鎖線を啓開し、數百に餘る機雷其の他敵艦、武装ジクンク等を屠りつゝ昨年十二月十三日には陸軍部隊と前後して南京下關に其の姿を現はし、江北に退却せんとする數萬の敵兵を殲滅した。而して南京攻略後我江上作戰部隊は寸時の休みなく長江上流に向つて進攻を續け敵軍の渡河を斷念せしめ、沿岸の敵陣地を片つ端から潰滅しつゝ蕪湖に進み、本年一月十日には早くも蕪湖上流約四十キロの荻港を突破して六金剛鎮附近の敵前水路啓開を敢行し、同月十六日には敵が機雷敷設本部として南京より移轉した大通、五海里附近に於て溯航を斷行し、漢口、南昌等軍根據地より來襲する敵爆撃機を物ともせず、點々として兩岸に連なる敵陣に對して銃砲撃を加へ敵の戰意を喪失せしめ作戰に邁進しつゝあつた。

安慶攻略等も實に連日連夜苦闘に苦闘を重ねた努力の集積であり既に一月十九日東北安慶附近の下流まで溯航危険を冒して敵偵察をなし幾多の苦心を重ねて居り、今次安慶占領も決して偶然の快勝を得たものではない。一方此の江上作戰に對し常に甚大なる

協力をなしつゝある海軍航空隊の活躍は特筆大書すべきもので、沿岸敵陣の偵察爆撃等は連日これを行ひ、來襲機の驅逐撃退などの奮闘にも感激措く能はざるものがある。今や抗日國民政府本據漢口の陥落は單に時日の問題となり、既に去る九日に中央機關各部を重慶、昆明及び湖南西部等に再び移すべく餘儀なくされたことは實に皇軍の威風赫々たるものを示すものである。最近に於ける我江上作戰部隊の活躍及び海軍航空隊の之に協力せる主なるものを摘録すれば次の如くである。

(一)六月一日、江上艦艇は洋山磯附近で機雷數個を發見し江岸の敵と交戦しつゝ之を處分、同月二日前日に引續き我が艦艇は洋山磯附近で機雷三個を處分しつゝ江岸の敵部隊と交戦、大通附近でも敵軍を攻撃しつゝ掃海作業を敢行、同三日艦艇は太子磯、大通方面のジャンクを撃破、同月四日航空部隊は江上艦艇に協力し大通附近に來襲した敵空軍を驅逐し、艦艇は敵板洲、大通附近の掃海を行ひ機雷數個を處分、洋山磯方面では江岸から野砲を以て交戦する敵に大なる打撃を與へこれを沈黙せしめた。

一方空襲部隊は安慶、九江飛行場を襲撃大損害を與へた。

(二)同月六日洋山磯附近陣地の敵集團部隊を攻撃しこれを潰走せ

しめた。同月九日新開溝附近に進出した一部艦艇は頑強なる敵の抵抗を排して大通港内に進入、機雷敷設關係施設を徹底的に爆撃して海軍航空隊は直接江上艦艇の進出を援助し兩岸陣地を爆破した。夕刻敵飛行機四機が襲撃して來たが直に撃退した。同月十日江上艦艇は王盤洲附近まで進出した。我航空隊は江上艦艇に協力兩岸陣地砲臺に據る敵兵を制壓して敵に多大の損害を與へた。

(三)同月十一日附江上進攻線を列國に通知し惡天候を冒して豫定通り急速に進出した。同十二日陸軍一部大王廟に敵前上陸し、先頭艦艇は安慶港域に進撃、午後一時三十分一部棧橋を占領し同月十三日陸戦隊を棧橋に上陸せしめ安慶市街を撃破し四圍の殘敵を掃蕩す。

**黄河決潰** 然るに叙上の如き我軍の海陸兩方面よりする漢口作戰に狼狽せる敵は、之が進撃阻止の目的を以て六月十、十一日の兩日鄭州北方十數ヶ所に於て黄河の堤防を決潰するの暴舉を敢へてするに至つたが、之に關し我大本營陸軍部、北支並に上海兩現地軍當局は同十四日夫々左の如き當局談を發表した。

大本營陸軍部當局談

第一編・第三章・第三節 徐州・漢口戦線

鄭州の占領並に漢口方面に向ふ我軍の進撃を極度に恐れた支那軍は遂に自國民の利害休戚を顧るの邊なく、豫て計畫せし通り開封西北方開市口、蒲灘間十數ヶ所及び鄭州北方許家堤附近數ヶ所に於て黄河の堤防破壊を決行した。我軍は該地附近堤防の決潰が過去に於て河南、安徽、江蘇三省の住民に恐るべき水禍を齎した事實を知悉しあるが爲め迅速なる作戰行動に依り災害を未然に防止せんとしたが、蔣政權の非人道的行爲遂に茲に至つたのはかへすがへすも遺憾な事である。

之が爲め纔に戰禍を免れ得た三省の沃野幾百里、住民幾千萬が永きに互り蒙らんとする痛苦と損害は如何ばかりか測り知るべからざるものがある。豫て「焦土」戰術或は「清野」の策に名を藉りて汎ゆる暴行の限を盡した蔣介石軍として、自國民民を水災苦に陥れるが如きは何等意に介せざる所であらうが、廣東空襲による僅かなる民衆の犠牲を第三國の同情に訴へんが爲め誇大に吹聴しある事實と併せ考慮すると矛盾も亦甚しと言はねばならぬ。

我軍の一部は今や濁流滔々たる黄河河畔に於て必死の作業を繼續し、神人共に許さざる蔣政權の大暴虐より無辜の支那民衆を救済せんとして懸命に努力中である。由來蔣政權側は汎ゆる非人道的



行爲を日本軍の所行として中外に宣傳する常習者なるを以て、右に關しても牽強附會の宣傳に努むる處れがあるが、我軍が聖戰の意義に徹して破壊箇所を修復に全力を傾注してゐるといふ嚴然たる事實の前には、蔣軍一流の虚構も全然無力であると言はねばならぬ。

北支軍當局談

徐州會戰の大敗以來皇軍無敵の威力に愕伏し、既に戰勝の望みを失へる黨軍は實力を以ては我軍破竹の進撃を阻止し得ざるを悟り卑怯にも黄河堤防を決潰せしめたるを以て、我軍は怖る可き災害を防止する爲め特に作業部隊を急派して附近住民と協力し破壊箇所修復に努めつゝあるが、之に對し支那軍は盛んに妨害し來るを以て、我作業部隊は之を排除しつゝ且つ戦ひ且つ作業する危険なる防水の難事業に晝夜兼行甚大なる努力を拂ひつゝあり、附近の住民も亦これに感激し危険を冒して我部隊に協力し、郷土の侵水防止に涙ぐましい活動を續けてゐる。尙ほ黨軍は更に新たな決潰を加ふ。依つて我軍は之を阻止するため部隊を黄河沿岸に進めて此の敵を驅逐し其の企圖を挫折せしめつゝある。

上海軍當局談

氾濫し、河南、安徽、江蘇の我作戦區域を水没にし、中支方面作戦に重大なる影響を及ぼしたのである。

尙ほ我上海軍當局は翌十五日「黄河決潰に依るも皇軍進撃には何等支障を受けることなし」と左の如く發表した。

上海軍當局談

支那側は目下頻りに黄河堤防決潰は日本軍の所爲なりと宣傳に努めつゝあるが、決潰地點と稱される京水鎮には未だ日本軍は進出して居らず、また支那側は日本が爆撃により堤防を破壊したと稱してゐるが、幅三百メートルもある堤防は到底爆撃では破壊し得るものではなく、其の虚構なること明かである。目下氾濫せる水流は京水鎮より中牟を経て開封西南方の朱仙鎮方面に向ひつゝあり、此の爲め開封附近では却つて減水を見つゝある。併し中牟附近に於ける水深は二米突で人の丈が立たず、水速は毎秒一米突五〇といふ有様で、皇軍將士の困難は固よりであるが、支那農民の被りつゝある惨害は言語に絶するものがある。此の堤防破壊は支那側の計畫的行爲に出たものであること明かであつて、曩に徐州戰前支那側スポークスマンが「いざとなれば支那は黄河堤防を破壊して日本軍進撃を阻止すべし」と言明せることによりても察す

徐州會戰以來支那軍は敗戦に敗戦を重ね、北方に於ては京漢線を遮斷鄭州も亦危機に陥つてゐるが、南方に於ても亦安慶が占領され、漢口防衛の重要な據點を失つて蔣介石は戰局打開に最後の足掻きに汎ゆる陋策を行つてゐるが、大雨期と増水期を狙つて十日遂に鄭州北方京水鎮に於て黄河堤防破壊、黄河の水を氾濫せしめ、所謂河南中原地區を濁流の水底深く埋め、日本軍の西進を阻止したのである。日本軍の行動を妨害するのみならず河南、安徽、浙江の沃野を蕩屑と化し、一部の文化を自らの手によつて破壊したにも拘らず、支那側は却つて之を日本軍の行つたものであると虚構の宣傳をなし、世界の同情を引かんとした一石二鳥の苦肉策を弄したものである。然るに未だ日本軍は京水鎮には入つて居らず、支那側の宣傳が全く日本軍を誣ひる虚偽も甚だしい宣傳であることは事實の證明するところを以て明かである。依つて日本軍はかゝる非人道的行爲に對し斷乎たる處置を講ずるの已むなきに至つた。由來黄河の水を治めるものは帝王の地位に陞るものといはれ、黄河の治水は數億の民衆の死活に重大なる影響を及ぼすもので、此の支那側の惡辣なる黄河決潰は四千年前禹王時代の水害を再現せしめたもので、之がため沙河、颍河、淮河の諸川は

べきである。國民の損害を顧みない行爲は鬼畜に等しきものである。尙ほ支那側は日本の機械化部隊の大部隊が水害の爲め殲滅したといふやうな宣傳を頻りに行ひつゝあるが、之は全く虚構な事實で、皇軍將士が氾濫の爲め多少の困難は受けつゝあつても、之により我漢口進撃に支障を受けるやうなことは全然あり得ない。

第四節 帝國海軍の活躍

**作戰概要** 帝國海軍は事變以來下記の如く航行遮斷に、江上作戦に、或は陸軍との緊密なる共同作戦に多大の戦果を収め來り、殊に其の航空部隊の活躍は敵空軍を蹙若たらしめてゐるが、其の作戰概要に關し我が大本營海軍報道部では五月二日左の如く發表した。

大本營海軍報道部公表

各方面に於ける海軍作戦の近況概要左の如し。  
 ◇航行遮斷 峻烈なる北東季節風衰へ南支海上漸く靜穩となるや敵は小型船舶、武装我克等を以て軍需品の海上輸送を再興し、或は第三國國旗を詐用し、或は我臨檢隊に武力抵抗を行ふ等情況活氣を呈す。我海上部隊將士は急激なる氣候惡化にも屈せず旺盛なる士氣を以て酷熱の南海に長期監視を續行中なり。



◇江上作戦 揚子江下流に於て我海軍機空爆の犠牲となれる敵艦平海、寧海、逸仙等は既に我手に依り浮揚作業を終了せり。右作業に従事せる海軍工廠職員は風浪と戦ひ空陸よりする敵の妨害を排除しつゝ見事此の難作業を完成せり。我江上艦艇は敵が下流揚子江に設置せる機雷、防材其の他水中障害物を除去し、同方面に於ける海陸兩軍の補給路を安泰ならしむると共に、蕪湖上流に遡航し兩岸トーチカに據る敵陸兵を攻撃し多大の損害を與へ、又敵軍用戎克多數を拿捕し多量の軍需品を鹵獲せり。太湖を中心とする湖沼及び運河地帯に於ては捕獲汽艇を以て編成せる海軍砲艇隊活躍中にして我陸軍と協力し治安維持等の任務に従事中心なり。

◇海軍陸戦隊 海軍陸戦隊は上海、青島、芝罘、威海衛等の占領地域を警備し治安維持に努むると共に、在支各所の航空基地の守備並に防空に任じつつあり。

◇航空作戦 敵空軍は二月二十五日南昌に於てその精銳四十餘機を撃墜せられし以後奥地に遁入蟄伏すると共に、各地飛行場に多數四機を増置し我を僞購せんとする等の手段を執れり。我海軍航空部隊は是等奸策に乗せらるることなく、中南支上空を連日縦横に活躍し、敵飛行基地、軍需工場、倉庫、火薬庫其の他の軍事施設

設を壊滅すると共に、特に廣東方面の鐵路、道路及び水路に對しては徹底的爆撃を加へ、敵運輸交通機關に對し莫大の損害と支障を與へ、今日迄に南支に於て破壊せる貨車少くも六百輛に達す。他方北支方面に於ては山東省南部に於ける陸軍作戰に協力せる外灘鐵路に對し數次の大爆撃を加へたり。

敵空軍は二月下旬以來極力機材人員の復興に努めつつありしが、其の苦心せる再建空軍亦四月十三日廣東に於て英國製戰鬥機十五機を撃墜せられ、更に天長の佳節漢口に於て蘇聯製機五十餘機を失ふの大打撃を蒙りたるが、その損害を秘匿せんがため日機撃墜二十餘機に及ぶ最高記録を樹立し、華軍損害僅少と放送する等、各種虛構宣傳を以て再建空軍の偉力を誇示しつゝありと雖も三、四兩月に於ける敵損害百機に對し我損害四機に過ぎざる明白なる事實は、以て敵再建空軍の實力を評價するに足るべし。

抑々我海軍航空部隊の實力が世界最高の域に達し得たるは、實に關係各員が無比の努力と練磨を重ね尊き犠牲を捧げしに依るものにして、敵が僅々數ヶ月の日子を以て再建せる空軍の如きは假令蘇聯等の機材人員の援助ありとするも、其の實戰的價値に於て到底我足下に及び難きは今回の事例に於て明白なり。我航空隊將士

は士氣愈々旺盛にして敵空軍の殲滅に邁進しつゝあり。

尙ほ支那事變勃發以來支那方面艦隊司令長官の重職にあつた長谷川清中將は這般横須賀鎮守府司令長官に、又特別陸戰隊司令長官大川内傳七少將は海軍砲術學校長に、參謀長杉山大藏少將は軍令部出仕に補せられ、其の後任として及川古志郎中將が艦隊司令長官に、草鹿任一少將同參謀長に、実戸好信少將が特別陸戰隊司令官に補せられた旨昭和十三年四月三十日午後海軍省より公表された。因に新舊長官の事務引継ぎは同日現地に於て行はれた。

中華民國公私船航行遮斷 上海事變發生以來、支那側の不法行為は日を逐うて激化しつゝあつたが、昭和十二年八月十六日に至り遂に支那船舶は我軍艦に向つて魚雷を發射し我軍艦を撃沈せんと企圖するに至つたので、我第〇艦隊當局に於ては同十八日上海港第六七、八區の支那船舶の夜間航行を禁止すると共に、外國船舶にして若し夜間航行の場合は、豫め第〇艦隊に照會すべき旨通告を發したが、其の後戦局は漸次擴大し斯かる小規模の對策にては到底萬全を期し難き事態となつたので、帝國海軍に於ては自衛作戰上揚子江河口より汕頭に至る南支沿岸六百八十浬に亘り一切の支那船舶の交通を遮斷し、支那軍の不法を膺懲すると共に支那側の反省を促し、以

て速かに事態の安定を期することとなり、八月二十五日長谷川第〇艦隊司令長官の名を以て左の宣言を發したが、次いで翌二十六日海軍當局は之に關し副官談の形式を以て其の理由を中外に闡明する所があつた。

長谷川長官宣言

本官は昭和十二年八月二十五日午後六時より北緯三十二度四分、東經百二十一度四十四分より北緯二十三度十四分、東經百十六度四十八分に於ける中華民國沿海を本官の指揮下に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮斷することを宣言す  
本遮斷は中華民國船舶に對してはすべて其の效力を有すべし  
第三國船舶及び帝國船舶は遮斷區域内に入出入るを妨げず  
昭和十二年八月二十五日  
大日本軍艦〇〇に於て

第〇艦隊長官 海軍中將 長谷川 清

海軍省副官談

昨二十五日午後六時以後帝國海軍は支那公私船舶に對し揚子江口福州、厦門、汕頭に亘る沿岸一帯の通航を遮斷する事に決した。帝國は在支邦人の生命財産及び我權益に對する支那軍の侵害に對



し自衛手段を執るを餘儀なくせられたけれども、當初より局面を最小範圍に限定せんことを念として來たのである。然るに支那軍累次の暴戾なる挑戦行爲に依り事態は益々重大を加ふるに至れるを以て、帝國海軍は支那の反省を促し事態を速かに安定せしめんとする考慮に基き、已むを得ず右の措置を執ることに決した次第である。従つて右實施に當つては支那の戦闘力減殺を主要目的とし、濫りに支那船舶又は戦貨等を没収するが如きことを爲す意志なく、飽く迄國際正義に立脚せる自衛的手段の範圍を出づる事なし。又第三國の平和的通商はこれを尊重し、これに干渉を加ふる如き意圖を有せざるは勿論のことである。

尙ほ我外務當局に於ては帝國海軍の中南支沿岸に於ける支那船舶の交通遮斷に關し八月二十六日左の通り聲明したが、之より先、在上海岡本總領事は關係各國に對し「支那側が第三國の國旗を濫用する恐れあるに就き注意せられ度き」旨書面（八月二十五日附）を以て通告する所があつた。

外務省聲明

帝國は我軍隊に對する支那軍の不法攻撃並に在支邦人の生命財産及び我權益に對する支那軍の不正の侵迫に對し、自衛手段を執る

を餘儀なくせられたが、當初より局面を最小範圍に限定せんことを念とした。然るに支那軍累次の暴戾なる挑戦的行爲に依り事態は益々重大を加ふるに至つた。

右事態に對應し支那の反省を促し速に事態を安定せしめんとする考慮に基き、帝國海軍は已むを得ず昭和十二年八月二十五日午後六時以降北緯三十二度四分、東緯百二十一度四十四分より北緯三十二度四分、東緯百十六度四十八分に至る支那沿岸に對し支那船舶の交通を遮斷するの措置を執るに決した。然れども右の措置は前記の如く専ら支那側の不法行爲に對する自衛的措置に外ならずして帝國海軍は第三國の平和的通商を尊重し、之に干渉を加ふるの企圖を有せざるものなることを附言する。

然るに其の後事變は益々重大化し來つたので、帝國海軍は支那沿岸に於ける支那船舶の航行遮斷の徹底を期する爲め九月五日從來の區域を擴大し、秦皇島より山東最南端に至る沿岸並に江蘇省北端より廣東省西端に至る全支沿岸に及ぼすこととなり、長谷川第〇艦隊司令長官並に吉田第〇艦隊司令長官は夫々左の如く宣言すると共に帝國海軍並に外務當局は之に關し即日左の如く聲明した。

長谷川長官宣言

帝國船舶は遮斷區域に出入することを妨げず

昭和十二年九月五日

大日本帝國軍艦〇〇にて

第〇艦隊司令長官 海軍中將 吉田 善 吾

海軍省公表

帝國海軍は曩に自衛の一手段として且つ又速に事態を安定せしめんとするの考慮に基き、支那船舶に對し中南支沿岸一部の交通を遮斷せるが、更に其の區域を擴め第三國の租借地及び青島を除きたる爾餘の中華民國領域の全沿岸に對し支那船舶の交通を遮斷するの措置を執るに至れり。右の措置は専ら支那側の反省を促し速に事態を安定せしめんとするの念慮に出でたるものにして、第三國の平和的通商に對し干渉を加ふるの企圖を有せざることは従前と異なるなし。

外務省聲明

帝國政府は曩に時局を速に收拾し事態を安定する目的を以て、支那船舶に對し中南支沿岸一部の交通を遮斷する措置を取つたが、今般更に右區域を擴張し昭和十二年九月五日午後六時より北緯四十度零分、東緯百十九度五十四分より北緯三十三度三分、東

本官は昭和十二年九月五日午後六時以降北緯三十四度三十分、東經百十九度五十五分より北緯三十一度三十三分、東經百八度三分に至る第三國租借地を除きたる爾餘の中華民國の沿岸に對し本官の指揮下に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮斷することを宣言す

本遮斷は中華民國船舶に對して總て其の効力を有すべく第三國及び帝國船舶は遮斷區域内に入出するを妨げず、

本宣言は昭和十二年八月二十五日本官のなしたる宣言に代ふるものとす

昭和十二年九月五日

大日本帝國軍艦〇〇に於て

第〇艦隊司令長官 海軍中將 長谷川 清

吉田長官宣言

本官は昭和十二年九月五日午後六時以降北緯四十度、東經百十九度五十四分より北緯三十四度三十分、東經百十九度五十五分に至る青島を除く爾餘の沿岸に對し本官の指揮に屬する海軍力を以て中華民國公私船の交通を遮斷することを宣言す



經百十八度三分に至る青島及び第三國租借地を除く爾餘の中華民國沿海に對し支那船舶の交通を遮斷することに決定した。然し乍ら右の措置は専ら支那側の反省を促さんとするの念慮に出づるものであつて、帝國政府は第三國の平和的通商は尊重すべく之に干渉を加ふる意圖はない。

(備考) 昭和十三年四月三十日長谷川長官の後を襲ひ支那方面艦隊司令長官に新任せられたる及川中將は中華民國公私船の交通遮斷に關し列國極東艦隊最高指揮官宛次の如く通告した。

長谷川前支那方面艦隊司令長官が實施し來れる中華民國沿岸に於ける同國公私船の交通遮斷は昭和十三年四月三十日午前十一時(上海時間)以降本官これを行ふことを宣言す

支那方面艦隊司令長官 及川古志郎

**海軍陸戰隊** 八月九日上海大山事變勃發するや、我上海駐屯海軍陸戰隊は暴戾なる支那大軍に對し克く奮戰遂に之を撃退せることは上海戦線の項に記述の通りであるが、更に作戦の必要上、昭和十二年十月二十六日金門島を、翌十三年一月十日青島を、二月三日芝罘を、同十二日膠州灣黃島を、三月七日威海衛を、また五月十日廈門を、續いて五月二十日連雲港を、次いで六月二十一日南澳島並に

柘林を攻略した。其の中主なる戦況は左の如くである。

**青島上陸** 一月十日拂曉特別陸戰隊は第〇艦隊援護の下に青島東南方三里の山東頭沖に至り、直ちに沿岸一帯に敵前上陸を敢行して青島港を攻略し、更に青島市に向け進撃を開始、同日全市を完全に占領し、司令官は即日全市民に對し安民布告を發した。

**威海衛占領** 三月三日威海衛に共産黨系の暴動發生し市中混亂に陥つたので、〇〇に待機中なりし第〇艦隊の艦隊は同六日威海衛に急行、翌七日午後特別陸戰隊は步武堂々東碼頭より上陸直ちに管理公署、公安局、國民黨支部及び中國、交通、山東省民等の各銀行を占領し、支那側市商會側と連絡して市内治安に當つた。

**廈門攻略** 艦艇及び航空隊援護の下に陸戰隊は五月十日午前五時廈門島東海岸より敵の背後を衝き一氣に上陸、我部隊は神速果敢な急襲作戦に依り同島に頓壕を構築して抵抗する廣東軍百七十八師凡そ二千餘の敵を撃攘し、夕刻廈門市の前面二軒にある連坂社を占取し、翌十一日廈門全市を占領、更に同島西南岸白石、胡里社、碧山等の諸砲臺並に其の背後地區に遁れたる殘敵を掃蕩し同十三日完全に同島を制壓したが、我艦隊報道部は十日左の如く發表した。

艦隊報道部發表

一、日本海軍は作戦の必要上本日早朝廈門島に有力部隊を揚陸作戦は極めて順當に進行、漸次同島を席捲して着々戦果を收めつつあり。この日天氣晴朗にして冷風吹く中、帝國海軍艇の掩護と航空機の上空よりする支援の下に敵の抵抗を排除して揚陸を敢行、爾後海上部隊はその艦砲を以て前面の敵を砲撃制壓、航空機は敵部隊の據點を爆撃全軍進撃を續けつつあり。敵は廈門市の一部に放火し目下盛んに炎上中なり。現在までに判明せる我方の死傷は僅めて僅少なり。

二、本日廈門に上陸を敢行せる日本軍は漸次戦火を擴張中なり。日本軍は第三國人の生命財産の保護に關しては最善を盡しこれが安全確保に努めつつあり。善良なる支那人に對しては第三國人同様その生命財産の保護に努めつつあり。今後支那軍が第三國人居住地區を軍事的に利用し作戦行動を行はざる限り、日本軍はこの地域に軍事行動を行はざるべし。

三、本日廈門島に上陸せる日本軍の進出を支援しつつありたる我海軍航空隊は廈門大學構内に多數軍隊の蹠居し、明かにこれを作戦行動に利用しありたるを認めこれを爆撃し敵に多大の損害

を與へたり。日本軍は常に文化施設等に對しては敵がこれを軍事的に利用せざる限り爆撃又は砲撃するの意圖は毛頭なく、これが保全に努めんとするところなるも、支那軍は上海及び南京其の他に於て屢々學校教會等を作戦行動に使用する如く、廈門大學にも強固なる防禦陣地を造り軍事的に利用せり。

四、廈門は廣東軍の蹠居し福建に於ける抗日策源地たると共に武器彈藥軍輸品輸入の基地として極めて抗日作戦に重大なる役割を有する地なり。又同地及び鼓浪嶼には我臺灣籍民残存するもの多數ありてこれが救済は日本の行ふべき當然の責務なり。

**連雲港占領** 五月二十日海軍有力部隊は艦艇飛行機援護下に東連島並に連雲港に敵前上陸を敢行、抵抗する敵を驅逐し夕刻迄に同地一帯を占領、翌二十一日東連島、西連島の清掃を完了したが艦隊報道部は同二十二日之に關し左の如く發表した。

艦隊報道部發表

陸戰隊の連雲港敵前上陸以來僅か二日にして果敢なる陸戰隊は同港附近一帯の迅速なる掃蕩を完了、敵の手によつて破壊された棧橋其の他諸施設の復舊を開始し早くも必要なる棧橋の架設を終つた。同港占領の上陸部隊の掃蕩により敵の遺棄せる死體は約百、







新支那現勢要覽

七(中支) 上海附近 敵陣地

寬 橋 工廠建物

嘉 興 飛行場

廣 德 飛行場兵舍

連日 蘇州 (空中戰) 敵陣地、密集

上海附近 飛行場兵舍

天 河 軍事施設

元(中支) 南京 敵陣地

上海附近 兵工廠憲兵司令

海 州 部其他軍事施設

徐 州 兵營及飛行場指

三(中支) 南京 國民政府、參謀

本、砲臺、無線

蘇 州 線電信所

徐 州 十數機を以て軍

軍用品倉庫を大破

連雲港 軍需品倉庫、重

天 河 兵舍、倉庫

白 雲 燃料庫、兵舍

增 步 火藥廠爆破

三(南支) 白雲 地上四、殘存格納庫

從 化 兵舍

天 河 飛行場兵舍

廣 東 製彈廠、兵工廠

中 央 黨 部、航空

署、防空委員會

寧 海 型巡一隻、

水雷工場爆破

濟 寧 飛行場

徐 州 軍用列車

淮 陰 飛行場、火藥庫

兗 州 兵舍、停車場、機

廣 東 關庫、軍用列車

天 白 軍司令部、軍官

河 雲 學校、茶頭、增

多 大 の 損 害 を 與 ふ

擊墜一六機以上、地

上二七、格納庫四

地上四、殘存格納庫

大半

地上二、格納庫二

新飛行場及工場

三棟

兵工廠、製鐵廠

修理工場、兵舍

午前午後四回に

互り夫々數十機

を以て軍政、防

交通兵團、防空

砲臺、無線電

海浜型巡一、逸

仙型砲一を爆撃

白雲航空學校、

虎門飛行場、岐

官學校爆破、砲

山上流に於て砲

艦一隻爆撃擱坐

軍事要點

從江口兵工廠、

格納庫五

大校場飛行場

南京

廣 東

連日 中南支

句 容 飛行場

蕪 湖 飛行場燃料庫

杭 州 飛行場

廣 德 新飛行場及飛行

學校

擊墜一、地上二

擊墜一、地上五

格納庫五

從江口兵工廠、

大校場飛行場

南京

廣 東

連日 中南支

句 容 飛行場

蕪 湖 飛行場燃料庫

杭 州 飛行場

廣 德 新飛行場及飛行

學校

擊墜二

地上數機、格納庫六

修理工場、兵舍

午前午後四回に

互り夫々數十機

を以て軍政、防

交通兵團、防空

砲臺、無線電

海浜型巡一、逸

仙型砲一を爆撃

白雲航空學校、

虎門飛行場、岐

官學校爆破、砲

山上流に於て砲

艦一隻爆撃擱坐

軍事要點

從江口兵工廠、

格納庫五

大校場飛行場

南京

廣 東

連日 中南支

連日 上海附近

陸上戰線敵陣地

中、南、支

北 支 空軍根據地、軍

事施設

飛 行 場、主要建

物、格納庫二棟

蚌 埠 停車場、機關庫

廣 信 主要建物、機關庫

江 陰 軍 艦

海 州 兵 營

上 海 大場鎮、廟行鎮

江 陰 江灣鎮、陣地

廣 州 方面

安 慶 飛行場

南 翔 軍事施設

崑 山 停車場、車庫、

嘉 興 倉庫三棟

韓 庄 倉庫三棟

浦 保 倉庫三棟

浦 線 倉庫三棟

津 浦 線 倉庫三棟

擊墜一(カーチス、

ホークⅣ機の内)

地上機二、格納庫爆

破

貨車十五輛、線路爆

破

機關、貨車爆破、倉

庫線路爆破

敗兵搭載列車爆破

巡一擱坐、砲三擊破

擊墜一(カーチス、

ホークⅣ機の内)

地上機二、格納庫爆

破

貨車十五輛、線路爆

破

機關、貨車爆破、倉

庫線路爆破

敗兵搭載列車爆破

巡一擱坐、砲三擊破

擊墜一(カーチス、

ホークⅣ機の内)

地上機二、格納庫爆

破

貨車十五輛、線路爆

破

機關、貨車爆破、倉

庫線路爆破

敗兵搭載列車爆破

巡一擱坐、砲三擊破

擊墜一(カーチス、

ホークⅣ機の内)

地上機二、格納庫爆

破

貨車十五輛、線路爆

破

機關、貨車爆破、倉

庫線路爆破

敗兵搭載列車爆破

巡一擱坐、砲三擊破



